

平成26年度

第16回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年11月18日(火)
開会13時30分 閉会16時01分

場 所 教育委員室

平成 2 6 年度
第 1 6 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 子どもの力と意欲の向上に向けた「芯の通った学校組織」
活用推進プランの策定について
- 第 2 号議案 公立学校の管理職人事について
- 第 3 号議案 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関
する規則の制定について

(2) 報 告

- 職務専念義務違反等に関する調査結果等について
- 会計検査院による平成 2 5 年度決算報告について
- 別府翔青高校及び玖珠美山高校の概要について
- 学校給食における異物混入について

(3) 協 議

- 大分県人権教育推進計画（改訂版）素案について
- 大分県スポーツ推進計画（改訂版）素案について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

| | | |
|-----|----------|---------|
| 委 員 | 委員長 | 松 田 順 子 |
| | 委員長職務代理者 | 林 浩 昭 |
| | 委員 | 岩 崎 哲 朗 |
| | 委員 | 首 藤 照 美 |
| | 委員 | 高 橋 幹 雄 |
| | 教育長 | 野 中 信 孝 |

欠席委員なし

| | | |
|-----|-----------------|---------|
| 事務局 | 理事兼教育次長 | 河 野 盛 次 |
| | 教育次長 | 落 合 弘 |
| | 教育次長 | 大 城 久 武 |
| | 教育改革・企画課長 | 佐 野 壽 則 |
| | 教育人事課長 | 藤 本 哲 弘 |
| | 教育財務課長 | 岡 田 雄 志 |
| | 福利課長 | 大 石 尚 志 |
| | 義務教育課長 | 後 藤 榮 一 |
| | 生徒指導推進室長 | 江 藤 義 一 |
| | 特別支援教育課長 | 後 藤 みゆき |
| | 高校教育課長 | 高 畑 一 郎 |
| | 社会教育課長 | 曾根崎 靖 |
| | 人権・同和教育課長 | 甲 斐 順 治 |
| | 文化課長 | 山 口 博 文 |
| | 体育保健課体育・スポーツ振興監 | 秋 好 寿 紀 |
| | 別府翔青高等学校長 | 辛 島 信 昭 |
| | 玖珠美山高等学校長 | 近 藤 宣 彦 |
| | 教育改革・企画課主幹 | 勝 尾 裕 美 |
| | 教育改革・企画課主査 | 石 丸 一 輝 |

2 傍聴人

15 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第16回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は16時05分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 子どもの力と意欲の向上に向けた「芯の通った学校組織」活用推進プランの策定について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プランの策定について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プランの策定について」、ご説明します。議案書1ページをお開きください。

平成24年11月26日に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランを策定し、市町村との緊密な連携の下で、平成24年度から3フェーズに渡り取組を進めてきました。これまでの取組により、学校の組織力は着実に向上してきていますが、なお課題はあり、また、教育活動の更なる充実のため、「芯の通った学校組織」の一層の活用が必要であると考えています。

このため、「芯の通った学校組織」の「取組の徹底」と「一層の活用の推進」を通じて、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、今後、2年間に渡り取組を継続していくための計画として「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を策定しましたので、本日提案させていただくものです。詳細については、担当課長が説明いたします。

(佐野教育改革・企画課長)

それでは、「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」の策定について、ご説明をいたします。

2ページの「『芯の通った学校組織』の構築について」という横刷りの資料をご覧ください。「現状及び学校改革の方向性」の2つ目にあり

ますとおり、大分県の特に小・中学校を中心に、学校の目標が抽象的すぎる、主任制度が十分定着していないという課題が大きいことから、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標に向けて組織的に教育活動に取り組むよう、「芯の通った学校組織」という言葉を掲げて学校改革を進めているところです。下にありますように、現在の取組状況としましては、平成24年度から26年度の3フェーズに渡って、取組を推進してきており、本年度夏に全ての学校を対象に、「芯の通った学校組織」についての定着状況調査を実施しました。その結果、これまでの成果と課題として、右下にありますように、多くの校長が「大分の教育が良くなってきている」と回答し、その理由として「目標達成に向けた組織的な学校運営が進んでいること」を最も多く挙げるなど、「芯の通った学校組織」が全学校に定着しつつあります。他方、重点目標と課題の一致や自己目標との連動、主要主任等の意識の向上、主任制度及び主任手当の趣旨の徹底、運営委員会の一層の工夫などに、なお課題があり、学校からは「『芯の通った学校組織』の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要」という意見もありました。また、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成や不登校対応における組織的な取組、学校・家庭・地域の連携を一層進めることが必要と考えています。

次のページからが「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」です。表紙の次のページの目次をご覧ください。まず、「第1から第3フェーズの成果と課題及び今後の方向性」といたしまして、「これまでの経緯」と「定着状況及び課題」をまとめています。その上で「今後の方向性」をまとめているという構成となっています。

17ページをお開きください。「今後の方向性」について、まとめています。読み上げさせていただきます。「芯の通った学校組織」の構築に向けた第1フェーズ(24年度)、第2フェーズ(25年度)、第3フェーズ(26年度)の取組により、目標達成に向けた組織的な取組が進み、その基盤となる学校運営体制が全ての学校に定着しつつある。また、学校運営への参画に対する教職員の意識の高まりが見られる。他方、重点目標への学校の課題の反映や重点目標、分掌等目標、自己目標の連動、主要主任等の意識の向上、主任制度及び主任手当の趣旨の徹底、充実した議論のための運営委員会の一層の工夫や効率的な活用など、目標達成に向かうマネジメント、基盤となる学校運営体制の双方に、なお課題が残っている。学校からは、「『芯の通った学校組織』の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要」という意見もある。このため、今後、これら残されている課題を踏まえて、更なる取組の徹底を図る必要がある。また、「芯の通った学校組織」の取組が進む中、学力・体力向上のための取組やいじめ対応など、

学校活動全般において、目標達成に向けた組織的な取組が行われつつあり、成果も上がってきている。今後とりわけ、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成や、高止まりしている不登校への対応において、組織的な取組を進めることが求められる。また、「芯の通った学校組織」の取組を通じ焦点化・具体化された学校の目標・取組を共有し協働する取組を通じて、学校・家庭・地域の連携を一層進めることが重要である。「芯の通った学校組織」の目的は、「芯の通った学校組織」の「形」をつくることにあるのではなく、新しい学校評価・教職員評価の仕組みや運営委員会の設置など「芯の通った学校組織」で提案している学校マネジメントのツールや考え方を活用して、教育活動を持続的・発展的なものとする中で、子どもたちの力と意欲を伸ばすことにある。第3フェーズまでの「芯の通った学校組織」の取組により、学校の組織力は着実に向上してきたものの、なお課題はあり、また教育活動の更なる充実のため、その一層の活用が必要である。このため、「芯の通った学校組織」の「取組の徹底」と「一層の活用の推進」を通じて、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、今後、2年間に渡り、以下のテーマのもと、取組を継続していくこととする、としています。その上で、第4フェーズは「芯の通った学校組織」の活用推進、第5フェーズは子どもたちの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立というテーマを掲げて、取組を継続したいと考えています。

18ページ以降は、第4・5フェーズの取組について記載をしています。最後のページをお開きください。「子どもたちの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」についての概要です。この概要で、第4フェーズ、第5フェーズについて紹介したいと思います。

第4フェーズ、第5フェーズの大きな枠組みとして、「取組の徹底」、「一層の活用の推進」、「推進方策」という3つの柱で構成しています。

まず、「取組の徹底」につきましても、目標達成・組織マネジメントの徹底のため、「8つの観点」に基づいて指導・支援をしていくとしています。この「8つの観点」とは、これまで取組を進めてきた「20の観点」の中で、まだ十分に定着していないものに関して、より一層の取組を図っていく、といった事項を8つにまとめたものです。1つ目から4つ目に関しては学校目標の重点化や、PDCAサイクルについてまとめた留意点です。5つ目は、教職員評価システムについてまとめたものです。また、6つ目から8つ目については、主任制度や運営委員会など基盤となる学校運営体制についての留意点です。

その次に、主任手当の拠出に対する県・市町村教育委員会の取組の推進についてです。この夏に行いました定着状況調査の結果、主任手当を「拠出していない」とする回答が小学校で25%、中学校で64%、県立学校で80%にとどまっている状況が明らかになっています。こういった主任手当の拠出行為は、法令の趣旨に鑑み許容されるものではなく、

市町村教育委員会と連携して、以下の4つのことに取り組むこととして
います。1つ目が、主任手当の拠出に関する継続的な調査と市町村毎の
公表です。2つ目は、県・市町村教育委員会の連名による職員団体への
要請です。3つ目は、校長等への任用に当たっての資質の確認です。4
つ目が、県・市町村教育委員会における主要主任の承認要件の設定です。

次の「一層の活用の推進」につきましては、「芯の通った学校組織」
を活用して大分県の課題である思考力・判断力・表現力等の育成のため
の組織的な授業改善や不登校への対応のための組織的な取組、学校・家
庭・地域の協働が図られるよう、以下の取組を進める、としています。

「目標達成に向けた組織的な授業改善」につきましては、組織的
に授業改善を進める留意点として、1つ目、児童生徒の力や意欲につい
ての課題の把握と指標の設定、2つ目、授業改善計画の作成と体制の構
築、3つ目、校内研究の質の向上、4つ目、「新大分スタンダード」の
活用を掲げた上で、県教育委員会としては、校内研究の手引きの作成と
学校への指導支援、研究団体の活性化を通じた授業改善の推進を図っ
ていきたいと考えています。次の体力向上の推進に関しては、体力向上に
係る推進校の指定や情報共有による支援を進めていきたいと考えていま
す。

「組織的な生徒指導の推進」につきましては、学級づくりや授業
改善を通じた未然防止、「あったかハート1・2・3」の徹底による初
期対応、関係機関と連携した学校復帰支援といった3つの取組について、
不登校対策委員会での計画作成等による組織的な対応を推進した上で、
不登校対策委員会活性化のための指導・支援や、地域不登校防止推進教
員による支援といった形で進めていきたいと考えています。

「学校・家庭・地域の協働」につきましては、共通の目標のもと、
意思疎通を図りながら、学校・家庭・地域それぞれが取組を進める、学
校・家庭・地域の「協働」を推進するため、「目標協働達成校」の推進、
学力向上会議の発展的な見直し、コミュニティ・スクールの推進を図る、
としています。

最後に「推進方策」についてです。まず、学校マネジメント研修の充
実といたしまして、主要主任等や若手教職員の研修の充実、組織的な授
業改善や生徒指導を推進する研修の推進などを行います。それから、教
育事務所による指導・支援といたしまして、全ての学校に年間2回、加
えて市町村教育委員会との協議を踏まえて追加訪問を実施することとし
ています。3つ目に、県立学校に対する設置者としての指導です。目標
・取組の焦点化と県教育委員会によるマネジメントの推進、学校全体で
の思考力・判断力・表現力を高める授業改善の推進、学部主事の位置付
けの明確化、「個別の指導計画」の質向上のための組織的な指導・助言
体制の徹底、としています。最後に、研修・会議等の精選です。学校の
実態の把握に基づく県教育委員会の研修・会議等の精選と関係団体等へ

の要請を行います。

1ページ戻っていただきまして、「おわりに」をご覧ください。定着状況調査では、9割の校長、8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答し、その理由として、目標達成に向けた組織的な学校運営により教職員の意識改革や学校改善が図られていること、学校全体が協力して取り組んでいることを挙げています。学校全体での組織的な取組が定着しつつあることを、校長や保護者が実感している結果だと考えられます。ここ数年、学力・体力が継続的に向上しつつあり、各学校、市町村教育委員会の積極的な取組により、大分県の教育改革が実を結びつつあります。現状に止まることなく、教育を不断に改善し、子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための力を身に付けさせることが教育に携わる者の使命であり、目標達成に向けた組織的な取組によって、子どもの力と意欲を一層伸ばせるよう、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、取組の推進を図っていく、としています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

「芯の通った学校組織」については、今まで何度も議論してきましたし、この推進プランの案も事前にいただいて読んできました。よくまとまっていると思います。2つ質問です。1つは、「推進方策」の学校マネジメント研修の充実についてです。資料には、「主要主任等や若手教職員の研修の充実」とあり、とても良いことだと思えます。大分県は、ベテラン教員の大量退職期にあたっており、彼らの技術を若い人にどう伝えるかが大事だと思いますが、それはどのように反映されているのでしょうか。もう1つは、いろいろな会議の重複がなくなり、子どもたちに向き合う時間がだいぶ増えてきたと思います。さらに先生方が子どもたちに向き合う時間を、いかに作るかという点について、どう盛り込まれているか教えてください。

(藤本教育人事課長)

1つ目の、学校マネジメント研修の充実につきましては、これまで校長・教頭・教務主任等へマネジメントに関する研修を実施してきました。今回の活用推進プランの中では、それ以外の主要主任、若手教職員に対する研修の充実を掲げています。また、ベテラン教員の技術の伝承については、教育センター等での研修の中で、十分できるように計画し

ています。

2つ目の、研修・会議等の精選につきましては、平成23年度・24年度に、30%減を目標として、とりわけ教育関係団体等の会議の見直しの努力をしてきましたが、現状をみると、若干増えているようなところもありますので、もう一度、趣旨の徹底を要請するとともに、県教育委員会も改めて取組を実施したいと考えています。

(松田委員長)

今回の活用推進プランも非常によくまとまっていると思いますが、研修の中で、特にOJTを充実させると、子どもと向き合う時間が少なくなり、子どもの育成がうまくいかないという面があると思います。それについて、今回のプランでの努力目標はどのようになっていますか。

(佐野教育改革・企画課長)

OJTに関しては、最も進められているのが校内研究です。多くの小・中学校では、月に1回あるいは2回ほど、校内研究の時間をとっている状況です。いたずらに時間を使わないように、PDCAを回して、その中で目標を定め、児童生徒の力に結びつくような校内研究を進めていく必要があるという提言をした上で、本年度中に校内研究の手引きを作成し、その趣旨を徹底していきたいと考えています。

(岩崎委員)

第4・第5フェーズで「取組の徹底」が掲げられ、その5番目、資料22ページに、「目標管理制度と人事評価制度の連動、及び、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図るという教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること」とあります。この人事評価制度を、今後、いかにきちんと学校現場で徹底していくかが大事だと思います。プランの中では、同じページで「特に、地方公務員法が改正され、人事評価が任用、給与、分限等の基礎として活用することとされている中、教職員評価システムが適切に機能するよう、このような趣旨やその仕組みについて教職員に周知を図ることが必要である。」ときちんと書かれています。人事評価を行うのは管理職なので、管理職に対する研修・指導が非常に重要だと思いますが、「推進方策」の中では、管理職に対する具体的な指導があまり出ていないようですので、教えていただきたいと思います。

(藤本教育人事課長)

ご指摘のとおり、地方公務員法が今年度5月14日に改正され、2年以内に、ここに書かれている内容が施行されることとなります。人事評価については、現在でも、管理職人事や研修等、人事の全てに全面的に

活用していますが、それが給与等にも反映されることとなりますので、これまで以上に公正・公平な評価ができるように、管理職に対する研修を改めて見直し、実施することを考えています。このプランの「推進方策」のところでは、そこまで具体的に触れてはいませんが、十分対応していきたいと思っています。

(松田委員長)

他に、ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

(松田委員長)

次に、第3号議案「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」提案を求めます。

(野中教育長)

第3号議案「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」ご説明いたします。議案書の5ページ「提案理由」をご覧ください。

地域に根ざした学校づくり等に取り組むため、教育委員会が指定する県立学校の運営に関して協議する機関として、保護者、地域の住民等が参画する学校運営協議会を設置したいと考えています。

これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、規則を定める必要があることから、提案するものです。詳しくは、担当課長から、ご説明いたします。

ご審議の程、よろしくご説明いたします。

(高畑高校教育課長)

第3号議案「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に

関する規則の制定について」ご説明いたします。本議案については、10月第2回教育委員会会議において、協議をいただきました。内容については、前回ご説明したとおりですが、文言等を整理したものを、今回、議案として提案するものです。規則の条文を、議案書の1ページから5ページにお示ししていますが、資料6ページを使って概要をご説明いたします。

「1 関係法令について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に、教育委員会規則で定めるところにより、学校運営協議会を置くことができると規定されています。この規定に基づき、今回、規則を制定するものです。学校運営協議会の主な役割は、学校の運営に関して承認を行うこと、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができることといったことです。資料7ページに法律の関係部分を抜粋していますので、ご覧ください。

次に、「2 大分県規則の制定について」ご説明いたします。枠囲みの中に記載していますとおり、規則の第3条では、どのような学校を指定するかについて規定しています。教育委員会は、生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組、また、地域に根ざした学校づくりに関する取組を、十分行うことができると認められる学校について、申請によって指定をすることができるとしています。

第4条には、指定された学校が、学校運営に関して協議会の承認を得なければならない事項として、学校の経営計画、教育課程の編成、学校の組織編成、学校の予算編成及び執行、施設及び設備の管理及び整備などを定めています。

第7条には、委員の定数を15人以下とすること、委員は保護者、地域の住民、校長及び教職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等とすることを規定しています。また、第8条で、委員の任期を任命の日から当該年度の末日までとしています。第12条には、協議会の会議について、委員の過半数が出席しないと会議を開くことができないこと、議事は出席委員の過半数で決することを定めています。

学校運営協議会に係る規則制定により、今後、県立学校にコミュニティ・スクールを導入し、地域の住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域の住民等が教育目標を共有し、一体となって、地域に根ざした学校づくりや生徒、児童及び幼児の健全な育成に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、「当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる」と規定されていますが、今回制定する規則では、どうなっているのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

提案している規則の第5条第2項に、「協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。」と規定しています。

(林職務代理者)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする」と規定されていますが、学校運営協議会は、いつ意見を述べるができるのでしょうか。例えば、採用前に、「来年、このような人が必要です」というような意見が出てくるのでしょうか。また、協議会の中で「本校には、こういう先生が必要です」といった、具体的なことが話し合われるのでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

今までの例から言いますと、採用ではなく、人事異動に際して個別の案件ではない意見を述べるというのが一般的です。

(林職務代理者)

協議会を設置する学校を、教育委員会が指定することになりますが、申請が上がってきた場合、それに対して自動的に指定することになるのですか。それとも、協議しながら決定していくのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

手続の詳細等につきましては、この規則のほか、運営に関する要綱を定めて、指定に向けた状況や実施計画書、実施の日程など、詳細な計画を申請書で提出していただきます。その内容をしっかり吟味して、指定するかどうかを教育委員会で判断していただくこととなります。

(岩崎委員)

義務教育の場合は比較的校区が限定されているため、地域おこし等も含めて、地域の方々による学校の活性化がイメージとして分かりやすく、大分県でもうまくいっていると聞いています。県立学校の場合も、比較

的通学範囲が小さい地域の高校を前提として指定することになるのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(高畑高校教育課長)

他県の例を見ますと、一市一校の高校であるとか、地域との結びつきが強い学校が指定されていますので、どこの高校でもコミュニティ・スクールが導入できるということではないと考えています。地域の実態や特性を勘案した上で、学校も申請してくるのではないかと考えています。

(松田委員長)

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

職務専念義務違反等に関する調査結果等について

(松田委員長)

では、報告第1号「職務専念義務違反等に関する調査結果等について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

10月21日の教育委員会会議において、日田市及び竹田市のミニ懇実態調査の結果について、ご報告いたしました。今回、日田市及び竹田市以外の16市町村と県立学校の状況について、調査結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

これまでの経緯ですが、平成26年第3回定例県議会で、勤務時間中にミニ懇に関する案内を児童生徒に持ち帰らせている等といった、職務専念義務違反の疑われる行為があること、個人情報である学級名簿をミ

ミニ懇の案内状を出すために利用した、個人情報保護条例に抵触する行為があることが議会で指摘されました。それを踏まえて、9月に日田市及び竹田市の2市について、先行して調査を行い、10月21日の教育委員会会議で調査結果と処分結果をご報告したところです。その他の16市町村についても、同様の調査を実施し、本日、その調査結果と併せて処分結果のご報告するものです。

今回調査した結果、豊後高田市、宇佐市、別府市の3市については、ミニ懇の実施がないとの報告を受けています。これについては、学校が主催する懇談会等を実施しているものの、職員団体が主催するミニ懇は実施していないとのことでした。津久見市では、ミニ懇等の実施はありましたが、職務専念義務違反行為や個人情報保護条例に抵触する行為の対象者はいないとのことでした。その4市を除いた12市町村でミニ懇を実施し、それに関しての職務専念義務違反と個人情報保護条例抵触行為があったということです。16市町村の全学校数355校のうち、ミニ懇を実施した学校が159校、うち違反等の行為があった学校が104校でした。

違反対象者の内訳ですが、職務専念義務違反は、16市町村のうち10市町村で教職員が320人、管理職は98人、合わせて418人が対象となっています。個人情報保護条例への抵触については、11市町村で、教職員が395人、管理職が109人、合わせて504人が対象となっています。延べ人数は、教職員が715名、管理職が207名、合わせて922名が対象となり、先行して調査を行った日田市・竹田市と合わせますと、教職員が897人、管理職が259人、合わせて1,156人が対象となります。

対象者については、「厳重注意実施日」の欄にある期間に、市町村教育委員会から厳重注意を実施したとの報告を受けています。市町村立学校に併せて、県立学校においても確認を行い、1校でミニ懇を実施していましたが、職務専念義務違反、個人情報保護条例違反に該当する行為はありませんでした。従いまして、総計、教職員は897人、管理職259人、合わせて1,156人が厳重注意処分の対象となっています。

次に、資料2ページをご覧ください。教職員の服務規律の保持について、この文書を本日付けで発したいと考えています。通知の冒頭にありますように、「教職員の綱紀肅正及び服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起し、自覚を促してきたところです。しかしながら、このたび、外部からの指摘を受け調査を行ったところ、県内多くの小中学校において、勤務時間内に職員団体に関する活動を行った職務専念義務違反行為、個人情報である学級名簿を職員団体に関する活動に利用した個人情報保護条例に抵触する行為が確認され、結果、延べ1,156人の教職員が厳重注意を受ける状況となっています。」と、この調査に特化した形で注意喚起、服務規律保持を通知したいと考

えております。内容については、4点の再度の指導として、1点目が信用失墜行為の禁止、2点目が職務専念義務の徹底、3点目が個人情報の適切な取扱い、そして、4点目として、業務の峻別として、今回特に、この点について、それぞれの学校で混同しているケースが見られたことから、学校における教育活動と職員団体主催行事を始めとする活動との峻別を行い、県民への説明責任をしっかりと果たすことができるようにすること、を留意点として通知をしたいと考えています。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(岩崎委員)

ミニ懇が行われている市町村のうち、津久見市と玖珠町については、職務専念義務違反の対象者がいませんが、これは勤務時間中に組合活動をした職員がいないということだと思います。一方で、日出町と津久見市には個人情報保護条例抵触対象者がいません。これについては、竹田市と同じように、事例はあるものの違反の程度が小さいのか、それとも、事例そのものがないのか、その場合、どういう方法で連絡をとったのか、そこまで調査したのか、その点を教えてください。

(藤本教育人事課長)

個人情報保護条例抵触対象者がいない市町村につきましては、郵送等はしておらず、学校での勤務時間外の配布だということです。

(岩崎委員)

勤務時間外かどうかというのは職務専念義務違反の問題で、個人情報保護条例に抵触するかどうかというのは、名簿を組合活動に利用するかどうかという問題だと思います。ミニ懇をする以上、何らかの形で案内をする必要があるわけですから、それがどういう形でなされているのか、どういう連絡方法なのかということを中心に確認しないと、個人情報保護条例に抵触するかどうか分からないと思います。そこまできちんと確認しているのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

確認はしています。郵送ではなく勤務時間外に案内をしています。

(河野理事兼教育次長)

勤務時間外の学級懇談会等で案内を配布したということです。

(岩崎委員)

学級名簿を利用して案内をしたわけではないと確認できるということですね。

会計検査院による平成25年度決算報告について

(松田委員長)

では、報告第2号「会計検査院による平成25年度決算報告について」報告をしてください。

(岡田教育財務課長)

会計検査院により昨年度実施された、平成25年度会計実地検査に係る国会報告が11月7日に行われました。その中で補助金等が過大に交付されたとして指摘を受けたものが2件あります。1件目は、地域自主戦略交付金等で、指摘額が42,434,000円となります。内容は、専門学科を有する高等学校において、平成20年度から24年度にかけて実施した教育用パソコンや工作機械等の特別装置整備事業のうち、14校21設備において、過大交付があったと指摘を受けました。指摘額の大部分はパソコン整備を行った8校分です。パソコン整備において、電源工事やOAフロア工事等を実施してきましたが、交付要件の「施設整備を伴うこと」に該当しないと判断されました。

2件目は義務教育費国庫負担金で、指摘額が2,270,052円となります。教職員の人件費にかかる国庫負担金ですが、平成21年度の特別支援学校の教職員数の算定において、1名分の過大交付があったと指摘を受けました。本来補助の対象とはならない平成21年5月2日以降に産前産後休暇を取得した教職員に係る産休代替教職員の数を誤って含めたことによるものです。

今後、文部科学省からの指示に従い、返還の処理を行っていきます。また、今後このようなことが起きないように事務処理の適正化に努めていきます。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(松田委員長)

ないようですので、次の報告に移ります。

別府翔青高校及び玖珠美山高校の概要について

(松田委員長)

では、報告第3号「別府翔青高校及び玖珠美山高校の概要について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

来年4月に開校いたします別府翔青高校及び玖珠美山高校の校訓などの学校構想や教育課程、また、制服や校章など現在の準備状況について、両校の校長より、ご説明いたします。

(辛島別府翔青高等学校長)

去る11月3日、別府市のピーコンプラザで学校説明会を開催しました。その時に配布した学校案内と別刷りの資料を使って、ご説明いたします。

学校案内をご覧ください。上段に校訓をお示ししています。校訓は「自主誠心 進取創心」としました。「自主的に考え行動する、一人よがりにならずに物事には誠実に取り組む。そして、「進んで新しいものを取り入れる、真似ではなく、そこから新しく創造する」という思いを込めました。学校の教育目標は「積極的に社会に参加する、責任と良識ある市民の育成」と、出来るだけ短い文章でまとめました。それは、教員と生徒が自分の学校の教育目標を常に意識してもらいたいと考えたからです。別府には日本国内、あるいは世界中から多くの観光客が訪れます。また、多くの外国人も居住しています。そうした環境にある高校で学ぶ生徒には、自分と違う価値観や考え方、また、異なる文化を認め合い、自分たちで少しでもより良い社会を創ろうとする大人になってもらいたいと考えています。

中ほどの矢印の絵ですが、全ての教育の目的は、子どもの「社会的自立」にあると考えています。そのために、学校教育目標は、それぞれ異なる背景を持つ学校が、どこに力を入れて教育していくのかを明示するものと捉えています。「社会的自立」のためには、当然のことながら知識・技能の習得や学力の向上など、学校での学びを主としながら、周囲の大人社会から直接見たり聞いたりして学ぶ機会が減った現代社会の中で、社会での学びや、そこから得るものを大切にしていきたいと考えています。そのため、社会で学ぶ教育の機会を、学校の教育に計画的・体系的に位置づける必要があると思っています。

「学校で学ぶ」の四角の枠の一番下に、「情報や資料の収集・選択・活用能力の向上」とあります。今年度から、校地を同じくする別府青山高校に学校司書が2名配置されました。来年度から、実際に、学校図書館が各教科の学習や総合的な学習の時間と連携して、より活性化していくように、現在、その準備をしているところです。学校図書館を活用した教育活動を展開していく中で、「情報や資料の収集・選択・活用能力」

を向上させていきたいと考えています。

右ページをご覧ください。普通科は4学級です。確かな学力に加え、社会的な課題を広く学び、深く考える教育を行ってまいります。中ほどに2つの矢印があり、その間には1年次から、アドバンスクラスと標準クラスに分け、年次進行で具体的な進路に対応することをお示ししています。左側の矢印には、「充実した授業の実践」「土曜講座」「長期休業中の補習」「学習合宿」とあります。これは普通科として当然行うべきことですが、右にあるような「探究学習発表会」「体験的学習、ボランティア活動」なども同時に行ってまいります。下の教育課程をご覧ください。2年次は6時間、3年次は10時間を、生徒は自分の進路目標、興味・関心、習熟度などに応じて授業を選択します。このように選択時間を大きく設けたのは、昨年度行われました高校改革推進計画の検証において、大分県の単位制普通科高校は、他県の単位制普通科高校と比べて授業選択できる時間幅が少なく、多様な学習ニーズに対応できているのか、という指摘に基づいたものです。下には、国立大学理学部を目指す生徒と私立大学商学部を目指す生徒の科目選択の例を示しております。

それでは次のページをご覧ください。商業科は3学級です。この学科では、確かな実践力を付けるとともに、地域の課題に向き合い、地域を担い、活性化に寄与する人材の育成を目指した教育を行います。商業は、元来、物を作る人と、それを必要とする人をつなぐ仕事と言われますが、そうであるならば、商業科の学習は人と人をつなぐ人づくりをしなければなりません。そのために確かな知識・技術を身に付け、地域に学ぶ体験的な学習の中で、課題解決能力やコミュニケーション能力を育ててまいります。教育課程表をご覧ください。基礎学力の充実という観点から、現在の別府商業と比較して、国語と英語に多くの時間を取りました。また、下には科目選択を例示しています。

次に、右ページをご覧ください。「グローバルコミュニケーション科」は1学級です。この学科は、確かな語学力をつけ、グローバルな視点を常にもって考え行動する人材の育成を目指した教育を行います。中ほどの3つの丸い円をご覧ください。「教科学習」として、「総合英語」「英語表現」など、英語に関する専門科目をお示ししています。これらの科目では、日常生活で使う英語での表現、外国の地理・歴史、風俗習慣、伝統文化、また世界の情勢などについて、英語で学習を行ってまいります。左下の「体験的学習」では、2年次にニュージーランドで語学研修を行います。また、外国人観光客へのボランティアガイド活動、小・中学校への学習サポートなどを行うとともに、1年次には、県内の大学と英語力強化を目的にした連携について現在、協議しています。教育課程をご覧くださいと、英語の学習時間が多くなっていることがご理解いただけると思います。さらに、英語の資格取得にも取り組むことで、特徴

を最大限に活かして英語の力を伸ばしながら、生徒には難関私立大学等にも挑戦させていきたいと考えています。下には科目選択例をお示ししています。

次のページをご覧ください。予定している年間の学校行事と部活動です。これらの活動は、校地を同じくする別府青山高校と合同の活動になります。ただし、別府商業にあって別府青山高校にはない部活動については、別府商業高校と合同の活動になります。体育部ではバドミントン、自転車競技、弓道、フェンシング、ボウリングの5部、文化部では珠算電卓と商業パソコンの2部を現在予定しています。吹奏楽部については、マーチングで有名な別府商業と、室内吹奏楽をしている別府青山とで性格が異なることから、別府翔青高校と合わせて3校合同で活動していきます。

最後のページには、平成27年度入学者選抜について記載しています。右下には新しい校章を示しています。6月から7月にかけて全国公募を行い、全国から372作品の応募がありました。校章選定委員会を組織し、開校支援委員会でもご意見をいただき、最終的に決定したのがこの校章です。デザインは、神奈川県在住のグラフィックデザイナー、奥野和夫さんによるものです。本日は表彰式を予定しています。

別紙をご覧ください。資料1は、普通科とグローバルコミュニケーション科の1次入試のくくり募集に関するものです。資料2は、自由選択科目として、2年次、3年次にそれぞれ設定している科目の一覧です。資料3は、制服に関するものです。特徴を右側にお示ししています。資料4は、統合が完成する平成29年度の校地をお示したものです。右が別府青山で、左が山側の別府商業です。間に黒の実線がありますが、これが現在両校の間にある市道で、この市道のうえに渡り廊下が建設されます。

最後になりますが、別府翔青高校は1学年8学級の大規模校になります。3つの学科があり、生徒の学力の幅も広く、さまざまな課題も出てくるだろうと思いますが、一つ一つ解決をしていながら、そのスケールメリットを活かして、生徒が明るく伸びやかに高校生活を送れるそのような特色と魅力ある高校を作りたいと考えています。

以上で説明を終わらせていただきます。

(近藤玖珠美山高等学校長)

玖珠美山高校の概要について、ご説明いたします。森高校と玖珠農業高校が一括統合により発展的に統合して、現在の玖珠農業高校を校地に、普通科3学級、地域産業科1学級の玖珠美山高校が開校します。開校準備室長として4月に赴任して以降、「Change Chance Challenge! 変化を機会に、そして挑戦へ!」のスローガンのもと、学校づくりに邁進してまいりました。校名については、6月の開校支援委員会、7月の教育

委員会、9月の県議会での設置条例を受けて玖珠美山高校に決定されました。この校名は地元の中学生在が考案したもので、玖珠町を代表する伐株山や九重町の町花、ミヤマキリシマの美しさをイメージして名づけてくれたものです。校章の由来も、伐株山やミヤマキリシマをイメージしたものとなっています。校歌については、統合校の教職員・生徒の代表からなる校歌制定委員会を立ち上げました。玖珠の自然や歴史を盛り込み、生徒が世界に羽ばたくイメージで現在作成しており、12月下旬に完成予定です。詞の監修と作曲は、辛島光義先生にお願いしております。辛島先生は大分県の高校音楽の教員で、退職された後、別府大学吹奏楽部を設立したり、中津東高校や爽風館高校等の校歌の作曲をされた実績をお持ちの方です。校訓は「自立・創造・協同」で、三つの力を表しています。「自立」は、自ら学び、考え、判断し、常に前進する力。「創造」は、自分と社会の幸せのために新しいものを生み出す力。「協同」は、自ら人と協力し、お互いの心を合わせチームで働く力。この校訓を受けて学校教育目標（目指す学校像）を作りました。「自立・創造・協同」の校訓のもと、多様で変化の激しい社会において、逞しく生き抜き、社会をリードする生徒を育成し、「地域の学校」として、学校の存在、生徒の存在が地域の活力の源となるよう、地域に根ざし、地域に愛され、地域と共に成長する学校を目指します。

玖珠美山高校の三つの特長について、ご説明します。まず第1に、普通科と地域産業科の存在です。これまで森高校と玖珠農業高校は、普通科と農業科の単独校として、別々に存在していました。今回の統合で、普通科と地域産業科の2学科を設置する学校へと変化します。普通科プラス地域産業科イコール2ではなく、普通科かける地域産業科イコール無限大に広がるよう、これまでなかった学校にしていきたいと考えています。そして、これからの社会で求められている力、特に「多様性」と「柔軟性」を生徒に付けたいと考えています。多様性とは、異質なものに興味を持って、自ら関わることができる力で、柔軟性とは、自分とは異なる文化や世代のものの考え方を積極的に受け入れ、自分のものにすることができる力のことです。これまで別々であった2つの学科を掛け合わせることで化学反応を起こし、新しい学校をつくっていきたいと考えています。学科概要や目指す進路については、資料をご覧ください。

次に総合選択制の導入についてですが、これは複数の学科を設置する学校において、学習内容の一部について、他の学科の学習内容も選択できる制度です。玖珠美山高校では、高校卒業後の進路や、自分の興味関心に応じて、2・3年生で各4～6時間分の授業を選択することが可能で、4つの分野があります。1つ目は普通科の生徒が選択し、大学進学を目指して学習する科目です。2つ目は学科の枠を超えて、普通科・地域産業科の生徒が選択でき、進路目標や興味・関心に応じて学習する科目です。3つ目は地域産業科の生徒が選択し、大学進学を目指して学習

する科目です。4つ目は地域産業科の生徒が選択、専門性を高めるために学習する科目です。具体的な例といたしましては、学科の枠を超えて学習できる科目として簿記、情報処理、生物活用、フラワーデザイン、等の科目を準備しています。普通科の生徒が生物活用やフラワーデザインなどの農業系の科目を学んで、農業系の進学に役立てたりすることが出来ます。また、地域産業科の生徒がチャレンジ小論文やサクセス英語を選択し、大学進学に役立てることも可能となります。

次に、コミュニティ・スクールについて、ご説明いたします。今回の統合によって、玖珠美山高校は玖珠郡唯一の高校となります。この変化をチャンスと捉え、コミュニティ・スクールを導入したいと考えています。コミュニティ・スクールが導入されれば、九州の高校で初めてとなります。また、玖珠町が進めている小・中学校のコミュニティ・スクールと連携して、小・中・高連携のコミュニティ・スクールのモデルとしては全国で初めてのものとなります。コミュニティ・スクールは、地域社会における様々な教育資源・機能を活用すると同時に、自校の有する教育資源・機能を、当該地域社会に提供する学校のことです。

玖珠美山高校がコミュニティ・スクールを導入する目的は、まず第一に、地域の人材やアイデアを活かした特色ある学校づくりです。地域の総合力で生徒の成長を支え、地域の学校として育て、地域の活性化につなげたいと考えています。次に、玖珠美山高校の定員確保です。おらが町の高校として、地域をあげて支援する雰囲気醸成され、生徒に選ばれる魅力のある学校となるようにしていきたいと考えています。三つ目は、地域を担う人材の育成です。小・中・高の12年間に渡り児童生徒の育成に地域の方が関わることで、郷土を愛する心を育み、将来ふるさとを支える人づくりにつなげたいと考えています。

具体的な取組案ですが、1つ目は、小・中学校のコミュニティ・スクールと連携し、小・中・高が一体となって、地域に密着した系統的なキャリア教育の実践研究に取り組みます。2つ目は、地域のイベントや地元小・中学校、保育園、病院等の行事に積極的に参加していきます。3つ目は、小・中学校への出前授業に取り組み、地域の児童生徒の育成に高校の教職員や生徒も積極的に関わります。4つ目は、新規就農希望者対象に基礎的農業科目を受講できる機会を設けるなど、異世代間交流により地域の活性化を図ります。5つ目は、教育ボランティアを募集し、放課後等での英語や数学等の学びやキャリア教育にかかる支援をお願いしたいと考えています。

平成27年度の重点目標は、生徒・教職員が高い目標を持ち、気持ちを合わせ、ふたつの学科が協力しあうことによってひとつの学校を築き上げること、コミュニティ・スクールを活かし地域に信頼され、地域と共に成長する学校づくりを図ること、玖珠町・九重町と連携し、教育活動的事業を企画、運営し、学力向上や地域的特色による玖珠美山高校の

魅力づくりを図ること、の3つです。

これからは両町からの温かい支援を受け、コミュニティ・スクールを基盤とした学校教育を行い、学校・生徒の存在が、地域の活力となる地域に愛され、地域と共に成長する学校をつくっていく所存です。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(林職務代理者)

別府翔青高校は英語の教科に特徴があるということですが、外国人の教員が多く配置されるのでしょうか。それとも日本人でしょうか。

(辛島別府翔青高等学校長)

基本的には日本人の教師になりますが、ALTも入りますし、第2外国語につきましては、3名の外国人の非常勤講師が配置される予定です。また、ALTには、毎朝、クラスの朝礼に行ってもらい、生徒への伝達を英語でもらうというようなことも考えています。

(高橋委員)

県内の大学と交流するということが、どのような大学を考えていますか。また、英語の学習については、話せる英語を目標に授業を行うのか、それとも、大学受験のための文法英語を中心にしていくのか教えてください。

(辛島別府翔青高等学校長)

使える英語を目指して授業を行います。大学との交流は、主にAPU(立命館アジア太平洋大学)との連携を考えています。

(林職務代理者)

別府翔青高校は単位制高校ということですが、生徒が興味・関心に応じて、自由に科目を選択できるということでしょうか。

(辛島別府翔青高等学校長)

必修科目については必ず取らなければなりません。また、自分の進路希望を達成するためのベースとなる科目を取る必要があります。自由選択が許される部分の科目については、生徒の興味・関心や習熟によって選択することになります。

(林職務代理者)

玖珠美山高校の地域産業科については、農業系の就職や大学進学を目指すということですが、どのようにして地域産業と結び付けていくのでしょうか。

(近藤玖珠美山高等学校長)

現在、玖珠農業高校は地域産業科という学科名のとおり、地域と連携し様々な取組を行っています。新設の玖珠美山高校では、農業自営者の育成とともに、科学者育成に向けて大学進学を目指します。積極的に農業高校卒推薦を利用して大学への進学を目指し、卒業後は大分県に戻ってきて、地域を支える人材となり得るような生徒の育成を考えています。

(高橋委員)

玖珠美山高校について質問ですが、農家出身の生徒であれば、Uターンなどで地域に戻って働くことは可能だと思いますが、それ以外の生徒が地元に戻ってこれるように、今後、両町などに新しい企業の誘致を高校側から働きかけていくような予定はあるのでしょうか。高校生の働き口がないために、優秀な人材が出て行ってしまうという状況ですので、企業誘致の働きかけはした方がよいのではないのでしょうか。

(近藤玖珠美山高等学校長)

両町長には、企業誘致や大学の研究施設などの誘致をお願いしているところです。地域の活性化のためにも、企業誘致は必要ではないかということは、地元の教育長などとも話しております。

(松田委員長)

別府翔青高校については、地域の課題に向き合ってローカルなところからグローバルへといった意気込みが感じられました。玖珠美山高校については、大分県の課題でもある地域活性化について、よく考えられていると思いました。今後、開校に向けて頑張ってください。

学校給食における異物混入について

(松田委員長)

では、報告第4号「学校給食における異物混入について」報告をしてください。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

資料1ページをご覧ください。学校給食における異物混入について、ご説明いたします。

今年度に入り、15件の異物混入事故が発生しています。昨年度は2

件でした。これは、今年度から、学校給食における事故情報を共有することで、県内での学校給食における事故を防止しようとする観点から、異物と判断されるすべての事案を報告するよう市町村教育委員会へお願いしたことが大きな理由のひとつと考えています。

異物混入に関する対応マニュアルの作成をしている市町は12、現在、作成中が6市町村です。その聞き取り調査の中で「一口に異物といっても様々であり、関係機関への連絡はどこまですればよいのか」や「何らかの基準はないのか」という意見をいただきました。

そこで、2ページにありますように、学校給食実施の県立学校に対する県の基準を基に、情報提供に関する考え方を一覧にして、先日の市町村教育長会議で説明いたしました。

左端の から をご覧ください。これは1ページの「区分」欄に対応しています。この表では、まず健康被害の有無により区分します。被害があれば区分 となり、全ての関係機関に情報提供をいたします。

次に、健康被害がなかった場合については、健康被害が生じるおそれがあるものを 、ないものを としました。表の下に「A危険物」、「B非危険物」として例示をしておりますが、全てのケースに対し明確に区分ができるものではありません。(1)にありますように、あくまで目安であり、実際の大きさや混入規模等によって対応は異なります。ポイントとしましては、県への連絡は、これまでどおり から に該当するものは、すべて報告することとし、 の場合、その他の機関への情報提供を不要としたことです。当然、判断しづらいケースも出てきますので、その場合は「県と協議して判断」という説明をいたしました。

3ページに、13日の朝刊で、「公表基準統一へ」とありますが、公表基準等は、あくまでも市町村の裁量であり、各市町村が作成した対応マニュアルが基本となります。今回の基準は、各市町村が判断する際の参考として示したものです。今のところ、市町村から基準内容についての問合せや意見はありません。本日の委員会への報告を受けて、学校給食を実施している18の県立学校に通知したいと考えております。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(岩崎委員)

異物混入が見つかった場合は、それを取り除いて食べるのですか。それとも、給食をすべて廃棄するのですか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

混入した異物によります。また、各市町村によっても対応が異なると

思います。例えば、ビニール等であれば、取り除くことにはなりますが、動物の糞等であれば、すべてを取り替えることになると思います。

(高橋委員)

危険物の混入、非危険物の混入で対応が異なるということですか。保健所などの関係機関への確認はできていますか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

混入物により、情報提供先を分けています。また、食品・安全衛生課へ連絡をし、確認をしています。

(林職務代理者)

今年度起きた15件の異物混入事故について、混入原因の究明や防止対策等はできていますか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

今年、発生した15件のうち、資料1ページ4番目の釘が入ったケースだけが原因不明ですが、それ以外の件については、原因を確認し対策を取っています。

【協 議】

大分県人権教育推進計画（改訂版）素案について

(松田委員長)

それでは、協議の「大分県人権教育推進計画（改訂版）素案について」協議を行います。

(甲斐人権・同和教育課長)

説明概要

- ・大分県人権教育推進計画の改訂理由について
- ・現状と課題、追加・修正点について

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(首藤委員)

様々な人権課題で示されていますが、並びの順序には、何かの基準があるのですか。

(甲斐人権・同和教育課長)

知事部局が作成している、大分県人権尊重施策基本方針に沿って並べています。

(首藤委員)

計画の分量がかなり多いようですが、いかがお考えですか。

(甲斐人権・同和教育課長)

人権課題については、これで課題解決したと言えることがありませんので、このような分量になっています。

(林職務代理者)

知事部局の大分県人権尊重施策基本方針に沿っているとのことですが、教育委員会として、どこに重点を置いていますか。

(甲斐人権・同和教育課長)

例えば、性的マイノリティについては、大分県人権尊重施策基本方針では掲げていますが、学校教育において文部科学省は性同一性障がいしか扱っていませんので、大分県人権教育推進計画改訂版の学校教育の部分では、性同一性障がいのみ扱うように記載し、社会教育においては、レズビアン、ゲイなどの性的指向を含む性的マイノリティを扱ってもよいと区別しています。

(松田委員長)

他に何かありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

大分県スポーツ推進計画（改訂版）素案について

(松田委員長)

それでは、協議の「大分県スポーツ推進計画（改訂版）素案について」協議を行います。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

説明概要

- ・大分県スポーツ推進計画の改訂理由について
- ・現状と課題、追加・修正点について

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(林職務代理者)

部活動等への外部指導者の参加はとてもいいことだと思いますので、もう少し踏み込んで書き加えることはできませんか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

これまで以上の連携が重要であると考えています。本県の実態に応じて検討してまいります。

(高橋委員)

外部指導者は、日本体育協会公認指導者やスポーツ推進委員などの有資格者が関わるべきだと思いますので、県が方向性を示した方がいいのではないのでしょうか。

(松田委員長)

「幼児期から子どもの体力向上方策の推進」に、スポーツによるけが等を防止するため、発達段階に応じた指導や医療機関との連携を入れるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

(秋好体育保健課体育・スポーツ振興監)

ご意見として承り、検討したいと思います。

(松田委員長)

他に何かありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

【その他】

教員採用選考試験における適性試験の実施内容について

(林職務代理者)

教員採用試験で不適切な設問を含む適性検査が行われていたとの新聞報道がありました。その新聞報道では、大分県は「非公表」とありましたが、実際はどうだったのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

教員採用選考試験における適性検査については、その内容については「非公表」としてはいますが、今回の新聞報道で問題視された内容を含む検査の実施はありません。

(林職務代理者)

わかりました。

(松田委員長)

その他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 公立学校の管理職人事について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「公立学校の管理職人事について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第16回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第16回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年11月18日(火)

13:30~16:05

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 子どもの力と意欲の向上に向けた「芯の通った学校組織」
活用推進プランの策定について

第2号議案 公立学校の管理職人事について

第3号議案 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する
規則の制定について

(2) 報 告

職務専念義務違反等に関する調査結果等について
会計検査院による平成25年度決算報告について
別府翔青高校及び玖珠美山高校の概要について
学校給食における異物混入について

(3) 協 議

大分県人権教育推進計画(改訂版)素案について
大分県スポーツ推進計画(改訂版)素案について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」の策定について

「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を別紙（案）のとおり定める。

平成二十六年十一月十八日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

平成二十四年十一月二十六日に策定した「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランに引き続き、「芯の通った学校組織」の取組の徹底と一層の活用の推進を図るため、今後二年間に取り組むべき内容を「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」として定めたいので提案する。

「芯の通った学校組織」の構築(学校マネジメントの充実)について

【現状及び学校改革の方向性】

本県では、平成20年の不祥事以来、責任と権限が明確で透明性の高い教育行政システムの確立を目指して徹底的な改革を進めてきた。

他方、学校の目標が抽象的すぎる、主任制度が十分定着していないなど、学校マネジメントに関する課題が大きいため、現在、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組むよう、学校改革を進めている。

【求める学校像と取組状況】

<求める学校像：「芯の通った学校組織」>

主要主任等が効果的に機能する「基盤となる学校運営体制」のもと、学力・体力向上やいじめなど今日的課題に対応するために「目標達成に向けた組織的な取組」を行う学校組織

<取組状況：3フェーズ(24年度～26年度)で推進>

平成24年11月26日「芯の通った学校組織」推進プラン策定

- 趣旨の周知と制度の整備を推進。
- ・H24年11月「学校運営の適正化」通知
- ・H25年1月「学校評価の手引き」改訂
- ・H25年2月「教職員評価システム実施手引き」改訂
- ・H25年3月全市町村によるプラン・計画の策定 など

平成25年度 実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築
「形」はある程度整った。今後「質」を高めることが必要。

平成26年度「芯の通った学校組織」の定着

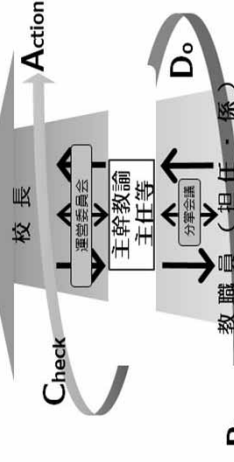
5つの中心課題の徹底を目指して取組。
夏に、定着状況調査を実施(対象：校長、教務主任、保護者、市町村教委)。

学校改革:『芯の通った学校組織』の構築

学力・体力向上、豊かな心

【持続的・発展的な取組】

具体的な目標



目標達成に向けた組織的取組

【基盤となる学校運営体制】

【定着状況調査結果を踏まえた成果と課題】

9割の校長が「大分の教育は、より良くなってきている」と回答し、その理由として目標達成に向けた組織的な学校運営が進んでいることを最も多く挙げるなど、「芯の通った学校組織」が全学校に定着しつつある。

他方、重点目標と課題の一致や自己目標との連動、主要主任等の意識の向上、主任制度及び主任手当の趣旨の徹底、運営委員会の一層の工夫などに、なお課題がある。学校からは、「芯の通った学校組織」の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要」という意見もある。

また、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成や不登校、対応における組織的な取組、学校・家庭・地域の連携を一層進めることが必要。

**子どもの力と意欲の向上に向けた
「芯の通った学校組織」活用推進プラン
(案)**

平成 2 6 年 1 1 月
大分県教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------------|------|
| 第 1 ～ 3 フェーズの成果と課題及び今後の方向性 | P 1 |
| これまでの経緯 | P 1 |
| 定着状況及び課題 | P 7 |
| 1. 目標達成に向けた組織的な取組 | P 8 |
| 2. 基盤となる学校運営体制 | P 9 |
| 3. 組織的な学力・体力向上、生徒指導 | P 12 |
| 4. 教職員の意識の変化 | P 14 |
| 5. 県立学校の状況 | P 15 |
| 今後の方向性 | P 16 |
| 第 4 ・ 5 フェーズ | P 18 |
| 取組の徹底 | P 18 |
| 目標達成・組織マネジメントの徹底 | P 19 |
| 一層の活用の推進 | P 25 |
| I 目標達成に向けた組織的な授業改善 | P 26 |
| II 組織的な生徒指導の推進 | P 32 |
| III 学校・家庭・地域の協働 | P 34 |
| 推進方策 | P 36 |
| 1. 学校マネジメント研修の充実 | P 37 |
| 2. 教育事務所による指導・支援 | P 38 |
| 3. 県立学校に対する設置者としての指導 | P 39 |
| 4. 研修・会議等の精選 | P 40 |
| おわりに | P 41 |

参考：「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』
活用推進プラン（概要）」

第 1 ～ 3 フェーズの 成果と課題及び今後の方向性

これまでの経緯

子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、いじめ等の諸課題に迅速・適切に対応するためには、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む必要がある。

このため、県教育委員会は、学校の組織的課題解決力向上検討会議からの報告を受け、平成24年11月26日に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プラン（以下「第一期プラン」という。）を作成し、市町村教育委員会との緊密な連携の下で、平成24年度、25年度、26年度の3フェーズにより、取組を進めてきた。

「芯の通った学校組織」

- ① 学力・体力向上等に向けて学校の具体的な目標や取組活動が設定され、その達成のために学校全体で検証・改善を繰り返す学校
 - 目標（芯）の達成に向けた組織的な取組を行う学校組織
- ② このような取組を行う基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織
 - 目標達成に向けた組織的な意思決定や取組の基盤となる学校運営体制（芯）

3フェーズでの推進

- ・ 第1フェーズ（24年度）：「趣旨の周知と制度の整備」
- ・ 第2フェーズ（25年度）：「実践・研修・指導による『芯の通った学校組織』の構築」
- ・ 第3フェーズ（26年度）：「『芯の通った学校組織』の定着」

第1フェーズ（平成24年度）の取組

第1フェーズ（24年度）では、県教育委員会において、

- ・ 市町村教育長会議や「大分っ子学力・体力向上県民フォーラム」等による趣旨の周知
- ・ 「学校評価の手引き」や「教職員評価システム実施手引」の改訂
- ・ 学校運営の適正化や、主任等の任命や主任手当の趣旨の徹底に関する通知の発出を行った。

また、市町村教育委員会においては、

- ・ 学力、体力、学校組織力の向上や先進的・先導的取組の推進のためのプラン・計画の策定
 - ・ 運営委員会の設置や職員会議の役割の明確化、主任の承認制に関する学校管理規則の改正
- が行われた。

第 2 フェーズ（平成 2 5 年度）の取組

第 2 フェーズ（2 5 年度）は「芯の通った学校組織」構築の初年度であり、目標達成に向けた組織的な取組の必要性の周知を図りつつ、各学校における「実践」を、

- ・学校マネジメントの観点を強化した教育センター等での「研修」
- ・教育事務所の継続的な学校訪問や共有キャラバンによる「指導・支援」

等により推進した。

第 2 フェーズの開始に当たっては、「『芯の通った学校組織』の具体的な構築に向けて（通知）」を発出し、この中で指導・支援のポイントとなる「芯の通った学校組織」の構築に係る「2 0 の観点」を示した。

第 3 フェーズ（平成 2 6 年度）の取組

（1）第 3 フェーズの中心課題

第 3 フェーズ（2 6 年度）は、「『芯の通った学校組織』の定着」をテーマに、第 2 フェーズまでの成果と課題を踏まえ、以下の 5 つの中心課題の徹底を目指し取組を進めてきた。

「目標達成に向けた組織的な取組」の徹底

1. 学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善
2. 教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖
3. 主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底
4. 企画立案の場としての運営委員会の活用推進
5. 目標の共有による家庭や地域との協働

(2) 「20の観点」に係る観点別留意事項

第3フェーズ開始前の平成26年1月には、「芯の通った学校組織」の定着に向けて、「20の観点」のそれぞれの観点に関する留意事項を示すとともに、これらを中心に指導・支援を行い、一層の取組の徹底を進めた。

(3) 学校・家庭・地域による学校目標の協働達成の推進

子どもの力を伸ばすためには、学校・家庭・地域による協働した取組が必要なことから、焦点化・具体化された学校の目標を家庭・地域と共有し、学校・家庭・地域が協働して取組を進める「目標協働達成校」の取組を進めた。

具体的には、以下のとおり。

- ・県内の38校の小・中学校をモデル校に指定する。
- ・モデル校は学校・家庭・地域代表者による「目標協働達成チーム」を結成し、定期的に学校目標達成に向けて協議を行う。
- ・学校・家庭・地域は、学校目標達成に向けてそれぞれの立場でできる取組内容を作成し、実践・検証・改善を行う。
- ・県は目標協働達成協議会を開催し、モデル校の取組事例の共有や、今後の取組についての確認を行う。

「芯の通った学校組織」定着状況調査

平成26年度は、推進プランの最終年度であることから、区切りの年として、「芯の通った学校組織」の構築に係る学校、市町村教育委員会の取組状況や意識の変化等を把握し、その定着状況を確認するとともに、調査により得られた課題を踏まえ、一層の施策の展開を図ることを目的に「芯の通った学校組織」の定着状況調査（以下「定着状況調査」という。）を実施した。

○調査概要

調査年月：平成26年7月～8月

調査対象：全公立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の校長・教務主任・保護者（PTA会長）、市町村教育委員会

調査内容：「芯の通った学校組織」に係る取組及び意識

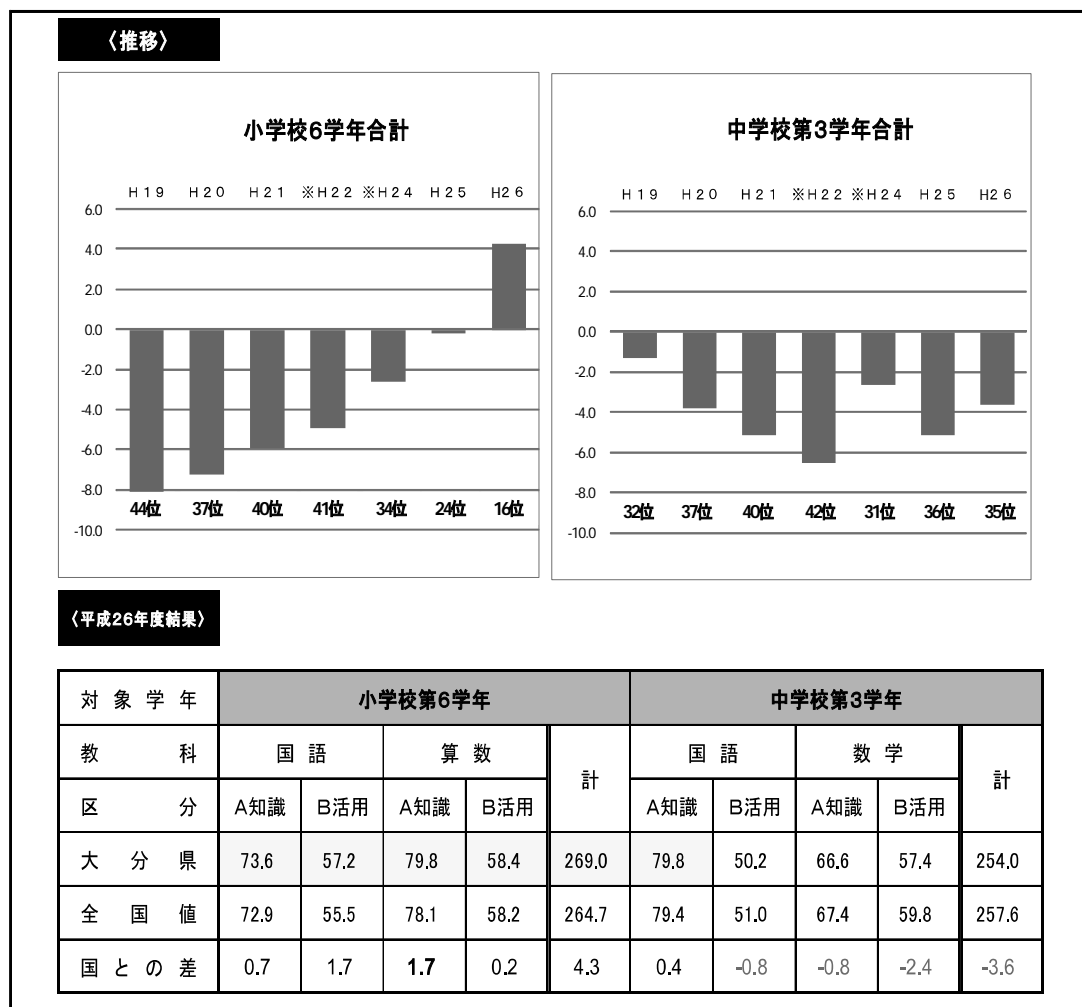
- ・学校評価や教職員評価システムを活用した取組状況
- ・主任制度の定着状況や主任手当の拠出状況
- ・運営委員会の活用状況
- ・目標達成に向けた家庭や地域との連携状況
- ・組織的な学力・体力向上対策の状況 等

学力・体力の状況

平成 26 年度の全国学力・学習状況調査において、大分県の児童・生徒の学力は、小学校が全国 16 位、中学校が 35 位であり、小学校は目標としていた九州トップレベルを達成した。平成 26 年度全国体力・運動能力等調査においても、大分県の児童・生徒の体力は、着実に向上しており、特に小学校ではほとんどの項目で全国平均を上回っている。各学校におけるこれまでの取組の成果が確実に表れてきている。また、学力向上支援教員等を通じた「大分スタンダード（1 時間完結型授業・板書の構造化、板書とノートの一体化・習熟の程度に応じた指導の強化）」の浸透や、「芯の通った学校組織」を通じた目標達成に向けた組織的な取組の推進が、学校の取組を後押ししている。

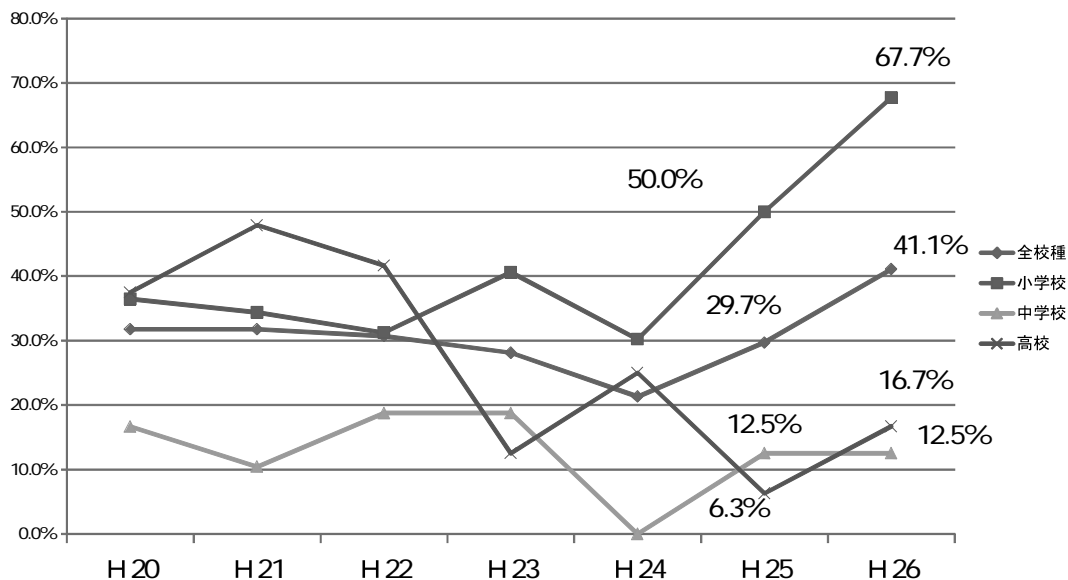
< 学力の状況 >

全国学力・学習状況調査における大分県と全国との差(平均正答率)



< 体力の状況 >

県平均が全国平均以上の項目の割合（達成率）の推移

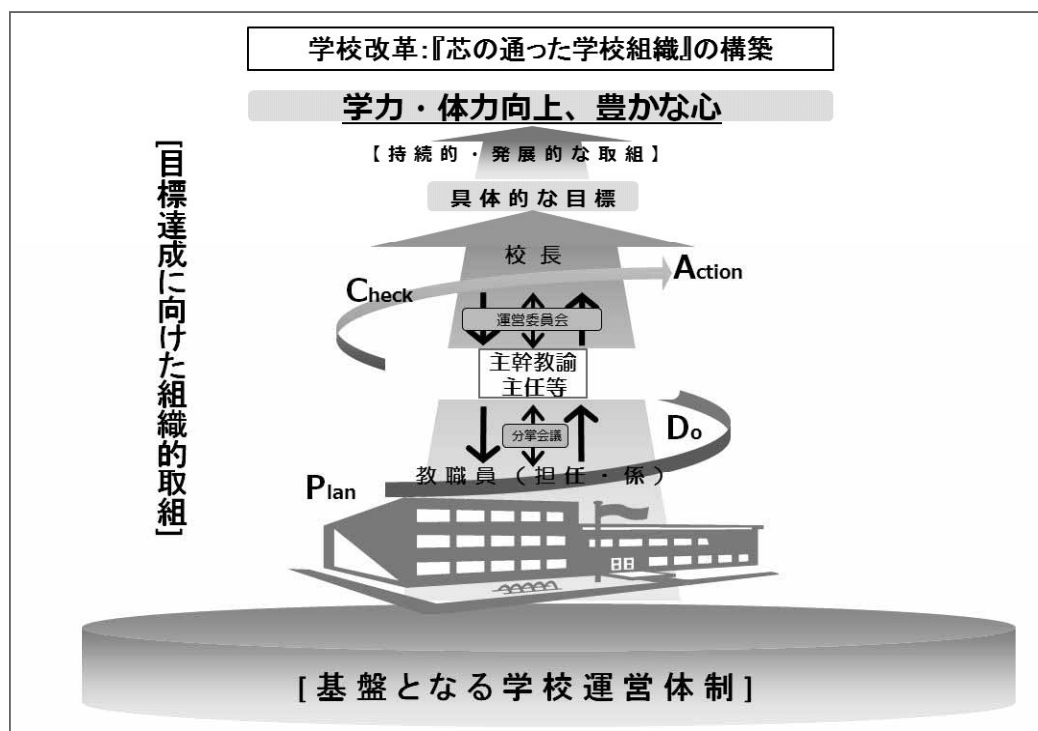


全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国順位の推移

| 対象 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 5年 | 男子 | 32 | 27 | 33 | 中止 | 20 | 12 |
| | 女子 | 40 | 37 | 35 | | 35 | 23 |
| 中学校 2年 | 男子 | 39 | 38 | 33 | | 24 | 21 |
| | 女子 | 43 | 46 | 45 | | 41 | 41 |

定着状況及び課題

「芯の通った学校組織」は、「目標達成に向けた組織的な取組」を「基盤となる学校運営体制」のもとで持続的・発展的に進める学校を構築することにより、子どもの学力・体力や豊かな心を育成することを目的に取組を進めてきた。第3フェーズまでの定着の状況及び課題を、定着状況調査の結果等から、以下のように整理したところである。



1. 目標達成に向けた組織的な取組

目指したこと：

目標の重点化や検証可能な指標の設定、それらに基づく短期のPDCAサイクルによる検証・改善が、学校全体を通じて行われること

< 学校評価を活用した取組の状況 >

- ・ 8割の学校が、学校評価の重点目標を3つ以下としている（小中学校では、2つ以下に絞り込んでいる学校が1割程度ある）。
- ・ ほとんどの学校で、重点目標の達成状況を測る達成指標を、数値化するなど検証可能なものになっている。
- ・ ほとんどの学校で、PDCAサイクルを年間3回以上のスパンで行っている。
- ・ 多くの校長が、「学校の課題と重点目標を一層一致させる必要がある」と感じている。

- 取組指標については、具体的で検証可能なものに「ある程度」していると答える校長が多い。
- ほとんどの学校で、重点目標等について保護者や地域住民と「時々」話し合う機会があるが、他方で、家庭・地域との連携への教職員の意識の向上や、保護者や地域住民の学校への関心の一層の高まりが必要と考えている。

＜教職員評価システムの活用状況＞

- 過半数の学校は、学校の重点目標、各分掌の目標、各教職員の自己目標は、「ある程度連動している」としている。
- ほとんどの校長が、教職員の自己目標について指導・助言を行っている。
- 多くの校長が、教職員評価システムを機能させるため、「学校の重点目標や達成指標、重点的取組内容を、より適切に設定すること」や「学校の重点目標や達成指標、重点的取組内容を教職員に一層浸透させること」が必要と感じている。
- 教務主任による、自らの分掌に属する教職員の目標設定への関わりは、「ある程度」行っていると答える場合が多い。



目標や取組の焦点化や検証可能な指標の設定が、ほとんどの学校で行われており、短期のPDCAサイクルのもと検証・改善を進める取組が定着しつつある。また、教職員評価システムにより、校長が教職員の自己目標に指導・助言するようになっている。

他方、多くの校長は、学校の課題の重点目標への反映や、適切な達成指標や重点的取組の設定になお課題があると考えており、重点目標、達成指標、重点的取組の全教職員への浸透も必ずしも十分でないと感じている。教職員評価では、学校の重点目標、各分掌の目標、各教職員の自己目標の連動が必ずしも十分でなく、分掌主任の一層の関わりも期待される。また、学校・家庭・地域の連携の一層の充実が必要と考える校長が多い。

2. 基盤となる学校運営体制

目指したこと：

主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮するとともに、管理職と主要主任等から構成される運営委員会によって校長のリーダーシップを補助する体制の構築

＜主任制度の定着状況＞

- ほとんどの学校で、主要主任等が、「学校の運営方針や運営委員会での協議事項等を教職員に周知する機会」や「教職員の考えを集約の上管理職に伝える機会」が、「よくある」、或いは、「時々ある」としている。
- 主要主任等の意識の変化について、「学校運営への参画意識が高まった」「校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった」「自らの分掌等を取りまとめ、推進する意識が高まった」とする学校が多い。
- ほとんどの教務主任は職務にやりがいを感じており、また「芯の通った学校組織」の取組を通じて、教務主任の重要性を認識するようになったとしている。
- 教務主任以外の主要主任等の意識の向上も必要という意見がある。
- 主要主任等が自らの分掌等の教職員に指導・助言を行う意識が高まったかについては、「とてもそう思う」と答える学校は少ない。
- 主要主任等の役割の一層の充実を図る上で、多くの校長が「主要主任等が担う役割を校長としてよりの確に指示すること」や「主要主任等が役割を果たせるよう、業務の割り振りを一層工夫すること」が必要と感じている。
- 未だに、主任手当抛出の実態がある。

主任手当抛出の状況

| 項目\校種 | 小学校 | 中学校 | 小中学校計 | 県立学校 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 抛出していない主任 | 約 25% (183人) | 約 64% (260人) | 約 39% (443人) | 約 80% (406人) |
| 抛出している主任 | 約 32% (235人) | 約 14% (59人) | 約 26% (294人) | 約 17% (87人) |
| 把握できない主任 | 約 43% (317人) | 約 22% (91人) | 約 35% (408人) | 約 3% (17人) |
| 主任手当を受給している教員数全体 | 735人 | 410人 | 1,145人 | 510人 |

(%は主任手当を受給している教員に占める割合)

※ 小中学校と県立学校では、上記の表のとおり差がある。また、小中学校は、市町村間で大きな差があり、2市町村では抛出している主任が全くいない一方、約79%の主任が抛出している市町村もある。把握できない主任についても、全くいない市町村から、約95%の主任が把握できないという市町村もある。

主任手当の趣旨の徹底のために必要と考えることについて、小中学校長で最も多かったのは、「教育委員会から職員団体に対し、組合員に主任手当の抛出を求めないよう、一層の要請を行うこと」、市町村教育委員会で最も多かったのは、「主任制度自体の一層の定着」、県立学校長で最も多かったのは、「県教育委員会から職員団体に対し、組合員に主任手当の抛出を求めないよう、一層の要請を行うこと」であった。

< 運営委員会の活用状況 >

- 運営委員会の開催頻度は、小学校は「2週間に1回程度」、中学校は「週1回」が最も多い。
- 運営委員会の設置により、8割の小中学校で、職員会議の開催回数・1回の所要時間が縮減され、約5割の学校では開催回数が半分以下になっている（1割程度の学校では4分の1以下）。
- ほとんどの学校で、教務主任が運営委員会に提案を行うことがある（4分の3の学校では、「毎回」、或いは、「しばしばある」）。
- 小中学校では、平成25年度からの運営委員会の設置により、多くの校長が「迅速な意思決定を行いやすくなった」「校長がリーダーシップを発揮しやすくなった」「主要主任等の学校運営への参画意識が高まった」と感じている。
- 多くの校長は、「充実した運営委員会となるよう議題をもっと早めに示すこと」や「運営委員会で主要主任等が提案する機会を増やすこと」が必要と感じている。
- 運営委員会の設置が、児童生徒に向き合う時間の増にはつながっていないという学校が半数近くある。



主要主任等が、学校の運営方針を教職員に伝えたり（ミドル・ダウン）、教職員の考えを管理職に伝えたり（ミドル・アップ）するといった、ミドル・アップダウン・マネジメントによる学校運営が定着しつつある。また、運営委員会の設置が、迅速な意思決定や主要主任等の学校運営への参画意識の向上等につながっている。

他方、教務主任以外の主要主任等の意識の向上や、主要主任等が教職員に指導・助言する意識の向上には課題が見られる。また、主任手当の拠出といった旧態依然とした状況が残っている。運営委員会については、充実した提案が行われるための一層の工夫や効率的な活用に課題がある。

3. 組織的な学力・体力向上、生徒指導

目指したこと：

学力向上や体力向上に向けて学校組織全体で継続的な取組を進めるとともに、担任任せとしない組織的ないじめ対応を進めること。

<組織的な学力向上>

ほぼ全ての学校が学力向上を重点目標の一つとして掲げ、焦点化して、組織的な学力向上の取組を進めている。また、多くの校長が、学校の取組が組織的になり、学力向上が結果として表れてきたという回答をしている。ここ数年の学力向上の背景の一つには、各学校が明確な目標を立て、その達成に向けて学校全体で取り組むようになったことがあると考えられる。

他方、以下の全国学力・学習状況調査や定着状況調査の結果に見られるように、一層組織的な学力向上の取組を進める必要がある。

○平成 26 年度全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果

(注：括弧内は秋田県の状況)

- ・ 学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間で共有している学校の割合
小学校：65.6%(67.3%) 中学校：62.0%(64.5%)
- ・ 学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員間で話し合ったり検討したりしている学校の割合
小学校：38.8%(53.6%) 中学校：32.6%(43.5%)
- ・ 発言や活動の時間を確保して授業を進めている学校の割合
小学校：44.9%(59.5%) 中学校：24.8%(48.4%)

○定着状況調査の結果

- ・ 校内研究の内容が、自校における教員の授業改善に反映されているかについて「とてもそう思う」とする学校が6割程度、「ある程度そう思う」とする学校が4割程度。
- ・ 小学校に比べ、中学校では、校内研究が教員の指導力の向上にしっかりつながっていると感じている校長が、少ない。
- ・ 小学校に比べ、中学校・高校では、思考力・判断力・表現力を育成するための組織的な授業改善が行われていると感じている校長が少ない。

<組織的な体力向上>

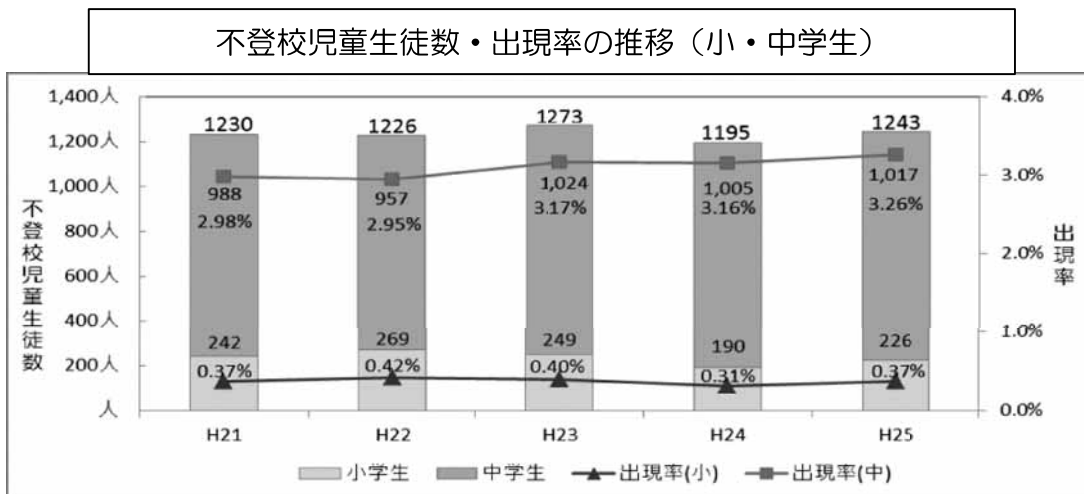
学校全体での組織的な体力向上の取組が進むよう、平成 25 年度から、各学校では、「一校一実践」の取組を進めている。定着状況調査によると、大半の小学校が、「一校一実践」を学校全体の取組としている。また、運動好きな児童が増え体力が向上した、学校全体が活性化し児童の活動意欲が高まったなどの成果が出ている。

他方、小学校では、取組内容の見直しが十分行えなかった、中学校では、保健体育教員任せの取組となり、学校全体の取組となっていないなどの課題がある。

<組織的な生徒指導>

平成 24 年の大津市での事件を契機に、いじめが全国的に社会問題化する中、各学校では、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のため組織的に取り組み、定着状況調査においても、「学校全体で、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいると思うか」という問いに対し、大半の学校が「とてもそう思う」と回答している。今後、引き続き、いじめに対する対応の充実を図っていく必要がある。

一方、不登校については、大分県は全国の出現率を上回っており、下のグラフのように高止まりしている。また、「不登校への統一的な対応ができていると思うか」という問いに対し、半数近くの学校は「ある程度」と回答するに止まっている。



※平成 25 年度の全国の出現率は、小学校：0.36%、中学校：2.69%である。

目標達成に向けた組織的な取組を進める意識が高まる中で、組織的な学力・体力の向上、生徒指導の取組が進むようになりつつある。

他方、思考力・判断力・表現力を育成するための組織的な授業改善や、校内研究の活性化、「一校一実践」の学校全体への広がり、組織的な不登校対策などにおいて、目標達成に向けた組織的な取組の一層の推進が求められる。

4. 教職員の意識の変化

定着状況調査によると、

- 「芯の通った学校組織」の取組を通じて、校長・教務主任の意識に以下のような変化が見られる。
 - 校長は、主要主任等の意識について、以下のように感じている。
 - ① 学校運営への参画意識が高まった
 - ② 校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった
 - ③ 自らの分掌等を取りまとめ、推進する意識が高まった
 - 校長は、運営委員会の設置の効果を、以下のように感じている。
 - ① 迅速な意思決定を行いやすくなった
 - ② 校長がリーダーシップを発揮しやすくなった
 - ③ 主要主任等の学校運営への参画意識が高まった
 - ほとんどの教務主任は、職務にやりがいを感じており、また「芯の通った学校組織」の取組を通じて、教務主任の重要性を認識するようになったと感じている。
- 9割の校長が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答している。その理由として最も多く挙げられたのは、目標達成に向けた組織的な学校運営が進んでいるからという趣旨の回答だった（小：144校、中：54校、高：21校、特：10校）。

（自由記述において校長から挙げられた回答の例）

- 教職員の学校運営への関わりが明確化され、一人一人が学校教育の大切な一員としての責任感と自覚が増した。
- 組織的な取組により、学力向上・体力向上等の学校教育課題が目に見える形で達成されつつあるので、やりがいを感じている。
- 学校が組織的に動くことでばらばらだった教員の意識を校長の経営方針へと導くことができると心から思う。大分の教育の方向性は間違っていないと思う。何より、全職員が自校の課題は何か真剣に向き合うようになった。

- 8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答している。その理由として、学力・体力テストの結果の向上（108校）の次に、「以前に比べて、学校全体が協力して取り組んでいる姿がよくわかる」という趣旨の回答が多かった（95校）。

5. 県立学校の状況

県立学校については、特に以下のような課題がある。

○目標や取組の焦点化

定着状況調査によると、高校における重点目標の数は以下の通りであり、4つ以上の重点目標が設定されている学校が全体の3分の1程度ある。

| 重点目標の数 | 2つ | 3つ | 4つ | 5つ以上 |
|--------|----|-----|-----|------|
| 高校数 | 3校 | 32校 | 13校 | 2校 |

また、1つの重点目標に対して複数の小目標を設定している学校や、1つの重点目標に対し数多くの重点的取組を設定する学校もあり、重点目標や重点的に進める取組が焦点化されていない。

○学校全体での思考力・判断力・表現力を高める授業改善

定着状況調査において、過半数の高校が、「生徒の進路志望の達成と思考力・判断力・表現力を育成する授業改善は、密接につながっている」かについて「とてもそう思う」と答えている。しかしながら、「言語活動を通じて、思考力・判断力・表現力を育成する授業に、全ての教員が取り組んでいる」かについては、

- ・ とてもそう思う：3校
- ・ ある程度そう思う：38校
- ・ あまりそう思わない：9校

としており、学校全体での思考力・判断力・表現力を育成する授業改善が、その必要性が認識されているにも関わらず、必ずしも十分進められていない。

○特別支援学校学部主事の位置付けの明確化

特別支援学校の学部主事は、学校教育目標を受けた学部の目標の設定や、教育課程の作成・進行管理、幼児児童生徒や教職員の状況の把握等、各学部において適正かつ円滑に教育活動が行われるよう業務を進めている。また、他学部と連絡調整を行ったり、運営委員会のメンバーとして学校運営全般に関わる役割も担っている。このように学校運営において重要なポジションにありながら、その位置付けが明確でない。

○「個別の指導計画」の質の向上

特別支援学校では、全ての幼児児童生徒に対する各教科等の「個別の指導計画」の作成が義務付けられており、各学校で様式・記載事項を定め作成している。

「個別の指導計画」は、作成が目的ではなく、評価・改善を通してより良い指導を進めるために作成するものである。このため、PDCAサイクルによる検証・改善を進めることや、担任任せにすることなく、教務主任が全体の企画・運営を主導しつつ学部主事や学年主任が担任と協議しながら作成・改善するなど組織的な取組を行うことにより、「個別の指導計画」の一層の質の向上を図る必要がある。

今後の方向性

「芯の通った学校組織」の構築に向けた第 1 フェーズ（24年度）、第 2 フェーズ（25年度）、第 3 フェーズ（26年度）の取組により、目標達成に向けた組織的な取組が進み、その基盤となる学校運営体制が全ての学校に定着しつつある。また、学校運営への参画に対する教職員の意識の高まりが見られる。

他方、重点目標への学校の課題の反映や重点目標、分掌等目標、自己目標の連動、主要主任等の意識の向上、主任制度及び主任手当の趣旨の徹底、充実した議論のための運営委員会の一層の工夫や効率的な活用など、目標達成に向かうマネジメント、基盤となる学校運営体制の双方に、なお課題が残っている。学校からは、「『芯の通った学校組織』の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要」という意見もある。

このため、今後、これら残されている課題を踏まえて、更なる取組の徹底を図る必要がある。

また、「芯の通った学校組織」の取組が進む中、学力・体力向上のための取組やいじめ対応など、学校活動全般において、目標達成に向けた組織的な取組が行われつつあり、成果も上がってきている。

今後とりわけ、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成や、高止まりしている不登校への対応において、組織的な取組を進めることが求められる。また、「芯の通った学校組織」の取組を通じ焦点化・具体化された学校の目標・取組を共有し協働する取組を通じて、学校・家庭・地域の連携を一層進めることが重要である。

「芯の通った学校組織」の目的は、「芯の通った学校組織」の「形」をつくることにあるのではなく、新しい学校評価・教職員評価の仕組みや運営委員会の設置など「芯の通った学校組織」で提案している学校マネジメントのツールや考え方を活用して、教育活動を持続的・発展的なものとすることで、子どもたちの力と意欲を伸ばすことにある。

第 3 フェーズまでの「芯の通った学校組織」の取組により、学校の組織力は着実に向上してきたものの、なお課題はあり、また教育活動の更なる充実のため、その一層の活用が必要である。

このため、「芯の通った学校組織」の「取組の徹底」と「一層の活用の推進」を通じて、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、今後、2 年間に渡り、以下のテーマのもと、取組を継続していくこととする。

第 1 フェーズ(24年度)：趣旨の周知と制度の整備

第 2 フェーズ(25年度)：実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築

第 3 フェーズ(26年度)：「芯の通った学校組織」の定着

第 4 フェーズ(27年度)：「芯の通った学校組織」の活用推進

第 5 フェーズ(28年度)：子どもたちの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立

第 4 ・ 5 フェーズ

取組の徹底

目標達成・組織マネジメントの徹底

< 「8つの観点」に基づく指導・支援 >

「芯の通った学校組織」の推進に当たっては、第2フェーズ（平成25年度）のはじめに「「芯の通った学校組織に係る『20の観点』」を、26年1月に「『20の観点』に係る観点別留意事項」を示した。これまでの取組が進む中で、「20の観点」中、「学校の教育目標の具体化」と「基盤となる学校運営体制」の構築に関連した以下の事柄については、ほぼ全ての学校において実現している。

- ・ 焦点化された重点目標の設定（多くて3つ程度）
- ・ 重点目標の達成状況を測る検証可能な達成指標の設定
- ・ 重点目標を達成するための具体的な取組（重点的取組と取組指標）の設定
- ・ 重点目標達成に向けたPDCAサイクルの年3回以上の実施
- ・ 教務主任等の主任を活用した学校評価の実施
- ・ 市町村教育委員会の承認を前提とした主要主任等の任命
- ・ 主幹教諭、指導教諭、主要主任等が中心の学校運営組織図の作成
- ・ 校長の意思決定を補佐する運営委員会の開催
- ・ 職員会議が意思決定を行う場となっていないこと
- ・ 衛生委員会等の活動を中心とした教職員の健康管理への組織的な対応

これらを前提に、今後、目標達成に向けたマネジメントや組織体制構築のマネジメントに関し、取組の徹底が必要なポイントを以下の8つに整理した。今後、この「8つの観点」を中心に一層の指導・支援を進めることとする。

1. 学校の喫緊の課題を十分検討した上で、課題と重点目標を一致させること
2. 取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近づくことがイメージできる具体的なものとする
3. 重点目標、達成指標、重点的取組内容（重点的取組、取組指標）が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方などを工夫すること
4. 検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付けたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと
5. 目標管理制度と人事評価制度の連動、及び、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図るといった教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること
6. それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること
7. 意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫などを行うこと
8. 主任制度及び主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年2回の目標管理面談等の中で、主任手当の抛出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと

1. 学校の喫緊の課題を十分検討した上で、課題と重点目標を一致させること

- 重点目標は、学校がその年度に達成すべき目標を焦点化して示す学校の方向性を決めるものであり、学校全体の喫緊の課題は何であるかを十分検討して内容を決める必要がある。そのため、学校評価や各種調査の結果、教員アンケートなどを活用し、丁寧に現状分析を行った上で、校長が考える学校の課題がストレートに反映されたものとするのが重要である。

(重点目標の検討の工夫の事例)

- ・ 年度のはじめに、全教職員に「本校の最大の課題」と「課題解決のための方法」をアンケートで聞き、教職員が感じている課題を把握した上で、重点目標を2つに設定したもの (26年10月「取組事例集」事例①)

(重点目標の数)

| | 1つ | 2つ | 3つ | 4つ | 5つ以上 |
|--------|----|----|-----|----|------|
| 小 学 校 | 4 | 30 | 191 | 49 | 3 |
| 中 学 校 | 2 | 11 | 89 | 22 | 2 |
| 高 校 | 0 | 3 | 32 | 13 | 2 |
| 特別支援学校 | 0 | 1 | 15 | 0 | 0 |

2. 取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近づくことがイメージできる具体的なものとする

- 取組指標は、それに取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近づけると全教職員が感じるものであることが必要である。このため、「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかを可能な限り書き込み、具体化する必要がある。

(取組指標を具体的なものに改善・充実した事例) (26年10月「取組事例集」事例②)

| | |
|--------|---|
| 平成25年度 | 定期考査1週間前から朝のシェア・タイム(20分間)を実施し、生徒個々の課題に応じた指導を行う。 |
| 平成26年度 | 定期考査1週間前から毎日朝と放課後に20分間のシェア・タイムを実施し、学年部会全教職員で生徒のつまずき解消のための個別指導を行う。 |

- なお、次の事例のように、取組の成果として求める児童生徒の変化をイメージしやすいよう、取組指標による児童生徒の変容を達成指標の下位の指標として設定することも考えられる。

(4 点セットに取組内容の到達イメージを追加している事例)

| | |
|--|--|
| 重点目標：基礎基本の定着 | |
| 達成指標：学力調査における国語の平均正答率が50点以下の児童の割合を低学年では0%、中学年では5%、高学年では10%以下にする。 | |
| 到達イメージ：平均読書数の年間目標を、低学年は120冊、高学年は7000ページとする | 到達イメージ：「勉強がわかる」と回答する子の割合を90%以上にする |
| 重点的取組：読書活動の工夫・充実 | 重点的取組：特性に応じた課題を与える工夫 |
| 取組指標：学期ごとに読書冊数・ページの個人目標を立てさせ、月・火・木の朝読書の時間の10分間と家庭読書の宿題によって、達成をめざす。 | 取組指標：週2回の朝スキルタイムと放課後キラキラタイムを個に応じた補充学習の時間として取り組む。 |

3. 重点目標、達成指標、重点的取組内容（重点的取組、取組指標）が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方などを工夫すること

○ 学校が組織として教育活動を進めていく上で、重点目標をはじめとした4点セットが、全ての教職員に共有されていることが重要である。そのためには、分掌会議での検討、運営委員会での検討を経た上で4点セットを決定したり、4点セットについて運営委員会や分掌会議で継続的に取り上げるなどにより、全教職員への意識付けを図る工夫を行うことが必要である。

4. 検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付けたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと

○ 学校評価は、取り組んできたことを振り返り、取組の改善を進めることで、より良い教育活動を展開するために行うものである（「改善のための評価」）。そのため、検証に当たっては、達成指標の達成状況を確認するだけでなく、取組指標で決めた内容に実際どれくらい取り組めたか、取り組めなかったとしたらどこに課題があったのかをしっかりと確認する必要がある。その上で、その取組によって重点目標達成に近付きつつあるかを検証し、取組内容や達成指標に無理があったり、有効でなかったりした場合には、年度の中においても、短期で修正、改

善していくことが必要である。

5. 目標管理制度と人事評価制度の連動、及び、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図るという教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること

- 教職員評価システムは、目標管理制度と人事評価制度の連動により、学校の組織力の向上や教職員の資質向上を図るものである。特に、地方公務員法が改正され、人事評価が任用、給与、分限等の基礎として活用することとされている中、教職員評価システムが適切に機能するよう、このような趣旨やその仕組みについて教職員に周知を図ることが必要である。

また、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標が一層連動する、主任等が分掌に所属する教職員の目標設定に対して指導・助言を行うよう努めることが必要である。

6. それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること

- 学校が、目標達成に向けた組織的な取組を進める上で、それぞれの重点目標に関し、分掌等をまとめ、その達成を責任者として担う主任等を明らかにすることが重要である。それにより、主任等が教職員に指導・助言を行いながら分掌等をまとめる意識の向上を図ることができる。また、そのことを学校要覧などの中で明示することで、他の教職員への意識付けを図ることもできる。

(各重点目標達成をとりまとめる主任等を明らかにした事例)

| 指導・取組立案 | 重点目標 | 達成指標 | 重点的取組 | 取組指標 |
|---------|-----------|------|-------|------|
| 研究主任 | 基礎・基本の定着 | ・・・ | ・・・ | ・・・ |
| 生徒指導主事 | 規範意識の確立 | ・・・ | ・・・ | ・・・ |
| 体育主任 | 全校児童の体力向上 | ・・・ | ・・・ | ・・・ |

7. 意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫などを行うこと

○ 運営委員会は、分掌間の連絡調整を図りながら、校長の意思決定の迅速化、効率化を図るため設けられている。どの議題を運営委員会や職員会議で扱うかは校長の判断次第であり、「議論のための議論」に時間が浪費されないよう、また、重要な事項を運営委員会でしっかり議論する時間が確保されるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題を、議題に応じて校長が取捨選択し、意思決定を効率的・効果的に行うことが必要である。

また、行事情報等の周知が職員会議で行われる場合が多いが、例えば文書の配付や黒板への掲示等により行うことで職員会議の時間を効率化し、子どもと向き合う時間を増やすなどの工夫も必要である。

（議題の整理の工夫の例）

議題の内容を A（軽い議題）、B（中程度の議題）、C（重要議題）に分類することで、運営委員会や職員会議で取り上げるか予め決めているもの

（26年10月「取組事例集」事例⑫）

（職員会議によらない周知の工夫の例）

年度当初に職員人事の発令のために 1 回行う以外は職員会議を開催せず、企画会（運営委員会）の内容をプリントで伝達する等により周知を行っている例（広島県）

8. 主任制度及び主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年 2 回の目標管理面談等の中で、主任手当の拠出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと

○ 主任手当の拠出については、主任制度の趣旨に反し、県民からの信頼を損ないかねないものである。特に拠出している教員については、人事異動に係る職員面談や年 2 回の目標管理面談等の中で、拠出の状況を確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行う必要がある。

＜主任手当の抛出に対する県・市町村教育委員会の取組の推進＞

すでに「定着状況及び課題」で触れたように、主任手当については、抛出していないとする教員が、小学校で 25%、中学校で 64%、県立学校で 80%に止まっており、特に小中学校において、主任手当抛出の実態が根強い。また、その対応として、小、中、県立学校いずれにおいても、県・市町村教育委員会からの職員団体への要請を求める校長の声が最も多い。

平成 24 年度の「芯の通った学校組織」の取組以来、主要主任等の学校運営への意識は向上し、主要主任等としての職責をしっかりと果たしつつあるが、主任の職務の重要性を評価するため支給している主任手当を抛出する行為は、その努力を自ら否定する行為であり、また、主任の職責を果たしていないのではといった不信感を、保護者をはじめ県民に抱かせる行為である。また、主任手当は、教員への給与の優遇措置の一環として支給されているが、それを抛出する行為は、優遇措置そのものへの疑問を惹起させかねない。

旧態依然とした主任手当抛出の行為が、未だにこれほど広範囲に行われていることは、法令の趣旨に鑑み許容されるものではなく、県教育委員会、市町村教育委員会が連携して、その根絶に取り組む必要がある。

このため、市町村教育委員会と連携して、以下のことに取り組むこととする。

○主任手当の抛出に関する継続的な調査と市町村毎の公表

主任手当の抛出の実態を把握するため継続的に調査を行うとともに、市町村間で抛出の実態に大きな差があることに鑑み、市町村毎の状況を公表する。

○県・市町村教育委員会の連名による職員団体への要請

平成 26 年度中に、県・市町村教育委員会の連名で、職員団体に対し、組合員に主任手当の抛出を求め又は抛出を促すことのないよう要請する。また、今後の主任手当抛出の状況に応じ、継続的に要請を行う。

○校長等への任用に当たっての資質の確認

校長及び教頭等への任用等に当たっての「求める管理職像」は、「主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者」である。校長及び教頭等への任用等に当たっては、このような資質を備えているかどうかを確認する。

○主要主任の承認要件の設定

学校が主要主任を任命するに当たっては教育委員会の事前承認が必要となっているが、承認の際の要件を、県教育委員会として設定・明示するとともに、市町村教育委員会でも設定・明示するよう促す。

一層の活用の推進

I 目標達成に向けた組織的な授業改善

<組織的な授業改善の推進>

「芯の通った学校組織」は、学校が目標達成に向けた組織的な取組を進めることで、子どもたちの力と意欲の向上を図ることを目的としている。

学校の教育活動の中心は授業であり、目標や指標を具体的に決めることや、目標の達成に向けて主任等が責任を持って分掌等を取りまとめるといった「芯の通った学校組織」の考え方やツールが、組織的な授業改善のために活用されることが重要である。組織的に授業改善を進める上での留意点は、以下の4つである。

- ① 児童生徒の力や意欲についての課題の把握と指標の設定
- ② 授業改善計画の作成と体制の構築
- ③ 校内研究の質の向上
- ④ 「新大分スタンダード」の活用

① 児童生徒の力や意欲についての課題の把握と指標の設定

組織的に授業改善を進めていく上では、児童生徒にどのような力を付ける必要があるか、その力がどのような授業で実現されると考えるかを、教員の間で共有する必要がある。そのため、まず、児童生徒の学力や意欲等にどのような課題があるかを掘り下げ明らかにし、次に、その課題を解決する授業改善の内容を検討するという手順を丁寧に踏む必要がある。

また、検証なくして改善はなく、明確な検証方法があることが、質の高い改善につながる。このため、授業改善の成果を検証できる指標を予め設定し、教員間で共有しておくことが必要である。指標としては、学力調査の結果や児童生徒・教員に対するアンケートの結果、授業改善前後の児童生徒の提出物など、課題に応じて様々なものが考えられる。

② 授業改善計画の作成と体制の構築

組織的な授業改善を児童生徒の力や意欲の向上に確実につなげていくためには、授業公開や学力分析など授業改善に関わる学校全体の計画を組み、年間を通じて授業の質の向上に取り組むとともに、授業改善の中で得られたことを翌年度の教育課程に反映するなどして、計画的で継続的な取組を進めることが必要である。

そのための要は、教育活動全般にわたる年間教育計画や教育課程を立案・編成する教務主任であり、管理職の方針のもと、校内研究の具体の計画の立案・実施を担う研究主任と連携して、学校の授業改善を推進していく必要がある。

また、管理職においては、校内研究をはじめとした組織的な授業改善を学校の教育目標を達成するための中心的な取組と捉え、組織的な授業改善を進める上での明確な方向性を示して的確な管理・運営を行うとともに、教務主任や研究主任に適切な指導や助言を行うことが求められる。

③ 校内研究の質の向上

多くの学校においては、組織的な授業改善を進める要として、学校全体による校内研究が行われている。校内研究の実施状況は、以下の通りである。

○校内研究の頻度

小学校：1月に2～3回程度、中学校：1月に1～2回程度、
特別支援学校：1月に2～3回程度

○校内研究の1回の所要時間

小中学校：1時間～1時間半程度、特別支援学校：30分～1時間程度

○校内研究のテーマ（多い順）

| | 小学校 | 中学校 | 特別支援学校 |
|---|-----------------|------------------|---------------------|
| ① | 思考力・判断力・表現力等の育成 | 思考力・判断力・表現力等の育成 | 障がいの状態等を踏まえた指導方法の改善 |
| ② | コミュニケーション能力の向上 | 基礎的・基本的な知識・技能の習得 | 各教科等の指導内容の改善 |
| ③ | 国語科に関すること | コミュニケーション能力の向上 | 自立活動の指導計画の改善 |

校内研究については、以下のような課題があると指摘されている。

- ・ 校内研究のテーマが、重点目標と十分関連付けられていないことがある。
- ・ 抽象的・観念的な研究主題のもと、具体的な達成目標や検証方法が設定されないまま実施されることがある。
- ・ そのため、次の改善の視点が定まらず、具体的な授業改善や児童生徒の力の向上に結びつかないことがある。
- ・ 校内研究が、校長の指導・監督のもと、教務主任と研究主任が連携し、学校全体で推進するという意識が高くない場合がある。

このため、子どもの力と意欲を高めるために校内研究の一層の質の向上を図る上で、以下のような点に留意して校内研究を進めることが必要である。

- ・ 校内研究にPDCAサイクルを取り入れること。
- ・ 検証可能な達成目標を設定し、何がどのような状態になったとき、研究主題に示された目標が達成されたと判断するのか明確にしておくこと。
- ・ 管理職がリーダーシップ及びマネジメントシップを発揮し、研究の明確な方向性を示し、的確な管理・運営を行うとともに、中心となって研修を企画・運営する教務主任や研究主任に適切な指導助言を行うこと。
- ・ 教務主任と研究主任の緊密な連携のもとで研究を進めるとともに、学校の規模や実状に応じて研究のための係等を組織すること。

④ 「新大分スタンダード」の活用

大分県では、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成に課題が大きく、生徒の学習意欲が全国に比べ低い状況もある。このため、これまでの「大分スタンダード」をブラッシュアップし、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力の育成を目指す「新大分スタンダード」（下記参照）に基づいた授業改善を進めているところである。多くの学校では、校内研究のテーマに「思考力・判断力・表現力等の育成」や「コミュニケーション能力の向上」を掲げており、「新大分スタンダード」を活用した組織的な授業改善の推進が望まれる。

また、「新大分スタンダード」における問題解決的な展開の授業の実施のためには、学校図書館やICTの活用が今後一層必要になる。特に学校図書館については、司書教諭等を中心とした組織的な図書館活用教育を進める中で、「学習情報センター」としての機能をより一層発揮し、問題解決的な展開の授業に寄与していくことが求められる。

【新大分スタンダード】

- 「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力の育成を目指し、
 - ・ ねらいに対応した具体的な評価規準（目指す子どもの具体的な姿）をもとに、
 - ・ 単位時間における、めあてと振り返りの設定や授業展開の工夫、
 - ・ 習熟の程度に応じた指導の工夫等
 を行うことで、これまでの大分スタンダードをブラッシュアップする。
- さらに、生徒指導の3機能を意識して、各教科において問題解決的な展開の授業を実施する。

新大分スタンダード

「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するワンランク上の魅力ある授業

- 1 1時間完結型
（「めあて」と「振り返り」のある授業）
- 2 板書の構造化・板書とノートの一体化
- 3 習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実
- 4 問題解決的な展開の授業
（単元 あるいは 1単位時間）

大分スタンダードの
ブラッシュアップ

本時のゴール、
目指す子どもの具体的な姿から
単位時間の授業を見直す
※ねらいに対応した
具体的な評価規準の設定

生徒指導の3機能を意識して

- ① 学ぶ意欲を引き出す課題設定（考えてみたい・やってみたい・やり甲斐がある）
- ② 課題解決のための情報収集（資料検索、実験・観察、体験、話し合い等）
- ③ ②の整理分析（比較・分類・序列化・類推・関連付け等）
- ④ ③で考えたことや分かったことのまとめ・発信・交流
- ⑤ 学習の成果を実感させる単元の振り返り及び評価

これらを踏まえ、組織的な授業改善の推進のため、以下のような取組を行うこととする。

○ 「校内研究の手引き（仮称）」の作成と学校への指導・支援

目標達成に向けた組織的な校内研究が行われるよう、平成 26 年度中に、校内研究の質の向上に向けた手引きを作成の上、各学校に周知する。

（見直しのポイント）

- ・ 校内研究の目的：児童生徒の課題に則した学校の重点目標の達成
- ・ 検証方法：PDCA サイクルによる客観的な数値等での検証
- ・ 推進体制：校長の指導の下、教務主任、研究主任が連携して推進

また、教育事務所の学校訪問や教育センターの出前研修等を通じ、このような校内研究の実施を指導・支援する。特に、「新大分スタンダード」に基づく授業改善を校内研究のテーマにする場合には、重点的な支援を行う。

○ 研究団体の活性化を通じた授業改善の推進

市町村教育委員会との連携のもと、県教育委員会及び市町村教育委員会の方針に沿って活動する郡市教科等部会を支援・活用して、組織的な授業改善を推進する。

＜組織的な体力向上の推進＞

体力向上に関する検証改善サイクルを確立し、体力向上に向けた取組を全教職員により組織的かつ計画的に推進するため、平成25年度から「一校一実践」の取組を推進している。

その取組の結果、以下のような成果が見られる。

小学校では、

- 運動好きな児童が増え、運動の習慣化が図られ、体力が向上した。
- 教職員や保護者の体力向上に関する意識が高まった。
- 学校全体が活性化し、児童の活動意欲や授業規律が高まった。

中学校では、

- 取組結果が数字となって表れることから、生徒の自信とやる気が高まった。
- 教職員の体力向上に関する意識や連携が深まった。
- 学校全体が活性化し、昼休みに外遊びする生徒が増え体育授業の見学者が減少した。

一方、以下のような課題もある。

小学校では、

- 取組内容の見直しが十分に行えなかった。
- 楽しさを味わわせ、活動意欲を高めることが十分にできなかった。
- 児童会活動などに関連付け、児童の自主的な活動にまでは発展できなかった。

中学校では、

- 学力向上や読書活動など他の取組も少なくないことから、時間設定が困難である。
- 行事だけでは実施頻度が少なく、成果に結びつかない。
- 保健体育教員任せの取組となり、学校全体の取組にはなっていない。

これらを踏まえ、組織的な体力向上の推進のため、以下のような取組を行うこととする。

○体力向上に係る推進校の指定による支援

- 体力向上に係る推進校を指定し、指定された学校の「一校一実践」の先導的な取組実践を他校へ波及させる。

○体力向上に係る連絡協議会の開催による情報共有

- 体育専科教員、中学校体育推進教員、市町村教育委員会等による連絡協議会を開催し、「一校一実践」の取組状況や課題について情報共有を図り、全県下の学校の取組の改善につなげる。

○「一校一実践」の効果的な取組事例の紹介

- 県教育委員会のホームページや「教育庁チャンネル」で、「一校一実践」の効果的な事例を紹介し、取組の充実を図る。

参考：中学校における「一校一実践」の取組の例

1 全教職員による組織的対応及び家庭・地域との連携

| | |
|---|---------------------------|
| ○体力向上推進委員会 〔校長、教頭 教務主任、体育主任 体力向上担当 ・・計画・立案・見直し〕 | ○生活研究部・・生活習慣調査、保健だより、食育指導 |
| | ○体力向上研究部・・体力調査の実施、分析 |
| | ○特別活動研究部・・アクティブタイム、体力向上集会 |
| (家庭・地域との連携) | ○育友会・・グラウンドゴルフ大会、弁当づくり |

2 「一校一実践」の推進に係る年間行動計画

| 月 | 内容 | 月 | 内容 |
|----|-----------------|-----|------------------|
| 4月 | 体力向上推進会議（プラン作成） | 8月 | 第1回体力向上会議 |
| 5月 | 一校一実践スタート | 9月 | 一校一実践の継続（内容の見直し） |
| | 体力調査の実施 | 11月 | 生活習慣調査の実施（第2回） |
| 6月 | 生活習慣調査の実施（第1回） | 2月 | 第2回体力向上会議 |

3 取組の様子



昼休みアクティブタイム
（運動の機会を増やす）



体力向上集会
（体力の意義の理解）



学年別小運動会の実施
（体育的行事の充実）

4 実施上の工夫

- (1) 体力向上推進委員会を中心に、生活研究部、体力向上研究部、特別活動研究部、育友会部の4つの部会に分かれ、目標達成に向けて全教職員で取り組む。
- (2) 保健体育授業や運動部活動の充実に加え、アクティブタイムの設定や体育的行事の工夫により、生徒の運動の実施頻度を高める。
- (3) 保健だよりを活用し、生活習慣（睡眠、休養）や食事（朝食の必要性、食事のバランス）の改善など、家庭と連携した取組を行う。
- (4) グラウンドゴルフ大会への参加など、運動・スポーツを通じた地域との交流を図る。

Ⅱ 組織的な生徒指導の推進

本県の小中学校の不登校児童生徒数は毎年 1, 200 人台で高止まりしており、特に小学校 3～4 年、中学校 1 年・2 年時に急激に不登校出現数が増えている。また、不登校から学校に復帰できる割合は 36% 程度に止まっている。

不登校対策では、学校復帰の支援に意識が偏りがちだが、何より、「分かる授業」を中核に登校したくなる「楽しい学校」づくりを行うことが最も重要である（＝「未然防止」）。このため、生徒指導の三機能を意識した学級づくりや授業の積み重ね、学校行事などを通じて、全ての児童生徒に、自己存在感、分かる喜び、集団で協働する楽しさなどを感じさせる必要がある。また、対人関係の困りや行動上の顕著な特性により不登校になる場合もあるため、特別支援教育の観点を持った児童生徒理解を進めることも重要である。

さらに、不登校の初期段階において、長期間の欠席につながらないように、家庭と連携を図りながら児童生徒に適切な登校支援を行うことが必要である（＝「初期対応」）。その際、学校全体での組織的な対応が必要であり、不登校対策委員会を核に管理職や学年主任等関係職員の連携を密にしながら対応することが求められる。

具体的には、県全体を通じて、以下のことに取り組む必要がある。

未然防止・初期対応・学校復帰支援の推進

<未然防止>

- 「絆」と「居場所」を意識した学級づくり
 - ・児童生徒自ら主体的に取り組む共同的な活動により、「絆」を感じ取り紡いでいく取組の推進
 - ・児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所」の提供
- 「新大分スタンダード」に基づく、生徒指導の三機能を意識した授業改善
 - ①自己決定の場を与える ②自己存在感を与える ③共感的人間関係を育成する

<初期対応>

- 不登校防止の初期対応の原則の徹底

「あったかハート 1・2・3」

- 1 欠席 1 日目：電話連絡（状況確認、受診確認、励まし等）
 - 2 欠席 2 日目：電話又は家庭訪問（状況確認、受診確認、励まし等）
※必要に応じ家庭訪問
 - 3 欠席 3 日目：家庭訪問（最近の様子を含めた状況確認、受診確認、再登校の不安の解消や励まし等）
- ◇ 欠席 3 日以上 組織対応開始（校内不登校対策委員会が中心）
- ・ 対応策の検討、対応計画の作成
 - ・ 必要に応じて関係機関にも出席を依頼
 - ・ 市町村教委への報告
 - ・ 改善が見込まれない場合は対応策の見直し・修正

＜学校復帰支援＞

○関係機関と連携した学校復帰支援

- ・スクールカウンセラーのアセスメント等を活用し、福祉機関や医療機関と連携した学校復帰の支援を行う。
- ・学校と家庭、教育支援センターが個別の不登校児童生徒の学校復帰支援計画を策定し、情報交換を密にしながら、段階的な登校支援を実施する。

組織的な不登校対応の推進

これら未然防止・初期対応・学校復帰支援を推進する上では、学級担任など一部の教員に任せることなく、学校全体で推進する必要がある。そのような組織的な不登校対応を進める上で、各学校の不登校対策委員会の役割が重要である。具体的には、不登校対策委員会において、以下のことに取り組む必要がある。

- ・ 不登校対策により目指す目標や達成指標を定め、全児童生徒を対象とした [未然防止]、休み始めの児童生徒に対する [初期対応]、不登校になった児童生徒に対する [学校復帰支援] の、各段階における学校としての計画を作成する。

(達成指標を定めている例)

- ・ 「新たな不登校 0」を実現するとともに、ひと月 7 日以上 の長欠生を半減させる。
- ・ 各学年の不登校生徒数を 5 名以下、全学年の不登校生徒数を 10 名以下にする。

- ・ 学校全体の取組の状況を確認しながら、効果的な対応の推進や関係機関との連携を図る。

これらを踏まえ、組織的な不登校対策の推進のため、以下のような取組を行うこととする。

○不登校対策委員会活性化のための指導・支援

- ・ 不登校対策委員会を活用した不登校対策が推進されるよう、計画の作成を促すとともに、必要な指導・支援を行う。

○「地域不登校防止推進教員（不登校対策コーディネーター）」による支援

- ・ 未然防止、初期対応、学校復帰支援の各段階において適切な不登校対応ができるよう、市町村不登校対策プランに応じて「地域不登校防止推進教員」の配置を行う。「地域不登校防止推進教員」は、以下などの取組を行うこととする。
 - ①各学校での欠席状況を踏まえて、学校と関係機関が早期に連携できるようコーディネートする。
 - ②地域の不登校防止研修会において講師を務め、「あったかハート 1・2・3」をはじめ、教職員の不登校対応に関するスキルアップを行う。
 - ③不登校防止に効果的な小中連携の取組を推進する。

Ⅲ 学校・家庭・地域の協働

(学校・家庭・地域の「協働」)

子どもたちの力と意欲を伸ばしていくには、学校・家庭・地域が子どもの状況やより良い育ちに向けた目標を共有した上で、互いに協力して取り組んでいくことが重要である。

各学校では、「芯の通った学校組織」の取組の中で、目標や取組の焦点化、検証可能な指標の設定が行われており、それらを学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に知らせるなどの情報共有が進みつつある。他方、学校が家庭や地域と、学校評価の結果を踏まえ「改善の手立て」について話し合うような機会を設けている学校は少ない。子どものより良い育ちに向けて学校・家庭・地域の連携を一層深める上で、学校からの一方的な説明や情報共有に止まることなく、共通の目標のもと、意思疎通を図りながら、それぞれが必要な取組を行い連携を進めていくという、学校・家庭・地域の「協働」が必要である。

(目標協働達成校)

県教育委員会では、「目標協働達成校」の取組を本年度小中学校 38 校をモデル校に指定し、推進している。「目標協働達成校」では、学校の重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標を基に、家庭・地域がそれぞれの立場で重点目標達成に向けた取組内容を決め、三者で協議しながら取組を進めている。指定校では、重点目標を達成しつつあるなど成果がみられている。

<取組の流れ>

- ①学校が焦点化・具体化された重点目標・達成指標・重点的取組・取組指標を設定
- ②それを学校・保護者代表・地域住民代表の会議により共有
- ③保護者・地域住民が、学校の重点目標・達成指標に沿ったそれぞれの立場でできる取組内容（重点的取組と取組指標）を決め、「協働 4 点セット」を作成
- ④それぞれの取組を進め、年間を通じて協議し検証・改善を行いながら、目標を達成していく。

(「協働 4 点セット」の例)

| 学校・家庭・地域が協働して達成する重点目標 ＜挨拶がきちんとできる子の育成＞ | | |
|---|---|--|
| 達成指標：児童・教職員・保護者アンケートで「挨拶がよくできる」が 80%以上になるようにする。 | | |
| 重点的取組（そのために重点的に取り組むこと） | | |
| 家庭 | 学校 | 地域 |
| <input type="checkbox"/> 家庭で挨拶ができる子を育てる。 | <input type="checkbox"/> 挨拶の大切さを児童に伝えていく。 <input type="checkbox"/> 挨拶がよくできる子をほめ、本人や他の子の意欲を高める。 <input type="checkbox"/> 校門から児童玄関までの間で挨拶の声が響くように挨拶運動を行う。 | <input type="checkbox"/> 地域で挨拶ができる子をめざし、よくできている子をほめる。 |
| 取組指標（具体的に取り組む内容） | | |
| 家庭が取り組むこと | 学校が取り組むこと | 地域が取り組むこと |
| <input type="checkbox"/> 家庭の中で、挨拶を交わす。 「おはよう」「いただきます」「いってきます」「ただいま」「おかえり」 <input type="checkbox"/> 月 1 回、各家庭に用紙を配付し自己評価をする。 | <input type="checkbox"/> 学級、全校朝会で挨拶の大切さを児童に伝えていく。 <input type="checkbox"/> 月 1 回、教職員の推薦による「あいさつきり賞」を渡す。 <input type="checkbox"/> 月 2 回、教職員が校門に立ち、挨拶運動を行う。 | <input type="checkbox"/> 「地域できらり」賞の取組 保護者・地域の方に推薦してもらい、全校朝会や学校だよりで紹介する。 |

(学力向上会議の発展的な見直し)

学校・家庭・地域の連携を図る場として、年間 2 回（原則 8 月・2 月）の学力向上会議がある。学力向上会議は、学校が自校の学力の状況や学力向上の取組等について保護者や地域住民と共有する場であるが、学校からの説明に終始し、必ずしも連携の深まりが十分図られていない場合がある。

このため、学校・家庭・地域の協働により、子どもたちのより良い育ちに向けて効果的な取組が行われるよう、学力向上会議の在り方を見直し、学力の状況についての説明・協議の上で、協働した取組について協議・推進する場とする。

＜具体的な実施方法＞

- ・ 4 月～7 月：事前の準備や協議
 - ・ 8 月の会議：学力調査の結果等で判明した学力の状況や学校の取組の説明・協議
＋学校と協働した家庭・地域の取組の決定（→「協働 4 点セット」）
 - ・ 9 月～1 月：学校・家庭・地域それぞれで取組を推進
 - ・ 2 月の会議：3 者の取組の状況と、次年度の課題や今後の取組について協議
- ※家庭との協働は必ず行い、地域との協働は可能な限り行う。
 ※家庭や地域での取組内容としては、家庭学習の充実や土曜教室への協力などのほか、学力の礎である生活習慣の改善や体験活動の充実など幅広い取組が想定される。
 ※同じく学校・家庭・地域の連携を深める目的で行われる学校評議員会、学校関係者評価、学校運営協議会と併せて開催することが可能。

(コミュニティ・スクール)

本県において、ここ数年コミュニティ・スクールを導入する学校が増えている。これは、コミュニティ・スクールが学校改善や生徒指導上の課題解決、学力向上に有効な仕組みと捉えられつつあるからと考えられる。

共通の目標のもとで、学校・家庭・地域が協働する取組を先進的に進める学校の在り方として、今後もコミュニティ・スクールの積極的な活用が期待される。

コミュニティ・スクール指定状況（大分県）

| | H 1 9 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | 累計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 小学校 | — | 1 | 1 | 4 | 3 | 6 | 15 |
| 中学校 | 1 | — | 1 | 2 | 2 | 5 | 11 |
| 合計 | 1 | 1 | 2 | 6 | 5 | 11 | 26 |

※平成 27 年度から、玖珠美山高校が九州ではじめて高校として指定予定。

これらを踏まえ、学校・家庭・地域の協働のため、以下のような取組を行うこととする。

○「目標協働達成校」の推進

- ・「目標協働達成校」の取組の推進と、県全体への普及を進める。

○学力向上会議の発展的な見直し

- ・学力向上会議を発展的に見直し、子どもたちのより良い育ちに向けて、学校・家庭・地域が「協働」を進める場とする。

○コミュニティ・スクールの推進

- ・コミュニティ・スクールの成果と課題を明らかにしながら、その推進を図る。

推進方策

1. 学校マネジメント研修の充実

全ての教職員が、「マネジメント・マインド」を身に付け、目標達成に向けて組織的な取組を行えるよう、平成25年度から「学校マネジメント研修」を実施するとともに、教育センターで行う全ての教職員研修にマネジメント要素を取り入れている。

定着状況調査では、ほとんどの学校が、教育センター等が行う学校マネジメント研修が役に立っているとしており、約8割の学校が一層の充実を求めている。また、主要主任等や若手教職員の研修の充実、効果的な学校の取組事例の紹介や先進地への研修を求める声が多い。

さらに、今後「芯の通った学校組織」の一層の活用推進が求められる中、校内研究をはじめとした組織的な授業改善や不登校対策をはじめとした組織的な生徒指導など、学校の状況に即した実践的なマネジメント研修の推進が求められる。

これらを踏まえ、研修の体系性を継続しつつ、以下のような学校マネジメント研修の更なる充実を図ることとする。

○主要主任等の研修の機会の充実

- ・教務主任研修を他の主要主任等が受講することを可能とする。

○若手教職員の研修の充実

- ・若手教職員対象のマネジメント要素を含む研修の内容をさらに充実する。

○組織的な授業改善や生徒指導を推進する研修の推進

- ・授業力向上に資する、「校内研究の手引き（仮称）」を活用した研修を実施する。
- ・新たに小中学校生徒指導主任を対象とした研修を実施する。

○効果的な取組事例の紹介

- ・各学校の効果的な取組を集約した「取組事例集」（平成26年10月）を周知するとともに、必要に応じ改訂しながら、会議や研修等で活用する。

○先進地研修の継続

- ・学校での組織的な取組を進めている先進地への実地研修を引き続き行う。

2. 教育事務所による指導・支援

教育事務所は、所長、次長、管理主事、学校改革担当指導主事を中心に、原則年間3回、市町村教育委員会と連携して全ての小中学校を訪問し、学校マネジメントの指導・支援を行ってきた。

定着状況調査によると、教育事務所が行う学校訪問について、ほとんどの学校が役に立っているとしており、半数の学校が一層の充実を、残りの半数の学校が現状の指導の継続を求めている。また、「県教育委員会と市町村教育委員会の十分な連携と役割分担の明確化を行ってほしい。」という要望があった。

これらを踏まえ、市町村教育委員会との一層の連携と役割の分担を図りながら、以下のように学校への指導・支援に取り組むこととする。

- 教育事務所は、少なくとも年間2回、全ての学校への訪問指導を実施する。
- その上で、毎年度、市町村教育委員会と協議し、協議結果を踏まえて、追加的な訪問指導を行う。
- 訪問の際には、以下を中心に、学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの観点から、前年度や前回の訪問を踏まえた指導を行う。
 - ・「8つの観点」に関連した取組の徹底
 - ・校内研究を中心とした組織的な授業改善の推進
 - ・「一校一実践」など体力向上のための組織的な取組の推進
 - ・不登校対応など組織的な生徒指導の推進
 - ・学力向上会議などを活用した学校・家庭・地域の協働の推進
 - ・加配が配当されている場合は、その活用状況の確認及び指導

3. 県立学校に対する設置者としての指導

○目標・取組の重点化と県教育委員会によるマネジメントの推進

各年度に特に重点的に取り組むべき目標や取組を絞り込み、重点化を図るとともに、目標達成に向けた取組の状況についての県教育委員会による把握・指導を推進する。

○重点目標の重点化・重点化

- ・各学校の重点目標を絞り、原則3つ以内とするよう徹底する。
- ・各学校の取組指標を絞り、一つの重点目標に対し、3～4つ程度とするよう徹底する。

○学校評価の状況についての面談の実施

- ・重点目標の達成状況について、教育長等による面談を行い、目標達成に向けた取組の状況についての把握や指導を行う。

(年度当初：教育長・教育次長 年度末：教育次長)

○学校全体での思考力・判断力・表現力を高める授業改善の推進

高校において、思考力・判断力・表現力を育成する授業改善が学校全体で進むよう、以下のことに取り組むこととする。

○「授業改善推進プラン」の策定による指導

- ・県教育委員会で思考力・判断力・表現力を育成するための「授業改善推進プラン」を策定し、これに基づく各学校への指導を行う。各学校においては、校長のリーダーシップの下、教務主任が中心となり、教科主任と連携しながら組織的に授業改善を進めるよう指導を行う。

○学部主事の位置付けの明確化

今後一層の働きが期待される特別支援学校の学部主事の位置付けの明確化を図る。

○学部主事の位置付けの検討

- ・学部主事の学校組織における役割に鑑み、その位置付けを検討していく。

○「個別の指導計画」の質向上のための組織的な指導・助言体制の徹底

「個別の指導計画」の質の向上のため、管理職に加え教務主任、学部主事等が指導・助言を行う体制の一層の徹底を図る。

○指導・助言体制の確立

- ・「個別の指導計画」について、管理職に加え教務主任、学部主事、学年主任が指導・助言を組織的に行う体制が徹底されるよう指導する。

4. 研修・会議等の精選

研修・会議や報告書等については、平成 20 年以来、「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」において、学校現場との意見交換を行いながら負担軽減の取組を進めているが、定着状況調査において、出張が増えているという声や、しっかりマネジメントを行うためにも会議や報告書等の精選が必要という声が多かった。

「芯の通った学校組織」を一層推進するためには、教職員が学校マネジメントに専念できる環境作りが必要であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも、今後、学校の実態を改めて把握した上で、市町村教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体にも働きかけを行い、研修・会議等の精選・縮減に努める。

○教職員の研修・会議等の状況の把握

- ・県教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体による教職員の研修・会議等の状況を調査し、把握する。

○「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による取組

- ・「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」の取組により、県教育委員会が行う研修・会議を精選・縮減し、報告書等の簡素化を行う。
(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

○教育関係団体、教育研究団体への要請

- ・教育関係団体、教育研究団体に対して研修・会議の精選・縮減について働きかけを行う。
(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

おわりに

定着状況調査では、9割の校長、8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答し、その理由として、目標達成に向けた組織的な学校運営により教職員の意識改革や学校改善が図られていること、学校全体が協力して取り組んでいることを挙げている。学校全体での組織的な取組が定着しつつあることを、校長や保護者が実感している結果だと考えられる。

ここ数年、学力・体力が継続的に向上しつつあり、各学校、市町村教育委員会の積極的な取組により、大分県の教育改革が実を結びつつある。

現状に止まることなく、教育を不断に改善し、子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための力を身に付けさせることが教育に携わる者の使命であり、目標達成に向けた組織的な取組により、子どもの力と意欲を一層伸ばせるよう、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、取組の推進を図っていく。

子どもの力と意欲の向上に向けた 「芯の通った学校組織」活用推進プラン（概要）

第 1～3 フェーズの取組により、学校の組織力は着実に向上してきたものの、なお課題はあり、また教育活動の更なる充実のため、「芯の通った学校組織」の一層の活用が必要。このため、「芯の通った学校組織」の「取組の徹底」と「一層の活用の推進」を通じて子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、今後、2 年間に渡り、以下のテーマのもと、取組を継続。

第 1 フェーズ(24 年度)：趣旨の周知と制度の整備

第 2 フェーズ(25 年度)：実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築

第 3 フェーズ(26 年度)：「芯の通った学校組織」の定着

第 4 フェーズ(27 年度)：「芯の通った学校組織」の活用推進

第 5 フェーズ(28 年度)：子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立

取組の徹底

目標達成・組織マネジメントの徹底

<「8つの観点」に基づく指導・支援>

取組の徹底が必要なポイントは以下の 8 つであり、この「8つの観点」を中心に一層の指導・支援を進める。

1. 学校の喫緊の課題を十分検討した上で、課題と重点目標を一致させること
2. 取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近づくことがイメージできる具体的なものとする
3. 重点目標、達成指標、重点的取組内容（重点的取組、取組指標）が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方などを工夫すること
4. 検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付いたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと
5. 目標管理制度と人事評価制度の連動、及び、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図るという教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること
6. それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること
7. 意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫などを行うこと
8. 主任制度及び主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年 2 回の目標管理面談等の中で、主任手当の抛出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと

<主任手当の抛出に対する県・市町村教育委員会の取組の推進>

旧態依然とした主任手当抛出の行為は、法令の趣旨に鑑み許容されるものではなく、市町村教育委員会と連携して、以下のことに取り組む。

- 主任手当の抛出に関する継続的な調査と市町村毎の公表
- 県・市町村教育委員会の連名による職員団体への要請
- 校長等への任用に当たっての資質の確認
- 主要主任の承認要件の設定

一層の活用の推進

「芯の通った学校組織」を活用して、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成のための組織的な授業改善や不登校への対応のための組織的な取組、学校・家庭・地域の協働が図られるよう、以下の取組を進める。

I 目標達成に向けた組織的な授業改善

<組織的な授業改善の推進>

【組織的に授業改善を進める上での留意点】

- ① 児童生徒の力や意欲についての課題の把握と指標の設定
- ② 授業改善計画の作成と体制の構築
- ③ 校内研究の質の向上
- ④ 「新大分スタンダード」の活用

- 「校内研究の手引き（仮称）」の作成と学校への指導・支援
- 研究団体の活性化を通じた授業改善の推進

<組織的な体力向上の推進>

- 体力向上に係る推進校の指定、情報共有による支援 など

II 組織的な生徒指導の推進

【未然防止・初期対応・学校復帰支援の推進】

- <未然防止> 学級づくりや授業改善を通じた未然防止
- <初期対応> 「あったかハート1・2・3」の徹底
- <学校復帰支援> 関係機関と連携した学校復帰支援

不登校対策委員会での計画作成等による組織的な対応の推進

- 不登校対策委員会活性化のための指導・支援
- 「地域不登校防止推進教員（不登校対策コーディネーター）」による支援

III 学校・家庭・地域の協働

【学校・家庭・地域の「協働」】

共通の目標のもと、意思疎通を図りながら、学校・家庭・地域それぞれが取組を進める、学校・家庭・地域の「協働」の推進

- 「目標協働達成校」の推進（現在の取組の推進と他校への普及）
- 学力向上会議の発展的な見直し（学校・家庭・地域の「協働」の場へ）
- コミュニティ・スクールの推進（成果と課題を明らかにしつつ推進を図る）

推進方策

1. 学校マネジメント研修の充実

- 主要主任等や若手教職員の研修の充実
- 組織的な授業改善や生徒指導を推進する研修の推進 など

2. 教育事務所による指導・支援

- 全ての学校に年間2回、加えて市町村教育委員会との協議を踏まえ追加訪問

3. 県立学校に対する設置者としての指導

- 目標・取組の焦点化と県教育委員会によるマネジメントの推進
- 学校全体での思考力・判断力・表現力を高める授業改善の推進
- 学部主事の位置付けの明確化
- 「個別の指導計画」の質向上のための組織的な指導・助言体制の徹底

4. 研修・会議等の精選

- 学校の実態の把握に基づく県教委の研修・会議等の精選と関係団体等への要請

第三号議案

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を次のように定める。
平成二十六年十一月十八日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、大分県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第四十七条の五第一項の規定により、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する学校に協議会を置く。

(指定手続)

第三条 教育委員会は、保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、次に掲げる取組を行うことができる。と認められる学校について、その申請により、前条の規定による指定（以下「指定」という。）をすることができる。

一 生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組

二 地域に根ざした学校づくりに関する取組

2 指定の期間は三年とする。

3 教育委員会は、前項に規定する期間後、再度の指定をすることができる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第四条 前条第一項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 一 学校の経営計画に関する事項
 - 二 教育課程の編成に関する事項
 - 三 学校の組織編成に関する事項
 - 四 学校予算の編成及び執行に関する事項
 - 五 施設及び設備の管理及び整備に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
- (意見の申出)
- 第五条 協議会は、指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は指定学校の校長に対して、意見を述べることができる。
 - 2 協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。
 - 3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取するものとする。
- (運営に関する評価及び情報提供)
- 第六条 協議会は、毎年度一回以上、指定学校の運営状況についての評価を行うものとする。
 - 2 協議会は、保護者、地域の住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めるものとする。
- (委員の定数等)
- 第七条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、十五人以内とする。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 一 指定学校に在籍する生徒、児童及び幼児の保護者
 - 二 指定学校の所在する地域の住民
 - 三 指定学校の校長
 - 四 指定学校の教職員

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 指定学校の校長は、委員の候補者を推薦することができる。

(任期)

第八条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(委員の解任)

第九条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

一 次条の規定に違反したとき。

二 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第十一条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会議を招集し、議事をつかさどる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 協議会の会議は、会長が指定学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について利害関係を有する委員は、当該議決事項に係る議事に参与することができない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(指導、助言等)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会に対し、適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の指定を取り消すことができる。

一 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

二 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがあると認められるとき。

2 指定の取消しに当たっては、教育委員会は、事前に協議会に対し必要な指導及び助言を

行い、運営の改善に努めなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地域に根ざした学校づくり等に取り組むため、教育委員会が指定する県立学校の運営に関して協議する機関として、保護者、地域の住民等が参画する学校運営協議会を設置したので提案する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

高校教育課

1 関係法令について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成16年9月改正）

第 4 7 条の 5 第 1 項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、（中略）当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

学校運営協議会の主な役割（地教行法第 4 7 条の 5）

- ・ 校長は学校の運営に関して、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。
- ・ 教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

2 大分県規則の制定について

「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」

第 3 条 教育委員会は、保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、次に掲げる取組を行うことができると認められる学校について、その申請により、（中略）指定をすることができる。

- （ 1 ） 生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組
- （ 2 ） 地域に根ざした学校づくりに関する取組

学校運営に関して協議会の承認を得なければならない事項（地教行法第 4 7 条の 5、規則第 4 条）

- ・ 教育課程の編成 ・ 学校の経営計画 ・ 学校の組織編成 ・ 学校予算の編成及び執行
- ・ 施設及び設備の管理及び整備

委員の定数等（規則第 7 条）

- ・ 定数は 1 5 人以内
- ・ 委員は保護者、地域の住民、校長及び教職員、学識経験者、関係行政機関の職員 等

任期（規則第 8 条）

- ・ 任命の日から当該年度の末日まで。

会議（規則第 1 2 条）

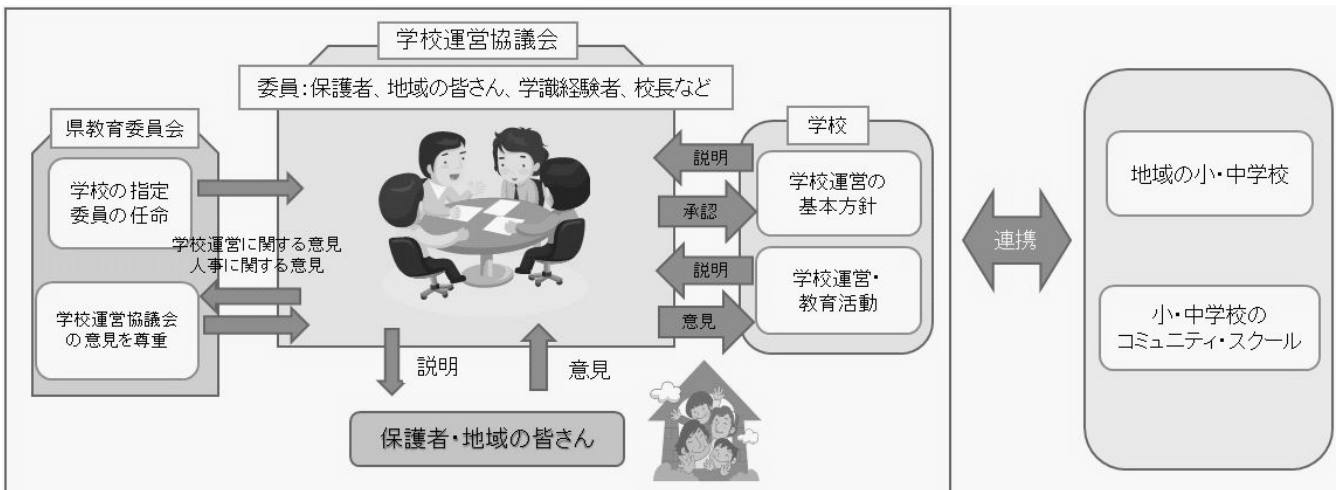
- ・ 協議会の会議は、委員の過半数が出席しないと開くことができない。
- ・ 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。



3 コミュニティ・スクール導入のねらい

地域の住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域の住民等が教育目標を共有し、一体となって地域に根ざした学校づくりや生徒、児童及び幼児の健全な育成に取り組む。

4 コミュニティ・スクールのイメージ図



資料 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号、平成 16 年改正）（抜粋）

第 3 節 学校運営協議会

第 47 条の 5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

職務専念義務違反等に関する調査及び処分結果(報告)

【前回調査】

| 番号 | 市町村 | 全学校数 | うち三懇 実施校数 | うち対象校 | 職務専念義務違反対象者 | | 個人情報保護条例抵触対象者 | | 対象者計(延べ人数) | | 厳重注意 実施日 | 備考 | | | |
|----|------|------|--------------|-------|-------------|----------------|---------------|----------------|------------|----------------|-------------|----|-----|----------|--|
| | | | | | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | | | 計 | | |
| 1 | 日田市 | 30 | 14 | 14 | 8 | 2 | 10 | 129 | 26 | 155 | 137 | 28 | 165 | 10/15~20 | |
| 2 | 竹田市 | 18 | 18 | 12 | 45 | 24 | 69 | 0 | 0 | 69 | 45 | 24 | 69 | 10/20 | |
| | (小計) | 48 | 32 | 26 | 53 | 26 | 79 | 129 | 26 | 155 | 182 | 52 | 234 | | |

【今回調査:16市町村及び県立学校】

| 番号 | 市町村 | 全学校数 | うち三懇 実施校数 | うち対象校 | 職務専念義務違反対象者 | | 個人情報保護条例抵触対象者 | | 対象者計(延べ人数) | | 厳重注意 実施日 | 備考 | | | |
|----|-------|------|--------------|-------|-------------|----------------|---------------|----------------|------------|----------------|-------------|-----|-------|----------|--------------------|
| | | | | | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | 教職員 | 管理職 (監督者責任) | | | 計 | | |
| 3 | 中津市 | 32 | 29 | 14 | 0 | 0 | 0 | 122 | 28 | 150 | 122 | 28 | 150 | 11/10~13 | |
| 4 | 豊後高田市 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | (三懇実施なし) |
| 5 | 宇佐市 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | (三懇実施なし) |
| 6 | 杵築市 | 17 | 15 | 10 | 60 | 18 | 78 | 4 | 2 | 6 | 64 | 20 | 84 | 11/10 | |
| 7 | 別府市 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | (三懇実施なし) |
| 8 | 国東市 | 15 | 15 | 9 | 38 | 14 | 52 | 13 | 6 | 19 | 51 | 20 | 71 | 11/11 | 教職員1名、管理職2名は両方針上 |
| 9 | 姫島村 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 7 | 1 | 2 | 3 | 4 | 6 | 10 | 11/11 | 教職員1名、管理職2名は両方針上 |
| 10 | 日出町 | 8 | 8 | 7 | 77 | 7 | 84 | 0 | 0 | 0 | 77 | 7 | 84 | 11/12~13 | |
| 11 | 大分市 | 87 | 5 | 5 | 12 | 8 | 20 | 8 | 4 | 12 | 20 | 12 | 32 | 11/12 | 教職員2名、管理職2名は両方針上 |
| 12 | 臼杵市 | 19 | 19 | 9 | 35 | 7 | 42 | 8 | 2 | 10 | 43 | 9 | 52 | 11/13 | |
| 13 | 津久見市 | 8 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | (対象者なし) |
| 14 | 由布市 | 16 | 13 | 10 | 1 | 2 | 3 | 79 | 17 | 96 | 80 | 19 | 99 | 11/14 | |
| 15 | 佐伯市 | 41 | 21 | 18 | 85 | 32 | 117 | 20 | 10 | 30 | 105 | 42 | 147 | 11/13 | 教職員8名、管理職6名は両方針上 |
| 16 | 豊後大野市 | 18 | 13 | 11 | 6 | 4 | 10 | 72 | 20 | 92 | 78 | 24 | 102 | 11/14 | 管理職2名は両方針上 |
| 17 | 玖珠町 | 14 | 8 | 6 | 0 | 0 | 0 | 48 | 12 | 60 | 48 | 12 | 60 | 11/10~12 | |
| 18 | 九重町 | 7 | 7 | 3 | 3 | 2 | 5 | 20 | 6 | 26 | 23 | 8 | 31 | 11/7,11 | 教職員3名、管理職2名は両方針上 |
| | (小計) | 355 | 159 | 104 | 320 | 98 | 418 | 395 | 109 | 504 | 715 | 207 | 922 | | 教職員15名、管理職16名は両方針上 |
| | 市町村計 | 403 | 191 | 130 | 373 | 124 | 497 | 524 | 135 | 659 | 897 | 259 | 1,156 | | |
| 19 | 県立学校 | 58 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 総計 | 461 | 192 | 130 | 373 | 124 | 497 | 524 | 135 | 659 | 897 | 259 | 1,156 | | |

- 1 行為の内容は、調査済みの2市とほぼ同内容(主な行為:勤務時間内に三懇案内文書を配布・協議したり、三懇の案内を学級名簿を使い封書や八ガキで郵送した行為)
- 2 対象者の合計数は延べ人数(職務専念義務違反と個人情報保護条例抵触両方に該当する教職員がいる 実数...教職員882名、管理職243名、計1,125名)

(公印省略)

教委教人第 2600 号
平成 26 年 11 月 18 日

各市町村教育委員会教育長 殿
(教育事務所経由)

大分県教育委員会
教育長 野中 信孝

教職員の服務規律の保持について (通知)

教職員の綱紀肅正及び服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起し、自覚を促してきたところです。しかしながら、このたび、外部からの指摘を受け調査を行ったところ、県内多くの小中学校において、勤務時間内に職員団体に関する活動を行った職務専念義務違反行為、個人情報である学級名簿を職員団体に関する活動に利用した個人情報保護条例に抵触する行為が確認され、結果、延べ 1,156 人の教職員が嚴重注意を受ける状況となっています。

公務員は、全体の奉仕者として、常に自らを戒め、県民の信頼と負託に応え、その職責の遂行に努めなければなりません。とりわけ、教職員は児童生徒の人格の完成を目指す役割を担っていることから、教育のプロとして、より高い倫理観と厳しい自律心が求められるとともに、率先して社会の規範を守らなければならない立場にあることはいまでもありません。

平成 20 年の不祥事以降、県をあげて県民の信頼回復に向け取り組んでいる中、今回のような事態が明らかになったことは、誠に残念でなりません。

つきましては、貴管内小・中学校の校長及び学校支援センター所長に対し、県民の視点に立ち、管理者として厳正な服務規律の保持のため下記事項を率先垂範し、休職中の者も含めたすべての所属職員の指導監督に万全を期すよう指導願います。

記

(信用失墜行為の禁止)

- 1 一部教職員の不祥事が、結果として大分県全体の教職員の信用を失墜させ、職務遂行に多大の影響を与えることとなるので、教職員一人一人が教育公務員としての本分を十分に自覚し、勤務時間内外、公私を問わず信用を失墜させる行為を行うことのないよう自戒すること。

(職務専念義務の徹底)

- 2 教職員は、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職務遂行のために用い、勤務する学校のなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないことを自覚すること。

(個人情報の適切な取扱い)

- 3 個人の権利利益の保護を目的とした個人情報保護法並びに各地方自治体制定の個人情報保護条例の趣旨を、県民視点に立ち、再度自覚すること。

(業務の峻別)

- 4 学校における教育活動と職員団体主催行事を始めとする活動との峻別を行い、県民への説明責任をしっかりと果たすことができるようにすること。

平成25年度会計実地検査(25.11.11～15)に係る国会報告項目[教育庁関係]

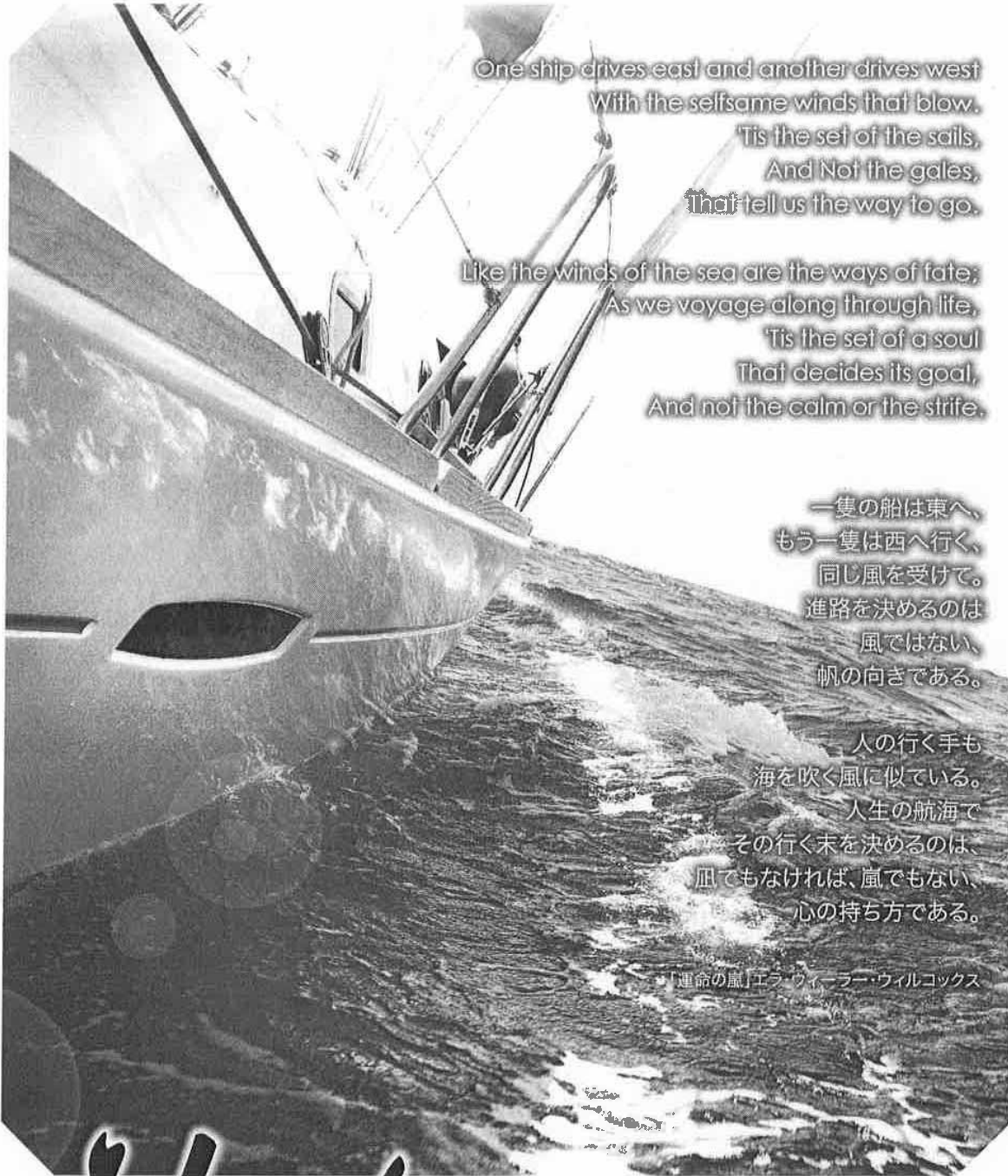
平成26年11月18日
教育庁教育財務課

検査対象年度:平成20年度～24年度

国会報告:平成26年11月7日(金)

| 対象補助金等 | 指摘額 (H20～24合計) | 指摘の概要 | 今後の対応 |
|--|-------------------|---|--|
| 地域自主戦略交付金等 (H22年度以前:安全・安心な学 校づくり交付金) 【交付率:対象経費の1/3】 | 42,434,000 円 | ・専門学科を有する高等学校において行う、 特別装置(教育用パソコン・工作機械)整備 事業につき、過大交付(14校21設備分)。 ・原因:交付金交付の要件を満たしていない 事態が認められたことによる。 要件(～全てを満たすことが必要) 施設整備(補修等含む)を伴うこと。 施設と一体的に使用(固定)すること。 事業費10,000千円以上であること。 本県では、パソコン整備にあたり電源工 事やOAフロア工事を実施したが、本事業の 対象として認められなかった。 | ・文部科学省の指示に従い速やかに処理。 (特別装置整備事業はH25年度で終了) |
| 義務教育費国庫負担金 【負担率:対象経費の1/3】 | 2,270,052 円 | ・特別支援学校の小学部及び中学部に係る 分(H21)につき、過大交付(1名分)。 ・原因:対象とならないH21.5.2以降に産前産 後休暇を取得した教職員に係る産休代替教 職員の数を含めていたことによる。 | ・文部科学省の指示に従い速やかに処理。 ・事務処理の適正化に努めるとともに、内部 チェック体制の強化を図る。 |
| 合計 | 44,704,052 円 | | |

SCHOOL GUIDE 2015



One ship drives east and another drives west
With the selfsame winds that blow,
'Tis the set of the sails,
And Not the gales,
That tell us the way to go.

Like the winds of the sea are the ways of fate;
As we voyage along through life,
'Tis the set of a soul
That decides its goal,
And not the calm or the strife.

一隻の船は東へ、
もう一隻は西へ行く、
同じ風を受けて。
進路を決めるのは
風ではない、
帆の向きである。

人の行く手も
海を吹く風に似ている。
人生の航海で
その行く末を決めるのは、
風でもなければ、嵐でもない、
心の持ち方である。

「運命の嵐」エラ・ウィーラー・ウィルコックス

Next Voyage!!

大分県立
別府翔青高等学校

別府翔青高校が目指す教育

校 訓 …… 自主誠心 進取創心

学校教育目標 …… 積極的に社会に参加する、責任と良識ある市民の育成

目指す生徒像 ……

- 新しい時代に求められる課題発見・課題解決型の力を持つ生徒
- 広い視野を持ち、主体的に考え行動しようとする生徒
- 異なる考え方や生き方、文化や価値観を認め、それを大切にする生徒



社会的自立

社会 から学ぶ

- 将来の「在り方・生き方」を深める学習
- 体験的な学習活動
- 課題発見・課題探求型の学習

学校 で学ぶ

- 基礎基本となる知識・技能の習得
- 大学等の受験に備えた学力の向上
- 思考力・判断力・コミュニケーション力の育成
- 情報や資料の収集・選択・活用能力の向上

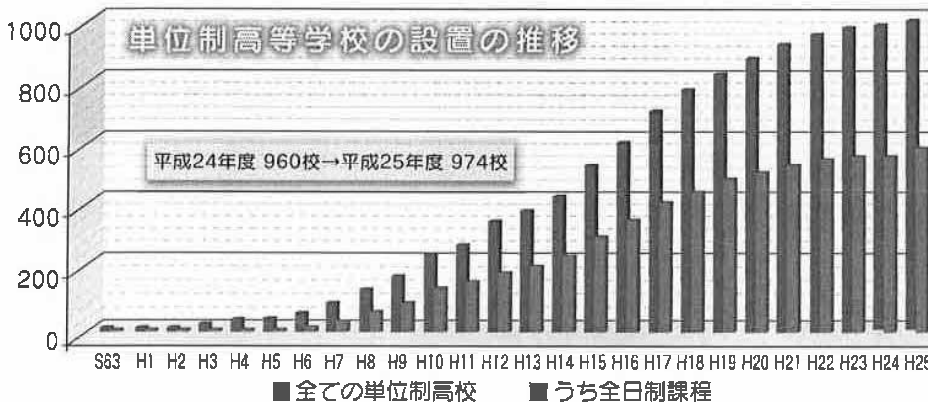
責任と良識ある市民の育成

単位制高校について

多様な選択科目を設け、生徒の進路目標、興味・関心、習熟度などに応じて科目選択できる学校です。

- 高校3年間を見通し、卒業後の進路を考えた科目の選択 → 進路に対する意識を深めるキャリア教育の推進
- 生徒の学習状況、進路目標の違いに応じた進路指導 → 進路ガイダンス、科目選択面談、進路講演会の実施
- 習熟度に応じて行うきめ細い教科指導 → 学力の伸長と不得意科目の克服

単位制高校の設置状況



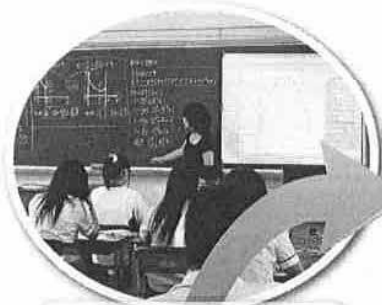
社会の変化、学習に求められるものの多様化を背景に、平成5年度から全日制課程にも設置されるようになりました。現在、全国的に年々増加しています。

～H22「高等学校の現状」文部科学省資料より
H23～「学校基本調査」より

普通科

確かな学力をつけて
社会的な課題を広く学び、深く考える

- 進学重視型単位制普通科として、習熟度別学習を行いながら、生徒一人一人の進路目標に対応した教育を進めます。
- 社会に目を向け、未来を考え、様々なステージで活躍する人材を育成します。



- 充実した授業実践
- 土曜講座
- 長期休業中の補習
- 学習合宿

新しい時代のリーダーへ

国公立大学、私立大学等への進学

| | | | | | |
|-------|----|-----------|-------|--------|--|
| ■ 3年次 | | アドバンストクラス | 標準クラス | | |
| 文系 | 理系 | 文系 | 理系 | 看護・医療系 | |
| ■ 2年次 | | アドバンストクラス | 標準クラス | | |
| 文系 | 理系 | 文系 | 理系 | | |
| ■ 1年次 | | アドバンストクラス | 標準クラス | | |

※クラスの区分けは希望調査等で行います。



- 探究学習発表会
- 体験的学習、ボランティア活動の推進
- 進路ガイダンス、進路講演会の実施

■ 普通科の教育課程(案)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|------|-----|------|---------------|-----------------------|-----|----------------|--------|---------------|------|------|--------------|----|-------|------|----|------|----|-----------|----|-------|----|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 1年次 | 共通 | 国語総合 | | | 現代社会 | | 数学I | | 数学A | | 物理基礎 | 生物基礎 | コミュニケーション英語I | | 英語表現I | | 体育 | | 保健 | 音楽・美術・書道I | | 情報の科学 | | 総合学習 | HRA | | | | | | | | | |
| 2年次 | 文系 理系 | 現代文B | 古典B | 地歴B | | 数学II | | 化学基礎 | 英語表現II | コミュニケーション英語II | | 家庭基礎 | 体育 | 保健 | A群 | B群 | C群 | 総合学習 | | HRA | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年次 | 国文 国理 | 現代文B | 古典B | 地歴A | 地歴B | 数学III / 数学A(2)+数学B(4) | | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 体育 | | D群 | E群 | F群 | G群 | 総合学習 | | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 私文 私理 | 現代文B | 古典B | 国語表現 | 地歴A | 地歴B | 化学 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 体育 | | D群 | E群 | F群 | G群 | 総合学習 | | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医 看護 | 現代文B | 地歴A | 地歴B | 数学A(2)+数学B(4) | | 化学 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 体育 | | D群 | E群 | F群 | G群 | 総合学習 | | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | |



理科は化学と物理を選択し、国立大学の理学部進学を目指すAさんの場合

| | | | | |
|-----|--------|------|----|----|
| 2年次 | A群 | B群 | C群 | |
| | 英語表現II | 数学B | 物理 | |
| 3年次 | D群 | E群 | F群 | G群 |
| | 英語表現II | 応用物理 | 物理 | 化学 |



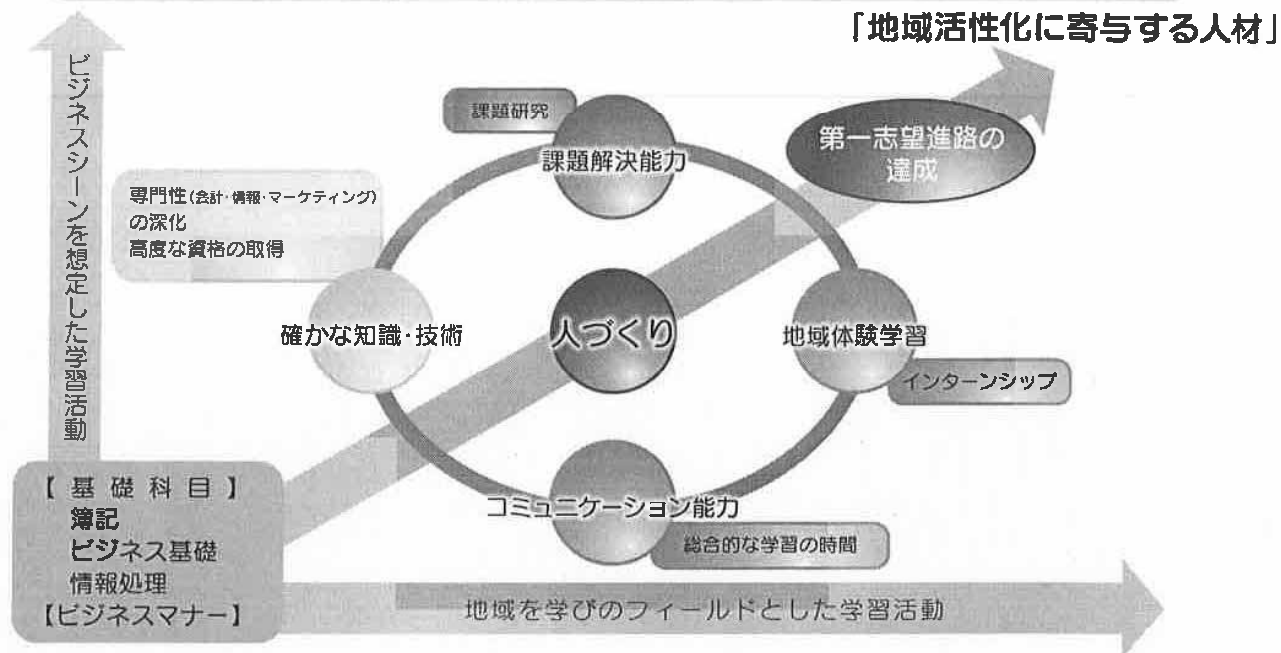
3年次には英語検定の合格を果たし、私立大学商学部への進学を目指すB君の場合

| | | | | |
|-----|--------|------|--------|----|
| 2年次 | A群 | B群 | C群 | |
| | ビジネス基礎 | 数学B | 英作文理解 | |
| 3年次 | D群 | E群 | F群 | G群 |
| | 実践英語I | 国語探究 | 英語長文読解 | |

商業科

確かな実践力をつけて 地域の課題に向き合い、活性化に寄与する

- 商業科の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得します。
- 人と人をつなぐコミュニケーション能力を育てる学習活動を展開します。
- 地域を学びのフィールドとした学習活動を行い、実践的な力を育成します。



商業科の教育課程(案)

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
|-----|------|-----|-------|-------|----------------|---------------|------|------|-------------------|-----------------------------|--------|------|------|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1年次 | 国語総合 | | 数学I | 生物基礎 | コミュニケーション英語I | 家庭基礎 | 体育 | 保健 | 音楽I 美術I 書道I | 簿記 | ビジネス基礎 | 情報処理 | 総合学習 | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年次 | 国語表現 | 地歴A | 現代社会 | 数学I | 科学と人間生活 | コミュニケーション英語II | 体育 | 保健 | 簿記 | 原価計算/ マーケティング/ ビジネス情報 | A群 | B群 | C群 | 総合学習 | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年次 | 現代文B | 地歴A | 政治・経済 | 標準数学α | コミュニケーション英語III | 体育 | 総合実践 | 課題研究 | D群 | E群 | F群 | G群 | HRA | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



簿記の資格を取得し、その成果を活かして国立大学経済学部への進学を目指すC君の場合

| | | | |
|-----|--------------|--------------|-------------|
| 2年次 | A群 ビジネス実務 | B群 ビジネス計算 | C群 英語表現I |
| 3年次 | D群 財務会計I | E群 国語探究 | F群 英語探究 |



情報処理の資格を取得し、県内企業への就職を目指すDさんの場合

| | | | | |
|-----|----------------|-------------|--------------|---------------|
| 2年次 | A群 ビジネス情報管理 | B群 社会と情報 | | |
| 3年次 | D群 情報と問題解決 | E群 電子商取引 | F群 経済活動と法 | G群 プログラミング |

グローバル
コミュニケーション科

確かな語学力をつけて
グローバルな視点で、自ら考え行動する

- 英語の4技能を高め、コミュニケーション能力を育成します。
- 異文化に対する理解を深め寛容性を育て、真の国際人を育成します。
- 難関私立大学等への進学力を付けます。

思考力(課題発見・探究能力) 判断力(情報収集・選択能力) コミュニケーション能力(意思伝達能力)

英語の4技能 : Reading(読む) Writing(書く) Listening(聞く) Speaking(話す)



■グローバルコミュニケーション科の教育課程(案)

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
|-----|------|-----|-----|------|-------------|---------------|------|-------|------|------|------------------------|------|----|-------------------|-------|------|------|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|-----|----|----|----|----|----|
| 1年次 | 国語総合 | | | 現代社会 | | 数学I | | | 物理基礎 | 生物基礎 | 体育 | | 保健 | 音楽I 美術I 書道I | 情報の科学 | | 総合英語 | | | | | | | | | | 総合学習 | HRA | | | | | |
| 2年次 | 現代文B | 古典B | 地歴B | | 化学基礎 | 総合英語※ 英語表現 | | 異文化理解 | | | 中国語I 韓国語I スペイン語I | 家庭基礎 | 体育 | 保健 | A群 | B群 | C群 | 総合学習 | | | | | | | | | | HRA | | | | | |
| 3年次 | 現代文B | 古典B | 地歴A | 地歴B | パブリックスピーキング | | 英語理解 | | | 体育 | D群 | E群 | F群 | G群 | | 総合学習 | | | | | | | | | | HRA | | | | | | | |

※「くくり募集」の生徒



英語以外にもスペイン語を学び国公立大学外国語学部を目指すEさんの場合

| 2年次 | A群 | B群 | C群 | |
|-----|-------|------|--------|---------|
| | 実践英語I | | 英語表現I | |
| 3年次 | D群 | E群 | F群 | G群 |
| | 時事英語 | 国語探究 | 実践英語II | スペイン語II |

英語や国語を中心に学習し、難関私立大学法学部を目指すF君の場合

| 2年次 | A群 | D群 | C群 | |
|-----|-------|------|------|--------|
| | 実践英語I | | 国語表現 | |
| 3年次 | D群 | E群 | F群 | G群 |
| | 時事英語 | 政治経済 | 国語探究 | 英語長文読解 |

学校行事

4月

- 入学式
- 歓迎遠足



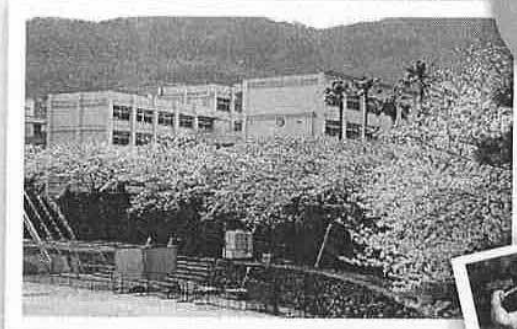
5月

- 県高校総体



6月

- ニュージーランド
語学研修(2年GC)



7月

- レシテーションコンテスト
- 教育合宿(1年)



8月

- 学習合宿

9月

- 文化祭・体育大会

部活動

II 体育部

| | | | | | |
|--------|------|----------|-------|----|-----------|
| 硬式野球 | 陸上競技 | バスケットボール | 水泳 | 卓球 | バレーボール(女) |
| バドミントン | ヨット | 硬式テニス | 自転車競技 | 弓道 | |
| フェンシング | サッカー | ボウリング | | | |





文化 部

- | | | | | | | | |
|----|----|----|------|--------|-----|-----|----|
| 美術 | 文芸 | 新聞 | 家庭 | JRC | ESS | 吹奏楽 | 茶道 |
| 書道 | 華道 | 放送 | 珠算電卓 | 商業パソコン | | | |



平成27年度 入学者選抜について

★**入学定員** 普通科:4学級 グローバルコミュニケーション科:1学級 商業科:3学級

★推薦入学者選抜

| 学 科 | グローバルコミュニケーション科 | 普通科 | 商業科 |
|------|--|---|-----------------------|
| 推薦区分 | 推薦入試A | 推薦入試B | |
| 募集人数 | 入学定員の75%以内 (30名以内) | 入学定員の10%以内 (16名以内) | 入学定員の15%以内 (18名以内) |
| 推薦要件 | <p>本校への入学を強く希望し、本校の教育課程を修得する見込みのある者で、次の各項のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習意欲が旺盛で、国際理解や外国語の学習に対する意欲と適性を持つ者 2 保護者の海外在住に伴い、中学における海外在学期間が継続1年以上の者(調査書に記入の必要あり) | <p>本校への入学を強く希望し、本校の教育課程を修得する見込みのある者で、次の各項の全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習意欲が旺盛で、当該学科を志願する動機、理由が明白かつ適切である者 2 スポーツ活動、文化活動、生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に取組んだ者で、本校の活性化に貢献する意志のある者 | |
| 小論文 | 実施する | 実施する | |
| 適性検査 | 実施する | 実施しない | |

★第1次入学者選抜

| 学 科 | グローバルコミュニケーション科 | 普通科 | 商業科 |
|-------|--------------------------|-----|----------------------|
| 募集人数 | 入学定員から、推薦入試合格内定者を減じた数 | | 入学定員から推薦入試合格内定者を減じた数 |
| 選抜の資料 | 調査書、学力検査(国語、社会、数学、理科、英語) | | |

★MAP



★アクセス

JR及びバスの場合

別府駅西口2番乗り場より乗車、野口原で下車

車の場合

別府駅より約7分

★校章



3つの「翼」は別府の頭文字Bをデザインし、統合3校の融和と新設校の飛躍を表現している。青色で別府湾、大空、豊かな自然、そして夢と希望を表し、「高」の濃いピンクは別府市の花であるツツジ科オオムラサキの色を用いている。

大分県立別府翔青高等学校

〒874-0903 別府市野口原3088の91
TEL:0977-22-3168 FAX:0977-22-3166
<http://kou.oita-ed.jp/beppushosei>

平成27年4月開校

大分県立

玖珠美山高等学校

君たちにしかできないこと、
君たちにしかつくりえない
学校があります。
君たちもその仲間となって、
地域に誇れる学校と一緒に
つくってみませんか。

KUSUMIYAMA
High School

学校案内

玖珠美山高校開校スローガン

Change ▶ Chance ▶ Challenge!

変化を機会に、そして挑戦へ！

時代の変化や地域の要望に応え、普通科・地域産業科の2学科が設置され、進路目標の異なる多様な生徒が学ぶ学校へと進化し、人間性豊かで、心身共にたくましい生徒を育成します。

また、総合選択制の特長を活かし、進路希望や興味・関心に応じた多様な学習ニーズに対応します。

さらに、「コミュニティ・スクール」を導入し、地域の総合力で生徒の成長を支え、ふるさとを活性化する人材を育成します。

1. 校訓「自立・創造・協同」

「自立」・・・自ら学び、考え、判断し、常に前進する力

「創造」・・・自分と社会の幸せのために新しいものを生み出す力

「協同」・・・自ら人と協力し、お互いの心を合わせチームで働く力

2. 学校教育目標（目指す学校像）

「自立・創造・協同」の校訓のもと、多様で変化の激しい社会において、逞しく生き抜き、社会をリードする生徒を育成し、「地域の学校」として、学校の存在、生徒の存在が地域の活力の源となるよう、地域に根ざし、地域に愛され、地域と共に成長する学校を目指す。

3. 育成する生徒像

校訓の3つの力を身につけ、素直な心、感謝の気持ち、高い意欲を持ち、自ら考え、自ら行動することで、地域を活性化し、社会に貢献する生徒を育成する。

学科紹介

普通科 (3学級)

大学進学を中心とした幅広い進路希望に対応するため進路目標に応じたコースを設置し、基礎学力の定着を図り、知識を活用する取り組みを通して問題解決能力を身につけた人材の育成

地域 産業科 (1学級)

農業の基礎的学習を基に、野菜、畜産、食品製造の専門的知識と技術力を習得し、経営や流通の専門的学習や総合選択制による商業、情報等の幅広い学習を通して地域産業に貢献する人材の育成

総合選択制

生徒の多様な学習ニーズに対応し、
普通科目・専門科目から選択履修

- 進路希望に応じた文系・理系の類型、個に応じた指導により、第一希望の四年制国公立大学、私立大学、短期大学、専門学校等への進学
- 公務員、一般企業への就職

- 農業学習と生産・加工・流通・消費に関する知識・技能・経営感覚を生かした農業の自営、農業専門職、農業関連産業への就職
- 農業分野の専門的学習を生かした国公立農業系大学、農業大学校、短大等への進学

習熟度別授業

少人数制の授業を実施し、わかる授業を実施します。

農業、商業、 家庭科目の選択

総合選択科目に、農業、商業、家庭科の科目を導入し、将来の進路選択の参考にします。

各種検定試験

総合選択制高校の長所を活かし、いろいろな資格にチャレンジできます。

学習合宿

寝食を共にした学習合宿で、大学進学などの希望達成を図ります。



教育課程

伸びる美山、伸ばす美山の教育

生徒一人ひとりの進路希望を実現する学習内容

普通科では、1年次は習熟度に応じたクラス編成を行い、基礎・基本を徹底して学びます。2年次からは、進路希望に応じて5教科重点型(文系、理系)、3教科重点型(文系、理系)に分かれ、進路希望の達成に向けた学習を行います。地域産業科は、農業の専門性を深め、きめ細かな就職指導を実施するとともに、上級学校への進学にも十分対応できる学習内容になっています。

(この教育課程やクラス編成は平成27年度入学生からの予定です。)

| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|-----|-----|------|------|---------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|------|-------|----------------------|----------------|----------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|--------------|----------|----------|----------|----|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 普通科 | 1年 | 国語総合 | | | | | 世界史A 日本史A 地理A | 数学I | | | 数学A | 物理基礎 | 生物基礎 | 体育 | | 保健 | 音楽I 美術I 書道I | コミュニケーション英語I | 英語表現I | 家庭基礎 | 社会と情報 | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | |
| | | 文I | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | | | 数学II | | | 数学B | 政治・経済 | 化学基礎 | 体育 | 保健 | コミュニケーション英語II | 英語表現II | 総合選択A | 総合選択B | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | | | 数学II | | | 数学B | 化学 | 化学基礎 | 体育 | 保健 | コミュニケーション英語II | 英語表現II | | | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 文II | 現代文B | 古典B | 国語表現 | 世界史B 日本史B 地理B | | | 政治・経済 | 数学II | 化学基礎 | 音楽II 美術II 書道II | 体育 | 保健 | コミュニケーション英語II | 英語表現II | 総学 | | | II RA | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 理II | 現代文B | 古典B | 世界史A 日本史A 地理A | 数学II | | | 数学B | 化学基礎 | 化学 | 物理生物 | 体育 | 保健 | コミュニケーション英語II | 英語表現II | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2年 | 文I | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | 倫理 | 数学II | | | 数学B | 化学基礎 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総合選択D | 総合選択E | 総合選択F | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 理I | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | 現代社会 | 数学III①/ 数II④数B② | | | 化学 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総学 | | | | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 文II | 現代文B | 古典B | 国語表現 | 世界史B 日本史B 地理B | 数学II | 倫理 | 政治・経済 | 音楽II 美術II 書道II | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総学 | | | | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 理II | 現代文B | 古典B | 現代社会 | 数学III①/ 数II④数A②数B② | | | 化学 | 物理/生物 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総学 | | | | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3年 | 文I | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | 数学II | | | 数学B | 化学基礎 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総合選択D | 総合選択E | 総合選択F | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 理I | 現代文B | 古典B | 世界史B 日本史B 地理B | 現代社会 | 数学III①/ 数II④数B② | | | 化学 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | | | | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 文II | 現代文B | 古典B | 国語表現 | 世界史B 日本史B 地理B | 数学II | 倫理 | 政治・経済 | 音楽II 美術II 書道II | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | | | | 総学 | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理II | | 現代文B | 古典B | 現代社会 | 数学III①/ 数II④数A②数B② | | | 化学 | 物理/生物 | 体育 | コミュニケーション英語III | 英語表現II | 総学 | | | | II RA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | | | |
|-------|----|------|-------------|------|---|---|------|-----|-------|---------------|--------------|------|------|-------------------|--------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 地域産業科 | 1年 | 国語総合 | | | | | 現代社会 | 数学I | | | 科学と人間生活 | 体育 | 保健 | 音楽I 美術I 書道I | コミュニケーション英語I | 家庭基礎 | FFT | 農業と環境 | 農業情報処理 | 総合実習 | 総合選択A | 総合選択B | 総合選択C | 総合選択D | 総合選択E | 総合選択F | 総合選択G | 総合選択H | 総合選択I | 総合選択J | 総合選択K | 総合選択L | 総合選択M | 総合選択N | 総合選択O | 総合選択P | II RA | |
| | 2年 | 現代文A | 世界史A | 数学II | | | 生物基礎 | 体育 | 保健 | コミュニケーション英語II | 野菜 | 畜産 | 食品製造 | 課題研究 | 総合実習 | 総合選択A | 総合選択B | 総合選択C | 総合選択D | 総合選択E | 総合選択F | 総合選択G | 総合選択H | 総合選択I | 総合選択J | 総合選択K | 総合選択L | 総合選択M | 総合選択N | 総合選択O | 総合選択P | 総合選択Q | 総合選択R | 総合選択S | 総合選択T | 総合選択U | 総合選択V | II RA |
| | 3年 | 国語表現 | 日本史A 地理A | 数学II | | | 化学基礎 | 体育 | 英語表現I | 野菜畜産 食品製造 | 農業経営 食品流通 | 課題研究 | 総合実習 | 総合選択A | 総合選択B | 総合選択C | 総合選択D | 総合選択E | 総合選択F | 総合選択G | 総合選択H | 総合選択I | 総合選択J | 総合選択K | 総合選択L | 総合選択M | 総合選択N | 総合選択O | 総合選択P | 総合選択Q | 総合選択R | 総合選択S | 総合選択T | 総合選択U | 総合選択V | 総合選択W | II RA | |

【普通科のクラス編成】

1年次：入学時の進路希望や高校入試成績等で2つのタイプのクラス編成をします。

| | |
|--|--|
| アドバンストクラス (1クラス予定) 九州大学・広島大学・熊本大学・大分大学等の国公立大学や難関私立大学を志望する生徒対象のクラス | 標準クラス (2クラス予定) 私立大学、私立短期大学、専門学校等を志望する生徒対象のクラス |
|--|--|

2・3年次：2年次から一人ひとりの進路希望に応じたコース編成をします。

| | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---|
| 文I (文系5教科重点型) …国公立大学文系学部を志望する生徒対象のコース | 文II (文系3教科重点型) …私立大学・専門学校等文系学部を志望する生徒対象のコース | 理I (理系5教科重点型) …国公立大学理系学部を志望する生徒対象のコース | 理II (理系3教科重点型) …私立大学・専門学校等理系学部を志望する生徒対象のコース |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---|

1年次基礎力養成

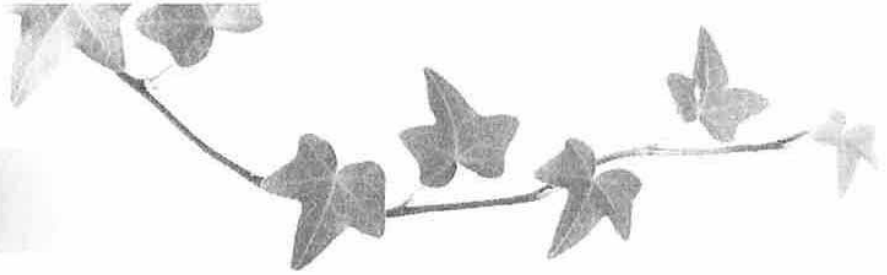
| | |
|--|----------------|
| アドバンストクラス (1クラス予定) | 標準クラス (2クラス予定) |
| ※1年次から2年次へは、自分の進路希望・学力に合わせてどのコースも選べます。 | |

2年次基礎力完成

| | | | |
|-------------------------------|-------|--------|--------|
| 文Iコース | 理Iコース | 文IIコース | 理IIコース |
| ※2年次から3年次へは、原則2年次と同じコースへ進みます。 | | | |

3年次応用力完成

| | | | |
|---------------------------------------|-------|--------|--------|
| 文Iコース | 理Iコース | 文IIコース | 理IIコース |
| (2・3年次、コースは4種類設定しますが、クラス数は3クラスの予定です。) | | | |



総合選択

総合選択制とは・・・

複数の学科を設置する学校において、学習内容の一部について、他の学科の学習内容も選択できる制度のことです。

玖珠美山高校では、高校卒業後の進路や、自分の興味関心に応じて、2・3年生で各4～6時間分の授業を選択することが可能です。

(この総合選択は平成27年度入学生からの予定です。)

ア科目群：普通科の大学進学に対応した科目（普通科の生徒のみ選択可能）

| 2年次 | 3年次 |
|--|--|
| 探究国語 小論文基礎 探究数学 医療系数学α 時事英語 英語会話 生物基礎 など | 探究小論文 ジャンル別小論文 医療系数学β 数学特講 探生物 物理 生物 化学 英語リスニング など |

イ科目群：学科の枠を越えて興味・関心に応じた選択科目

(ただし、地域産業科の生徒は、一部農業科目の選択のできないものもあります)

| 2年次 | 3年次 |
|---|--|
| 農業と環境 食品製造 簿記 情報処理 ビジネス基礎 郷土の先哲に学ぶ など | フラワーデザイン 生物活用 グリーンライフ 簿記 情報処理 生活と福祉 子どもの発達と保育 フードデザイン など |

ウ科目群：地域産業科の大学進学に対応した科目（地域産業科の生徒のみ選択可能）

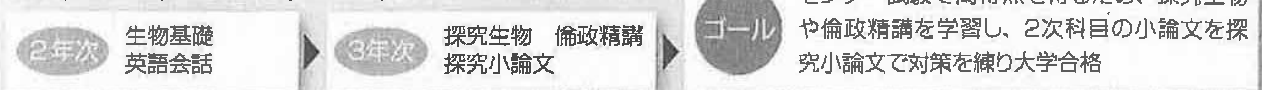
| 2年次 | 3年次 |
|-----------------------------|--------------------------|
| チャレンジ小論文 チャレンジ数学 チャレンジ英語 | サクセス小論文 サクセス数学 サクセス英語 |

エ科目群：地域産業科の専門性の深化に対応した科目（地域産業科の生徒のみ選択可能）

| 2年次 | 3年次 |
|-----------------|------------|
| 農業機械 食品化学 微生物利用 | 野菜 畜産 食品製造 |

総合選択科目の履修例

A君（文Iコース）国立大学（教育学部）志望



B君（文IIコース）私立大学（経済学部）志望



Cさん（地域産業科）国立大学（農学部）志望



年間行事



| 行事 | 月 | 行事 |
|---|-----|----------------------------|
| 入学式 歓迎風足 教育合宿 | 4月 | 入学式 |
| 中間考査 生徒総会 県高校総体 | 5月 | 歓迎風足 |
| クラスマッチ 終業式 夏季補習 | 6月 | 期末考査 |
| 文化祭 体育祭 就職試験開始 | 7月 | 夏季補習 課題考査 |
| 強歩大会 期末考査 国公立大学推薦入試開始 私立大学推薦入試開始 | 8月 | クラスマッチ |
| 販売調査実習 | 9月 | 中間考査 生徒総会 国公立大AO入試開始 |
| 始業式 センター試験 私立大学一般入試 | 10月 | プロジェクト発表会 |
| 授業風景 | 11月 | クラスマッチ 修学旅行 終業式 |
| 卒業式 クラスマッチ 修了式 | 12月 | 研修会 教育合宿 |
| 卒業式 | 1月 | 学年末考査 国公立大学 2次試験開始 |
| | 2月 | 修学旅行 |
| | 3月 | 進路ガイダンス |

※これらの行事以外にも、地域産業科では、農業の専門性を活かした即売会や課題研究発表会、意見発表会など、普通科では、進学に対応する学力の定着を図るサマーセミナーなど学科独自の特色ある行事もあります。

部活動紹介

開設予定の部活動



体育 部

ホッケー部(男女) ラグビー部(男)
 野球部(男) 硬式テニス部(男女)
 バレーボール部(女) ソフトボール部(女)
 卓球部(男女) 陸上部(男女)
 なぎなた部(男女) サッカー部(男)
 バスケットボール部(男)

文化 部

放送部 科学部 新聞部 華道部
 茶道部 音楽部 美術部
 書道部 パソコン部
 ボランティア部
 ESS(English Speaking Society)

先輩からのメッセージ

一緒に玖珠美山高校をつくっていきましょう



2年
梶谷 裕治
東飯田中出身

私は農業関係の専門教科を学習しています。野菜・畜産・食品製造を学び、農業の奥深さを日々体得しています。おひさまとともに土と向き合い、自然と親しむ仕事、それが「農業」。その魅力は、食糧を生産することもあります。毎日の実験や実習に「発見」と「驚き」が満ちていることです。また、実験や実習・研究が自然の中で行われるのも大きな魅力です。

中学生のみなさん、玖珠美山高校の「地域産業科」は、地域のために地域に根ざし、地域を元気にする学科です。玖珠地域のすばらしさを玖珠美山高校から世界にアピールし、農業の魅力を発信していきましょう。部活動も盛んになってきます。インターハイ出場を目指し文武両道の学校を一緒に作っていきましょう。



1年
吉光 パトリシア
玖珠中出身

私は今、バレーボール部のマネージャーをしています。部員はみんなバレーが大好きで、そしてユニークで優しく、毎日の部活がとても楽しみです。私たちの目標はベスト8です。目標に向かって、どんな練習も辛くはありません。

また、高校の勉強は、内容的にも授業のスピードも中学校と比べてぐっとレベルが上がります。けれども、私には将来の夢があります。その夢に近づくためなら、難しい問題にもどんどん挑みたいと思います。同じように高い目標をもつ仲間たちに刺激され、今は学年の上位に入ることを励みに頑張っています。

新しい玖珠美山高校でも、部活動と勉強の両立を目指し、自分の夢実現のために頑張ろうと思います。中学生の皆さん、玖珠美山高校に入学して、一緒に新しい学校をつくっていきましょう。

平成27年度 入学者選抜実施要項と日程

入試要項

| 選 抜 方 法 | 推薦入学者選抜 推薦入試B | 第一次入学者選抜 | 第二次入学者選抜 |
|-----------|--|-----------------------|------------------------------|
| 検 査 日 | 2月9日(月)・2月10日(火) | 3月10日(火)・3月11日(水) | 3月19日(木) |
| 合格者発表日 | (合格内定通知日) 2月10日(火)・2月12日(木) (合格者発表日) 3月13日(金) | 3月13日(金) | 3月20日(金) |
| 募 集 人 員 | 普通科:入学定員の10%以内 地域産業科:入学定員の15%以内 | 入学定員から推薦入試合格内定者数を減じた数 | 県教育委員会において発表する |
| 選 抜 の 資 料 | 調 査 書 | ○ | ○ |
| | 推 薦 書 | ○ | × |
| | 学 力 検 査 | × | 国語・社会・数学・理科・英語 ※一次学力検査点を使用する |
| | 適 性 検 査 | × | × |
| | 面 接 | ○ | ○ |
| | 小 論 文 | ○ | × |

推薦要件

〈普通科〉

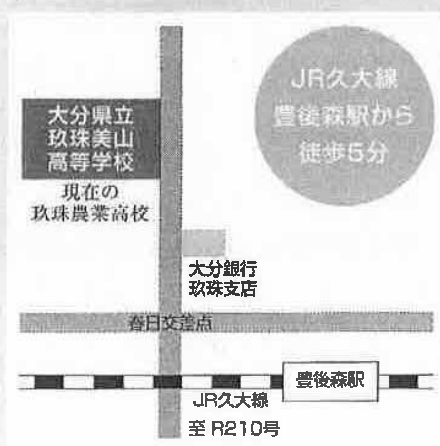
本校への志望の動機が明白かつ適切で、次の事項の全てに該当する者

1. 基本的な生活習慣が確立され、学習意欲に富み、本校の教育課程を修得する見込みのある者
2. スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、その他の活動で成果を収め、本校でも活動の意志を有する者

〈地域産業科〉

本校への志望の動機が明白かつ適切で、次の事項の全てに該当する者

1. 基本的な生活習慣が確立され、学習意欲に富み、本校の教育課程を修得する見込みのある者
2. スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、その他の活動で成果を収め、本校でも活動の意志を有する者
3. 将来、地域社会の発展に貢献する意欲のある者



Change▶Chance▶Challenge!

大分県立

く す み や ま

玖珠美山高等学校

〒879-4408 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足160

TEL 0973-72-6522 (平成27年3月まで)

TEL 0973-72-1148 (平成27年4月以降)

FAX 0973-72-6548 (平成27年3月まで)

FAX 0973-72-1149 (平成27年4月以降)

KUSUMIYAMA High School

平成26年度学校給食における異物混入事故について

H26.11.10

| 年月日 | 市町村 | 学校等 | 単・共 | 原因等 | 健康被害 | 区分 | 備考 |
|-----|-------|----------|-----|-----------------------------|------|----|-------------------------|
| 1 | 竹田市 | 調理場 | 共同 | おかず2品に野菜裁断機ナット(約5mm)混入の疑い | 無 | | 代替食なし。竹田支援校への連絡もれ |
| 2 | 宇佐市 | 小学校 | 共同 | 配膳時にブロccoli-サラダの中にビニール片が混入 | 無 | | 配膳前に気づく。ブロccoli-の包装袋と判明 |
| 3 | 日田市 | 学校給食センター | 共同 | 小学校10校の豚汁にカッターの金属片混入 | 無 | | 豚汁の提供中止。中学校は別メニューで影響なし |
| 4 | 豊後大野市 | 小学校 | 共同 | いりこピーナッツに釘(約4cm)混入 | 無 | | 児童が口に入れて気づく |
| 5 | 豊後大野市 | 小学校 | 共同 | きゅうりと鶏肉のささみ和えにビニール片が混入 | 無 | | 教室で配膳中に児童が気づく |
| 6 | 宇佐市 | 小学校 | 共同 | 配膳時にハンバーグソースの中にビニール片が混入 | 無 | | 配膳前に気づく。ほんしめじの包装袋と判明 |
| 7 | 別府市 | 中学校 | 共同 | ちりめんたくあんの炒め物にゴム手袋(指先部分約2cm) | 無 | | 職員室の食缶内。副菜を食べないように指示 |
| 8 | 大分市 | 中学校 | 共同 | ご飯の一部が緑色に変色(2校) | 無 | | 食べる前に気づき、他のクラスより譲渡で対応 |
| 9 | 大分市 | 県立学校 | 単独 | 野菜炒めの中に3cm程度の髪の毛が混入 | 無 | | 食べる前に気づく |
| 10 | 宇佐市 | 中学校 | 共同 | ほうれん草とひじきの和え物に7mmのトゲが混入 | 無 | | 口に入れて気づく。分析に出したが鑑別できない。 |
| 11 | 津久見市 | 小学校 | 単独 | さんまの焼き魚(内蔵部分)に輪ゴムが混入 | 無 | | 食べる前に気づく |
| 12 | 大分市 | 県立学校 | 単独 | みそ汁の中に5cm幅、1mmの透明なビニール様片 | 無 | | 生徒が口に入れて気づく |
| 13 | 宇佐市 | 小学校 | 共同 | 給食用大皿に虫(黒ゴキブリ)の死骸(約1cm)が付着 | 無 | | 配膳前に気づき、他の皿も確認 |
| 14 | 宇佐市 | 小学校 | 共同 | 給食用中華スープに虫の死骸(約1cm)が混入 | 無 | | 配膳したが、食べる直前に気づき、交換 |
| 15 | 大分市 | 中学校 | 共同 | 冷凍春巻きにプラスチック片(約1cm)が混入(3校) | 無 | | 口に入れて、違和感を感じ吐き出した |

学校給食における異物混入事故での情報提供マニュアル(案)

市町村教育委員会から関係機関への連絡通報先

以下は、あくまでも目安であり、必要に応じて情報を提供する。

| 健康被害の有無・状況 | 情報提供機関 | | | |
|------------|-----------|-------|-----|------|
| | 県(体育保健課) | 教育事務所 | 保健所 | マスコミ |
| あり | | | | |
| 健康被害 なし | 危険物の混入 A | × | | |
| | 非危険物の混入 B | × | × | × |

A 危険物：ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫(ゴキブリ・ハエ・クモ等)、ネズミの糞、変色、異臭等、健康被害が生じる恐れがある場合。

B 非危険物：毛髪、繊維片、食品包材の切れ端(ビニール等)、食物の皮や殻、食材に付着していた虫等、健康被害の生じる恐れがない場合。

- (1) 上記の混入物については目安であり、大きさや混入規模等によって対応は異なる。
- (2) 上記以外の対応については、各市町村教育委員会のマニュアル等に沿って判断する。
- (3) 警察等への情報提供は市町村の判断で行う。
- (4) 不明な点については、早期に関係機関と相談する。

(朝刊) 2014年(平成26年)11月13日 木曜日

給食の異物混入相次ぎ県教委

公表基準統一へ

学校給食の危険物、非危険物 (県教委の案より)

危険物

ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫(ゴキブリ、ハエなど)、変色、異臭など

非危険物

毛髪、繊維片、包材の切れ端(ビニールなど)、食物の皮や殻、食材に付着していた虫など

県教委は学校給食の異物混入が相次いでいることを受け、市町村教委の関係機関への報告、公表に関するマニュアルの策定を進めている。現在は「自治体の対応にはばらつきがあるのが実情」(体育保健課)という。発生時に公表しなかったとして批判を受けたケースもあり、市町村から統一基準を望む声が出ている。12月からの導入を目指している。

県教委は12日に市町村教育長が集まる会合でマニュアル案を提示した。体育保健課によると、市町村教委が連絡、情報提供をする先を①同課②各県教育事務所③各保健所④報道機関に定めた。異物混入で健康の被害が確認された場合は全てに連絡する。誤って食べた場合、健康被害の恐れのあるガラス、害虫などを「危険物」と位置付け、混入した場合は教育事務所を除き連絡するようになった。毛髪、繊維といった食べても害がない物を「非危険物」とし、報告先は同課のみとした。「全ての事案を公表すべき」との声に対しても配慮し、報道機関などから非危険物を含めた情報開示の求めがあれば応じる方針。危険物、非危険物の分け方など自治体で考えに違い

マニュアル 来月導入目指す

が出る可能性もあるため、市町村教委からの意見を集約、修正した上で12月の導入を目指している。

今年2月に日出町で食物アレルギーのある子どもが給食を食べて急激な症状「アナフィラキシーショック」を起こす事故が発生。県教委が給食に関する事故は全て報告を求めたところ、本年度の異物混入は15件と、2009〜13年度の累計5件を大きく上回った。

市町村によっては県に報告がなかったり、独自基準で公表していなかったりするケースも確認された。異物混入の情報提供に関する指針は文部科学省も定めていないという。

飛弾芳一 同課主幹は「統一のルールを定め、異物混入を防ぐ意識が高まるようにつなげたい」と話した。

(渡辺大祐)

大分県人権教育推進計画（改訂版）素案について

| 改訂の理由 | 個別の人権課題 | 現行推進計画 | 現状と課題 | 追加・修正点 |
|--|------------|---|---|--|
| <p>①策定から9年の経過に伴う人権教育の現状の変化</p> <p>②人権に関する県民意識調査の実施（H25年度）「大分県人権尊重施策基本方針の改訂」</p> <p>③人権に関する指導方法の在り方「第三次とりまとめ」（文部科学省）の公表</p> <p>④社会状況の変化に伴う個人人権課題への新たな対応</p> | 同和問題 | 部落差別の現実から学ぶ 学習環境の充実 | 20代の14.4%が同和問題を知らない 地域による学習体制の較差 | 保・幼・小・中・高の校種間の連携 児童生徒の発達段階を考慮したカリキュラムの編成 社会教育の推進体制の構築 |
| | 女性の人権問題 | 性別による「固定的役割分担意識」の是正 性についての正しい理解 | 役割分担意識、社会的制度または慣行の存在 デートDV・インターネット介した性犯罪の増加 | 固定的役割分担意識解消や働き方を見直す学習・啓発 育児・介護休業法の積極的な周知 男女の相互理解（デートDV）と協力の重要性などの指導の充実 女性の人権問題などの講演会や研修等の実施 |
| | 子どもの人権問題 | 子どもが安心して学べる学校や社会づくり | いじめ 虐待の深刻化 体罰 子どもの貧困対策とネットワークづくり | 「大分県いじめ防止基本方針」による防止体制 「改正虐待防止法」の趣旨徹底 安心して学べる環境づくり 乳幼児期の保護者などへの学習機会の提供 |
| | 高齢者の人権問題 | 高齢者の人権についての学習の促進 高齢者との交流の場の充実 | 高齢者への虐待・振り込め詐欺の増加 社会全体で高齢者を尊敬している割合は5割 | 高齢者の人権侵害の具体的事例学習 交流による高齢者理解の促進と実践力の育成 |
| | 障がい者の人権問題 | 障がい者の理解促進 障がいのある子どもへの適切な支援 障がいのある人との共生に対する理解の促進 | 偏見や差別の意識が根強い実態（結婚での反対 全国比7.2%高） 特別支援教育へのニーズの高まり 4割の企業…法定雇用率未達成 新たな法令や条例の制定 | 合理的配慮に関する理解促進 特別支援教育に関する研修の充実 一般就労を目指した就労支援等の推進 障害者差別解消法・「大分県福祉のまちづくり条例」の学習 |
| | 外国人の人権問題 | 外国人の人権問題への正しい理解の促進 在住外国人との共生に向けた学習機会等の充実 | 在日韓国人・朝鮮人への差別・偏見 外国にルーツを持つ児童生徒の増加 異なる習慣・文化をもつ人々に増加 | 「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」の周知 地域で偏りのない支援・相談・連絡体制のネットワークづくり 日本語を習得のための体制整備 |
| | 医療をめぐる人権問題 | 病気や患者に対する偏見・差別の解消に向けた教育の推進 病気に対する正しい知識と理解のための健康教育の充実 | エイズ患者・HIV感染者への差別・偏見の存在 「ハンセン病問題の解決を促進に関する法律」施行 大分県医療計画の改定 人権に配慮した医療サービスの提供 | エイズ患者、HIV感染者への差別・偏見解消に向けたさらなる取組（保健体育担当教員と養護教諭との連携） ハンセン病のより正確な理解…政府の資料の活用 セカンド・オピニオンなどの患者に権利について |
| | 様々な人権問題 | 人権問題についての日常的学習の強化 | 人権教育・啓発に関する基本計画（平成23年4月1日一部変更） SNSトラブルの深刻化 性的マイノリティの認知 東日本大震災の発生 | 日本人拉致問題…日本国民の今日的課題として映像教材等による理解促進 SNSの使い方、情報モラル学習の推進 性同一性障がいへの理解 東日本大震災に伴う人権問題 |

「大分県人権教育推進計画」 改訂版

素案

大分県教育委員会では、人権に関する国の動向や社会的な状況を踏まえ、現行の「大分県人権教育推進計画」に一部内容を修正・加筆することとしました。これまでの人権教育の取組を基盤としながら、人権教育の充実に努めていきます。

平成 27 年 3 月

大分県教育委員会

あいさつ（教育長）

目 次

「大分県人権教育推進計画」の改訂について

第 章 はじめに

- 1 策定の目的
- 2 策定に至る経緯
- 3 策定方針

第 章 人権教育の現状

- 1 人権をめぐる状況
- 2 学校教育における現状
- 3 社会教育における現状
- 4 同和教育の成果と手法への評価
 - (1) 成果と課題
 - (2) 今後活かすべき手法等

第 章 人権教育の在り方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育の基本的な在り方

第 章 人権教育推進の方策

- 1 大分県人権教育基本方針の3つの柱
 - (1) 学校教育における取組
 - (2) 社会教育における取組
 - (3) 学校教育と社会教育の連携における取組
- 2 個人権課題
 - (1) 同和問題
 - (2) 女性の人権問題
 - (3) 子どもの人権問題
 - (4) 高齢者の人権問題
 - (5) 障がい者の人権問題
 - (6) 外国人の人権問題
 - (7) 医療をめぐる人権問題
 - (8) 様々な人権問題
- 3 特定職業従事者に対する人権教育の推進

第 章 計画の推進

- 1 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究
- 2 推進体制の基盤整備
- 3 推進環境の整備・充実
- 4 実施主体間の連携
- 5 計画の推進と見直し

資料編

- 1 大分県人権教育基本方針
- 2 大分県人権施策基本計画
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 人権教育・啓発に関する基本計画
- 5 大分県いじめ防止基本方針

「大分県人権教育推進計画」の改訂について

大分県教育委員会では、1998年（平成10年）3月に策定した『人権教育のための国連10年』大分県行動計画」での取組を発展的に継承する形で2005年（平成17年）1月に「大分県人権教育基本方針」を、2006年（平成18年）2月に「大分県人権教育推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進し、人権意識の高揚、実践的な行動力の育成を図ってきました。

学校教育では、教育課程に人権教育目標を位置づけ、人権教育の年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体をとおして組織的・計画的に人権教育を推進しています。また、2008年（平成20年）3月に文部科学省より公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の簡易版を作成するなどして活用促進を図り、指導内容や指導方法の工夫・改善等指導力の向上に努めています。

社会教育では、公民館等の社会教育施設を中心に人権問題にかかわる講演会や講座の実施、ファシリテーターの養成、啓発資料等の作成、様々な学習機会の提供が行われています。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、近年においては、インターネットや携帯電話のコミュニティサイトにおける誹謗中傷等の人権侵害、デートDV等の新たな人権課題への対応を求められています。また、幼児児童生徒を取り巻く状況においても、いじめや体罰、虐待等により、心や体が深く傷つけられ、人権や命が脅かされる事件・事象が起こるなど、深刻な問題が見られます。

このような社会情勢、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更等の国の動向を踏まえ、人権意識の基礎を培い、豊かな人権感覚を育成する教育を推進するとともに、自他の人権を尊重する意欲や態度、技能を育成し、実践的な行動力につながる人権教育をより一層推進する必要があります。

そこで、学校教育と社会教育の両面において、これまでの人権教育の取組を基盤に据えながら、新たな人権課題に対応する人権教育を進めるために現行の「推進計画」に一部修正・追記を行うこととしました。

第 章 はじめに

1 策定の目的

ここに策定する推進計画は、2005年（平成17年）1月28日決定の大分県人権教育基本方針（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、学校教育と社会教育における人権教育の具体的な推進の在り方について示すことを目的としています。

2 策定にいたる経緯

20世紀に二度にわたる世界大戦を経験した私たち人類は、戦争が最大の人権侵害であることに気づき、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という認識のもと、恒久平和の実現には、すべての人の生命が尊重され、差別のない、人権を大切にす社会をつくるのが欠かせないという教訓を得ました。

「人権の世紀」と言われる21世紀においては、人間としての尊厳と幸福に暮らすための権利をお互いに尊重し合うことが重要であると考えます。

1948年（昭和23年）に国際連合（以下「国連」という。）は、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにし、「基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎である」として、**世界人権宣言**を採択しました。そして、人権委員会を中心に、**人権に関する条約・規約等**を次々と採択し、「国際婦人年」（1975年）等の「国際年」や「国際障害者の10年」（1983～1992年）等の「国際（国連）10年」を設定するなど国際会議の中で世界の国々に共同の取組を求めてきました。特に、1993年（平成5年）のウィーン世界人権会議では、人権が国際社会の指導原理であること、人権意識の徹底や人権教育を行うことが不可欠であることを確認しています。これを受け、国連は1995年（平成7年）から**人権教育のための国連10年**（以下「国連10年」という。）とすることを総会で決議し、各国に人権教育の行動計画を策定し積極的な推進に努めるよう要請しました。

我が国においては、1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行され、「法の下での平等」、「自由権」、「社会権」等が基本的人権として定められ、各種の法律等の整備が進められてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、1965年（昭和40年）の**同和対策審議会答申**（以下「同対策答申」という。）を受けて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が成立し、1982年（昭和57年）に地域改善対策特別措置法、さらに1987年（昭和62年）には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が施行

世界人権宣言

人々の市民的・政治的自由のほか、経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めた人権に関する宣言。すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として公布された。

人権に関する条約・規約等

世界人権宣言以降、国連は人種差別撤廃条約（1969年 昭和44年 発効）、国際人権規約（1976年<昭和51年>発効）、女子差別撤廃条約（1981年<昭和56年>発効）等、多数の人権にかかわる条約・規約を採択している。

人権教育のための国連10年

国連が1994年（平成6年）に定めた人権教育の強化推進のための10年。1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までをその期間とした。

同和対策審議会答申

同和対策審議会（1960年 昭和35年 設置）が内閣総理大臣の諮問に対し、1965年（昭和40年）に提出した答申。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識を示している。

されるなど、総合的に同和対策事業の取組が推進されてきました。そうした中、教育においては同和教育として取り込まれるようになってきました。

同和問題の解決に向けた基本的な課題について審議を進めていた地域改善対策協議会は、1996年（平成8年）の意見具申の中で「心理的差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」を提言しました。前述の「国連10年」決議を受け、我が国においても「**国連10年**」国内行動計画が策定され、広く人権教育を推進しようとする動きが始まるとともに、その具体策として1997年（平成9年）に**人権擁護施策推進法**が制定されました。そして、2000年（平成12年）には**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が公布・施行されました。さらに、同法に基づき、2002年（平成14年）に**人権教育・啓発に関する基本計画**（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、人権教育・啓発のための法律や計画が整備されてきました。

本県においては、これまで1977年（昭和52年）策定の**大分県同和教育基本方針**に基づき、同和問題の解決に向け同和教育の取組を積極的に進めてきました。その結果、課題は残されているものの、同和問題を正しく認識することで差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきました。県内の多くの市町村において、部落差別の撤廃と人権擁護を推進するための条例も制定されています。「**国連10年**」**大分県行動計画**（以下「大分県行動計画」という。）を策定した1998年（平成10年）には、人権尊重の大分県をめざす宣言が出されました。この宣言は、本県において、人権尊重を日常の生活習慣として身に付け実践していくという「人権という普遍的文化」を構築するために、県民一人一人が相互に人権を尊重し、差別や偏見を解消し、豊かに共生できる社会の実現に向け、不断の努力を積み重ねる決意を表明したものです。

しかしながら依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療等の様々な人権問題が起きるとともに、近年ではインターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷等の新たな人権問題が発生しています。県内においても、幼児・児童虐待や障がいのある人に対する差別的な言動、高齢者を狙った犯罪、留学生等の外国人に対しての差別的扱い等、社会的弱者に向けられた人権侵害が起きています。

そうした中、2002年（平成14年）に開催された大分県同和対策審議会では、これまでの同和教育や啓発活動が大きな成果を挙げてきたことを評価する一方、結婚時を中心に差別意識が未だ存在している状況があり、今後の主要な課題は、部落差別

「国連10年」国内行動計画
1997年（平成9年）に国連行動計画を受けて策定され、学校教育・社会教育等の生涯学習全般において、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、その他」の10の重要課題に対する取組の推進が提唱された。

人権擁護施策推進法
1997年（平成9年）から施行された5年間の時限立法。
人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定された法律。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
人権教育・啓発についての施策を推進するため、人権教育・啓発に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を明らかにし、必要な措置を定めることにより、人権の擁護を図ることを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画
人権教育・啓発推進法第7条の規定により、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定された国の基本計画。

大分県同和教育基本方針
1977年（昭和52年）、すべての県民が人権尊重の精神に徹し、同和問題を正しく認識し、今なお社会の中に根強く残る不合理な部落差別を排除するよう、あらゆる機会と場において啓発に努めるとともに、同和地区住民の教育機会の均等の実現をめざし、定めたもの。

撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育・啓発の推進であると総括しました。また、「今後は、国際的な人権尊重の潮流や人権教育・啓発推進法の趣旨、これまでの同和教育の成果を踏まえ、人権教育へと**発展的に再構築**していくことが大切である。」その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、人権尊重社会確立に向けた教育・啓発を行っていく必要がある」との方向性を示しました。

本県においては、2005年（平成17年）1月に「大分県人権施策基本計画」を策定するとともに、大分県人権施策推進本部を設置し、人権施策・人権行政の推進をはかってきました。県教育委員会では2006年（平成18年）2月に「大分県人権教育推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定し、県民一人一人が身の回りの人権問題に気づき、「人権という普遍的文化」を築いていく主体者となるための人権教育を推進しました。

その後、県では2009年（平成21年）4月、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を施行しました。また、条例に基づき、2011年（平成23年）「大分県人権尊重施策基本方針」を策定し、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進しています。

さらに、2014年（平成26年）には、「大分県人権尊重施策基本方針」の改訂を行い、より人権が尊重される社会づくりを総合的に推進しています。

我が国においては、2008年（平成20年）4月に文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下、「第三次とりまとめ」）を公表し、学校教育及び社会教育において、より効果的な人権教育の推進を提示しています。

2013年（平成25年）6月の「いじめ防止対策推進法」、同月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法）」の成立、2014年1月には「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善に資する施策の制度的な枠組みが整えられました。

世界の情勢を見ると、2015～2019年（平成27年～平成31年）「人権教育のための世界計画第3フェーズ」ではメディア関係職従事者及びジャーナリストを重点的対象者としました。同時に、以下の点に特に重点を置きつつ、**第1フェーズおよび第2フェーズの実施を継続・推進**するよう、加盟国および関連ステークホルダーに奨励しています。

このような情勢の変化、人権施策に関する本県の基本方針との整合性をふまえ、今後とも人権教育を一層推進するため、現行の推進計画に所要の改訂を加えることにしました。

「国連10年」大分県行動計画
1997年（平成9年）の国内行動計画を受けて、1998年（平成10年）に策定された本県の行動計画で、8つの重要課題を掲げたもの。

発展的に再構築

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざす教育は個々別々に行われるのではなく、人権教育としての大きな枠組みの中で体系化し、これまで同和教育で培ってきた優れた考え方や手法等をさらに発展させ、より深化・充実していくことを通して、人権教育へと広げていくということ。

第1フェーズおよび第2フェーズ

2005年～2009年（平成17年～平成21年）「世界計画」第1フェーズ（初等・中等学校における人権教育の推進）
2010年～2014年（平成22年～平成26年）「世界計画」第2フェーズ（第1フェーズの継続＋高等教育機関における人権教育の推進＋公務員・教職員の人権研修の推進）

3 策定方針

この「推進計画」は、以下の5つの方針に基づき策定しています。

日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約等の精神に則り、「人権教育・啓発推進法」の基本理念と「基本方針」の趣旨を踏まえる。

人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育において以下の〈3つの柱〉に基づき、人権教育の具体的な推進の在り方について示す。

〈3つの柱〉

人権意識の基礎を培う教育の推進

豊かな人権感覚を育成する教育の推進

人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組についても、学校教育と社会教育の両面から具体的な推進の在り方を示す。

「大分県行動計画」によるこれまでの取組を継承し、より充実した内容のものとする。

学校教育と社会教育の有機的な連携ができ、現場での具体的な実践につながるものとする。

第 章 人権教育の現状

1 人権をめぐる状況

「人権と共生の世紀」と言われる 21 世紀に入っても、戦争や民族紛争、テロ行為等が世界各地で頻発し、痛ましい人権侵害が引き起こされています。人身売買の対象にされたり戦争に駆り出されたりする子どもたちやストリートチルドレンが地球的規模で増加しているだけでなく、女性や子ども、高齢者等の社会的弱者を中心に多くの人々のかけがえのない生命が奪われています。

我が国においても、若者によるホームレスへの襲撃、児童虐待が事件として取り上げられるなど、例外ではありません。学校現場においても、児童生徒がいじめや差別で互いに傷つけ合い、時には生命まで奪ってしまうという痛ましい事件が発生しています。また、そうしたことが原因で不登校となっている児童生徒も少なくありません。

このような状況は、児童生徒一人一人が多種多様な個性や能力を認め合う経験が乏しかったり、自己実現に向けた具体的な方策を学ぶ機会が十分でなかったり、よりよい人間関係を築けなかったりすることが原因であるとも言われています。また、児童生徒を取り巻く家庭や地域の教育力が低下していると指摘する声もあります。

こうした現実的な人権問題の解決を通して、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的として人権教育は行われていると言えます。

また、現代社会には、女性や死に対する穢(けが)れ意識や家柄、学歴、貧富の差、さらには血液型や信仰する宗教で人を判断しようとする風潮も残されており、それが差別や偏見につながる事例も見られます。同和問題をはじめとする様々な人権問題も、こうした日本社会の風潮にもその原因があると考えられます。

総じて、我が国においては国民に人権そのものやその意義、重要性についての理解が十分図られておらず、理解を図ってきましたが、人権問題を見抜く感性や人権確立に向けて取り組む態度や技能はまだまだ十分身に付いていないと言わざるを得ません。ではありません。

大分県人権尊重社会づくり推進条例(2008年〔平成20年〕12月19日)では、人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追及できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認

ストリートチルドレン

街頭にいる子どものことで、使われていない住居や廃墟などを常駐の住家にしており、適切な保護を受けていない者のこと。また、街頭で日雇いや、物売り、物乞いなどをして、その日暮らしをしている者

ホームレス

失業・家庭崩壊・社会生活からの逃避等様々な要因により特定の住居を持たずに、道路・公園・河川敷・駅舎等で野宿生活を送っている人々。

児童虐待

親などの養育者によって引き起こされる子どもの心身の健康状態を損なうあらゆる状態を言う。虐待の内容としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、養育の拒否・放棄(ネグレクト)などが挙げられる。国では、児童虐待に対処するため、「児童の虐待の防止に関する法律」を2002年(平成14年)11月に施行している。

地域の教育力

子どもたちが、地域社会の中で大人とともに、地域行事等に参画する機会が豊富に準備されて、地域社会の一員として自分たちの住む地域社会の問題を自分のこととしてとらえる機会をもてること。

(平成11年生涯学習審議会答申関係部分要約)

め合う社会の実現に寄与することを旨として取り組んできました。

しかしながら、今日においても児童虐待の多発、学校におけるいじめの深刻化など、人権に関する様々な問題が存在しています。新たな人権課題としてSNS(ソーシャルネットワークサービス)の悪用による誹謗中傷の問題やデートDV等も起きています。また、セクシャル・マイノリティの人たちが身近にいることが明らかになり、学校や企業での配慮が求められています。さらには、ヘイトスピーチ等の問題が深刻化するなど人権尊重社会の推進への影響が危惧される状況も存在しています。

また、「障害者差別解消法」にある障がいのあるなしに関係なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法整備の動きがあります。

このように、私たちの回りには、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題、その他様々な人権に関する問題が今なお存在していることを改めて再認識する必要があります。

2 学校教育における現状

学校における人権教育は、「人権という普遍的文化」を構築するために、人権を大切にしようとする生活習慣や態度を養う中で、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力をもった児童生徒の育成を目的としています。

人権問題の学習を進めるに当たっては、より効果的な学習が進められるよう、これまで指導内容・方法の様々な工夫改善が行われてきました。

学校においては、**聞き取り学習**や**フィールドワーク**を行ったり、地域に伝わる歴史的事実を基にした地域教材の作成を行ったりして、その取組は大きく広がってきました。

また、教職員からの一方的な知識の伝達だけでなく、児童生徒の発達段階を踏まえ、様々な人権問題について、調べ学習や意見発表、討論を行うなど、児童生徒が自由に話し合い、主体的に学習に取り組むような学習方法の工夫を通じ「気づきから行動へ」と発展していく計画的、継続的な学習も行われています。

こうした児童生徒や地域の実態に即した学習方法の工夫は、児童生徒が人権問題を正しく理解し、認識を深めるだけでなく、人権問題を自らの課題として受け止め、解決への実践的態度につなげるためには欠かせないものです。幼稚園等においても、読み聞かせで人権感覚を育成したり、園児同士のトラブル等身

ヘイトスピーチ

憎悪をむき出しにした発言。特に、公の場で、特定の人種・民族・宗教・性別・職業・身分に属する個人や集団に対してする、極端な悪口や中傷のこと。

学校

ここでいう学校は幼稚園、保育園も含む。したがってここでいう児童生徒には幼稚園児等も含むものとしている。

聞き取り学習

調べ学習の一つで、学習者が実際に現地に出かけ、自分の調べたいことについて、当事者や関係者に話を聞くことにより、理解を深めていく学習。

フィールドワーク

ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地(現地)調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のものをみ、自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

近で起きた問題を通して学習させるなどの取組が行われています。

人権教育は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進するものです。特設の人権学習の時間だけでなく、日常の学校生活そのものが人権が尊重される場となるようにする教育なのです。

例えば、児童生徒間の好ましい人間関係や児童生徒と教職員との信頼関係の確立、わかりやすい授業の展開、児童生徒一人一人が大切にされる学級・学校づくり、児童生徒の個人情報の保護等が、教育活動を見直す視点とされています。教科の学習で扱われた人権問題を、特別活動や総合的な学習の時間でさらに掘り下げて学習したり学習発表をしたりするなど、教育活動全体で推進する学校も増えてきています。

さらに、児童生徒を対象にするだけでなく、家庭や地域と連携し、開かれた学校づくりを推進しようとする試みも各地で行われています。例えば、児童生徒と保護者が共同で人権について学習し、家庭、学校、地域が一体となり、よりよい生き方を学ぶ教育環境づくりの取組等があります。

こうした教育活動を進めるため、より一層の教職員の資質の向上が求められています。指導者である教職員自身が、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨に鑑（かんが）み、児童生徒を権利の主体者として尊重し、その成長を支援していくために、人権そのものや様々な人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、自らの人権感覚を磨き、人権尊重の精神の涵養（かんよう）に努めることが必要です。

〔第三次とりまとめ〕の公表以降は、その趣旨を踏まえ、体験的参加型学習の手法を取り入れた人権教育に取り組み、充実してきました。

児童生徒に人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、さらに、各学校における教職員による積極的な取組が重要となります。各学校においては、〔第三次とりまとめ〕の基本的な考え方を基に、実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めています。

同時に、学校における人権教育の推進を図るために、本県においては、地域の実情等を踏まえつつ、研修の実施や、優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発やその成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなど、各学校・教職員への支援に取り組んでいます。

県教育委員会実施の「平成 25 年度公立学校人権教育実態調査」によると、「人権教育の年間指導計画を作成している」学校は 100%、「人権教育のための推進委員会等を設置している」

学校は 98%、また、「体験的参加型学習を活用している」学校は 99%、「総合的な学習の時間に人権教育を位置付けている」学校は 66%あります。

さらに、学校内の教職員研修では、ほぼすべての学校で人権研修が行われており、年 3 回以上の実施が 88%、年 6 回以上も 24%あります。その内容は、同和問題が 71.5%、子どもをめぐる問題が 63.5%、障がい者をめぐる問題が 52.3%となっています。一方、家庭や地域社会との連携としては、人権講演会が 75.7%、人権に関わる授業参観が 73.8%となっています。（複数回実施校あり）

現行の人権教育推進計画の策定以来、各学校においては、意図的・計画的に人権教育の推進が図られており、平成 16 年度調査と比較して「体験的参加型学習を活用している」学校は 98%と 19%増でほぼ全ての学校で実施されており、人権教育の日常化に向け、着実に成果を挙げています。

しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、自校の実態や課題に即したものになり得ていない場合や、同和問題が計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題ととらえきれず、単なる知識の習得に終わってしまったりしている現状も見られます。

【学校（幼稚園保育園を除く）における人権教育の取組の現状】

小学校282校 中学校127校 県立学校69校 計478校
 []の中の数字は%

1 推進体制について

(1) 人権教育推進のための委員会等について

①名称

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--------------|----|-----------|----|-------|---|-----|---|
| 同和教育推進委員会 | 1 | 人権・同和教育推進委員会 | 34 | 人権教育推進委員会 | 57 | 組織はない | 2 | その他 | 6 |
|-----------|---|--------------|----|-----------|----|-------|---|-----|---|

②開催回数

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|----|----|----|
| 0回 | 5 | 1回 | 8 | 2回 | 8 | 3回 | 37 |
| 4回 | 11 | 5回 | 16 | 6回以上 | 15 | | |

2 日常的な推進について

(1) 人権教育年間指針計画の作成について

| | | | |
|--------|----|---------|---|
| 作成している | 99 | 作成していない | 1 |
|--------|----|---------|---|

(2) 授業等で実践した人権課題について

| | | | | | | | |
|----------|----|-------------|----|----------|----|-----------|----|
| 女性の人権問題 | 64 | 子どもの人権問題 | 78 | 高齢者の人権問題 | 60 | 障がい者の人権問題 | 85 |
| 外国人の人権問題 | 55 | 医療をめぐる問題 | 39 | 拉致問題 | 26 | インターネット | 70 |
| いじめ問題 | 87 | DV（デートDV含む） | 11 | 同和問題 | 84 | その他 | 9 |

(3) 体験的参加型人権学習の実施について

| | | | |
|--------|-----|---------|---|
| 実施している | 100 | 実施していない | 0 |
|--------|-----|---------|---|

※学習に取り組んだ学校

3 教職員の研修について

(1) 年間実施回数

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|----|----|----|
| 0回 | 1 | 1回 | 5 | 2回 | 7 | 3回 | 28 |
| 4回 | 17 | 5回 | 18 | 6回以上 | 24 | | |

(2) 内容（複数選択可）

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|----|-------------|----|-----------|----|
| 女性の人権問題 | 27 | 子どもの人権問題 | 64 | 高齢者の人権問題 | 22 | 障がい者の人権問題 | 52 |
| 外国人の人権問題 | 19 | 医療をめぐる問題 | 18 | 拉致問題 | 22 | スクール・セクハラ | 51 |
| インターネット | 51 | いじめ問題 | 21 | DV（デートDV含む） | 20 | 同和問題 | 72 |

4 連携について

(1) 学校から家庭・地域への情報提供

①情報提供の有無

| | | | |
|------|----|---------|---|
| 提供した | 96 | 提供しなかった | 4 |
|------|----|---------|---|

②内容（複数選択可）

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|----|---------|----|---------|----|
| 授業参観の実施 | 74 | 学年学級懇談会 | 42 | 人権講演会開催 | 76 | コンサート開催 | 17 |
| 進学・就職指導等 | 32 | 学年通信記事記載 | 58 | その他 | 4 | | |

出典：平成25年度公立学校人権教育実態調査

3 社会教育における現状

社会教育における人権教育は、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めることにより、差別をしない・許さない人間の育成と人権尊重の地域づくりをめざして行われています。

「人権教育・啓発推進法」の基本理念では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とし、人権教育及び人権啓発は学校教育にとどまらず**生涯学習**として積極的に推進されるべきであることが明記されています。加えて「国民の自主性の尊重」や「国・地方公共団体、国民それぞれの責務」が記されています。特に地方公共団体の責務では「地域の実情を踏まえ」とあり、地域の自主性や特色を生かすことが求められています。

本県においては、公民館等の社会教育施設を中心に人権問題にかかわる講演会や講座の実施、啓発資料の作成・配布等、様々な学習機会が提供されています。

また、**特定職業従事者**等に対する研修や人権教育に関する指導体制の充実、人権教育を進めるリーダーの育成をめざし、**体験的参加型学習**を推進する**ファシリテーター**の養成、教材等の開発・整備等の取組も行われています。

さらに、**ノーマライゼーション**の考え方にに基づき、多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野で**ユニバーサルデザイン**や**バリアフリー**に関する取組も進められています。

本県において、2013年（平成25年）に実施した人権に関する県民意識調査（以下「25年県民意識調査」という。）では、「今の日本で、人権は尊重されていると思いますか」という設問に対し、「尊重されていると思う」「まあ尊重されていると思う」と答えている人の割合が76.7%で、5年前の調査よりも14.2%増加しており、人権が尊重される社会へと向かいつつあります。

その反面、「あなたは人権に関心がありますか」という設問に対し、「あまり関心がない」「関心がない」と答える人の割合は、5年前よりも7.3%増加しており、無関心層の広がりが見られます。また、「これまでに自分が差別されたり自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という設問に対し、28.9%の人が「ある」と答え、5年前の調査から2.1%減少したものの依然、全国調査の2倍近くとなっています。そして、

生涯学習

変化の激しい時代において、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的な意志に基づいて、自己に適した手段・方法を選び、生涯を通じて行う学習活動。

特定職業従事者

人権教育の推進に当たって、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者。例えば、行政職員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、労働行政関係者、マスメディア関係者等。

体験的参加型学習

一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切にし、問題解決を図り、態度や技能（スキル）を身に付けることをめざしている。

ファシリテーター

進行役、促進役と訳される。体験的参加型学習（ワークショップ）で、進行役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど総合的な役割を務める。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等々人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

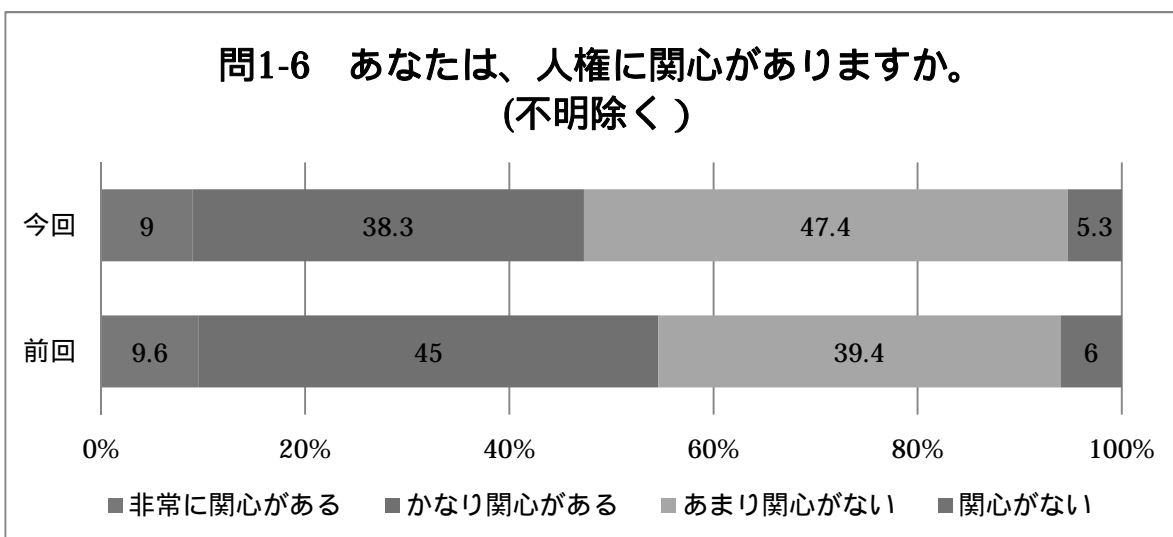
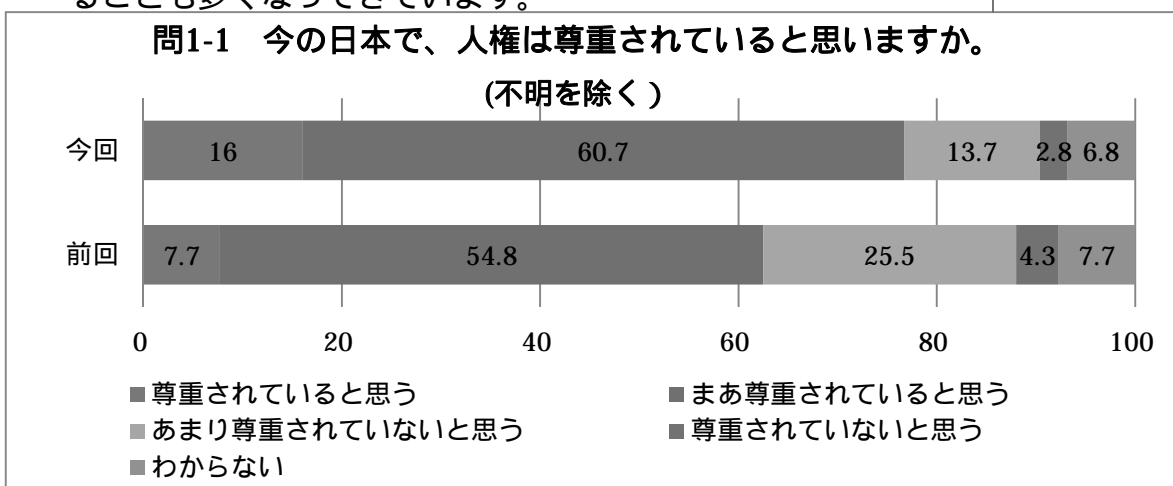
人権教育・啓発活動に関して「これまでに人権に関する講演会や研修会・学習会等に何回くらい参加しましたか」という設問に対して、47.1%の人が「1回もない」と答えており、5年前よりも2.7%増加しています。人権研修のマンネリ化、参加者の固定化などが課題となっており、人権教育や啓発活動の内容や方法、学習機会の提供の仕方など更なる改善が求められます。

一方、県内の各事業所では、公正採用選考人権啓発推進員を選任し研修を行っており、大分県人権啓発商工連絡会・では、人権教育に関する研修会や情報交換等の活動を行っています。また、大分県人権教育・啓発推進協議会は、人権教育・啓発事業や研修支援にも取り組み、「今後の人権教育・啓発活動のあり方」を定めています。さらに、公益社団法人大分県人権教育研究協議会では、社会教育における調査・研究にも取り組み、広く県民を対象にした事業を行っています。

また、近年は、人権意識の高まりから、地方公共団体や教育研究団体が主催する事業だけでなく、多くの企業やNPO・、サークル、PTA等、広範な人々が人権問題の学習会を開催することも多くなってきています。

バリアフリー

段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。



4 同和教育の成果と手法への評価

(1) 成果と課題

本県における人権教育は、同和教育という形でこれまで推進されてきました。

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、**同和地区**の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から出発して取組が始まりました。同和地区の子どもの背景にある差別を生み出す原因を探り、解決していこうとする取組は、「差別の現実から深く学ぶ」という原則を生み出しました。また、「子どもたちが自らの暮らしを見つめ綴る営み」を通しての仲間づくりを基底に据え、「差別に対する科学的なものの見方や考え方を育て差別の不当性を認識し行動できる」教育内容を創造するなどの取組も行われてきました。さらに、同和地区の子どもたちの「生活を高める」ための学力補充の取組も県内各地で精力的に行われてきています。

そして、学校教育においては、**教科書無償制度**の実現や奨学金制度の充実等、子どもたちの教育を受ける権利を保障する取組や、**全国高等学校統一用紙**を制定して就職の機会均等をめざす取組等、子どもたちの「未来を保障する」進路指導の取組へと発展していったのです。

社会教育においては、識字運動や社会的立場を自覚して意欲的に差別をなくす主体者をつくる子ども会活動等とともに、地区別の同和問題住民学習会・身元調査お断り運動等が進められ、行政・地域住民・企業・宗教団体等によって、人権啓発・社会教育システムが確立されてきました。

大分県においては、大分県同和教育基本方針が策定される前年の1976年（昭和51年）に、組織的に研究実践を進める**大分県同和教育研究協議会**（現 公益社団法人 大分県人権教育研究協議会）が結成され、同和地区の有無にかかわらず県内全域で精力的に取組が進められるようになりました。

このように、同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら進められてきましたが、部落差別のみの解消を図ってきたわけではありません。障がいのある人にかかわる課題や在日の子どもたちの課題、さらに「荒れ」や不登校等様々な厳しい立場に立つ子どもにも目を向け、あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として行われてきたのです。そこでは、前述のような原則とともに、「差別の悪循環を絶つ」という視点で教育条件の整備をめざす取組として行われてきたのです。

同和問題にかかわる学習では、知識として部落差別の不合理性を理解するだけでなく、差別により奪われた権利の回復や自己実現への道筋を模索したり、**エンパワメント**についての学習も行われてきました。また、学校においては、教室内で学習す

同和地区
行政機関によって同和对策事業が必要と認められた地区。

教科書無償制度
義務教育教科書無償給与制度のこと。憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されている。

全国高等学校統一用紙
就職差別を撤廃するために、新規高等学校卒業生が学校経由で求人事業所に提出するように定められた履歴書・調査書。
1973年（昭和48年）に様式が初めて全国的に統一され、その使用拡大と趣旨徹底が追及されて改定が続けられ、1996年（平成8年）に本籍欄、家族欄等を削除する大幅な改定が実現した。2005年（平成17年）に保護者氏名欄が削除されるなど、改定が行われている。

大分県同和教育研究協議会
1976年（昭和51年）に結成された民間の教育研究団体。教職員、社会教育関係者で組織された。社団法人大分県人権教育研究協議会の設立の2004年（平成16年）に解散した。

るだけでなく、地域に出かけるフィールドワークや直接被差別の立場にある人から聞き取る調査学習(聞き取り学習) 体験的参加型学習、地域教材の開発等、様々な効果的な手法も生み出されました。

このように、同和教育が長年行われてきた結果、同和問題をはじめとして様々な人権問題に対する幅広い学習が学校教育・社会教育の場で行われ、県民の人権感覚が磨かれるとともに、人権意識の高揚が図られてきました。

25年県民意識調査では、「同和問題を初めて知ったきっかけは何ですか」の設問に対して、「学校の授業で習った」と答えた人が28.7%で5年前より3.7ポイント増えています。これに対して「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」は19.0%で5年前より4.8ポイント減少しています。また、「同和問題を知らない」と答えた本県の割合は3.9%で、国の調査結果20.8%(内閣府「人権擁護に関する世論調査」〔平成24年〕)に比べて少ない割合となっています。これらのことから、「同和問題を知らぬこと」に関して学校の授業での役割が高まっていると考えられます。

一方、各設問に対して「よくわからない」と答えた人の増加にみられるように、人権尊重の社会環境がすすんでいると考えられる半面、同和問題に対する関心度が下がっています。同和問題は過去のものといった考え方や、身の回りには存在しないといった考えがあることから、関心度の低下とこのような考えとの関連性が疑われ、注視すべき点です。

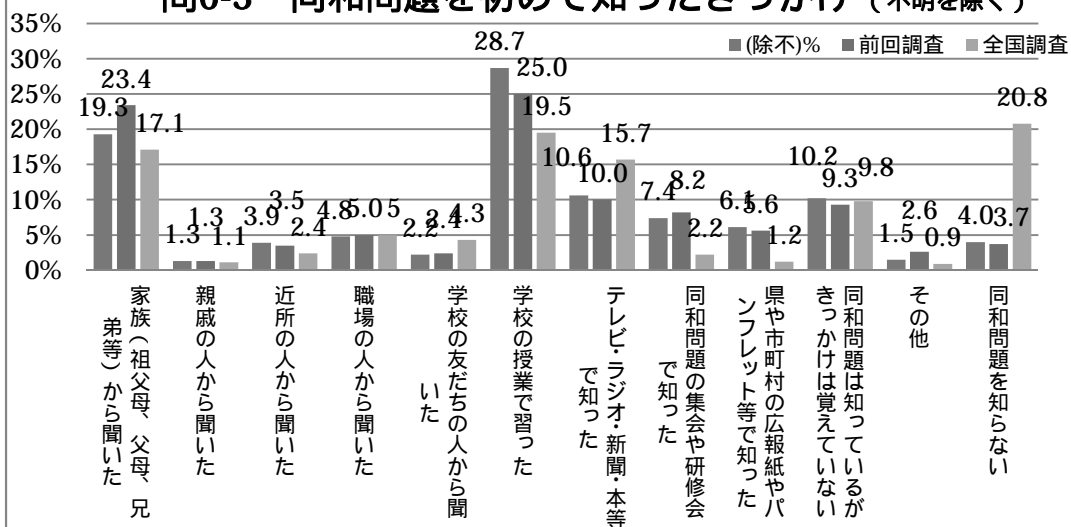
依然として戸籍謄本等不正取得事件や「部落地名総鑑」電子版の存在、結婚や就職時の身元調査、土地差別などの問題が存在します。こうした状況を踏まえると、同和問題の解決に向けた人権教育に今後も取り組む必要があります。

エンパワメント

一人の人間として本来持っている能力を、社会的に抑圧されることなく発揮できるようにすること。

1995年(平成7年)第4回国連女性会議の決議にこの言葉が使用され広く使用されるようになった。

問6-3 同和問題を初めて知ったきっかけ (不明を除く)



(2) 今後に活かすべき手法等

同和教育を今後の人権教育へつなげるために、県教育委員会は、2001年(平成13年)11月に通知した「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」において、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて取り組んできた同和教育をさらに発展させつつ、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人の個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間の育成をめざす人権教育へと広げていくとし、その周知徹底を図りました。

同和教育が大切にしてきた「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、被差別の立場にある子どもや親たちの生活の現実・背景にあるものを探り、何が差別なのか、何が差別を生み出しているのかということを追求め、そこから差別をなくす人権尊重の教育の課題を明らかにしようとするものです。併せて、差別の厳しさを実感することで、差別に立ち向かっていく人たちの強さやたくましさ、温かさに気づくとともに、自分と人権問題とのかかわり確かめ、自らの有り様と取り組む道筋を明らかにしていこうとするものでもあります。

人権教育は、常に具体的な問題を見つめることなしには成り立ちません。私たちの身の回りにある様々な人権問題は、どれも当事者にとっては最も深刻かつ重大な問題です。人権教育は、そうした当事者の立場や願い、思いから始めなければならないことは言うまでもありません。つまり、「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、人権教育を進める上で最も大切にしなければならないことなのです。人権問題についての学習は、観念論ではなく、具体的事実をもとに解決の糸口を探る学習でなければなりません。同和教育で取り組まれていた、地域教材や身近に起こった具体的事実に基づく教材による学習、聞き取り学習、フィールドワーク等を総合的な学習の時間等を活用して行ったりすることで、大きな学習効果を上げることが期待されています。

また、同和教育では、人間は誰しも差別する側にも差別される側にもなり得ることから、差別の問題と自分自身がどのようにかかわっているのかをとらえることを大切にしてきました。そうした中で、一人一人の子どもが自分の生活を綴り、語り合う中で、一人一人が仲間として理解し合いながらつながるという「仲間づくり」を根底に据えて進められてきました。

これまで本県で積み上げられてきた同和問題に関する教育・啓発活動の成果と手法に対する評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育の進め方として

「差別の現実から深く学ぶ」という原則に立ち返り、今後も発展的に推進していきます。

第 章 人権教育の在り方

1 人権尊重の理念

日本国憲法では、第 11 条で「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としています。また、「生命、自由、幸福追求の権利」を個人尊重の原則として挙げ、第 14 条では「すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」として、人権は国民相互の関係においても最大限尊重されるべきものであるとしています。

今日、様々な人権問題について国民の知識・理解は広がりを見せてきています。しかし、人権尊重の理念について国民全体の正しい理解は決して十分だとは言えません。人権は、誰もがもっている固有の権利で、他人から縛られることなく各人が同じように幸福を追求できる権利です。

したがって、人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う個人の責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方として理解すべきです。

2 人権教育の基本的な在り方

国際的な人権教育の原点は、第二次世界大戦における人種主義を政治的に利用した惨禍への痛烈な反省にありました。戦後、ユネスコ等の国際機関が、反人種差別の教育や国際理解教育に力を注ぎましたが、それらは西洋社会からの視点で構築されたものであり、「人種間に優劣のないことを科学的に証明し、その正しい理解を人々に広めれば差別は克服される」という考え方に基づいて行われてきました。

1960 年代に入り、西洋の植民地とされてきた国々が相次いで独立してくると、西洋社会は自らが抑圧してきた国々に対し開発援助を行い、それらの国々の社会的・経済的問題の解決に取り組まなくてはならなくなりました。自国民に開発援助の必要性を理解させるために、援助する国々の諸問題について教育することが必要になりました。

しかしこれらの教育は、援助の必要性を強調するあまり、貧困や飢餓等の厳しい状況を情報として伝えることが中心となり、学習者の同情心を喚起するだけにとどまったり、深刻な現実に対する無力感や絶望感、さらには問題回避の姿勢すら生じさせたりする結果に終わりました。

人権の共存

2005年(平成17年)1月策定の大分県人権施策基本計画では、人権は対立や優先の関係にあるものではなく、相互に補強するという考え、「人権の不可分性と相互依存性」としている。

ユネスコ

国連教育科学文化機関。国際連合の専門機関の一つ。教育・科学・文化を通じ国際協力を促進し、世界の平和と安全とに貢献することを目的とする。1946年(昭和21年)設立。

国際理解教育

広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を子どもたちに育成する教育をいう。

こうした失敗の反省から、1970年代以降は、南北問題を生み出す社会構造に目を向けると同時に、知識だけでなく、問題に対して共感し、その解決に積極的に取り組もうとする「態度」や問題解決に資するための「技能」を獲得するための教育の在り方が模索されました。いわゆる第三世界の諸問題「について (about)」の知識を学ぶ教育から、問題解決の「ための (for)」行動力の獲得をめざす教育への転換が試みられたのです。こうした研究が活発に行われた結果、学習者が主体になる方法として体験的参加型学習が導入され、数多くの教育実践が生み出されていきました。

1970年代後半から深刻な不況の中で人権侵害や暴力、テロ行為が多発し、その矛先が外国人に向けられる事態が増加しました。これまで多くの移民・難民・外国人労働者を受け入れてきた西洋社会は、多様な文化や価値観をもつ人々の存在を受け入れ、問題を暴力ではなく、民主的手段によって解決することを学ばなければならなくなりました。

アメリカの多文化教育、イギリスのワールドスタディーズ、アジアで進められている人権教育等、世界各地で展開されている様々な人権教育は、被差別の立場の人々の自尊感情を高め誇りを取り戻す営みを重視し、そこからすべての人々の人権を自分の問題としてとらえていこうとするものです。こうしたよりグローバルな視野をもち、差別、福祉、環境、平和等の課題も取り上げることで、より豊かな人権教育が作りあげられていきました。

このような動きが「国連10年」の取組にもつながり、2004年（平成16年）の「国連10年」終了後も人権教育に引き続き取り組むため、国連は「人権教育のための世界プログラム」を採択しています。

我が国では、今日、「人権教育・啓発推進法」が策定され「基本計画」が決定されています。この「基本計画」を踏まえ、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会が、人権教育の指導方法等の在り方についてのとりまとめを行い、人権教育の取組の改善・充実をめざした基本的考え方を示しています。

「国連10年」国内行動計画では、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。さらに「国連10年」の決議では、「人権教育は単なる情報提供にとどまるものではない。あらゆる発達段階の人々、社会のあらゆる階層の人々が他の人々の人権について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、「人権教

南北問題

先進工業国と開発途上国との経済格差から生まれる様々な問題を総称したものの。地図上で豊かな国々が北側に位置し、貧しい国々が南側に多いことからこう呼ばれるようになった。

第三世界

先進資本主義諸国を第一世界、社会主義諸国を第二世界と呼ぶのに対し、アジア・アフリカ・ラテンアメリカなどの開発途上にある国の呼称。

多文化教育

アメリカ合衆国ではじまった。多文化教育は社会の周辺に位置付けられてきた文化的・民族的少数派の権利を擁護する教育であると同時に、多文化共生が求められる今の時代を生きるすべての市民にとって不可欠な知識、技能、態度を育てる教育をいう。

ワールドスタディーズ

1980年代にイギリスで展開されたワールドスタディーズ、現在は市民性（シチズンシップ）教育。途上国での開発支援の経験などを組み入れた教材開発や学習方法が研究、開発、実践され、その成果をテキストとしてまとめた。イギリスのワールド・スタディーズ・プロジェクトの成果は、参加型学習やアクティビティとして日本に紹介され、関心ある教員の目に留まった。

人権教育のための世界プログラム

2004年（平成16年）4月に国連人権委員会が採択され、2004年12月国連総会で採択された「人権教育のための世界プログラム」は、翌2005年から始まる新たな人権教育に関する世界的枠組み。

第一段階の行動計画では、2005年～2007年に「初等・中等学校制度における人権教育」に重点が置かれている。

育・啓発推進法」では人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とし、「地域の実情を踏まえ」「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用」をすべきであるとしています。つまり、人権という普遍的文化の構築のためには、生涯にわたる人権教育が大切であると指摘しています。

このように、人権教育は、生涯学習の視点に立って人権について学び、その尊厳を確立するための方法と手段について学ぶ教育として推進されなければなりません。つまり、人権教育はすべての教育活動の根底に位置付けられるべきものです。

学校教育では、それぞれの校種において教育目的や学校教育目標の実現をめざし、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて推進されるものです。

そして、人権教育の基本的な在り方を示すため、文部科学省は、2004年(平成16年)に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を、2006年(平成18年)に「同〔第二次とりまとめ〕」を、そして2008年(平成20年)に「同〔第三次とりまとめ〕」を完成させました。

それぞれの内容は、以下のとおりです。

〔第一次とりまとめ〕: 人権教育に関する基本的事項について
解説

〔第二次とりまとめ〕: 指導方法の工夫、改善のための理論的
指針を提供

〔第三次とりまとめ〕: 人権教育の指導方法の理解をより一層
深め、具体的な実践につなぐ、掲載事例の充実

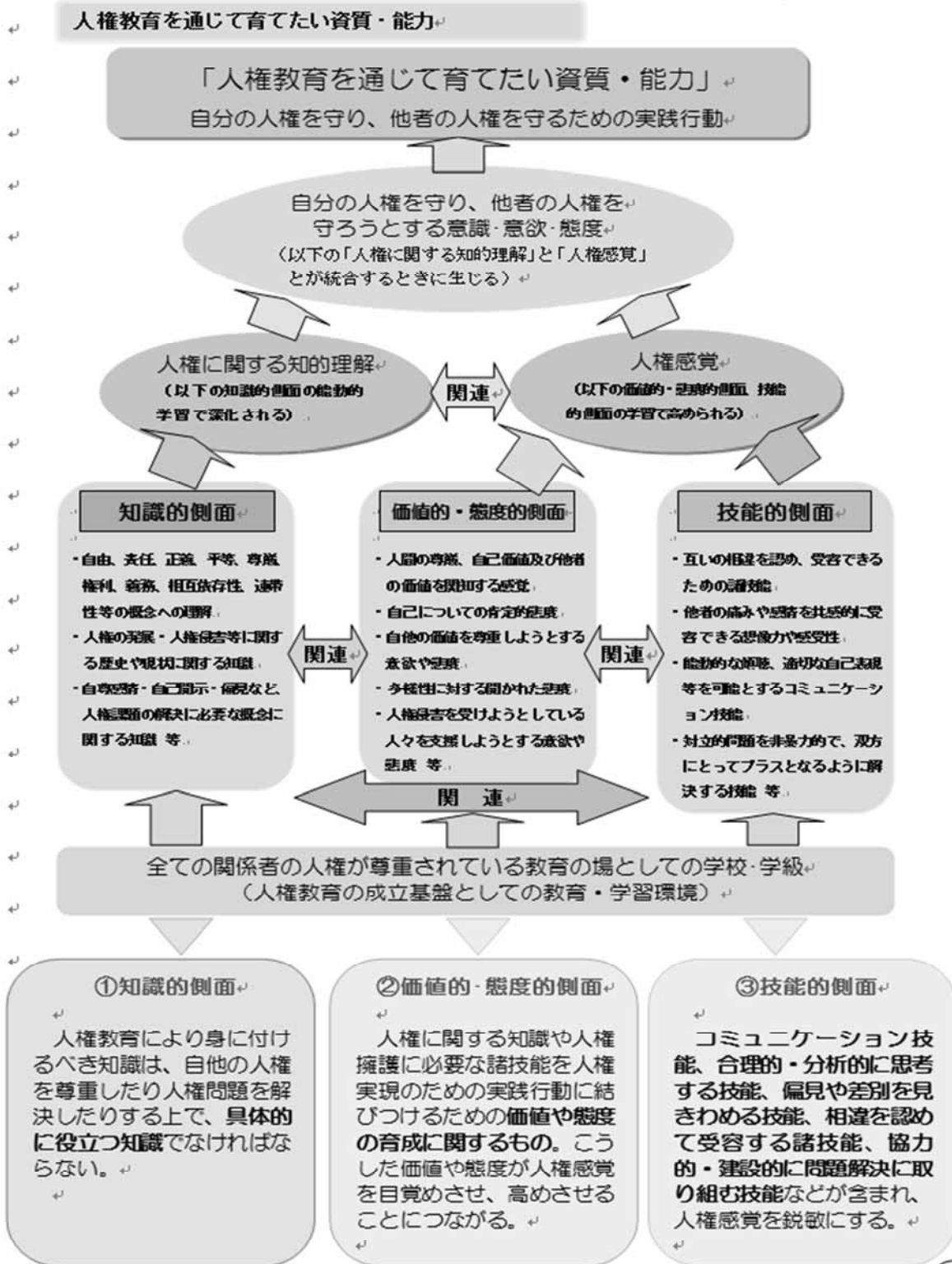
人権が尊重される環境を整え、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、組織的・計画的に人権教育を実施していくことが大切です。また、社会教育においては、乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学習者のニーズに応えるよう、多様な場と機会を提供して人権教育を進めていくことが重要です。

- 次ページの図参照 -

これまで人権という言葉の定義は、時代や個人の立場によってとらえ方が異なっていた面があります。ある一つの事例をとっても、それが人権問題であるか否か、差別であるか否かのとらえ方も時代により変化してきています。

今後とも、「人権という普遍的文化」の構築を達成するためには、県民一人一人が人権について、自らの体験や思いを率直に出し合うとともに、絶えず認識を深めるための学習を行い、よ

りよい社会づくりをめざして建設的に論じながら学習していくことが何より大切です。



出典:人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

第 章 人権教育推進の方策

1 大分県人権教育基本方針の3つの柱

本県における今後の人権教育推進の基本的な考え方や方向性について、基本方針には、策定方針で述べたように3つの柱が示されています。

ここでは、この基本方針の趣旨を踏まえ、学校教育、社会教育における人権教育の推進の方策等について示します。

(1) 学校教育における取組

学校における教育活動は、すべての人を大切にする人権尊重の精神に貫かれたものとして進められなければなりません。人権が尊重された社会づくりを担える力をもった人間を育成するために、次のような取組を進めます。

自他を尊重する意識を育成する取組

児童生徒が、自分自身がかげがえのない存在であることに気づき、自分の短所も含めて自分自身を好きになろうとする時、他の人の「不完全さ」や「失敗」も素直に受け止めやすくなると言われています。つまり、自分がかげがえのない存在だと気づいた児童生徒は、友だちも大切にしようとしめます。そうした意味で、「自分自身がかげがえのない存在と感じる」自尊感情は、すべての人の尊厳を認める人権意識の基礎と考えられます。

この自尊感情は、児童生徒がどのような経験をしてきたか、周りの人に自分が肯定的に評価されてきたか、否定的に評価されてきたかということによって、大きく左右されます。つまり、自尊感情は、児童生徒を取り巻く人々に影響され、形成されていくものと言えます。

自尊感情を育成するためには、まず学校生活のすべてにおいて「一人一人が大切にされている環境」をつくるのが大切です。そのためには、「児童生徒の話最後まで聞く」とか、「一人一人に丁寧な言葉で声をかける」などして、「自分が集団の中で認められている」という実感を児童生徒にもたせるような教職員と児童生徒の信頼関係をつくるようにします。

さらに、「自分の意見をはっきり言える」ことや「相手の考えをしっかりと受け止める」ことを通して、児童生徒同士が相互に理解し合える関係を育てることも大切です。

また、児童生徒に何かをやり遂げた「達成感」や「成就感」を味わえるような経験をさせることも必要です。

こうした取組の結果、児童生徒の中に自尊感情がはぐくまれ、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」という**人権感覚**が醸成されます。

人権感覚

人権感覚とは、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるなど、人権の価値や意義、それを尊重する態度や技能を一つにまとめたもの。

人権に対する鋭い感性を養い、人権感覚をもった児童生徒を育成する取組

人権問題について「それはおかしい」と直感的にとらえることのできる鋭い感性を育てるには、身の回りにある人権問題について系統的に学習し、正しく理解することが必要です。例えば、いじめ等暮らしの中の人権侵害の事例を取り上げ、これについて学習を重ねます。そうすることで、個人や社会にひそむ偏見や差別意識に気づき、人権問題をより身近な問題としてとらえることができるようになります。さらに、学習を通して得られた知識や理解が、「気づき」につながり、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚へと育っていくものと考えています。

そのためには、まず児童生徒間の好ましい人間関係の確立が大切です。一人一人の児童生徒にとって、学校や学級の中に自分の居場所があり、児童生徒間でお互いに心理的圧迫がなく、安心して過ごせる雰囲気づくりが必要です。例えば、日常の授業において、わからないことが自然にわからないと言え、学習につまずいたり試行錯誤することが当然のこととして学級で受け入れられるなど、児童生徒にとって学校や学級が安心して発言できる場でなければなりません。そのような環境の中で育つことによってこそ、人権侵害の場面に出合った時「それはおかしい」という発言や態度を表明することができる児童生徒が育つのです。

自他を尊重する意欲や態度、技能を育成する取組

人権問題に対する正しい理解や認識を深めることで、様々な人権侵害や人権問題に対する自分の考えをより確かなものにし、思考力・判断力を高めながら、具体的な行動につなぐための態度や技能の育成を図ることが大切です。具体的には、一人一人の多様性を尊重し、様々な課題に積極的にかかわっていきこうとする意欲や態度、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表明したり、他の人の意見を受け止めたりできる技能等を育成することです。

そのためには、まず、児童生徒の実態や保護者や地域の願いを把握することが必要です。そして、児童生徒の発達段階に応じた人権学習や教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における教育活動の中に、人権尊重の視点を明確に位置付けて取り組みます。

学校生活の様々な場面において、人とのかかわりを深める取組をできるだけ多くつくり出すようにするとともに、体験的参加型学習を通して、疑似体験等による具体的な技能の習得を図るようにします。特に、他の人の立場に立つ相手の考えや気持

ちを共感的に理解する力や自分の考えだけを一方的に主張するのではなく、相手の主張もうまく取り入れながら意見を交流できるコミュニケーションの能力、技能等は、ボランティア活動や社会体験、自然体験活動で、人との交流の場を多く経験させることを通して培っていくことが大切です。

また、保・幼や小、中、高、盲・聾・養護学校間の連携を深め、教育内容を系統的に整備し、学習方法を工夫改善しながら実践を積み上げていくことも必要です。

〔第三次とりまとめ〕の趣旨を踏まえた取組

自他の人権の大切さが認められるような環境をつくることが、まず学校・学級の中で取り組まねければなりません。また、それは学校だけでなく、家庭、地域においてもそのような環境をつくることが必要であることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要です。

さらに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要です。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切です。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められます。

- 1 他の人々の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 2 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 3 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育てていくために、「人権が尊重される学習活動づくり」、「人権が尊重される人間関係づくり」、「人権が尊重される環境づくり」とが一体となった人権尊重の視点に立つ学校全体として取組が必要です。そして、学校教育の具体的な実践に繋がるよう、〔第三次とりまとめ〕の掲載事例の積極的な活用が望まれます。

【人権尊重の視点に立つ学校づくり】



出典：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

(2) 社会教育における取組

地域における人権教育の在り方は、そこに生きる人々の人権意識に影響を与えることから、次のような取組を進めます。

共に生きる地域の集団を育てる取組

人権意識の基礎となる自尊感情は、小さな子どもの頃から形成されます。まず、周りの大人によって受容され、公正・公平感のある環境のもとで養育されるかどうか重要な意味を持ちます。また、正しいことを正しいと言える雰囲気子どもの活動の中に満ちていることも大切です。

公民館等で行われている家庭教育学級やPTA研修等の場をとらえ、子どもを取り巻く大人が、まず子どもたち一人一人をありのままの姿で受け止め、その存在を大切にしよう働きかける学習が求められます。子どもを対象とした行事においても、一人一人の子どもに出番を用意しているか、一方的に大人が命令することは極力少なくし、子どもの気持ちをできるだけ尊重する活動を仕組んでいるか、また、正義が貫かれるような雰囲気が醸成されているか等に配慮する必要があります。

大人になってからの自尊感情は、基本的には、家族等の身近な人間関係、仕事等での業績や成就感、友人等との人間関係、という3つの条件が大きく関係していると言われています。

地域住民は、家庭や職場、地域において人間関係によるトラブルをはじめ様々な課題に直面します。地域に根強く残る世間体意識、家意識、因習等がその原因となることがあります。

このような課題を解決し、地域住民が豊かに共生していくためには、住民相互の触れ合いや意見交流を通じて、互いの違い

や価値観を認め合い、互いに励まし合い、「ともに活動していこう」、「ともに生きていこう」とする意識づくりと、そのような意識でつながる集団を育てることが大切です。

これまでも、建物や施設をそれを利用する人にやさしいものにしようとする取組や、地域ぐるみでの各種イベント、人権に関する各種グループの自主的な学習活動等が展開されてきています。

核家族化、少子化の中で、乳幼児の保護者が子育てに対する不安や孤立感からストレスとなり、幼児の虐待につながる事例が見受けられます。

幼少期に周りの大人から受けた愛情や関わりが自尊感情の形成に大きな影響を与えることから、保護者の不安や孤立感を解消するための居場所づくりや、学習機会の提供がさらに求められています。

今後とも、地域に住む一人一人の思いや願いを大切にする雰囲気の中で、各種の学習活動を展開することにより、地域としての温かさや居心地の良さ、住民同士のつながりや信頼関係を実感できる「共生の意識をはぐくむ土台づくり」に努めることが大切です。

生涯にわたる学習を保障する取組

公民館等の社会教育施設を中心として行われている各種講座等で、地域の実情を踏まえ、人権に関する多様な学習機会を提供し、その充実を図っていくことにより、人権問題を他人事や遠い存在ではなく自分自身の身近な問題として、主体的にとらえられるようにすることが大切です。

これまで、学習者の気づきや主体的学習を促す工夫として、**フィールドワーク**や**出会いの学習**をはじめとする各種の体験的参加型学習が導入されてきました。講師の話を一方向的に聞くのではなく、自分の中にある思いをはっきりさせ、自分の心の中にある人権課題と向き合い、それを乗り越える手がかりを学習者同士の意見交換や気づきから得ることができるよう学習方法を工夫することが大切です。

また、差別を受けた人や差別解消に向け取り組んでいる人々から直接学ぶことで、学習者に差別を身近に感じさせ、その生き様に共感し自分と差別について考えるきっかけを与えるとともに、差別をしない生き方を模索させたり、差別を克服する勇気を与えるなどして、自分の人権問題に対する理解や認識をより確かなものとし、的確な思考力、判断力、鋭い感性が高められるような学習の促進を図ります。

今後とも、人権教育を生涯学習として位置付け、日々の生活体験と人権問題についての学習とを効果的に結びつけ、地域の

フィールドワーク
ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地（現地）調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のもをみ、自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

出会いの学習

学習の中で、人権問題の当事者や問題場面、問題解決に取り組んでいる人々等に出会い、話を聞いたり、自分自身で問題の解決に模範的に取り組むなどの学習。

人権課題を把握・分析し、その課題解決のための展望をもって学習プログラムを立案するとともに、多様な手法を整えて計画的に学習を進めていくことが必要です。

また、今後とも高度情報化が一層進展すると考えられることから、様々なメディアの情報を自分なりに取捨選択し、何が真実かを読み取り、情報を活用する技能や能力を身に付けることは、生涯を通しての学びを保障する上で欠かせない要件であると考えられます。

学習機会の提供を行ううえでは、市町村が定期的実施する意識調査結果や地域の実態調査等を踏まえ、学習対象者のニーズにあった内容や、参加しやすい時間帯を考慮して効果的に実施することが必要です。

また、県内の社会教育における取組状況に較差が生じないようにするために、県、市町村、関係団体からなる県内の推進体制を構築し、県全体で協議や研修、実践交流等を行いながら推進していきます。

人権を尊重する主体を育てる取組

人権を尊重する主体を育てるためには、一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるとともに、その正しい理解や認識を具体的な行動につなぐ技能や態度の育成が重要です。例えば、他者との人間関係を大切にしながら、自分の意見を正確に伝える技能や、色々な意見や考え方を認めた上で、様々な課題解決に積極的にかかわっていきこうとする態度等です。

そのためには、各種講座や人権フェスティバルの開催等、住民が互いに交流し、参加者が触れ合い語り合うことを通して自分の意見を表現し、他者の意見を受け止めることのできるコミュニケーション能力を育成したり、様々な課題に積極的にかかわろうとする姿勢や態度を育成することが求められます。

さらに、人権問題を克服しようとする地域住民の意欲や態度をはぐくむため、地域で行われる祭りや清掃活動、ボランティア活動等への積極的な参加を促し、実際に参加し体験することで地域住民相互のつながりを深め、互いに支え合う地域づくりに参画しようとする姿勢をはぐくみ、自分たちが直面している地域の課題に自ら対処できる力を高めていくことが求められます。

人間関係が希薄になる中で、地域の様々な行事や活動に主体的に参加する住民や人権学習講座、指導者養成講座等を受講した人を中心に、人権問題について自ら学習し、その学習を広げていく主体者を育てることが必要です。

(3) 学校教育と社会教育の連携における取組

「人権という普遍的文化」を日常生活に根づかせるため、家庭、学校、地域がそれぞれの場で人権教育の取組を進めるとともに、その取組をさらに充実したものとするため、それぞれが連携し、次のような取組を進めます。

人権尊重を地域で進める取組

児童生徒は、家庭、学校、地域の中で日々生活しています。したがって、共に育てていくという視点に立ち学校での人権教育の取組を家庭や地域に知らせることで、学校教育で培った人権感覚が家庭、地域で損なわれることなく、さらに醸成されるような取組を進め、連携を確かなものにする必要があります。

そのためには、保護者や地域の人々に授業等を参観してもらう機会を積極的に設け、その中で、児童生徒と保護者等と一緒に取組んで取り組みそれぞれの考えを交流し合う活動等の工夫を行うことも効果的です。

また、地域には、年齢や性別、国籍等様々な違いをもつ人々が暮らしています。そこには、いろいろなものの見方や考え方が存在しています。これらの人々は、その地域の人権意識の醸成に大きな影響をもつと同時に優れた人材として役立つものです。地域にある資料を使って学習を行ったり、様々な活動を行っている人を指導者として学習会に招くなどして、地域全体で人権教育に取り組んでいく「人権が尊重された地域づくり」を進めていくことが大切になります。

家庭の果たす役割を見直す取組

近年、家庭における核家族化、少子高齢化といった環境の変化や、不登校児童生徒、「フリーター」、「ニート」と呼ばれる若者の増加等が原因で、子育てや高齢者とのかかわり等に悩みや不安をもつ大人が多くなってきています。また、児童虐待やドメスティック・バイオレンス等、深刻な問題も生まれています。

これは、本来心身ともに安らぐ場であり、親や周りの大人の生き方を通して、働くということ、生活するということはどういうことかについて学ぶはずである家庭の役割や在り方が問われているとも言えます。

家庭において、遊びや家事分担、家族との触れ合い等の日常生活を通して、豊かな情操を育てたり、思いやりの心をはぐくみ基本的な社会規範意識等を身に付けさせることは、生涯にわたる人権感覚を養う上で大変重要です。

また、その際、愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず差別をしない生き方をする、男女がそれぞれの責任を担って共に協力し合う生き方を保護者自らが日常の生活の

フリーター

厚生労働省の定義によれば、年齢が15～34歳で、勤務先での呼称が「アルバイト」又は「パート」となっている者、男性は継続就業年数が1～5年未満、女性は未婚で家事をしていない者、現在無業者は「アルバイト・パート」を希望する者となっている。

ニート

「職に就いていない、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦・恋人など親密な関係にある男女間の暴力。被害者の多くは女性であるため、主に夫から妻への暴力をさす。

中で実践することは、子どもに自他を信頼する意識をはぐくむなど、人権意識の基礎を育てる上で有効です。

家庭の教育力を高めるには、家庭が果たす役割についての正しい情報を提供したり、子育てについての相談体制や学習機会を充実したりすることが必要となります。子育てや高齢者の問題等、身近な問題について、安心して様々な情報交換が行える地域づくりを進めます。

学校と家庭・地域との連携

学校教育で行われている人権教育の内容を保護者や地域住民が理解していなかったり、保護者の人権学習の機会が少なかったりし、学校や家庭、地域で共通の人権の視点を持った子育てがなされていないこともあります。このような中で、「園・学校・地域の連携で進める人権意識に根ざした行動力やコミュニケーション力のある子どもの育成」を掲げ、自尊感情を高める取組を行っている地域があります。

人権感覚の育成には学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、幼児児童生徒・保護者・地域住民等と一緒に活動するイベント等を通じ、これらの人々の間に人権意識がより一層広まるような取組の工夫を進めます。

2 個別人権課題

(1) 同和問題

ア これまでの取組

同和教育は、**同和地区**の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から、取組を始めました。そして、**教科書無償制度**や**地域改善対策高校・大学等進学奨励費**等、子どもたちの教育を受ける権利を保障する取組へと発展していきました。また、社会科の教科書を中心に同和問題に関する直接的記述が盛り込まれるようになったのは、中学校は1972年(昭和47年)度、小学校は1974年(昭和49年)度からで、この間県内でも地域教材が多くつくられてきました。

本県においては、同和問題の解決をめざし、「差別の現実から深く学ぶ」を原則に、組織的に同和教育の実践を進めるため、1976年(昭和51年)大分県同和教育研究協議会が結成されました。翌1977年(昭和52年)大分県同和教育基本方針が策定され、同和地区の有無にかかわらず、県内全域で学校教育・社会教育の場を通じて取組が進められるようになりました。また、1978年(昭和53年)には、**全国高等学校統一用紙**の取組が始められました。

同和地区
歴史的、社会的に差別を受けてきた地区。

教科書無償制度
1963(昭和38)年文部省は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させ、全国的に教科書無償が成立した。これは1961年、高知県長浜で起こった教科書無償の運動が基礎となっている。

地域改善対策高校・大学等進学奨励費
同和地区出身の生徒たちに教育の機会均等を具体的に保障する目的で実現した奨学金制度のこと。

全国高等学校統一用紙
就職差別を撤廃するために、新規高等学校卒業生が学校経由で求人事業所に提出するように定められた履歴書・調査書。
1973年(昭和48年)に様式が初めて全国的に統一され、その使用拡大と趣旨徹底が追及されて改定が続けられ、1996年(平成8年)に本籍欄、家族欄等を削除する大幅な改定が実現した。2005年(平成17年)に保護者氏名欄が削除されるなど、改定が行われている。

各市町村においては、それぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や地区懇談会、公民館等での講座、人権フェスティバル、市民団体やPTA、企業等における研修会、同和地区の子どもを対象にした子ども会活動等が実施されてきました。

イ 現状と課題

同和問題の早期解決に向けて教育・啓発を積極的に推進してきましたが、未だに結婚問題を中心とした**差別事象**が発生しています。その背景には、昔ながらの**家意識**・迷信や世間体を気にする風潮が挙げられます。同和問題の解決に向けては、同和問題について学習するだけでなく、それらの**因習**からの解放が不可欠です。また、近年では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲載等、新たな差別事象も発生しています。

「自分が部落出身だと知ったら、友だちはどう思うだろうか」と不安を胸に学校に通っている子ども、「そんなの関係ない」と友人から言われながらも「自分のことを本当に理解してくれた言葉なのだろうか」と疑問をもってしまう子どもたちがいます。人権学習が行われている間、顔を上げられずにいる子ども、「今日も何事もなく笑顔で帰って来ますように」と祈る親たちがいます。

県内全域で、学校教育・社会教育の現場で同和教育が行われてきたものの、地域ごとに取組の較差があったことは事実です。部落問題についての学習も各地で行われてきましたが、知識・理解にとどまり、自分の問題としてとらえることができず、差別解消につなげることができなかつた現実もあります。

学校教育の現場で子どもたちの人権意識を高めることができなかつた背景の一つに、教職員自身の同和問題に対する認識の低さが挙げられます。また、教育活動全体で取り組むと言いながら、教科の学習と人権学習との関連についての押さえが不十分であったことも考えられます。それらの取組が不十分であった結果として、学校でも**問題事象**が起きています。

また、同和地区の子どもたちの進路指導に取り組んできた結果、高校進学率の較差はかなり解消されてきましたが、短大や大学への進学率の較差については依然として大きく開いている現実があります。現在も残っています。

社会教育の現場では、研究組織はあったものの、同和問題には全く触れず、人権一般で学習会が行われた地域もあります。また、学習会も人が集まったことで成果があったと考えがちで、内容を十分深めていくところまでには至らない地域もありました。さらに、啓発担当者の意識が高まる前に、担当する部署を

差別事象

同和地区に居住している又は居住していたことを理由に結婚や就職等において起きる事象のこと。

家意識

家父長制による家制度が個々人に内面化された価値観。家に内在する差別関係は家と家の関係へも拡大する。

因習

伝統的に受け継がれてきた風俗、習慣、制度のうちで、主として現在ではむしろ望ましくないと思われるものを意味する。

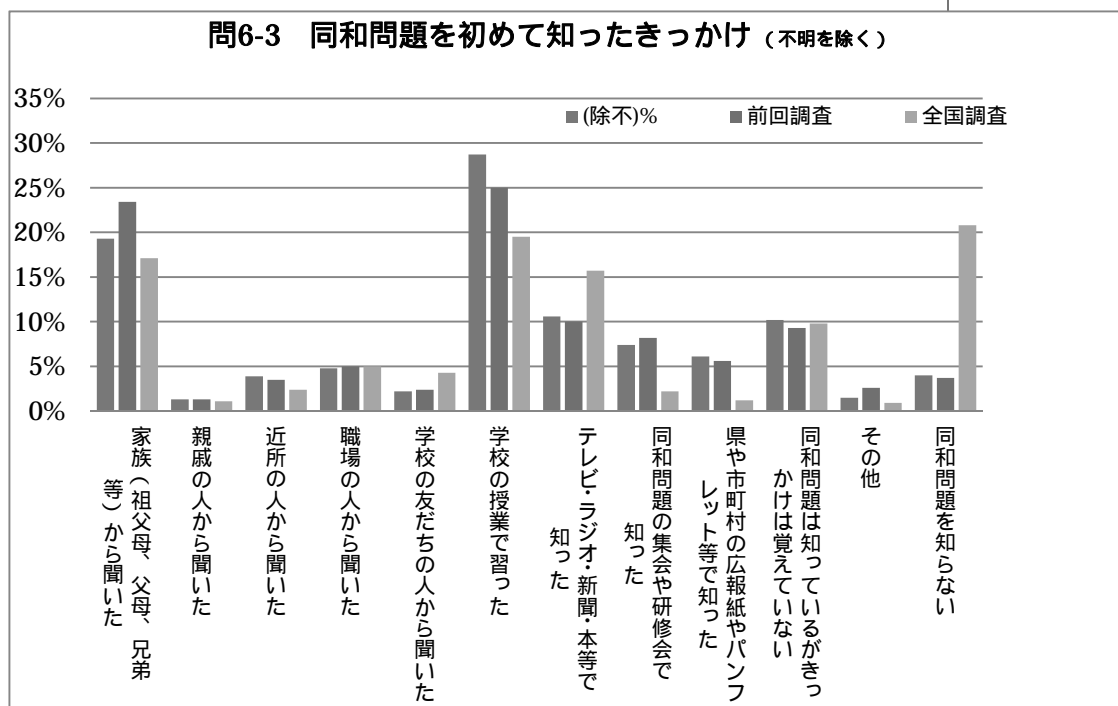
問題事象

学校現場や社会教育の場において、賤称語を同和地区居住者以外に向けて発した事象。

異動するため、学習の継続を図ることが難しく、結果として内容が深まっていかなかったことも原因の一つと言えます。

25年県民意識調査では、「日本における人権課題について関心があるもの」の設問に対して、「同和問題」と答えている割合は28.1%、全国調査13.4%よりも高いものの5年前の調査よりも低くなっています。また、「同和問題をはじめて知ったきっかけ」の設問に対して、28.7%が「学校の授業で習った」と答えています。しかし、20代で「同和問題を知らない」と答えた割合は14.4%で他の年代よりも高いことから、校種毎の指導内容を見直し、計画的な学習とする必要があります。また、校種間の指導内容の共有化、系統性、連続性確保のため校種間の連携を進めていく必要があります。これまでの同和教育の在り方を見直し、一層の工夫改善を図ることが必要です。

14.4%
人権に関する県民意識調査 報告書 P66より
(2014年〔平成26年〕大分県生活環境部人権・同和対策課)



出典：25年県民意識調査

ウ 基本的な方向

学校教育

子どもと向き合う～差別の現実から深く学ぶ～

まず大事なものは、部落に生まれたことでいわれなき差別に苦しむ子どもや親たちの姿をしっかりととらえることです。「差別の現実から深く学ぶ」ために、子どもや親たちの行動や言葉に表れる現象面だけを見るのではなく、現実の生活やその背景を探

り、何が差別なのか、何が差別を生み出しているのかを明らかにし、教育実践へとつなげていきます。

自己変革・意識変革～研修の充実～

同和問題を正しく知るだけでなく、自分の問題として考えるために、いろいろな人との出会いを通して、自分を見つめ直し、問い直していきます。そして、差別と自分がどうかかわっていたのか、差別に対してどのような態度をとろうとしてきたのか、教育を進める側の自己変革・意識変革に努めます。

そのためには、学年や学校全体での推進体制を確立し、一人一人の子どもの人権を保障し、子どもを大切にしたい学校・学級づくりに向けた研修を行います。現象面への対応に終始するのではなく、今取り組んでいることや子どものことなどについて本音で語り合う環境をつくり出します。それらを通して自分自身を見つめ直すことを始めます。

学習活動・方法の工夫

部落問題を知的理解にとどまらず、自分のこと、身近なこととしてとらえる学習にするため、「何を学ばせたいのか」「何を考えさせたいのか」「どんな力を付けたいのか」目の前の子どもたちの実態をしっかりととらえて、取組を進めていきます。

差別に負けずたくましく生きてきた部落の人たちとの出会いが、子どもたちに元気や勇気を与えてきました。部落差別を乗り越えてきた人たちの生き様や親の生き方に触れ、「部落に生まれたことを恥じる必要はない」ことを子どもたちは自覚していきます。教材と「出合わせる」、教材について「調べさせる」、教材を通して学んだことを「綴らせる」「語らせる」中で、教材との出会いが深まるだけでなく、それらの活動を通して、自分一人ではないんだという安心感や、ありのままの自分でもいいんだという自尊感情がはぐくまれていきます。

そして、子どもたちが抱えている「きつさ」や「思い」を自ら語ったり、綴ったりしながら、本音で仲間とつながる取組を進めていきます。この仲間づくりを通して、お互いの違いを認め合い、支え合い、ともに困難を乗り越えていこうとする力を身に付けるよう取り組んでいきます。

限られた時間の人権学習だけではなく、総合的な学習の時間での取組や、他の教科との関連を図りながら、**体験的参加型学習**や出会いの学習、**フィールドワーク**等、子どもたちが主体的に学ぶことができる学習形態や手法の工夫を進めます。

また、学校現場で問題事象が起こるたびに、そのときだけの対策に追われてしまう現実がありますが、具体的な事実を明らかにするとともにその原因や背景を分析し、これまでの学習で

体験的参加型学習

一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切にし、問題解決を図り、態度や技能（スキル）を身に付けることをめざしている。

フィールドワーク

ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地（現地）調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のものを見、自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

何が欠けていたのか、子どもの実態はどうであったか、自分たちの課題として捉え直し教材化していきます。

進路指導

「**進路保障は同和教育の総和**」と言われます。就職や進学させるため、それに見合う知識・技能・学力を習得させることだけでなく、差別に負けない、差別を乗り越えていく力等を獲得させることにも支援の取組がなされてきました。

残された較差の解消や確かな学力の獲得に向けて、子どもたち一人一人の実態を的確にとらえ、「わかる授業」づくり、基礎基本の定着に向けた学習内容・指導方法の改善を図ります。保・幼、小・中・高、盲・聾・養護学校の連携を図り、子どもの自立を促し、主体的な学習を支援する教育の創造、質の高い学級集団づくり等に学校全体として取り組み、児童生徒に多様な進路を選択できる力を付けていきます。また、**就学援助**や**奨学金制度**、**授業料減免制度**等により、広く教育の機会均等を保障する取組を進めます。

自分の将来を展望する力を育て、勤労観・職業観をはぐくむため、職場見学、職場体験、インターンシップ等が各地で行われていますが、大事にしたいことは、より多くの人との出会いを通して、働くことの意味や生き方を学べるものにしていくことです。

2005年（平成17年）に全国高等学校統一用紙も改訂され、保護者氏名欄が削除されました。この用紙に込められた願いや取組について、教職員、子ども、保護者が一緒に学習し、就職の機会均等がすべての子どもたちに保障されるように取り組んでいきます。

校種間の連携

20代で「同和問題を知らない」と答えた割合が他の年代より高いことから、校種を越えた系統的で継続的な同和問題の学習が必要であり、保・幼、小・中・高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められます。児童生徒の発達段階を考慮したカリキュラムを研究したり、校種間の授業研究を行ったりする取組を進めていきます。

社会教育

学習内容・方法の工夫

同和問題について一定程度の正しい理解や認識は定着してきましたが、心理的差別の解消までには至っていません。今後は、同和問題のみならず、差別の温存につながるような因習や迷信

進路保障は同和教育の総和
同和教育は同和地区の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から取り組み始め、すべての子どもの進路保障の取組へと発展していったことからこう言われている。

就学援助
経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒に対する援助。

授業料減免制度
県立学校在学者に対して、授業料相当額が免除される。私立高等学校にも条件に応じて適応される制度がある。

授業料減免制度
私立高等学校にも条件に応じて適応される制度がある。

をなくすため、一人一人の人権が大切にされているか点検しながら、人権意識の確立をめざす学習内容、さらに充実させていくことが重要です。

そのためには、地域住民の同和問題についての認識状況を客観的に把握し、学習者の実態に応じて、学習の形態や内容、方法をつくり出すとともに、地域ぐるみで同和問題の解決に取り組む推進体制の確立を図る必要があります。具体的には、参加者の主体性を大切にするために学習形態や方法の見直し、併せて参加者層を広げるための工夫として、フィールドワークや体験的参加型学習の一層の活用を図るなど、これまでの成果を踏まえた新たな手法を生み出していくことにも努めます。

また、県内で取組に較差がないように、同和地区のあるなしに関わらず、同和問題の学習を進めていくことが必要です。そのためにも、社会教育における推進体制を構築し、学習内容・方法を研究し、推進していきます。

学習環境の充実

これまで、各地で部落の歴史や文化、**芸能、仕事等**についての、様々な資料が発掘されています。しかし、いつでも誰でもそれらを読覧したり活用したりすることはできませんでした。それらの資料を一堂に収集・展示し、多くの人々が訪れ、同和問題について学習することができる施設や環境の充実が求められています。さらに、それらの様々な情報を学習者に提供するためには、県や市町村と人権関係のNPO等の民間団体とが連携し、情報を共有するなどして、ネットワーク化や広報の工夫に努めることが必要です。

また、様々な立場の人たちが参加でき、「一人一人がここに来て良かった」と思える学習の場をつくっていくことが大切です。

(2) 女性の人権問題

ア これまでの取組

国連が定めた1975年(昭和50年)の国際婦人年をきっかけに、女性の地位向上に向けた取組が始まりました。そして女性の健康と安全に対する意識も高まり、1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議では「**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**」の理念が打ち出されています。翌1995年(平成7年)に開かれた、第4回北京会議では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加等38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権等の分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択されました。

芸能、仕事

獅子舞や皮革産業等、歴史的に文化、産業の発展に貢献してきたもの。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや、性生活、産に関し、当事者である。女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化させたり働きにくくさせたりすること。

国内では1997年(平成9年)の「男女雇用機会均等法」の改正で、**セクシュアル・ハラスメント**(以下「セクハラ」という。)防止のための事業主の配慮義務規定が追記され、セクハラに対する認識が広まりました。2001年(平成13年)に「**配偶者暴力防止法**」が施行されました。

本県では2001年(平成13年)に策定した「おおいた男女共同参画プラン」では、男女平等をめぐる意識改革や女性に対する暴力の根絶等が基本目標に取り入れられました。翌2002年(平成14年)には、**ドメスティック・バイオレンス**(以下「DV」という。)被害女性支援のために「配偶者暴力相談支援センター」が開設されています。県や関係機関が実施した調査から、県民の女性の人権に関する意識が明らかにされ、支援機関を通してDV等のこれまでなかなか表出しにくかった実態も把握されてきています。1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを明確にした「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2010年(平成22年)12月、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会への国民の理解を深めるための取組が行われています。

2011年(平成23年)3月に、「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「固定的性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」「男女が個性と能力を發揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」の実現を目指して、様々な取組を進めています。

また、2012年(平成24年)3月に「第3次大分県DV対策基本計画」を策定し、女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のための広報・啓発に努め、また、被害女性の救済・保護・自立支援への取組の充実を進めています。

このように、これからの我が国の社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、男女が、お互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる社会(「男女共同参画社会」)の実現が求められてきています。

イ 現状と課題

男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づ

配偶者暴力防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

ドメスティック・バイオレンス

Domestic Violence

夫婦・恋人など親密な関係にある男女間の暴力。

被害者の多くは女性であるため、主に夫から妻への暴力をさす。

く社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。

15年県民意識調査の結果を見ると、前回の調査結果と比較して「家庭内暴力」や「セクハラ」を問題と感じる率が高まっています。各方面で話題として取り上げられることが多くなった結果、問題が広く認識されてきたことがうかがえます。しかし、同様の比較で「固定的役割分担」や「職場での差別待遇」を問題とする意識を見ると、変化は見られません。女性の人権問題の背景には、古くからの女性に対する意識や慣習があるものと思われます。しかもこの意識や慣習は、大人だけでなく子どもたちの中にも伝わっていることが、子どもたちの日頃の言動からうかがえます。

具体的な課題として、DVの問題が挙げられます。私たちが今まで「プライベートだから」として踏み込まずにいた数々の場面で、「物を投げつける」「大声でどなる」「避妊に協力しない」などのDVが繰り返されてきました。

25年県民意識調査をみると「女性に関することで、現在どのような人権問題があるか」という設問に対して、「採用、昇任、賃金など」を問題と答えた人の割合が高く53.4%、ついで「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取り扱い」47.6%、「DV」38.6%、「セクハラ」38.1%となっています。

以前に比べ、女性が自分たちの権利について学ぶ機会が増え、認識が高まり始めてきています。今後は、男性も一緒に「男女共同参画社会」について学ぶ機会を充実させ、その実現を妨げている意識の解消や慣習の見直しを行うことが不可欠です。

「平成25年度版おおいた男女共同参画プラン年次報告」によると、大分県の配偶者暴力相談支援センターにおける2012年度（平成24年度）の相談件数は873件と年々増加する傾向にあります。また、10代、20代の交際中のカップルの間で起こる暴力「デートDV」が問題になっています。DVの背景には、固定的な性別役割の分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。研修や啓発によって、一人でも多くの方がDVやデートDVに関する正しい知識と理解を持ち、暴力に苦しむ人への支援に繋げ、社会からDVをなくす必要があります。

2013年（平成25年）犯罪被害者白書（内閣府）によると強姦や強制わいせつなどの性暴力被害の中には未成年者が被害者となる場合もあり、潜在化している被害も数多くあることが推測されます。また、メディアによる有害情報の氾濫やインターネット、携帯電話・スマートフォンの急速な普及など情報化の進展により、リベンジポルノのような新たな形態の被害も次々と発生しています。被害者の心身に重大な影響を与える性

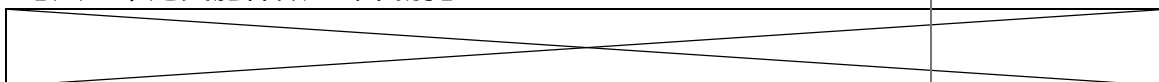
リベンジポルノ
別れた腹いせに、以前の恋人や配偶者の裸や性行為の写真をインターネット上にさらす行為

暴力被害を効果的に防止する対策を積極的に講ずるとともに、児童ポルノや児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応した対策を講じる必要があります。性的虐待や児童買春などの違法事案に対しては、法律に基づき厳正に対処するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害者に対する相談・支援体制の充実を図る必要があります。

DVの問題については、**被害女性を救う公的機関やNPO等の民間団体**が増え始め、**セルフヘルプグループ**で問題を共有して少しずつ解決の糸口を見つける女性が増えてきています。しかし、加害者である男性が自分の行動や感情を振り返る機会はまだそれほど多くありません。パートナー双方がDVについて学び、自分の問題と認識してこそ、本当の解決へとつながりません。

—また、望まない妊娠の結果、中絶する者が多いという現状も問題です。平成15年度、厚生労働省「母体保護統計報告」によると、1980年（昭和55年）から2002年（平成14年）までの23年間の、大分県の人工妊娠中絶実施率全国順位は、平均すると2.6位と常に上位です。平成に入ってから的人工中絶実施件数は年々減少傾向ですが、その中で20歳未満の実施率が増えてきています。

【人工中絶実施件数・年代別】



—これまで、性に関して語り合うことはタブーとされてきており、男女とも一人一人がきちんと自分の性と向き合えずにいました。まずは、中絶によって健康を損ねる危険性をもつ女性自身が、自らの身体について正しい情報を入手する、自分で判断する、そして健康を享受することができるようにしていくという適切な行動を選択する力を付けていく必要があります。そして男性も、性に関係して多くの場合男性が優位になりがちであることを直視し、パートナーの心と体を大切にしようとする意識を持たなければなりません。

—「**出会い系サイト**」などをきっかけに起きる性犯罪の被害者や検挙者数が、平成12年から15年を比較しても急増しており問題となっています。

また、県内における「児童買春」の被害に遭う子どもも、低年齢化の傾向にあります（「平成16年版おおいた男女共同参画プラン年次報告」）。手の届くところで氾濫する性に関する情報の中から、子どもたち自身が適切な情報を取捨選択する力、

被害女性を救う公的機関やNPO等の民間団体

前出の「配偶者暴力相談支援センター」のほかに、
・観察安全相談（警察本部広報課、各警察署内）
・女性の人権ホットライン（大分地方法務局内）
・その他、NPO法人等多数の相談機関が大分県内にあり、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの相談に応じている。

セルフヘルプグループ

病気や心身障害、依存症、近親者の死亡など同じ悩みをもつ人や家族がグループを組織し、生きる力を取り戻すことを目標にしている。

出会い系サイト

—インターネット利用形態の一つで、男女の出会いを目的としたもの。

県内各町村議会における女性議員の割合

・平成23年度女性市議会議員割合

全国 13.4%

大分県 6.0%

・平成23年度女性町村議会議員割合

全国 8.6%

大分県 5.7%

（「平成25年版おおいた男女共同参画プラン年次報告」より）

そしてパートナーを互いに尊重する意識や態度を身に付けていくことも急がれます。

さらに、国会や県議会、市町村議会、そして身近な町内会等「政策・方針決定機関」へ参画している女性の数が依然少ないことも課題です。例えば、**県内各市議会における女性議員の割合**を見ると6%前後に過ぎません。背景には、やはり「地域の活動で女性が発言することはでしゃばりと思われがちである」などの意識や慣習があるものと思われます(平成21年実施「男女共同参画社会づくりのための意識調査」)。そしてこの意識は、私たちの誰もが、潜在的にもっているものなのかもしれません。

これまでの、男性の視点からつくられてきた社会の中では、過労死や自殺者の数等を見ても明らかなように、女性だけでなく男性も必要以上の囚(とら)われや苦しみを負ってきました。どうすれば、男女がともに身体的、精神的、社会的に安心して生活できる環境を整備していけるのか、より多くの人が学んで自分の問題として考えていく必要があります。

男女が共に家庭生活と仕事や地域活動を両立させ、バランスのとれた生活を送ることができるようになるため、企業や県民に対して固定的な性別役割分担意識の解消、職場優先の組織風土や働き方の見直しを進めるための意識啓発を行うとともに、育児・介護休業法の積極的な周知を行い、企業の制度として定着するよう啓発に努める必要があります。

ウ 基本的な方向

25年県民意識調査でも前回調査と同じように15年県民意識調査では、「研修会や講演会等で学んだ人ほど、問題点に気づく」という事実が明らかになっています。女性の人権問題の現状を考えると、改めて「差別の現実」を一人一人が認識し、そこから「深く学ぶ」丁寧な取り組みが必要です。

学校教育

性別による「固定的役割分担」を是正し、子どもたち一人一人が自分らしさに気づき、性別で制限されることなくどう生きるかを自己決定できる力を養っていかなければなりません。そのために、以下のような取組を進めます。

- ・子どもたちが古くからの性別による固定観念に縛られず、自分らしく生活しやすい環境を整えることの必要性について、教職員の共通理解を図ります。
- ・児童会・生徒会等の「方針決定」の場面に、男女ともに対等な立場で参加できるよう工夫します。

「男女共同参画社会づくりのための意識調査」

本文中記載の意識以外にも、

・「決定事項は従来男性の取り仕切りで女性が口をはさみにくい」

・「お茶だしや茶碗洗い等は女性だけがするなど暗黙の役割分担がある」

と認識している割合が高いことが明らかになっている。

- ・発達段階に応じた適切な時期に、自分たちの性について正しく知る機会を保障し、子どもたちが自分の性と健康について自己決定できる力を養います。
- ・間違った性に関する情報や性暴力を許すような表現がメディアに溢れている実態の中で、子どもたちが自ら**メディアを読み解く力**を育成します。
- ・性犯罪の被害者あるいは加害者にならないように、子どもたちが性暴力に対して抵抗できる力を養います。

学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。

DVやデートDV、女性の人権問題などの講演会や研修等を通して教職員の理解を進め、児童生徒に対して固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する社会づくりの推進に努めます。

社会教育

男性が「女性の人権問題」について学ぶ機会が十分でない現状を念頭に置きながら、学校教育だけでなく就学前教育や生涯学習の場においても、男女共同参画社会に向けての教育に取り組むことが必要です。同時に、女性が性と生殖に関して自らの健康を守るための教育を進めることも求められています。

DV、セクハラ等、女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するためには、人権尊重の意識を高めることが必要です。また、女性の社会的自立へ向け、女性自身の社会参画に対する意識の高揚と地域の女性に対する固定的な見方や考え方の変革も進める必要があります。そのためには、以下のような取組が考えられます。

- ・公民館を中心にした「高齢者学級」や「女性学級」、「子育て学級」等の各種学級やPTAでの研修等で、女性に関する人権問題についての学習プログラムを設定し、定着させます。
- ・性別による「固定的役割分担」意識の改革を図る学習を進めます。
- ・各年齢層に応じて、自分の性や健康に関して自己決定でき、母性保護の重要性を理解するための学習を進めます。また、性について親子がともに学べる機会を設けます。
- ・DVについて夫婦や恋人同士がともに学べる機会を設けます。
- ・企業や各種団体からも参加できる環境づくりを推進します。

メディアを読み解く力
メディアを社会的文脈で批判的に分析・評価し、メディアからの情報を主体的に使いこなすことのできる力、能力。

CAP(Child Assault Prevention)
1978年にアメリカで開発された、「エンパワメント（個々に内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと）」、「人権意識」「コミュニティ」の考えを柱にした子どもへの暴力防止及び人権教育プログラム。具体的な体験学習を通して、子どもたちが暴力に遭遇した時に「NO!」と言える力を付けさせる。現在は大分市にも活動グループがあり、全国的には行政から支援を受けて、このプログラムを授業に取り入れている学校もある。

また、学校における授業を地域に広く公開するなどして、学校教育と社会教育との連携や継続的な学習を行うことが必要です。さらに、例えばCAP等関連する民間団体のノウハウを積極的に学習に取り入れていく必要があります。

これらの取組を通じて、男性も女性も性別による固定的役割分担の是正に向け、自分の考えを表明でき、DV等の課題を克服して、一人一人が自分らしく生活できる社会づくりをめざします。

(3) 子どもの人権問題

ア これまでの取組

日本政府は、1994年(平成6年)に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを保護の対象とするのみではなく、子どもを**権利行使の主体**としてとらえるなど、子どもの人権擁護のために新たな視点から子どもの人権を大切に作る環境づくりの取組を進めてきました。しかしながら、依然として戦争をはじめとする様々な人権侵害の中で、世界の多くの子どもたちの権利が脅かされています。また、「国連10年」を受け、国や各自治体でも推進計画を策定し人権教育・啓発を総合的に推進してきました。

本県においては、「大分県行動計画」推進プランの中で、「子どもにかかわるすべてのことは、子どもの目線に立ち、子どもの最善の利益を第一に考慮したうえで、保護の客体であるだけでなく人権の主体であることを認め、その権利が適切に行使できるようにします」としています。

2001年(平成13年)7月、学校教育法等の改正が行われ、小学校や中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実に努めるものとするのが規定されました。

15年県民意識調査では、~~子どもの人権で問題となる項目の児童売買春、児童ポルノに関して、前回1999年(平成11年)が10.4%、今回2004年(平成16年)が40.5%となっており、子どもの人権について問題になることとして、児童虐待と児童売買春・ポルノが急増しています。これは、法律の制定や報道の影響により、潜在していた問題が明らかになってきたものと思われ~~ます。

2005年(平成17年)度大分県教育行政基本方針では、学校や家庭、地域がそれぞれ本来の教育機能を十分に果たし、相互の信頼と協働による教育を推進するため、「学校や家庭、地域の“協育”ネットワークづくり」を重点目標に掲げています。2005

権利行使の主体
意見を持ち、意思を表明し、行動する権利を有すること。

「大分県行動計画」推進プラン
県行動計画の全部局共通実施プログラムを基盤とし、県行動計画の具体化に当たっての教育庁と園・学校における目標及び基本的指針で、学校教育分野と社会教育分野における人権教育の取組を明らかにしている。

セーフティネット
一般的に交通事故、火災、地震、病気、失業、人権侵害、犯罪、死亡などの事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくこと。

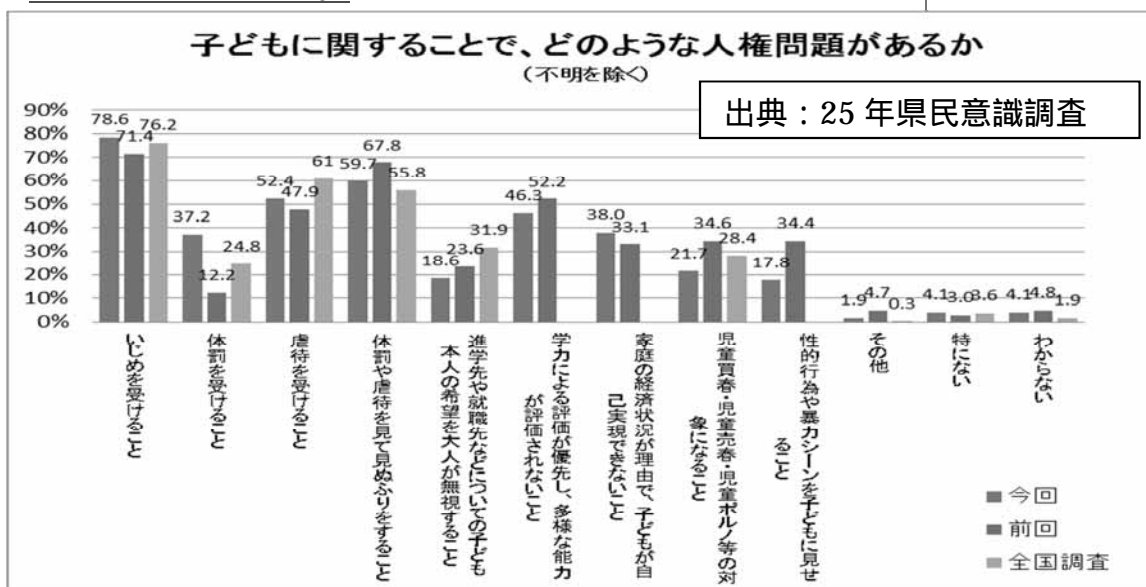
年（平成 17 年）1 月に策定された、大分県人権施策基本計画では、子どもが心身ともに健やかに育ち、21 世紀を拓くたくましい青少年を育成できる社会を実現するため、「**セーフティネットづくり**」「相談・支援機関の密接な連携」「社会全体の在り方の見直し」「子どもの人格を尊重する教育の推進」「開かれた学校づくり」が基本方針とされています。

25 年県民意識調査では、子どもに関することで、「どのような人権問題があると思いますか」という設問では、児童売買春、児童ポルノ等の対象になることに関して、5 年前の調査では 34.6%、今回が 21.7%となっており、やや減少傾向にある反面、いじめや体罰、虐待に関する項目については割合が高くなっており、その対応が求められています。

いじめについては 2014 年（平成 26 年）「大分県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止対策の基本的な考え方や、県における取組、学校における取組、いじめによる自殺等の重大事態への対応などについて示し、県民総ぐるみでいじめ防止のための対策を効果的に推進しています。

体罰については、大阪市立高校の男子生徒が部活動中の教職員による体罰を背景として、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを深刻に受け止め、2013 年（平成 25 年）4 月に教育長より教職員に対し「体罰の根絶に向けて」というメッセージを発信しました。さらに、「学校における体罰の根絶に向けた担当者への研修」、また校内での研修を実施することで体罰や言葉の暴力に拠らない指導の確立をめざしています。

虐待については「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行（2008 年（平成 20 年）までに 2 回の一部改正）を受け、県では、児童虐待についての基本的な知識から実務上の参考となる事項までをまとめた「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」を 2012 年（平成 24 年）に作成しました。これを市町村、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布するとともに、研修の場等で周知を図っています。



イ 現状と課題

学校教育

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化が進み、先行き不透明と言われている社会の中で、いじめや校内暴力、不登校、薬物乱用、体罰、児童虐待、児童売買春等、懸念すべき状況にあります。また、家庭や地域を取り巻く社会の環境も、経済面等の不況にあおられ、経済の二極化がますます進み、親の失業が子どもたちの学習環境に少なからず影響を与えている状況があります。そんな中、これまでには考えられなかったような事件や事故が発生し、子どもに対する人権侵害を引き起こしています。子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなくてはなりません。現実には権利行使の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。

この現実をしっかりと踏まえ、子どもは権利行使の主体であるという認識を学校や家庭、地域の中で、確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人一人の子どもの豊かな自己実現を支援する教育を推進していかなければなりません。

〔第三次とりまとめ〕で「いじめの被害者には全く批判される点がなく、いじめは絶対に許されない。」(一部抜粋)とあるように、いじめへの対応については強い認識に立った対応が必要です。その上で、加害者がそうせざるを得ない要因や背景を受け止め、加害者の人格は尊重しながらも、その行った行為については毅然とした指導を行うことを通して、加害者の心の変容を図ることが重要です。

社会教育

現在の大人の価値観を優先する社会には、子どもたちの健全な成長にとって好ましくない影響を及ぼす様々な問題があります。地域における教育力の低下、性の商品化等環境の悪化が、子どもたちの生活状況を厳しくしています。

これらの子どもたちを取り巻く様々な問題の解決には、社会全体で取り組むことが大切です。常に子どもたちの健全な成長を念頭に置き、子育てにやさしい社会をつくる必要があります。

そして、それぞれの地域が子どもたちにとって「生まれてきて良かった」と思える場所となるために、家庭や学校、地域、行政が一体となり**人権文化**を創造し発展させなければなりません。

等価可処分所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(厚生労働省の国民生活基礎調査)が2012年(平成24年)時点で16.3%と

人権文化

人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること。

等価可処分所得の中央値の半分

等価可処分所得とは、世帯人数が少ない方の生活コストが割高になることを考慮したもの。等価可処分所得の中央値の半分とは、名目値122万円(厚生労働省 2013年〔平成25年〕国民生活基礎調査)

過去最悪を更新し、子どもの貧困問題が深刻化しています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。

また、児童虐待をはじめとする、子どもたちが被害者となる事件等が多発しています。そのため、地域のつながりや関係団体とのネットワークをさらに強め、社会全体で子どもを守り育てる環境を整えていかなければなりません。

ウ 基本的な方向

学校教育

子どもの人権に関する学習

「児童の権利に関する条約」等に基づいて、子ども自身が、その権利について学習する機会をつくります。そして、自他の権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、それをなくすためのスキル(技能)や態度の育成を図ります。相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高める学習を進めます。そうすることで、自分自身の人権を守る方法や人権が侵害された時の具体的な対処法を身に付けることができます。

また、教職員が家庭や地域と連携し、「児童の権利に関する条約」等についての研修や啓発を行っていきます。子どもの人権を保障するためには、教職員一人一人が子どもの生活実態を的確にとらえ、寄り添っていく姿勢が欠かせません。教職員が一人の人間として、子どもや保護者、地域とかわるることによって人権侵害の状況をとらえ、そこから学び、学校現場における実践につなげていきます。

いじめについては、2014 年(平成 26 年)「大分県いじめ防止基本方針」の理念に沿って「校内いじめ防止基本方針」を策定するとともに「重大事態に対応の組織」等を整備し、当該学校におけるいじめ防止の体制を整える必要があります。

体罰については、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないという認識を改めて確認しなければなりません。たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが重要です。

虐待については 2004 年(平成 16 年)の「改正虐待防止法」等の趣旨の徹底を図り、関係機関との連携や研修による未然防

止及び早期発見、速やかな関係部署への通告など適切な対応をしなければなりません。

また、子どもの人権に関する学習を進めていく上では、権利の行使とともに自分の権利を主張する際には、相手の権利を守る責任が生じることの理解を深めることが大切です。

自己実現を図る進路指導

フリーターや**ニート**等が新たに社会問題化している中、すべての子どもの基本的人権を尊重することを基盤に、将来の生活に主体的に対応できる望ましい人生観や職業観をもち、自己実現できるような進路指導を推進します。進学・就職指導においては、関係機関・団体等と連携を図りながら、奨学金や授業料減免制度等の情報収集や提供を行うなど、実効ある進路指導を推進します。

また、教科指導を工夫し授業を充実させる中で、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すよう努めます。子どもの能力を可能な限り発揮させるために、一人一人に応じた学習指導や体験的・問題解決的学習等を通して、自ら学び自ら考える力を育成します。

子どもへの支援

いじめや校内暴力、不登校、児童虐待等の子どもをめぐる問題は、互いに絡み合っている場合が多く、その中には、被害者はもとより、実は加害者が人権侵害にしていることもあります。したがって、一つの現象面だけにとらわれず、それぞれの問題を関連付けながらその背景を探り課題解決を図ります。そして、過度の競争主義に陥らないよう、子どもたちの人間関係等に注目して、教育活動全般にわたり見直しを行い、子どもが安心して学べる学校づくりを進めます。

また、**スクール・セクシュアル・ハラスメント**の問題も深刻です。この問題は、何らかの意味で教職員が強い支配力をもって行われる場合がほとんどです。したがって、教職員への研修を通じて、セクハラ防止のための教育・啓発、相談窓口の設置等、教育行政と学校が一体となって教育環境の充実に取り組みます。

これらの子どもをめぐる問題の解決のために、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関と連絡を取り、子どもの状況を生活の中からとらえ直し、きめ細かな支援体制や相談体制の充実を図ります。そのためには、子どもについての情報交換を家庭と行うとともに、学校間、校種間でも過去の生育歴や指導内容について情報交換を行い、子どもの多面的な実態把握に努めます。その際、個人情報取扱には十分留意します。

フリーター

厚生労働省の定義によれば、年齢が15～34歳で、勤務先での呼称が「アルバイト」又は「パート」となっている者、男性は継続就業年数が1～5年未満、女性は未婚で家事をしていない者、現在無業者は「アルバイト・パート」を希望する者となっている。

ニート

「職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。

スクール・セクシュアル・ハラスメント

学校で教職員が児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり、逃れ難い状況で発生する特性がある。

社会教育

家庭、学校、地域、行政の連携・協力の推進

家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働作業の中で、子どもたちの自己実現を支援する取組が推進されることが大切です。そのために、子どもたちを取り巻く社会の様々な情報に振り回されることなく、具体的な目の前の子どもたちの差別の現実に対し、正しい情報を把握することが求められます。

家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の教育力の向上のために、体験的参加型学習(ワークショップ)の導入を中心とする様々な学習の場を充実させることが大切です。受け身的な人権教育ではなく、自発的・継続的に実施できる人権教育、参加してみたいと思う人権教育が求められています。そのために、地域における指導者(ファシリテーター)の育成やNPOとの連携による、地域が主体となった持続可能な学習の推進が望まれます。

特に、乳幼児の保護者やそれを取り巻く大人へ学習機会を提供し、大人自身の人権意識を高めるとともに、子どもに対して人権意識の基礎となる自尊感情を育める家庭・地域づくりが求められています。

豊かな体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を養うために、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流の充実を図ることが大切です。さらに、児童生徒の地域行事等への積極的な参加を促し、学校や地域における仲間づくりを進めることも大切です。このような豊かな体験活動を通して、人権教育を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

セーフティネットづくりの推進

子どもたちの置かれた状況等を的確にとらえ、子どもたちが安心して自己実現できる環境をつくるよう努めます。さらに、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とも密接に連携し、子どもたちが安全な生活を送り、健やかに成長できるためのセーフティネットづくりに社会全体で取り組んでいくことが求められます。

ファシリテーター

進行役、促進役と訳される。体験的参加型学習(ワークショップ)で、議長役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を務める。

NPO

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる。

セーフティネット

一般的に交通事故、火災、地震、病気、失業、人権侵害、犯罪、死亡などの事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくこと。

(4) 高齢者の人権問題

ア これまでの取組

大分県行動計画では、次のように高齢者の人権について述べています。「老人福祉法で『老人は、敬愛されるとともに、生き甲斐を持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする』と規定されており、高齢者を単なる保護の客体としてではなく、豊かに生きる権利主体として尊重し、自分の人生を自分で決定し、社会に参加していく権利が保障されています。しかし、高齢者の人権が軽んじられ、尊厳が否定されている現実もあります。このことに対して、自己決定の権利を具体的に保障する取組や家族、地域との共生の理念の具体化が必要です。」

学校教育では、福祉教育の中で高齢者の人権に関することを学んだり、高齢者との交流活動等を行ってきました。社会教育では、高齢者に対して、老後の生活を豊かにするための教養の向上、健康増進、地域交流、社会奉仕等を目的として、高齢者が教育を受ける機会や場の提供が様々な形で取り組まれてきました。

また、県教育委員会では、2004年（平成16年）に「人権教育指導資料 - 高齢者をめぐる問題 - 」を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、「高齢者に対してプラスイメージが生まれるような扱いをし、児童生徒が高齢者をめぐる問題を自分の課題として捉えるような取組」を各学校で行うよう指導してきました。

その後、2006年（平成18年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）」が施行されました。高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化の促進などの措置を定めています。あわせて心のバリアフリー（心理的な障壁の解消）の推進も求められています。

イ 現状と課題

本県では、2004年（平成16年）10月1日現在の高齢化率が23.7%となっており、年々上昇しています。このままいけば、2010年には、県民の4人に一人は65歳以上の高齢者となることが予測されています。

15年県民意識調査により、3分の2の人は高齢者の人権に関心をもっていることがわかりました。このことから、年々高齢化の問題を真剣に考える若年層も多くなっており、将来にわたっての不安が増していることがうかがえます。（次のページのグラフ参照）

—しかし、高齢社会対策基本法□については3割、高齢者のための国連5原則□については2割の人が知っているに過ぎず、高齢者の人権に関心をもっている割合に比べて、関連法案や対策については知らない人が多いことがわかりました。

また、家庭内の高齢者の状況は、半数の人が高齢者を「尊敬されている」と答えています。社会全体の中での高齢者のイメージでは、「尊敬されている」と答えている人は4割で、家庭の中でよりも少なくなっています。職業別では、自営業・専業主婦等、家庭にいる時間が長い人たちほど「尊敬されている」と答えています。しかし、官公庁勤務者や教員等、家庭にいる時間が短く高齢者と触れ合う機会の少ない人たちほど、「除け者扱いされている」と答えている人が多くなっています。

本県では、2013年(平成25年)10月1日現在の高齢化率が28.6%となっており、年々上昇しています。このままいけば、2040年には、県民の3人に一人は65歳以上の高齢者となることが予測されています。(内閣府平成25年度版 高齢社会白書)

25年県民意識調査により、48.6%の人は高齢者の人権に関心をもっていることがわかりました。「日本における人権課題について関心あるもの」の中では、障がい者に関する人権問題に次ぎ2番目の関心の高さでした。身近なこととして受け止められていることがうかがえます。

今の高齢者の状況について、家庭内では、「尊敬されていると思う」、「まあ尊敬されていると思う」をあわせると7割近くなります。社会全体は、「尊敬されていると思う」、「まあ尊敬されていると思う」をあわせると5割くらいです。社会全体においてより家庭において尊敬されていることがわかります。年齢が高いほど「まあ尊敬されている」が多く、「どちらかといえば除け者にされている」が少なくなっています。

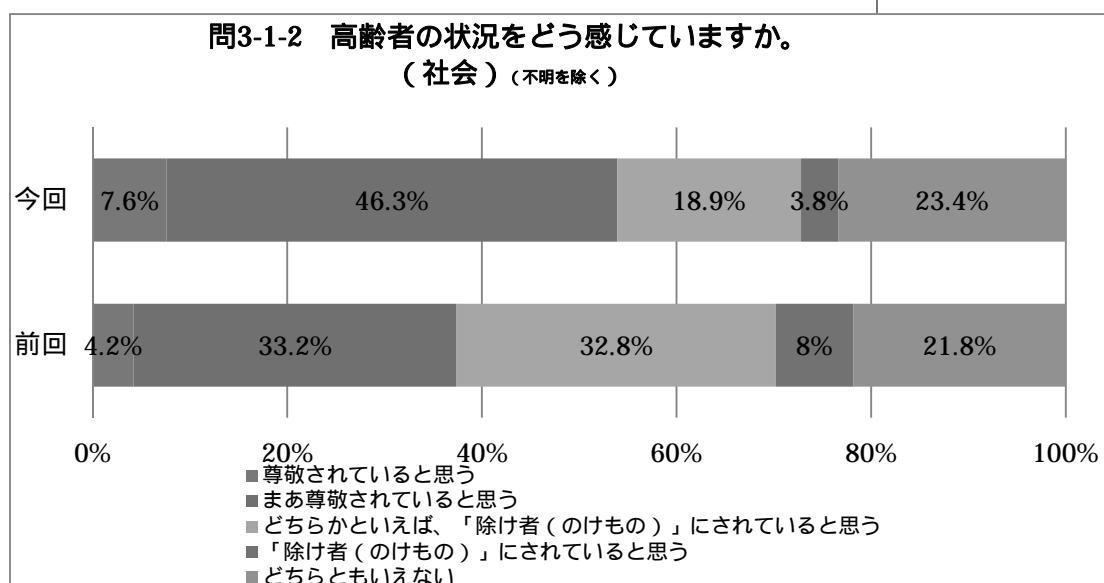
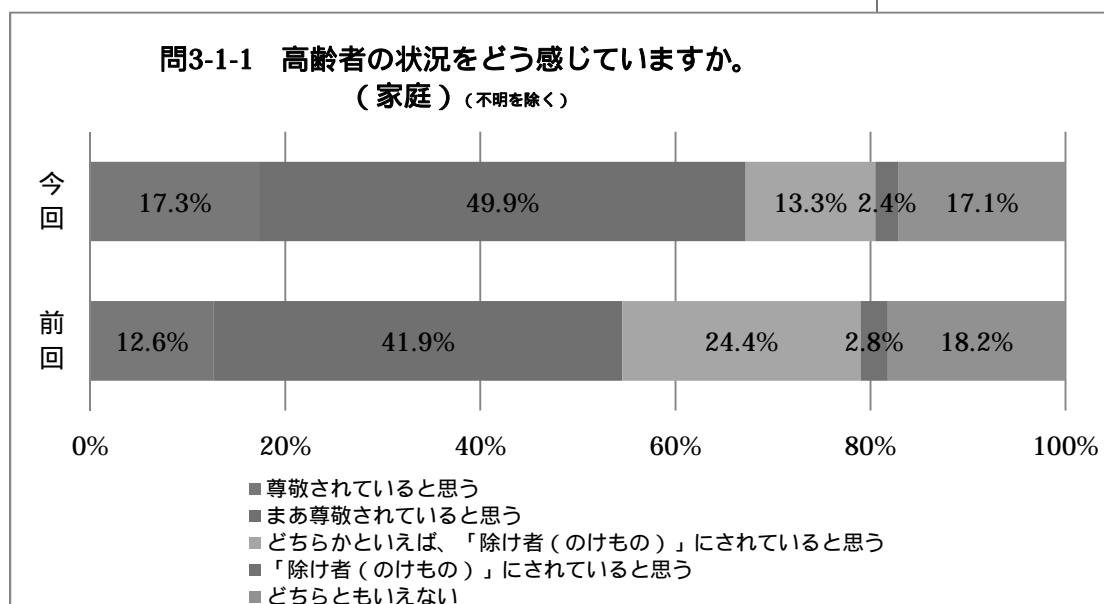
高齢者が、社会において尊敬されている割合が家庭における割合より2割ほど低いことから、社会全体で「高齢者が生きがいを持ち、より尊敬される環境づくり」の推進が求められます。

一つ目の課題は、前回調査や全国調査と比べて「経済的自立が困難」が増えていることです。急速に高齢化が進展する中、就労の意志・能力があるにもかかわらず、「高齢者」ということで就労の機会が確保されず、結果として自己実現や社会参加の権利が十分に保障されないといった問題があります。(「国連5原則：自己実現の原則」)

二つ目は、介護サービスを受けると施設等の世話になるから世間体が悪いなどという意識や、家族の精神的・肉体的・経済的負担の増加、あるいは家族の中でも特に女性がすべての面倒を見なければならないという風潮が残っていることです。(「国連5原則：ケアの原則」)

三つ目は、一人暮らしや高齢夫婦世帯が増加する中で、高齢者を対象とした悪徳商法による被害が増加するとともに、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題も生じています。（「国連5原則：尊厳の原則」）

四つ目は、核家族化が進展する中で、お年寄りと触れ合う機会がなくなり、若年層の高齢者に対する見方・考え方が変わってきました。「かわいそうだから、介護をしてあげる」とお年寄りを、自分たちより下に見るような見方をする傾向になっています。（「国連5原則：尊厳の原則」）



出典：25年県民意識調査

ウ 基本的な方向

本県では、2000年（平成12年）7月に「豊の国ゴールドプラン21」を策定しました。これは、「老人保健福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化し、介護保険の対象となる要介護高齢者等に対する施策と元気高齢者に対する施策を高齢者保健福祉施策の「車の両輪」と位置付け、それぞれの施策を関連付け、以下の基本理念のもとに総合的に推進していくものとしています。

1 すべての人が社会の主人公として、主体的に自己実現を図りながら、豊かな高齢期を送れるような地域の実現をめざす。

2 高齢者が、いつまでも心身ともに健康を保ち、地域で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるよう、各種施策を総合的に推進する。

3 介護の必要な高齢者が、自らの意思に基づき、自立した生活を送れるよう、必要な介護サービス基盤の整備を量と質の両面にわたって推進する。

本県では、2012年（平成24年）より、以下の基本理念のもと「豊の国ゴールドプラン21」<第5期>をスタートしています。

1 高齢者の生きがいづくりの推進

すべての人が社会の主人公として、生きがいを持って積極的に社会参加し、主体的に自己実現を図りながら、豊かな高齢期を送れるような地域社会の実現をめざします。

2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、必要な介護サービス基盤の整備を量と質の両面にわたって推進します。

学校教育

高齢者との交流の場の充実

・高齢者との触れ合い活動の場づくり

老人ホーム等への訪問やボランティア活動等を通じた交流、「祖父母学級地域のお年寄りとの交流会」等での高齢者の知識や経験を生かした触れ合い活動をこれまで以上に推進します。

・相互の思いや願いを交流する場の保障

交流が一方的にならないように、相互の思いや願いを受け止める場の設定も必要になります。高齢者と子どもたちが互いの思いを受け止め合い、理解を深め、「ともに支え合って生きていく」ことを共通に認識していくことが大切です。また、交流のためには、施設のバリアフリー化を図ることも大切です。

- ・ 3世代交流の場の実現

高齢者と子どもだけの交流にとどまらずに、保護者を含めた3世代交流や地域住民の参画による様々な取組を、学校中心に地域ぐるみで推進していきます。

高齢者の人権についての学習

- ・ 高齢者の人権を主体的に考える子どもの育成

高齢者に関する人権学習を通して、自分たちも必ず高齢者になるとの認識をもち、高齢者のかかえる問題を主体的に考えていく子どもを育成します。

- ・ 高齢者の人権についての学習の充実

高齢者の思いや願いを受け止め、生き甲斐や生きている喜びを大切にできるように、高齢者の人権について人権学習の中で取り組み「高齢者にやさしい社会」は「みんなにとってもやさしい社会」になることを児童生徒に理解させます。

- ・ 社会教育との連携

社会教育と連携しながら、高齢者の人権問題解決の基本にもなる、ノーマライゼーション・やユニバーサルデザイン・等の考え方を教育に盛り込みながら、地域への啓発活動を行っていく必要があります。

- ・ 教職員研修・保護者啓発の充実

高齢者の人格を大切にすることを、子どもたちに伝えていくために、子どもたちに日頃接している教職員や保護者が、介護施設への体験活動等に積極的に参加していきます。

学校教育での今後の取組

今後さらに、高齢者に対する理解や高齢者問題への関心を高めることが必要です。特に、学校では、高齢化社会に関する基礎的理解とともに、高齢者の人権に対して共感的に受け止めることができるような感性を育むために、発達段階に応じて高齢者と交流する機会を増やすことが大切です。交流のなかで高齢者の思いや豊富な経験、知識に学び、高齢者理解を深めていくことが可能になります。

また、現代社会に存在する高齢者に対する虐待や振り込め詐欺等の人権侵害についても学習を深め、問題の重要性を認識することが必要です。そのうえで、問題の解決に向けて当事者意識をもって考察し、解決策を模索することが大切です。そして、孤立化が進む社会において高齢者の人権を保障していくために、人と人とのつながりの重要性を再認識するとともに、つながりを回復するために実際の行動を結び付けることができる実践力を育成していくことが大切です。

社会教育

高齢者への支援体制の整備と充実

- ・ 高齢者が社会により積極的に参加しやすいように、各種公共施設等に、拡大読書器・老眼鏡を常備し、すべての施設の完全バリアフリー化が望まれます。
- ・ 高齢者が生涯を通じて豊かに学習していけるように、各市町村は高齢者をめぐる問題に関する書籍や映像資料を充実させるとともに、高齢者の学習意欲が高まるような各種講座・教室を幅広く提供することが大切です。
- ・ 多様な学習情報や図書情報を高齢者が家庭から簡単に利用できるように、インターネット網をさらに充実させます。利用方法がわからない人々のためのパソコン教室を開いたり、インターネットやCATV(ケーブルテレビ)を使った世代間・地域間交流等も進めていきます。
- ・ 高齢者が生涯、健康で生き甲斐をもって生活していけるために、各市町村は生涯スポーツ活動を充実させていきます。

高齢者をめぐる学習活動の充実

- ・ 認知症の高齢者等、自己決定能力が不十分な人々に対する**地域福祉権利擁護事業日常生活自立支援事業**や**成年後見制度**の活用促進のために、市町村の各種公開講座等において、内容理解を図ることが大切です。また、高齢者に対する虐待に対して、発生の防止や予防対策のための教育についての認識をロールプレイやビデオ視聴等を通して深める必要があります。

高齢者問題を主体的に解決していくリーダーの育成

- ・ 各市町村は、各種公開講座や研修を通して、**高齢者のための国連5原則**に基づいた関連法案や対策に理解を深めてもらう必要があります。そこで、今までの「高齢者を弱者と見た一律のサービス」という考えを改め、高齢者

日常生活自立支援事業
判断能力に不安があるため、自分で福祉サービスの利用、金銭管理等が充分にできない方(認知症、高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)を対象に、その方の権利を守り、住み慣れた地域での生活を支援する制度

成年後見制度
認知症の高齢者など判断能力の不十分な人々が、財産管理や生活について配慮する契約や遺産分割などの法律に関する行為などを第三者に代理権として付与できる制度

高齢者のための国連5原則
自立の原則
高齢者は、収入を得て、衣・食・住・医療が供給され、安全な環境に住み、教育や訓練に参加し、可能な限り自宅に住むことができる。

参加の原則
高齢者は、社会の一員として政策の決定に参加し、若い人と知識や経験を分かち合い、社会へ奉仕し、高齢者自身の組織をつくることことができる。

ケアの原則
高齢者は、家族や社会から放置されることなく、最適な医療を受け、社会的精神的に参加する意義を感じる施設を利用でき、尊厳を持って介護と生活の内容をどうするか決めることができる権利と自由をもつことができる。

自己実現の原則
高齢者は、自分の可能性を伸ばす機会を追求でき、社会にある教育的・文化的・精神的・娯楽的なものを利用することができる。

尊厳の原則
高齢者は、肉体的・精神的虐待を受けることなく、性別・人種・障害等にかかわらず公平に扱われ、経済的状况にかかわらず尊重される。

が自らの権利を主張でき、自己決定できる社会をめざしていきます。

- ・ 県や市町村の主催講座等での研修を通して、高齢者の問題を地域全体の課題としてとらえ解決していこうとする人材を、積極的に育成することが望まれます。

いつまでも生き甲斐がもて、社会参加できる社会の実現

- ・ 高齢者が生涯豊かに生活していけるように、社会保障制度や医療を中心とした高齢者のための権利に関するパンフレットを作成し、理解を促進する必要があります。また、相談窓口を設けたり、パンフレットを使った戸別の訪問活動を行ったりすることが考えられます。
- ・ 高齢者の豊かな知識や経験を活用し、協働活動を充実させるために、NPO・やボランティア活動に参加している人たちと高齢者との交流を積極的に進めることが大切です。

(5) 障がい者の人権問題

ア これまでの取組

私たちの社会は、かつて障がいのある人たちを特別視したり、異端視したりしてきました。そのため、障がいのある人を家庭内に隠しておいたり、時には無理やり施設に入れたりして、「自分らしく生きていきたい」という願いさえも無視してきました。

それが、1981年(昭和56年)の「**国際障害者年**」を契機に「完全参加と平等」が広く謳われ、障がいのある人の人権を尊重するための施策や教育が進められるようになってきました。また、国際社会の動向を受けて1993年(平成5年)には、障がいのある人の自立の促進と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「**障害者基本法**」が制定されました。

学校教育においては、1979年(昭和54年)に養護学校が義務制となり、それを機に障がいのあるすべての児童生徒の教育が行われるようになりました。また、養護学校が市立から県立へ移管されることにより、高等部の設置が進み、多くの障がいのある生徒が、高校教育を受けることができるようになってきました。

社会教育においては、「**障害者の日**」を設定して、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、広報紙等を利用して理解の促進を図ってきました。また、障がいのある人が地域におい

国際障害者年

国連は、1981(昭和56)年を「国際障害者年」と決議し、障がいのある人の「完全参加と平等」をテーマに障害のある人が社会生活に完全参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現を世界各国に呼びかけた。

障害者基本法

基本的理念は、「すべての障がいのある人は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。すべて障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする。」と定められている。

障害者の日

1975年(昭和50年)12月9日に、国連(第30回総会)で「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する」という『障害者の権利宣言』が採択されこの日を「障害者の日」とした。

で自立し社会参加していくため、生涯にわたる学習活動への参加も推進してきました。

本県においては、障がいのある人の「完全参加と平等」という目標の実現をめざして、1982年（昭和57年）に「障害者施策に関する大分県長期行動計画」を策定し、障がい者施策を積極的に推進してきました。障がいのある人もない人も共に生活し活動ができる社会の構築をめざす、**ノーマライゼーション**の理念を社会に定着させるため、県民に対して障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある人への理解の促進を図ってきました。学校や地域等、様々な場で、障がいのある人とない人がともに活動する交流教育や、福祉講座や車いす・アイマスク等の体験学習を実施してきました。また、大分国際車いすマラソン大会や障がい者（児）秋の交歓会等の行事を開催したり、福祉施設の行事への地域住民の参加を促進したりして、障がいのある人との交流や触れ合いの機会の提供に努めてきました。

2003年（平成15年）には、**支援費制度**に移行し、障がい者福祉サービスの利用が、従来の「措置」から「利用者の選択による契約」に改められ、サービス利用者とサービス提供者が対等な関係になるなど、障がいのある人の自己決定に向けた取組が強化されてきました。

さらに、国では障がいのあるなしを区別することなく、生活を共にする社会を構築するというノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障がい者が気軽に公共交通機関やホテル、飲食店等を利用できるための段差解消等を目的とした「バリアフリー新法」が2006年（平成18年）に施行されました。また、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的とした「障害者自立支援法」も同年に施行されました。

他方、2006年（平成18年）12月、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されている「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択されました。国は条約締結に先立ち、障がい者の意見も聞きながら国内関係法令の整備を図り、2011年（平成23年）には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・施行され、2013年（平成25年）には、「障害者総合支援法」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正」の公布といった関係法令の整備が次々となされました。こうした経緯を経て、2014年（平成26年）1月に「障害者の権利に関する条約」に批准しました。この条約は障がい者の視点から作られていることが特徴であり、当事者の自尊心や自己決定権の重視、障がいのある子どもの能力の尊重と権利の保障等を一般的原则としています。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般の中で普通に生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいう。

学校教育においては、障がい種別を超えた特別支援学校制度の創設等が規定された「学校教育法等の一部を改正する法律」が2007年（平成19年）4月に施行され、すべての学校において特別支援教育が実施されることになりました。なお、**自閉症スペクトラム、学習障がい(LD)注意欠陥多動性障がい(ADHD)**については、2006年（平成18年）4月から「学校教育法施行規則の一部改正」が施行されたことにより、通級による指導の対象とされています。

文科省は2012年（平成24年）「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表し、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みについて提案しています。

社会教育においては、2012年（平成24年）3月には、障がい者を取り巻く情勢の変化と新たな障がい者のニーズを踏まえ、「大分県障がい者福祉計画（第3期）」を策定し、障がい者の就労支援の強化、**グループホーム・ケアホーム**等の整備促進、発達障がい者や**高次脳機能障がい者**などの理解の促進に取り組んでいます。また、「障害者の権利に関する条約」の批准を受け、県条例「だれもが安心して暮らせる大分県条例」の制定に向けて準備を進めています。

本県においては、2008年（平成20年）3月に策定した「大分県特別支援教育推進計画」に基づき、知的障がい特別支援学校での肢体不自由のある児童生徒の受入れ、盲学校・聾学校を除く各特別支援学校の校名変更等を実施するとともに、「特別支援学級増設計画」に基づき、小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対する教育の場である特別支援学級を計画的に増設しています。さらに、2013年（平成25年）2月には、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校で、障がいのある子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うための物的・質的な充実を図ることを基本方針とした「第二次大分県特別支援教育推進計画」を策定しました。

イ 現状と課題

15年県民意識調査での障がいのある人の人権で問題となる項目についての回答では「人々の障がい者への理解不足」や「就職時や職場での不利な扱い」、「結婚問題での周囲の反対」を挙げる人が多くなっていました。特に、本県においては、全国に比べ「結婚問題での周囲の反対」のパーセンテージが高くなっています。

また、平成15年に実施した障がい者実態調査(障害児(者)実態調査及び精神障害者社会参加ニーズ調査)によれば、知的

自閉症スペクトラム

自閉的な特徴がある人は知的障がいなどのその他の問題にかかわらずその状況に応じて支援を必要とし、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区別をしなくても良いとの意味。

学習障がい(LD)

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。

注意欠陥・多動性障がい(ADHD)

年齢あるいは発達に釣り合いのない注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

グループホーム

アパートなどの住宅において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供などの日常的な生活援助体制を整えた形態をいう。

ケアホーム

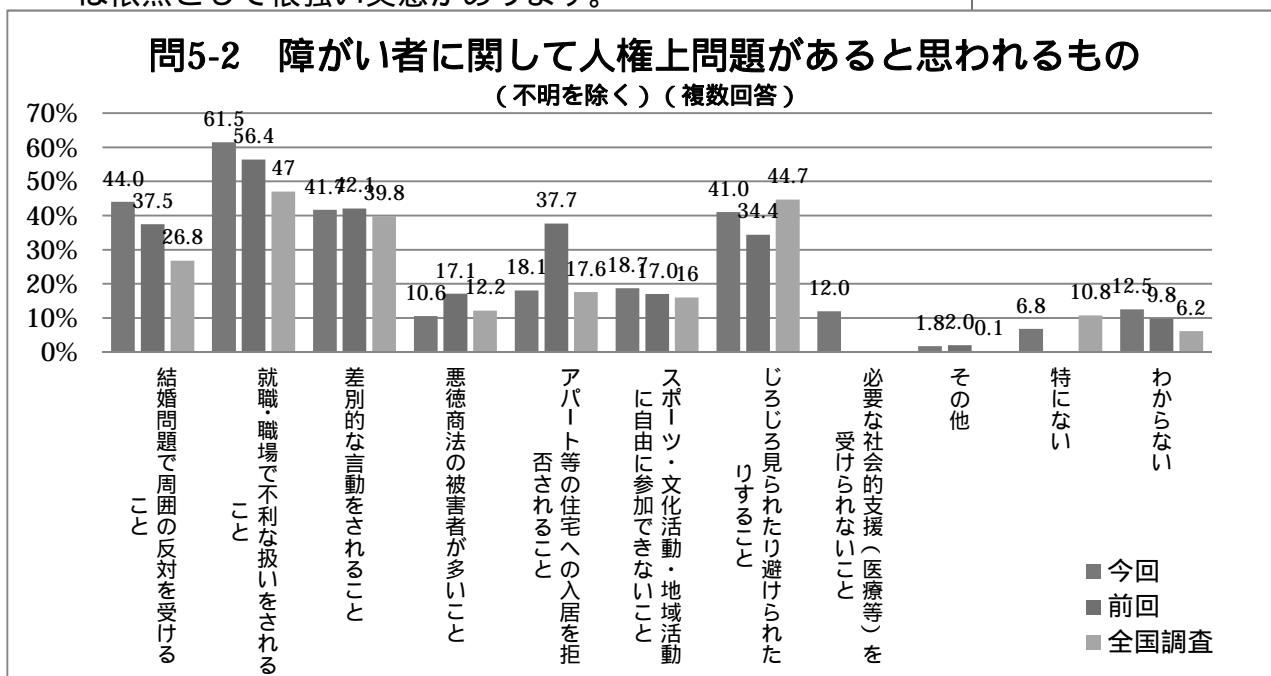
アパートなどの住宅において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や身体障がいのある人に対して、世話人による食事や入浴等の介護や日常生活上の支援体制を整えた形態をいう。

高次脳機能障がい

脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、この中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

障がい者の6割、精神障がい者の4割が「誤解や偏見のためにはいやな思いをしたことがある」と答えています。(大分県障害者基本計画 第3期 より)

25年県民意識調査によれば、障がい者に関して人権上問題があると思われるものの事項では、5年前の調査と比較して「就職時や職場での不利な扱い」「結婚問題での周囲の反対」「スポーツ・文化活動・地域活動に自由に参加できないこと」「じろじろ見られたり避けられたりする」という回答が多くなっています。特に本県では、5年前の調査同様に全国に比べ「結婚問題での周囲の反対」の割合が17.2ポイント高くなっています。障がいや障がい者に対する偏見や差別(心のバリア)には依然として根強い実態があります。



出典：25年県民意識調査

障がいのある人に対する障壁(バリア)には、トイレや建物の段差、公共交通機関を利用した移動の際の物理的な障壁やコミュニケーション、文化・情報面の障壁等がありますが、バリアフリー化への取組を通じて徐々に解消されてきています。しかし、意識上の障壁は依然厳しく、中でも、知的障がい者や精神障がい者に対する偏見や無理解は「心のバリア」として根強く存在しています。

「心のバリア」は、正しい理解や認識を深める学習や啓発の取組が十分でなかったことが大きな要因となっています。障がい者差別の問題を、障がいのある人個人やその家族だけの問題

バリアフリー
段差などの物理的な障壁(バリア)をはじめ、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

としてではなく、社会全体の課題としてとらえ解決していこうとする態度を育てることが大切です。

特別支援学校においては、障がいの程度や発達の段階等に応じた教育を受けることに対するニーズの高まりから、小・中学校から転学を希望する児童生徒が増えつつあります。義務教育終了後も一人一人の能力や特性を踏まえた教育を受けることに対する要望から、特別支援学校高等部への進学を志願する生徒も増加しています。

しかし、盲・聾・養護学校においては、中学部や高等部の中途転学者も増えつつあります。上手く行動できないことを笑われたり、「おかしな行動をとる」と除け者にされたりして、地域の学校で居場所をなくして転校してくる生徒がいます。また、地域の小中学校では、障がいのある人を差別する発言が後を絶ちません。健常児の障がいについての理解が不十分であったり、障がいのある友だちの思いが理解できなかつたりといったことや、障がいのある児童生徒と触れ合う機会が少なく、障がいのある人は「何もできない」と思いがちになっていることが原因であると考えられます。

「障がいのある人は大変だ」「やさしくしないといけない」「かわいそうだ」といった感情をもたせるのではなく、「夢や希望に向かって自分らしく生きていきたい」と思っているのだということを理解させることが大切です。指導に当たる教職員は、障がいのある生徒をめぐる諸課題を整理し直して、自らの障がいに対する考え方を問い直し、教育内容として生徒に投げ返していく必要があります。

本県の県内民間企業における障がい者雇用率は、全国トップクラスとなっていますが、障がいのある人の就労については、重度身体障がい者の雇用について、一部の業種・企業規模では必ずしも十分とは言えず、法定雇用率未達成の企業もあります。また、知的障がい者・精神障がい者の雇用は他県に比べ非常に遅れており、就労を促進する取組を推進する必要があります。障がいのある人が、将来に目標や意欲をもって自立した生活を送るために、雇用拡大は重要な課題と言えます。

障がいのある人もない人もともに活動できる共生社会の実現をめざし、「地域で暮らしたい」「自立した生活を送りたい」という障がいのある人の思いを実現するため、小規模作業所やグループホーム等、地域生活に密着した活動・生活の場がつくられてきました。しかし、小規模作業所の施設環境は十分ではなく、賃金も低く、自立のためと言うより日中の生活の場として通所する人がいるという現状があります。

また、障がいの重度・重複化により、これらの施設の利用も難しく、地域で暮らしていても外に出て活動する場所がなく、

孤立してしまいがちな人もいます。卒業後をも見通した支援計画の確立や小規模作業所、グループホーム等の施設環境の充実、地域住民の理解とボランティア等によるサポート体制が必要になります。

こうした状況から、共生社会の実現に向けて今後、障がい者の差別解消に積極的に取り組むべきと考えられます。

また、現在、県内の民間企業における障がい者雇用率、**法定雇用率達成企業割合**（平成25年度障害者雇用状況の集計結果について（大分労働局））は、高いレベルにあります。4割近くの企業で法定雇用率を達成していません。また、障がい者雇用率は、身体障がい者は全国トップであるものの、精神障がい者、知的障がい者の雇用率は伸び悩んでいる状況にあり、種別にかかわらず障がい者雇用を促進する必要があります。

県内知的障がい特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は、2006年度（平成18年度）の14.4%、（全国25.8%）から2012年度（平成24年度）には25.7%（全国30.2%）と向上したものの、全国平均を下回っている状況です。今後、企業等の障がい者雇用に対する理解を促進し、就労の機会の一層の拡大が必要です。

学校教育においては、共生社会の形成に向け、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育の推進が求められています。「インクルーシブ教育システム」構築のためには、障がいのある者が特別支援教育を含む教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**合理的配慮**が供給されること等が必要とされています。障がいのある者と障がいのない者が互いの人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の多様な在り方を相互に認め合える社会とすることを目指し、特別支援教育をさらに発展・充実させることが必要です。

社会教育においては、ノーマライゼーションや合理的配慮の定着と共生社会の実現を図るために「障がい者週間」等について、マスコミなどを活用し、障がいや障がい者への理解をさらに深めることが必要です。また、地域での生活に必要なサービスを有効に活用できるように、相談・支援・権利擁護の充実も必要です。

ウ 基本的な方向

学校教育

障がいのある人に対する理解と共生に関する教育の推進

児童生徒には、障がいの種類や程度によって、様々な障壁の違いがあることを、車いすやアイマスク等の疑似体験や障がい

法定雇用率

事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者、精神障がい者を雇用しなければならないこととされている。

一般民間企業の法定雇用率は、通常労働者数56人以上規模の企業で、総数の1.8%である。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

のある人との交流等を通して具体的に理解させ、どこに人権侵害があるかを認識させる学習を進めます。その際、体験や交流が単発的に終わることのないよう心がけ、総合的な学習の時間等を利用して、障がいについて理解するだけでなく、障がいのある人の思いや願いに触れるよう努めます。また、児童生徒が、障がいのある人に対する差別や偏見の解消は、障害のない人一人一人にとっての問題であるという認識を深めるよう、指導の充実を図ります。具体的には、ユニバーサルデザインの考え方を深めると共に、障がいのある人に対する自分自身の考え方を振り返り、ともに生きていこうとする態度を育てていくとともに、併せて、保護者への啓発にも努めます。

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個々の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点でもっとも的確に伝える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様で柔軟な仕組み、連続性のある「多様な学びの場」の整備を図るとともに、研修の充実等により教員の専門性向上に努めます。また、必要に応じて教職員をサポートする専門家の助言により合理的配慮に関する理解を促進し、ニーズに応じた提供に努めます。

特に、公立高等学校入試選抜において、「別室受験」、「ヒアリング試験での配慮・免除等」等「障がいのある生徒」に対する配慮や支援をより一層進めます。

交流及び共同学習の推進

盲・聾・養護学校と近隣の学校との、さらには居住地の学校との交流教育を推進します。将来地域で生活する盲・聾・養護学校の児童生徒と地域の人々が共生できる社会をつくっていくため、障がいのある人について理解を深めるよう努めます。加えて、地域での現場実習や小規模作業所、グループホーム等も含めた職場開拓等の、進路を保障する取組も進めていきます。

特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた**個別の教育支援計画**を保護者ととともに作成し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援を行っていきます。現在、障がい児学級に在籍している児童生徒に加え、LD、ADHD、自閉症スペクトラム等の障がいのある児童生徒に対しても、教育的ニーズを的確に把握し、柔軟な教育的支援を行っていきます。

また、盲・聾・養護学校は、教育環境の整備に努め、医療・福祉・労働等の関係機関、大学・NPO等との連携を一層図り、

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒を生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、教育・福祉・医療・労働等の関連諸機関が連携して指導や支援を行うための計画。

NPO

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる

障がいのある子どもの地域における教育センター的な役割を担っていきます。

障がいのある子どもへの適切な支援を行い、子どもたちが自己選択や自己決定の尊重による自立した社会生活をめざすことができるよう、教職員の専門的な知識や技能の向上と管理職を中心とした支援体制の整備を図ります。

教職員研修の充実

教職員は、障がいのある児童生徒の差別の現実を常に把握して教育課題を明らかにしていきます。そして、共生社会の実現をめざす学習内容や指導方法の創造、指導力の向上等に努めます。

特別支援教育のさらなる推進のため、特別支援学校はもとより、幼稚園、小・中学校、高等学校のすべての教職員には、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが求められます。特に、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査」(2012年〔平成24年〕文部科学省調査)によると、発達障がいの可能性のある幼児児童生徒が幼稚園、小・中学校、高等学校の通常学級に在籍している可能性があるため、各学校の教職員を対象に、発達障がいを含む特別支援教育の基礎的理解を図る研修を推進します

障がいのある生徒の一般就労を目指した就労支援等の推進

県では、県内各地域の障がい者雇用に関する企業等の情報や、企業開拓・進路指導に関する各学校の取組を、特別支援学校の進路指導担当者が共有する機会を設けます。各学校では、各地域の企業、事業所の関係者、福祉、労働の各機関の関係者とのネットワークを構築して連携を強化します。また、「知的障がい特別支援学校高等部連絡協議会」を設置し、特色ある教育実践に関する情報交換をとおして職業教育の充実を図ります。

こうした取組の推進により、一般就労を希望する特別支援学校生徒の願いの実現に努め、一般就労率のさらなる向上を目指します。

社会教育

障がいのある人に対する理解と共生に関する教育の推進

障がいの有無にかかわらず、人は支え合い、補い合って社会を形成しています。すべての人が社会での役割をもち、意味ある存在であることを確認し、豊かな心をはぐくみ合う人間関係を地域で築くことが求められます。

障がいそのもの、又は障がいのある人に対する差別や偏見を解消するために、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取組、ユニバーサルデザインに対する理解や普及に努めます。また、障がいのある人が地域でともに生活するために、小規模作業所やグループホーム等に対する地域住民の理解が深まるように努めます。

障がいのある人の自立と就労のために、障がいのある人への福祉制度についての情報を提供したり、福祉施設を広く公開して交流や触れ合いの機会を増やしたり、地域活動等への当事者の参加・企画を積極的に進めたりする取組を行っていくことが大切です。

さらに、バリアフリー新法及び大分県福祉のまちづくり条例に基づき、盲導犬などの身体障害者補助犬の利用を進め、身体障害者補助犬法で定める公共施設や飲食店、ホテルその他各種施設へ同伴することについて、学習します。

障がいのある人への支援の充実

ITの活用により、障がいのある人それぞれの能力を引き出し自立と社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ることが重要です。障がいのある人の情報活用能力向上のため、障がいのある人に対するパソコン講習会の開催やパソコン利用についての支援を行う「パソコンインストラクター」の養成や派遣体制の充実を図ります。

障がいのある人が本人のニーズに合った形で地域生活を実現するために、公的サービス並びに個別サービスを充実していきたいものです。そして、これらのサービスを有効に利用できるよう、**障がい者ケアマネジメント**の推進を図り、その従事者を養成していくことが必要となります。また、ボランティア活動への参加を促し、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を広げ、障がいのある人の様々な活動を支援するボランティア活動の充実を図ります。併せて、活動の中心となるボランティアリーダー、コーディネーターの育成やボランティアの組織化について支援することも大切です。

障がいのある人が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度について学習します。

(6) 外国人の人権問題

ア これまでの取組

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、法務省によると2013年(平成25年)には約1,125万人を超えています

大分県福祉のまちづくり条例

1995年(平成7年)高齢者、障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指して施行(一部改正:2011年(平成23年)3月22日公布、2012年(平成24年)4月1日全面施行 最終改正:2012年(平成24年)12月21日公布、2013年(平成25年)4月1日施行)

障がい者ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するために、本人の意向を踏まえて、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適正に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらに入所施設等の社会資源の開発及び開発を推進する援助手法をいう。

【在日外国人の状況】

| | 全国 | 大分県 |
|----------------------|----------------|--------------|
| 在留外国人数 (外国人登録者総数) | 2,033,656 | 9,908 |
| 韓国・朝鮮籍 | 530,046(26.1%) | 2,388(24.1%) |
| 特別永住者 | 381,364(18.8%) | 1,463(14.8%) |

出典：法務省 入国管理局 在留外国人統計 2012年(平成24年)
 ー日本に在住する外国人は毎年増え続けています。在住者の国籍は現在188カ国にのぼり、まさに国際化が著しいことを表しています。特にアジア地域が163万8,344人で80.6%を占め、南米地域の25万3,199人(12.5%)がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の93.0%に達しています。そのうち約3分の1を韓国・朝鮮籍の人々が、次いで中国籍の人々が5分の1強を占めています。この中には、資料のように日本での**特別永住者**(以下、「在日」という。)も相当数含まれており、これらの人々を抜きに外国人の問題は語れません。一方で、**ニューカマー**と呼ばれる留学生、研修生、労働者等が年々増えている中、外国人に対する差別や偏見も、住居や就労、保健、医療、入店、結婚等にかかわって表面化しており、個別の問題に対応した取組が求められています。

県内でも、「国連10年」大分県行動計画や大分県人権施策基本計画の中で外国人をめぐる問題を提起し解消を図ってきました。特に在日外国人が公職に就く道を拓くため、2000年(平成12年)度の県職員行政職採用試験受験資格から**国籍条項**を撤廃しました(一部職種に制限あり)。また、2001年(平成13年)3月には「大分県国際交流・協力推進大綱」を策定し、外国人も暮らしやすい地域社会の形成に取り組んできました。自治体ごとに国際化推進計画等を策定しようとする動きもあります。これらの自治体では、「国際理解教育」「異文化理解教育」の試みが学校教育や社会教育の様々な場面でなされようとしています。実施された授業や講演会、研修会、交流会等を通して、「外国人等と地域住民が相互理解を深める」ことや「外国人にも親しみやすい環境づくり」といった面には一定の進展が見られる一方で、大分県行動計画で打ち出した「**内外人平等**」を理念とする社会権・自由権の保障の実現には、なかなか結びついていません。

2009年(平成21年)の法改正により、それまでの外国人登録制度が廃止されました。新たな在留管理制度では、**特別永住者証明書**、**在留カード**(中期在留者)が交付されるとともに

特別永住者

日韓基本条約の付随条約である日韓法的地位協定により、終戦後帰国困難な朝鮮人とその子に永住が認められた。その後の日韓外相会談で孫の永住権も確定した。出入国管理上では、終戦前から日本に在留し平和条約に基づいて日本国籍を離脱した人とその子孫が、出入国管理に関する特別法に規定する要件を満たした場合に日本の特別永住者として扱われる。

ニューカマー

1980年代以降、アジア各地や中南米をはじめとする国々から多くの人々が渡日し生活している。これらの新渡日の人々をそれまでの定住外国人と区別してニューカマーと呼ぶことがある。

国籍条項

公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員の任用資格の一つとして、日本国籍を要求する条項のことをいう。採用・昇任試験に際して、日本国籍を要求するため、これらの試験の受験資格の有無として問題となることが多い。東京都管理職試験の受験を希望する在日職員の訴えを最高裁が退けたことは記憶に新しい。

内外人平等

ー日本は1979年、国際人権規約に加入することを通して、公団住宅への入居差別や住宅金融公庫の融資差別を撤廃した。また、難民として新しく入国した人に、自国民と同等の権利を与えたと決めた難民条約にも1981年加入し、定住する在日韓国・朝鮮人にも社会福祉の法律を適用した。ー人権の国際的保障という観点から国内に住む外国人にも同等の権利を保障すること。ー

住民票(希望により通称名併記)が作成されるようになりました。

大分県内に在住する外国人登録者数は2012年(平成24年)末では9,908人で、1998年(平成10年)の約2倍に増えました。県や市町村等ではハンドブックやマップの作成、案内板の表示改善等を進め、異文化理解の事業や行事に取り組むなど多文化共生を推進してきました。

県教育委員会では、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬し合う人間性豊かな児童生徒を育成するため、2010年(平成22年)3月に大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定しました。2011年度(平成23年度)には、外国人児童・保護者および教師のための学校生活ハンドブック(小学校:英語版・タガログ語版・中国語版・スペイン語版)を作成し、基本的な学校生活の仕方や行事、保護者との連絡例等を掲載しました。

イ 現状と課題

1999年(平成11年)の「人権擁護推進審議会答申」では、外国人に関する課題として「就労に際しての差別の問題、外国人への入居・入店拒否、様々な問題がある。在日朝鮮人児童生徒への暴力やいやがらせ等の事件や差別発言等の問題もある」と指摘しています。

在日の問題については、次のような課題が考えられます。

在日の人々に対する周囲の人々の認識が低い。

教育や就職の機会均等が保障されていない。公務員の任用においても一部制限されている。

差別されることを恐れて、やむなく**帰化**せざるを得なかった人々がいる。

通名で暮らしている子どもや家族には、**アイデンティティ**の問題で悩んでいる人が多い。

在日の子どもたちを支援していく教育が必要である。

朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件が発覚した後、責任のない在日個人に非難の言葉が浴びせられている。

このように、進学・就職をはじめ地域住民としての日常生活において、在日の人々が少なからず不利益を被っている事実があります。その背景には、日本が權益を求めて派兵をしていった戦争の歴史、日本による植民地支配の中で日本人として同化を強いられたこと、戦後は一転して外国人として扱われ、特別永住資格が与えられる一方で、外国人登録の問題や納税の義務は果たしても選挙権が与えられない社会的な不平等感の問題等があります。

教育や就職の機会均等が保障されていない

朝鮮学校は学校教育法第1条に定められていない「各種学校」扱いとされている。日本の高校・大学に進学する際、このことを理由に志望校が受験資格を認めないという問題。

帰化

希望して国籍を取得すること。本章では、外国人が日本国籍を取得する意味。

通名

在日韓国・朝鮮人が本名以外に使用する日本式の氏名。戦時中の「創氏改名」で、朝鮮人に日本風の2文字の姓を名乗らせた政策に由来し、戦後も朝鮮人に対する差別がある中で、通名を使う人々が多い。

アイデンティティ

人格における存在証明又は同一性。ある人の一貫性が時間的・空間的に成り立ち、それが他者や共同体からも認められていること。

自己の存在証明。自己同一性。

戦後60年を過ぎ、韓国を中心にアジアとの文化の交流は盛んですが、

アジア地域のみならずグローバルに、人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進んでいますが、在日の人々をめぐる国内の問題はまだまだ解消されていません。国民がこの問題と真摯に向き合い、こうした歴史について学習していくことが大切です。

現在、大分県在住の外国人の出身は107か国・地域96か国にわたり（入国管理局調べ）異なる言葉や習慣、生活様式や価値観をもって生活する中で、ある場合は個別の、ある場合は共通の困難や悩みをもっています。日本で生きていくしかない在日の人々にとっても、目的をもって日本に来た外国人にとっても、「ここで暮らすのは難しい」という思いを抱くことのない日本であり、大分県にしていかなければなりません。

異なる言語、宗教、習慣等の違いや在日韓国・朝鮮人等に対する差別・偏見の問題から様々な人権問題が発生しています。また外国人児童生徒の日本語指導の問題などがあります。今後は増加傾向にある外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導や就学指導、進路指導等の充実を図っていくことが必要です。

国籍に関係なく、すべての児童生徒に対して人権尊重の精神を基盤として、国際社会において互いに信頼し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく能力や態度を育成する教育の充実を目指していかなければなりません。

ウ 基本的な方向

学校教育

学校教育においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための態度を育成するための教育を充実していくことが大切です。

外国人に対する偏見や差別意識は、他国の文化や習慣への理解不足が原因の一つと考えられます。学校や地域の実態に応じて、各国の歴史や文化・習慣についての理解を深める学習を取り入れ、外国人のもつ文化や生活習慣等の多様性を尊重する態度を育てることが大切です。それが、国際理解教育、異文化理解教育を豊かなものとして発展させていくことにつながります。

在日の問題を例にとるならば、まず、教職員の在日問題をはじめとする外国人をめぐる問題に対する認識を深めることです。日本語指導の必要な外国人児童生徒の把握だけでな

く、在日の子どもたちの状況についても把握し、現在に至るまでの経過や被差別の思いを聞き取り、本名で生きたいという子どもや親の願いを尊重し、支援していくことが必要です。また、指導上必要な情報を受け継ぐ書類の書式を整えたり、各市町村教育委員会と学校との情報交換も必要です。

在日の人々のアイデンティティにかかわる問題もあります。現状と課題で挙げたものを整理してみると、「周囲の『在日』に対する認知度が低い」「国籍条項のため、進路選択を狭められる」「本名を名乗ることで不利益や不安を感じる」「歴史を考えれば通名では生きられない」等、在日としてのアイデンティティを疎外する要因があることは明らかです。

学校には在日の子どもだけではなく、外国で暮らしたことのある子どもや、父母や祖父母と国籍が違っている子ども等、実に様々な子どもたちが在籍しています。これらの子どもたちが習慣や文化の違いから差別されないようにしなければなりません。そのために、これらの子どもたちが民族や自国に対する誇りを持ち自己のアイデンティティを確立できるように、彼らの言語や文化、習慣、歴史を日本人の子どもとともに学ぶ機会をつくる取組を進める必要があります。

近年急速に増えている、ニューカマーの子どもたちへの日本語保障や**母語保障**、入試・編入学における特別措置、保護者への連絡体制の確立等の学校教育システムの整備も検討される必要があります。その際、PTA活動等、保護者同士のコミュニケーションを図り、外国人保護者に様々なニーズがあることをとらえながら進めていくことが大切です。そのために教職員の語学研修やALTの活用を含め、様々な言語に対応できるような専門職員の配置、就学・修学相談窓口の開設に向けて検討していきます。

—さらに、その取組を確たるものにしていくために、**在日外国人教育指導方針**の策定についても検討していきます。

県教育委員会では、2012年(平成22年)3月に大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定しました。今後は、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬しあう人間性豊かな児童生徒の育成を進めます。また、具体的問題解決のために、地域での偏りのない支援・相談・連絡体制のための地域間の連携ネットワークづくりについて検討していく必要があります。

社会教育

在住外国人の増加に伴い、外国人やその文化に接する機会が増えています。異文化を自分たちの価値観で一方向的に評価

母語保障 = 母国語保障

日本語習得が当面必要な児童生徒に日本語の学習権を保障するとともに、成長の過程で使用してきた母国語を精神形成上あるいは保護者とのコミュニケーション上欠かすことのできない生活言語として認め、個性として伸ばしていく考え方に基づく支援の在り方。

在日外国人教育指導方針

—人間尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬しあう人間性豊かな児童生徒を育成するため、国際理解教育を進める中で、歴史的経緯等の学習を通して、身近な近隣諸国への認識を高めるとともに、友好と親善を図り、協調の態度を育成するように努めることなどを内容とした指導方針。

するのではなく、異文化が培ってきた価値観を理解し、地域に居住する住民として共に生きる社会の構築に協力していくことが求められます。そのためには交流学習会や交流活動の機会を増やすとともに、その活動への積極的な参加を呼びかけていく必要があります。そうした活動に立命館アジア太平洋大学等の学生の参加を呼びかけることや、民間のNPO等の団体との協力関係を深めながら実現の方向性を探っていきます。NPO等の団体との協力関係を深めながら実現の方向性を探っていきます。

一方、在日の子どもたちをはじめ、在住外国人の子どもたちが進路を多岐に不安なく展望できるように、進学先・企業・県民への啓発促進も必要かつ緊急の課題です。在日の人々にかかわる問題とニューカマーにかかわる問題を理解し、文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重する講演会や学習会・イベント等を開催して相互理解を促進するよう努めます。

また、在住外国人に対して、インターネットや広報誌等を活用し、暮らしに役立つ情報を提供したり、各種関係機関や民間団体との連携強化を図り、きめ細やかな生活相談等の支援を行いたいものです。

こうした取組は「同化」ではなく、異質なものが同じ場所で共に生きる共生社会の実現につながるものと考えます。

国際化、ボーダーレスな社会の到来は、国内・県内を訪れ、生活する外国人が増加する一方、外国で生活する日本人も増加するという側面も持っています。大分県の人々が留学や研修・転勤、あるいは就労のために外国を訪れ、外国で生活する機会が増えていくことも考えられます。その人たちが他国の言語や宗教・習慣、制度・歴史、文化を正しく理解することは、そこで生活していく上で必要なことです。その際に、大分県に在住する外国人の視点で社会や身の周りの不合理に気づき、改善しながら相互理解を深めることが、大きな助けになると考えられます。

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするために、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語を習得するための体制等を整えていくことが必要です。

最近では、地域の公民館等で在住外国人に対して日本語教室を行ったり、外国の文化を学び、つながりを深めるための料理教室等を開催したりする取組が進められています。このような取組を支援し、推進していくことが、国際理解、多文化共生につながると考えられます。

NPO
「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる。

(7) 医療をめぐる人権問題

ア これまでの取組

人は誰でも何らかの病気を抱えており、病気と闘ったり、折り合いをつけたりしながら、自分らしさを大切に自分の人生をつくりあげています。

ところが、病気に対しての曖昧な知識や過度の危機意識・偏見から、様々な人権問題が生じています。とりわけ**ハンセン病**については、国が撲滅のための法律を制定し患者を収容所に強制的に隔離したため、「不治の恐ろしい感染症である」というイメージを国民に与え、患者や家族に対する大きな偏見と差別が生まれました。我が国ではハンセン病についての認識の誤りが明らかになってからも、国策により隔離政策が継続され、患者や家族に対する差別や偏見が助長されてきました。

このような状況の中、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、さらに2001年（平成13年）ハンセン病患者・回復者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁の判決が大きな契機となり、これまでのハンセン病に対する政策上の問題点が改めて明らかにされ、国による患者や回復者に対する補償や名誉回復及び福祉増進等の措置がとられることとなりました。

また、**HIV感染症**についても**エイズ**患者が初めて我が国で確認された1985年（昭和60年）当時、マスコミの影響や病気に対する情報不足等による誤った認識から、患者に対する大きな差別が生まれました。その後、1988年（昭和63年）にWHO（世界保健機構）は、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症・エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

本県では、1992年（平成4年）に決定した「大分県エイズ対策基本方針」において、正しい知識を普及する取組を全県に展開することや若い世代への教育・啓発に取り組むという二点を重点対策と決めました。さらに「国連10年」大分県行動計画では、患者の自己実現を図るために**インフォームド・コンセント**の理解を普及することや疾病を個性として理解する啓発に取り組むことを補足して、人権施策の指針としました。

これら4項目の指針を踏まえ、以下のような取組を行っています。

- ・エイズ総合対策では、正しい知識を普及させるため、学校への衛生教育やイベント等を通じたの県民への啓発

ハンセン病

ノルウエーの医学者ハンセンによって発見されたらい菌による感染症の一つ。人間の神経と親和性は強いが菌の増殖も遅く毒性も弱い。

HIV感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染で免疫システムが壊されるために免疫不全を起こすもの。

エイズ（後天性免疫不全症候群）

日本の疫学上の定義は、HIV感染に引き続く免疫不全の結果、カリニ肺炎等普通には起こらない弱い病原体による感染症や悪性腫瘍や神経の病気などにかかった状態をいう。

インフォームド・コンセント

患者の権利の一つとして確立されたもので、医師の詳細な説明に対し患者が様々な質問をし、患者の主眼的判断で治療について拒否あるいは同意をすること。

- ・難病については、患者や家族を支援するためのネットワークづくり・ハンセン病については、2001年（平成13年）知事等が療養所を訪問し、隔離政策にかかわった県の立場から謝罪を行うとともに、イベントやマスコミを活用して差別解消のための県民啓発活動への取組、施設入所者の自立を図るための里帰り事業や交流事業の実施
- ・医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年（平成15年）8月に設置し、専門の相談員による医療相談を実施
- ・2004年（平成16年）3月、大分県地域保健医療計画を改定し、人権に配慮した医療サービスの提供を促進
- ・2013年（平成25年）3月、大分県医療計画を改定し、人権に配慮した医療サービスの提供を促進

イ 現状と課題

HIV薬害訴訟の和解・「らい予防法」の廃止を契機に、「伝染病予防法」が抜本的に見直される中、「エイズ予防法」「性病予防法」は統廃合され、1999年（平成11年）新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

この法律は、患者の人権に配慮するとともに、患者に対して良質かつ適切な医療を提供することや、可能な限り社会との交流を続け一人の人間として社会生活を送ることを目的としたものであり、そこでは、差別や偏見がなく個人の意思が尊重され、「自らの情報を知る権利」や「守られる権利」等が大切にされるべきだと記されています。しかし、法律で病名とその対処法が規定されているため、その都度、最新の科学データと客観的証拠に基づいた対処法の決定がなされにくい状況があり、患者・感染者に対する差別や偏見が生まれにくいという保障はありません。

ハンセン病については、「らい予防法」の廃止後も、90年にわたる対策による「恐ろしい伝染病」という疾病観は拭いきれず、入所者の多くは、長期の隔離等により家族や親族等との関係を絶たれたことや、社会における差別や偏見、入所者の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、今もなお社会復帰が困難な状況にあります。**本県出身者**も例外ではなく、故郷に帰れないままになっています。

この根強い差別の現実を私たちに突きつけたのが、2003年（平成15年）11月、熊本県で発生した菊池恵楓園入所者に対する**宿泊拒否事件**です。しかし関係者を苦しめたのはそれだけではありませんでした。ホテルの謝罪文が宿泊拒否に

HIV薬害訴訟
血友病HIV感染被害者
救済訴訟患者は、「真の被害者救済訴訟」を求めた。

本県出身者
平成25年3月31日現在、大分県出身の国立療養所入所者41名。

宿泊拒否事件
熊本県主催「ふるさと訪問事業」で宿泊を予定したホテルが、菊池恵楓園の入居者の宿泊を拒否した事件。

ついでに謝罪ではなかったため、自治会側が謝罪文の受け取りを拒否したことから、入所者に対する誹謗中傷の文書や電話が何百件にもものぼりました。弱い立場の人がおとなしくしている間は同情するが、少しでも社会に抗議の声を上げると手のひらを返したように非難することが、差別そのものであるという認識が全くないものでした。人権擁護の立場から、命と生活を守るための活動を継続することが大切です。

また、今なお誤った認識や偏見が存在していることから「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2009年(平成21年)4月から施行され、差別の解消をさらに推進しています。

HIV感染症については、知識がある程度進んだ現在においても、予防行動が適切になされず、若年層感染者の増加や潜在的感染者の存在があることから、今後も、啓発と同時に感染者への差別や偏見の解消に努めていく必要があります。

その他、社会問題としての水俣病や原爆症、難病、てんかん、アトピー等についても、同様に間違った認識が差別を生んでいる現状があります。

また、色覚については、日頃、色に関してほとんど問題を感じることなく生活しているにもかかわらず「白と黒にしか見えていない」などと誤解を受け、進学や就職の道を閉ざされるという差別を受けてきました。色覚差別撤廃の運動により、2001年(平成13年)に労働安全衛生法が、2002年(平成14年)に学校保健法施行規則が改正され、学校における健康診断や雇用時健康診断の項目から「色覚」が削除されるなど、徐々に状況は改善されつつありますが、未だ進学や就職時に制限を受ける実態があります。

今後も、色覚についての正しい知識の普及とともに、すべての人が生活しやすい学習環境、社会環境づくりに努める必要があります。

15年県民意識調査で、ハンセン病の元患者への対応について、「できることは支援する」とする回答は41.9%で、「なるべくかわりたくない」17.3%と「わからない」40.3%を合わせると、6割近くになります。また、エイズ感染者・患者への対応についても、「できることは支援する」とする回答は37.2%で、「なるべくかわりたくない」25.2%と「わからない」37.6%を合わせると6割を超えます。(次のページのグラフ参照)

これは、啓発や教育が広く行われてきたにもかかわらず、「差別はいけない」ということ自体、単なる知識としてしか理解されず、差別に苦しんでいる人々の痛みの実感を伴って理解されていないからであると思われる。

色覚差別撤廃の運動

色覚問題を解決しようと言う意識をもった医師や教師、「色覚異常」と判定された当事者が、「日本色覚差別撤廃の会」「日本色覚差別の会大分」「障害者欠格条項をなくす会」「大分色覚に関わる学習会実行委員会」などの会を結成し、色覚差別に関する学習資料の作成、社会への喚起、関係省庁への申し入れなどを行ってきたこと。

しかし、回答としては、どちらの項目でも学習している期間が長いほど、「できることがあれば支援する」が多いことから、当事者の立場や思い、願いが伝わるような啓発や教育を今後とも推進していくことが大切です。

ウ 基本的な方向

生命の危機に瀕(ひん)するような病気とそうでない病気を同一に考えるのは無理があるかもしれませんが、人類は病気と共生することで抵抗力を付けてきました。仮に、一つの病気を根絶しても新たな感染症が生まれてきます。また、薬が開発されても**耐性菌**を生み出してしまうことは、今までの歴史が明らかにしています。

「撲滅」「・・・0(ゼロ)運動」等、病気や病原菌を根絶する考え方は、差別を生む危険性を含んでいます。病気への不安と感染への恐怖、周囲の差別や偏見の問題を乗り越えていくためには、病気に対して正しい知識をもつとともに、病気をもつ人たちの「きつさ」や「つらさ」を理解するよう努める必要があります。

とりわけ、感染症をめぐる差別と人権問題については、感染者の側から感染症を見ていくという痛みの実感を伴った指導が重要です。

学校教育

病気に対する正しい理解と認識を深め、患者に対する差別や偏見をなくすために、教科や特別活動等を中心として、健康教育の充実を図る必要があります。

そのためには、まず自分や身近な人の病気の体験から、病気についてどうとらえるのかという健康観について考え合う場を設けたり、どの時間を活用しどんな資料を使うのかなど、しっかりとした計画と実施に当たっての共通理解が大切です。ハンセン病、HIV感染症等の人権問題については、地域や児童生徒の実態、発達段階に応じ、プライバシーの保護に配慮しながら、「人権教育指導資料 - 医療をめぐる問題 - 」(H17年発行)等を活用して指導するとともに、教材の開発にも努め、学習を進めます。

その際、病気にかかっている人の権利回復の歴史に学ぶとともに、患者・感染者及びその家族との交流の機会を設定するなどして、その思いや願いをしっかりと受け止めていく活動に取り組みます。

また、病気にかかっている子どもやその家族の不安や悩みを軽減できるよう、医療機関、関係団体等と連携し、学校と

耐性菌
抗生物質などの化学療法剤に対する耐性を備えた病原菌。

しての相談体制や支援体制を一層充実させるとともに、様々な病気に配慮した学習環境の整備に努めます。

長期入院している児童生徒については、**院内学級**等により、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、家庭との連携を十分とり、本人及び家族の思いや希望を受け止め、児童生徒の自己実現を支援します。

そのため、本人や家族・医療機関・関係団体等と連携をとり、子どもがかかっている病気についての正しい知識と対処について共通理解に努めます。

エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進しています。なお、指導に当たっては、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ることが重要です。

ハンセン病に関しては近年も、児童生徒が間違った認識を持ってしまふような授業が行われ、患者の人権を著しく侵害する問題も発生しています。正しい情報と知識を児童生徒が身につけるためにも、教職員自身がより正確に人権侵害問題としてとらえると同時に、政府が作成・配布する啓発資料等を適切に活用しながら、指導の工夫・改善を図ることが重要です。

また、医療全般に関してはセカンド・オピニオンなどが患者の権利として確立されていることも、押さえておくことが必要です。

社会教育

患者とその家族のプライバシーが保護され安定した日常生活が保障されるよう、病気に対する正しい知識と理解を深めるとともに、差別や偏見の解消に向けた住民に対する教育・啓発を進めることが大切です。そのために、講演会の開催や啓発パンフレットの配布等による正確で適切な情報の提供や、患者・回復者との交流の場の設定に取り組むことが求められます。その中で患者・感染者及びその家族の思いや願いをしっかりと受け止め、自分自身の考え方や生活の在り方を見直していくような取組が望まれます。

また、PTAや公民館職員、民生委員、保健医療に従事する人等に対して、患者・感染者の人権についての研修の機会を提供し、人権に配慮した地域の活動や保健医療体制の充実に努めます。

さらに、患者・感染者及び家族の精神的・時間的負担を少しでも軽減するよう、ボランティア活動のための人材育成が求められます。

院内学級

入院治療中の子どもが通えるよう、教育委員会が病院内に設置した障がい児学級のこと。
病状や生活環境に即した教育を行い、精神的な安定や健康の回復を促すことを目標としている。

セカンド・オピニオン

第2診断。はじめに相談した専門家とは別の専門家の意見を聞くこと。1980年代にアメリカで生まれた。医療情報の公開を進めるものとされている。患者が検査や治療を受けるに当たって、主治医以外の医師に求める意見。

また、患者同士・家族同士の交流を進め、ネットワークづくりを推進することも重要な活動の一つです。

(8) 様々な人権問題

ア これまでの取組

就職時の社用紙を使った履歴書や結婚時における身元調査等が、人々の予断や偏見と結びつき、様々な差別を生む要因となっていました。そのため、「全国高等学校統一用紙」活用の取り組みや、「身元調査を行わない」啓発の取組等が行われ、個人のプライバシーについての権利意識を高めてきました。また、学校においては、児童生徒の名簿や家庭環境調査票等の記載項目の見直し、活用の制限等により、プライバシーの保護に努めてきました。

一方、社会の情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の**個人情報**が処理されています。情報化社会の進展は、私たちの生活を豊かに便利にしていた反面、新たな問題として、プライバシーの侵害等が起きてきました。個人情報は、個人の人格と密接にかかわる情報であり、その取扱を誤ると個人に取り返しのつかない被害や人権侵害が生じるおそれがあります。現に、個人情報が売買されたり、誹謗中傷や差別的な内容の情報がインターネット上で発信されたりする問題が発生しています。

これらの問題を解決するために、2003年(平成15年)に制定され2005年(平成17年)4月から施行された「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定しています。また、本県でも、大分県個人情報保護条例と大分県情報公開条例により、個人情報の管理等プライバシー保護のための適切な対応に努めています。この「個人情報保護法」をもとに、人権侵害を未然に防ぎ、プライバシー保護の重要性に対する県民の認識を深めていく教育・啓発が必要となります。

拉致問題について、国は内閣官房に拉致問題対策本部を設置し、日本政府は国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と捉えています。教育現場では映像による広報が効果的であると思われる若年層のさらなる理解を図るため、アニメ「めぐみ」のDVDを全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校へ配布し、各学校に積極的な活用を呼びかけています。

個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。具体的には、氏名、性別、生年月日、住所のほか、思想、信条や学歴、職歴、病歴、家族関係、財産、所得等が考えられる。

イ 現状と課題

インターネットは、近年急速に普及し、インターネットを利用している人の約半数の人たちが、高速・大容量の回線を利用し情報の授受を行っていると言われ、コミュニケーションの手段として生活上の利便性も大きく向上してきています。私たちの生活が、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部に漏洩し、脅迫や架空請求等の犯罪に利用される事態も生じています。有害情報や個人情報、瞬時のうちにインターネット利用者のもとに届く環境が、ますます広がってきているとも言えます。また、インターネットの利用が普及すると、単なる一個人であっても不特定多数の人に大量の情報を発信するという、強力な情報伝達の手段を行使することができるようになります。このことにより、他人の情報や写真等が本人の承諾なしに公表されるなど、インターネットを利用したプライバシーの侵害も、近年問題となっています。

この他にもインターネットを利用した脅迫や**チェーンメール**等の迷惑メール、**不正アクセス**、**ネットストーカー**等、様々な問題が発生しています。また、今日、携帯電話の普及も目覚ましいものがあり、それにともない様々な問題が生まれてきていることも念頭に置いておかなければなりません。

学校教育の中で、児童生徒がコンピュータを使用する頻度は、高くなってきています。「知らないこと、調べたいことをすぐに調べることができる」「遠くの人と友だちになれる」「同じ趣味をもった人と友だちになれる」等、コンピュータの便利さだけが児童生徒に意識されている傾向があると言えます。

コンピュータは、大変便利なものであると同時に、その使い方を誤れば、人権侵害等の問題が生じることも十分に考えられます。学校教育の中でも、インターネットの使い方や情報モラルについて学習していく必要があります。インターネットは、私たちが仕事や家庭で豊かに生活するための道具の一つです。それを上手に活用し、お互いの人権が尊重される社会を築いていかなければなりません。

さらに、今日の課題として、朝鮮民主主義人民共和国による日本人の拉致問題が挙げられます。1970年代から80年代にかけて、日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起りました。これらの事件に関しては、朝鮮民主主義人民共和国による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991年以降、政府は機会あるごとに朝鮮民主主義人民共和国に対して拉致問題の解決を提起し、安否不明の拉致被

チェーンメール
「不幸の手紙」の電子メール版のようなもので、他の人に同じメールを出すように強要しているもの。

不正アクセス
他人のIDやパスワードを無断で使用したり、セキュリティ上の弱点を攻撃してコンピュータに侵入したりする行為。

ネットストーカー
ネットワークを利用したストーカー行為。ネットワークを利用して知り合った相手に対して現実の世界で行動に出る場合と、ネットワーク上でいやがらせをする場合とがある。

害者に関する真相究明を一刻も早く行うとともに、生存者は直ちに帰国させるよう強く要求しています。

最近は、「出会い系サイト」以外の、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、ブログなどの「コミュニティサイト」を介して、18歳未満の児童が児童買春や児童ポルノなどの犯罪被害にあう事件が多くなっています。特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、子どもの人権擁護上到底許されるものではなく、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむこととなるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。また、友人同士で共有しているプライベートに関わる画像や動画を、相手の意思に関係なくインターネット上に公開し、トラブルに発展するなどの事例も出ています。

その他、現代社会には、性的マイノリティ（性同一性障がい・性的指向等）、刑を終えて出所した人、プライバシーの侵害や名誉毀損、東日本大震災に伴う人権問題等、ここに挙げた個別の問題のほかにも様々な人権問題が存在しています。

ウ 基本的な方向

個人情報、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の趣旨からも慎重に取り扱われるべきものです。しかし、本人の知らないところで第三者によって個人情報が収集・利用されるなど、その取扱によっては、プライバシーの侵害となっています。

現在県内全ての市町村で、住民票の写し等の不正請求及び不正取得の防止のため本人通知制度が実施され、戸籍謄本などの不正取得による差別身元調査を防ぐための取組がすすめられています。

インターネットによる人権侵害の発生を防ぐために、学校教育や社会教育において、インターネット上での誤った情報や偏った情報をもたらす影響や問題点について学習を進めていくことが大切です。インターネット上の人権侵害の中でもではプライバシーの侵害に加えて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）をめぐる誹謗中傷等、新たな個別課題への対応が求められています。

日本人拉致問題については、人権にかかわる今日的課題と位置付け、学校教育や社会教育で基本的人権の尊重という観点から、教育内容の客観性、公正さ及び中立性の確保、在日の人々への影響等に配慮しながら、具体的な取組についての検討を進めていきます。

SNS(ソーシャルネットワークサービス)

インターネット上に自分の情報を載せた上で他の会員とメッセージを交換し交友を広げるサービス。電子メールなら1対1だが、不特定多数と交流できるのが特徴。

その他、社会状況の変化に伴う新たな個別課題に対して、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲を高め、態度を育成するために、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成する具体的な取組を進めていきます。

学校教育

学校教育では、児童生徒が自分たちの生活を通してプライバシーの保護について学び、プライバシーの侵害は人権にかかわる問題であるという認識を深めるよう指導しなければなりません。具体的には、社会科や公民科でのプライバシー保護に関する学習や、家庭科での消費者教育、情報に関する教科や総合的な学習の時間等での、インターネットを利用した様々な学習機会をとらえて、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性についての学習を計画していきます。

特に、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身に付けさせることが大切です。そこでは、児童生徒が自己のプライバシーを守る権利とともに、他者のプライバシーを侵害しないようにする態度の育成がとても大切となってきます。インターネットを利用する場面の多くは家庭であることから、家庭で使用している時のことを学校教育の中で、常に考えておく必要もあります。

また、個人情報の保護については、児童生徒にかかわる個人情報を適正に取り扱わなければなりません。学習指導や生徒指導を行う上で、児童生徒にかかわる個人情報の収集は必要ですが、その中には児童生徒やその保護者の了解なしに蓄積されたものもあります。学校や教職員は、それらの個人情報の適正な管理についての理解と認識を一層深めることが大切です。

そのためには、個人情報の保護に関する研修を実施するとともに、これまでの慣行を見直し、適正な情報の管理(収集・提供)体制の整備に努めます。

さらに、新たな人権課題についても、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を見通して適切に指導しなければなりません。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)をめぐる誹謗中傷等は明らかな人権侵害であると学ばせるとともに、具体的なSNSの使い方や情報モラルについて学習を進めます。

性同一性障がい(性別違和)については、「からだの性」と「こころの性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない

好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めると共に、個人への配慮が必要です。

刑を終えて出所した人の人権問題については、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。なお、実際の指導の際には、個人情報を保護する観点から、個人に関わる様々な情報の取扱いに十分配慮しなければなりません。

東日本大震災に伴う人権問題は、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。避難している方々が慣れない土地で心穏やかに生活できるように、放射線に関する正しい知識や情報を知ることが必要です。

日本人拉致問題の具体的な取組については、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の作品上映等を通じて、北朝鮮当局による拉致は個人の自由及び幸福追求の権利を奪う重大な人権侵害であり、日本国民の今日的課題であることを理解する指導を今後も進めていきます。

これらの問題のほかに、雇用形態の激変による労働者への人権侵害、婚外子（非嫡出子）に対する人権問題等も配慮していかなければなりません。

社会教育

個人情報保護のためには、県民一人一人が情報モラルを守り、インターネットを正しく利用する上での意識啓発を図っていくことが大切です。

そのためには、市町村等で実施している懇談会や広報誌、職場の研修会等で、プライバシー保護に関する内容を取り上げ、県民がお互いのプライバシーを尊重するという意識を高めることが重要となってきます。

人権意識に基づいた業務の遂行が、すべての行政機関や企業、事業所においてできるよう、個人情報の保護や**情報セキュリティ**に関する研修に努めます。

その他、様々な人権問題として、「アイヌの人々をめぐる人権問題」「性的マイノリティをめぐる人権問題」「マスメディアによる人権侵害」「刑を終えて出所した人をめぐる人権問題」「職業に関する差別」等、人権をめぐる問題が様々な形で私たちの周りに存在しています。

アイヌの人々の問題は、様々な民族や多様な文化をもった人々が共生できる地域をつくる上で重要な問題であり、刑を終えて出所した人の人権に関しても、被害者の立場にも十分

情報セキュリティ
情報資産の機密性を保持し、完全性及び正確性を維持するとともに、あらかじめ許可された範囲内においては必要とする情報資産の利用を確実にできる状態を確保することをいう。

に配慮しながら社会復帰を援助していくためには、地域の理解と協力が不可欠です。

これらの問題の解決に向けては、学校教育・社会教育においても、それぞれの人権問題について科学的な認識を深め、差別をなくすための技能や態度の育成をめざして、教育の重要な内容として取り組みます。

3 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育を推進するに当たり、地方公共団体の行政（教育行政を含む。）にかかわる者には、住民の福祉の増進を図るという観点から、住民一人一人の人権を尊重して、その職務を遂行することが特に求められており、引き続き、大分県人権施策基本計画にいう**特定職業従事者**に対する人権教育をより充実させる必要があります。

教育行政職員に対する人権教育

行政職員は、人権教育の主体者としての学校教職員と同様、様々な人権施策策定と社会啓発活動の主体者です。このため、住民に率先して人権意識を向上させることが求められます。

また、人権問題が多様化し広がりを見せている現在においては、人権問題と密接にかかわる業務に従事する可能性も高く、日常業務を遂行する上で人権意識は不可欠なものになっています。とりわけ、住民サービスは、換言すれば、住民の自己実現を支援することであり、豊かな人権感覚をもった職員が人権に配慮した行政の推進をすることによって可能となります。

そのため、すべての職員が公務員としての必要な人権感覚を身に付け、一人一人が人権尊重の視点に立った職務が遂行できるよう、職務内容に応じきめ細かな人権感覚を身に付ける研修を積極的に行う必要があります。

特に、指導主事、社会教育主事、市町村の人権教育担当者、社会教育指導員については、人権教育研修の企画者・実施者として、学習プログラムの作成や体験的参加型を導入した研修実施のための資質や能力を身に付けることができるよう、研修の充実に努めることが大切です。

教職員に対する人権教育

学校における人権教育の推進に当たっては、教職員自らが人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接し指導に努めることが大切です。さらに、自らの言動が児童生徒の人権のみな

特定職業従事者

人権教育の推進に当たって、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者。

例えば、行政職員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、労働行政関係者、マスメディア関係者等。

らず教職員同士においても相手の人権を侵害することのないよう、互いを尊重するような教育環境づくりに努めることが大切です。

そのためには、教職員が人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高められるよう、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を県教育センターにおいて計画的に実施します。

また、各学校では、校内研修を充実させ、人権に配慮した職務遂行を通して教職員の資質の向上に努めるとともに、県内外で開催される研修会等に積極的に参加し、人権教育の実践につながる情報の収集等、還流と活用に努めます。

近年、インターネットを利用した誹謗中傷等の人権侵害や書き込みの問題が深刻化してきており、子どもから高齢者にわたるあらゆる機会をとらえて学習を進めていきます。そして、様々な人権問題に関する知識・理解を深める学習内容や方法の研究・改善に取り組みます。

第 章 計画の推進

1 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究

これまでも、県内の各自治体や人権教育研究団体では、それぞれに工夫を凝らした人権教育・啓発に取り組んできています。その内容・手法等を学び合うことは、より効果的な人権教育・啓発の推進には欠かせません。

県では、それらの関係機関や団体、さらには大学や**公益財団法人人権教育啓発推進センター**等との連携・協力のもと、より効果的な人権教育・啓発のための教育内容、指導法等について調査・研究を進め、人権教育の教材等の開発や内容・指導方法の改善を図ります。

公益財団法人人権教育啓発推進センター

法務省及び文部科学省共管の公益法人として、広く人権教育・啓発に関する情報提供を行っている。

2 推進体制の基盤整備

効果的な人権教育の推進を行うためには、学校や行政、企業・民間団体、地域等における推進担当者を明確化し、その体制づくりが重要です。そのため、担当者・指導者の育成と資質の向上を積極的に行うとともに、管理職を含む推進委員会の設置や委員会開催の定例化に取り組むなど、推進体制の強化を図ります。

3 推進環境の整備・充実

人権問題が複雑・多様化する中、効果的な人権教育推進のため、県内外から人権に関する今日的な課題を反映した資料や情報の収集に努め、人権教育の推進に必要な教材や教具、資料の整備・充実を図ります。

また、国や市町村、人権教育研究団体や**NPO**等民間団体から、具体的な実践資料や情報を積極的に収集し、それらを有効かつ効率的に活用できるよう、人権ライブラリーの充実や資料の体系化、ネットワーク化を図り、県民が日常的に情報にアクセスできる環境の整備・充実に努めます。

NPO

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる。

4 実施主体間の連携

国や市町村、企業、人権教育研究団体、NPO等民間団体が、それぞれの役割と分担を踏まえつつ、緊密な連携や協力のもと総合的に人権教育を推進します。

例えば、NPOから企業のセクハラ研修に講師を派遣する、学校の総合的な学習の時間に社会福祉センターや企業から介助や接遇についての講師を派遣するなどが考えられます。とりわけ、公益社団法人大分県人権教育研究協議会との連携を強化し十分に図りながら推進していきます。

さらに、人権課題ごとに関係する様々な機関において、その特性を踏まえた各種の取組が実施されていることから、連絡協議会等に参加するなどして、これらの機関と一層緊密な連携を図っていきます。

5 計画の推進と見直し

人権教育を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局、課、室等との緊密な連携をもとに、全庁体制でこの推進計画を推進します。

施策の実施に当たっては、この計画の趣旨を踏まえ、毎年度実施する事業において、その具体化を図っていきます。

なお、国内外の動向や本県の人権をめぐる諸状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 大分県人権教育基本方針（平成 17 年 1 月 28 日：大分県教育委員会決定）

国際社会では、国際連合において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、国際人権規約をはじめ女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

我が国では、日本国憲法において、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、すべての国民は法の下に平等であるとしている。これら憲法の保障する基本的人権の確立に向け、国際社会の一員として様々な条約を締結し、福祉や教育などの分野において各種の法律や制度の整備を進め、具体的な取組を行ってきた。

本県においても、人権尊重の精神を取り入れた各種条例の制定等を行い、1998年には「人権教育のための国連10年」大分県行動計画を策定し、学校や地域において人権教育を進めるとともに、特定職業従事者等に対して研修等の取組を進め、併せて、人材の養成や教材等の開発・整備に努めるなどして、「人権尊重の大分県」をめざして取り組んできた。これらの取組を通じて、一人一人が自らの尊厳を認識し、相互に人権を認め合い、差別や偏見の解消に向け不断の努力を重ねることにより、すべての人々の人権が尊重され、豊かに共生できる社会の実現という理念のもとに、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策を総合的に推進してきた。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、また、インターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷など、新たな人権問題も発生している。これらの背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられるが、国際化、情報化、高齢化等急激な社会の変化も要因と考えられる。こうした差別の解消や人権問題の解決に向けては、これまでの同和教育などの取組の成果や反省の上に立って、社会を構成するあらゆる人々が、互いに個人として尊重し合い、様々な文化や考えを交流できる「共生社会」を実現することが求められている。

「人権の世紀」といわれる21世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きい。

以上のことから、大分県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約などの精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念をふまえ、その責務を深く自覚し、人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育を通じて以下のように人権教育を推進する。

1 人権意識の基礎を培う教育の推進

一人一人の人権が大切にされる環境において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」人間関係づくりを通して、自分自身がかけがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合う中で、自尊感情を育成するなど、人権意識の基礎を培うための人権教育を推進する。

2 豊かな人権感覚を育成する教育の推進

人権の意義や様々な人権問題に関する学習を通して、人権問題への正しい理解や認識、的確な思考力・判断力を身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育成するための人権教育を推進する。

3 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

一人一人が、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな体験活動を通じて、他の人と共によりよく生きようとする実践的な意欲や態度、技能を育成するための人権教育を推進する。

この方針の実施にあたっては、これをより効果的に、かつ総合的に推進するため、人権教育にかかわる県・市町村、関係諸機関及び民間諸団体などの各実施主体が、その担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化することが重要である。

また、人権教育は幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであることから、県民の思いや対象者の発達段階をふまえ、生涯学習の視点に立ち、地域の実情等に応じて、家庭、学校、地域などそれぞれの場で多様な機会を通して実施される必要がある。

その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方について多様な意見があることをふまえ、その自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう、十分留意しなければならない。

2 大分県人権尊重施策基本方針（平成 27 年 1 月：大分県決定）（抜粋）

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日：法律第147号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定） （平成 23 年 4 月 1 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第 3 条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風

潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供して

いく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題

についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組みたり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(中略)

(1 2) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)

拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)

拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)

諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

大分県在住外国人に関する学校教育指導方針

平成 22 年 1 月 29 日
大分県教育委員会

<はじめに>

我が国に長期滞在する外国人は年々増加傾向にあり、2,210,000 人（平成 21 年度法務省調査）を超えている。この背景としては、外国人労働力へのニーズが高まってきていることや、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い日系人が在留資格を得て日本に定住し就労することが可能になったことがある。日常生活の中で外国人と出会ったり、異文化に直接触れたりする機会も増えている。社会・経済がグローバル化していく中、我が国に入国し滞在する外国人の数は今後も増えていくことが予想される。このように国際化がますます進展する中、小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒は、80,000 人を超え、そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒は約 28,500 人（平成 20 年度文部科学省調査）と過去最高になっている。

大分県においては、県内の学校に在籍する外国人児童生徒は 163 人、日本語指導が必要な外国人児童生徒は 44 人（平成 20 年度文部科学省調査）と年々増加傾向にある。また、外国人登録者数は 11,034 人、留学生は 4,077 人（平成 21 年度法務省調査）で、都道府県別留学生の人口 10 万人当たりの人数は 339.8 人と全国 1 位となっている。

平成 18 年 2 月に策定した「大分県人権教育推進計画」の「外国人の人権問題」においては、在日韓国・朝鮮人等に対する差別・偏見の問題や異なる文化・習慣を尊重する態度等の不足、さらにはニューカマーと呼ばれる外国人児童生徒の日本語指導の問題等を指摘している。さらに、学校教育においてこれらの課題を解決し、国際理解教育、異文化理解教育を豊かなものにしていくために在日外国人教育指導方針の必要性に言及している。平成 20 年 5 月に県内の公立小・中学校、県立学校を対象に実施した「在日外国人教育指導方針」の策定に係る調査によると、外国人児童生徒やその保護者に対して、文化や生活習慣等の違いから生じる偏見や差別意識が存在することが明らかになっている。さらに、教職員の指導の課題として、外国人児童生徒への日本語指導や就学指導、進路指導等の充実も挙げられている。

以上のことから、大分県教育委員会では、世界人権宣言、児童の権利に関する条約を踏まえ、平成 17 年 1 月に策定した「大分県人権教育基本方針」及び「大分県人権教育推進計画」に基づき、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬し合う人間性豊かな児童生徒を育成するため、大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定する。

1 外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。

(1) 日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対して日本語指導や学習指導、

進路指導の具体化等、個に応じた指導・支援をする。

ア 一人一人の日本語の習得状況や学力等、個に応じて教育課程を弾力的に扱い、学力の保持や向上を支援する。

イ 進路指導にあたっては、関係機関と連携し、進路に関する情報の収集や提供に努め、将来に対して希望を持って進路選択ができるように支援する。

ウ 就学・転入学・進学等については、本人や保護者に対して適切な案内と十分な情報提供がされるように学校間や県・市町村等との連携を図る。

(2) 外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる学習機会等の提供に努め、自尊感情の形成を促す。

ア 外国人児童生徒の実態に応じて、母国の文化や母語にふれる学習機会を適宜設け、自信と誇りを持てるようにする。

(3) 在日韓国・朝鮮人児童生徒等に対する差別や偏見により、「本名が名乗れない」という状況がないように、自己実現に向けた支援をする。

ア 一人一人の本名を尊重し大切にす指導を通して、すべての児童生徒に人権感覚を育てる。

2 児童生徒に国籍や民族に対する差別や偏見をなくし、多様な文化や習慣を持った人たちと共に生きていく能力や態度を育成する。

(1) 国籍や民族の異なる外国人児童生徒とともに、互いの違いを認め合い尊重し合う共生の心をはぐくむ。

ア 留学生、海外から帰国した生徒等の体験談を聞く機会や海外修学旅行等の国際交流の機会を通して、児童生徒の異なる文化に対する興味・関心を高めるとともに異文化を尊重する態度を育成する。

イ 言語、生活習慣等の異なる人々との出会いや交流の場において、互いに協力したり、意見を交わしたりする活動を通して、多様な文化を持った人々と共に生きていくための能力や態度を育成する。

(2) 在日韓国・朝鮮人や中国人などアジア諸国の人々との歴史的経緯についての認識を深め、それらの人々に対する差別や偏見をなくしていこうとする意欲や態度を積極的にはぐくむ。

ア 児童生徒の発達段階を踏まえ、教科等の学習を通して日本と近隣アジア諸国との近現代史について学習させるとともに、古代から日本と政治・文化等の交流があり、日本の歴史形成に深く関わったことなどを踏まえ、これらの諸国と友好親善を一層進めることが大切であることを認識させる。

イ 在日韓国・朝鮮人等に対する差別や偏見は、人権尊重の立場から許されないことを認識させ、外国人児童生徒と日本人児童生徒が相互に主体性を尊重し、高め合い、共に生きる態度をはぐくむ。

3 外国人児童生徒にかかわる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進する。

(1) 校長をはじめ教職員は、外国人児童生徒個々の状況把握に努め、教育課題を明らかにし、課題解決に向けた推進体制を確立する。

ア 外国人児童生徒個々の状況や保護者の願いを踏まえ、自己実現を疎外する教育課題を明らかにするとともに、全教職員で課題解決に取り組む推進体制を確立する。

(2)外国人教育の全体構想や年間指導計画等を作成するとともに、教職員研修の充実を図る。

ア 人権教育の全体構想や年間指導計画等に外国人児童生徒にかかわる教育内容等を位置づけ、系統的・計画的な指導を行う。

イ 外国人児童生徒にかかわる教育について、教職員の実践的指導力の向上を図るための研修を充実する。

4 外国人教育を推進するため、学校・家庭・地域の連携に努める。

(1)外国人教育について家庭・地域の理解と協力を得るよう努める。

ア PTA 活動等様々な機会を捉えて、外国人児童生徒にかかわる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図る。

(2)NPO 等との連携を図り、外国人教育を推進する。

ア 学校行事等の実施に際し、外国人と豊かに共生する心をはぐくむため、NPO や社会教育関係団体等との連携を図り、多方面からの人材を活用するなどその充実に努める。

<おわりに>

本方針は、外国人児童生徒にかかわる問題解決の支援にとどまらず、国籍に関係なくすべての児童生徒に人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく能力や態度を育成する教育の充実を目指すものである。

実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、外国人の人権問題や人権教育にかかわる県・市町村、関係機関及び民間団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方に多様な意見があることを踏まえ、自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるようにする。

平成 22 年 3 月発行
大分県教育委員会人権・同和教育課

大分県いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年4月
大分県・大分県教育委員会

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本県におけるいじめの認知件数は、些細ないじめの事案も見逃さず、積極的ないじめの把握に努めた結果、平成18年度以降2,000件台から3,000件台で推移しており、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、

法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

連絡協議会の設置

県は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、県や市町村、地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する、「大分県いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の構成員

連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部私学振興・青少年課、県福祉保健部こども子育て支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び団体並びに市町村教育委員会、公立及び私立学校と市町村の福祉主管部の代表等で構成する。

連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

- ア 県の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- イ いじめに関する地域の現状や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

いじめ解決支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた助言を行う。

脚注2「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したもの。

脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したもの。

(3) 再調査のための機関

再調査機関の設置

県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認めた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うための機関を設置する。

再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

財政上の措置等（法第10条関係）

- ・ 県は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

- ・ 県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。

学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

- ・ 連絡協議会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。

人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- ・ いじめの防止に関し蓄積したノウハウやいじめの問題への新たな調査・研究を活用した研修事業の充実により、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質向上を図る。

いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- ・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめの事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。

広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- ・ いじめの問題は、大人たち全員の課題であるとの意識を持ち、家庭や地域など子どもに係わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて、「いじめをしない、させない、許さない」社会の醸成のための広報啓発活動等を行う。

県の基本方針の内容の点検と見直し

- ・ 県の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

重大事態への対処

ア 県立学校を設置する地方公共団体の長

- ・ 第 28 条第 1 項に定める「重大事態」発生の報告を受けた知事は、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- ・ 再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 私立学校の所轄庁である知事

- ・ 「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができる。
- ・ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人やその設置する学校が重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助

- ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。

私立学校主管部局の体制

- ・ 私立学校において重大事態があった場合は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）において適切に対応する。

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。
- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織改善プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
- ・ 県教育センター教育相談部や24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニ

ュアル」(平成25年5月)の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) 関係機関等との連携

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処(学校の設置者又は学校)

- ・ 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(5) その他

- ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、迅速で適切な対応ができる学校を評価するよう留意すること。
また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

大分県スポーツ推進計画（改訂版）の素案について

平成26年11月18日（教育委員会協議）
 体育保健課

1 改訂の背景

- (1) スポーツ基本法第10条（策定時は、スポーツ振興法）に基づき、スポーツ基本計画（策定時は、スポーツ振興基本計画）を参酌し、地域の実情に即した本県のスポーツの推進に関する計画として、平成21年7月に策定。
- (2) 計画期間は概ね10年間（平成21年度から30年度程度）。今年度、策定から5年が経過することから、子どもの体力低下、少子高齢化、情報化の進展、2020東京オリンピック・パラリンピック開催決定などの社会状況の変化を考慮し、一部見直し。

2 基本方針

現行計画のテーマ・項目を基本にしながら、「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、「大分県長期総合計画」及び「新大分県総合教育計画」の内容、並びに、別途設置する「大分県スポーツ推進計画フォローアップ委員会」の意見を踏まえ、「大分県スポーツ推進審議会」に諮り、県教育委員会において決定する。

3 今後のスケジュール

| | | |
|------------------|------------------|--------|
| 平成26年12月 | 県議会常任委員会で素案を報告 | |
| 平成26年12月～平成27年1月 | パブリックコメント | |
| 平成27年1月 | フォローアップ委員会で成案を審議 | |
| 平成27年1月 | スポーツ推進審議会で成案を審議 | |
| 平成27年2月 | 教育委員会にて成案を審議・決定 | |
| 平成27年3月 | 県議会常任委員会で成案を報告 | 年度内に公表 |

大分県スポーツ推進計画フォローアップ委員会委員名簿

任期 平成26年6月30日から

平成27年3月31日まで

| | 役職 | 氏名 | 性別 | 所属役職名 |
|----|-----|--------|----|---|
| 1 | 委員長 | 谷口 勇一 | 男 | 大分大学教育福祉科学部教授 (県スポーツ推進審議会副会長) |
| 2 | 委員 | 井上 倫明 | 男 | 公益財団法人大分県体育協会事務局長 |
| 3 | 委員 | 岩本 とみ代 | 女 | NPO法人川添なのはなクラブ事務局長兼クラブ マネジャー(県スポーツ推進審議会委員) |
| 4 | 委員 | 土江 晃弘 | 男 | 大分県スポーツ少年団本部長 (県スポーツ推進審議会委員) |
| 5 | 委員 | 土谷 忠昭 | 男 | 大分県スポーツ推進委員協議会会長 (県スポーツ推進審議会委員) |
| 6 | 委員 | 中津留俊典 | 男 | 県企画振興部芸術文化スポーツ振興課課長補佐 |
| 7 | 委員 | 羽田野明美 | 女 | 一般財団法人大分陸上競技協会総務部長兼女性部 長(県立三重総合高等学校教諭) |
| 8 | 委員 | 堀川 裕二 | 男 | 大分県障害者スポーツ指導者協議会会長 |
| 9 | 委員 | 松本 悠輝 | 男 | 松本内科循環器クリニック院長 (県スポーツ推進審議会委員) |
| 10 | 委員 | 矢野 雄二 | 男 | 県土木建築部公園・生活排水課課長補佐 |

(委員長以下五十音順)

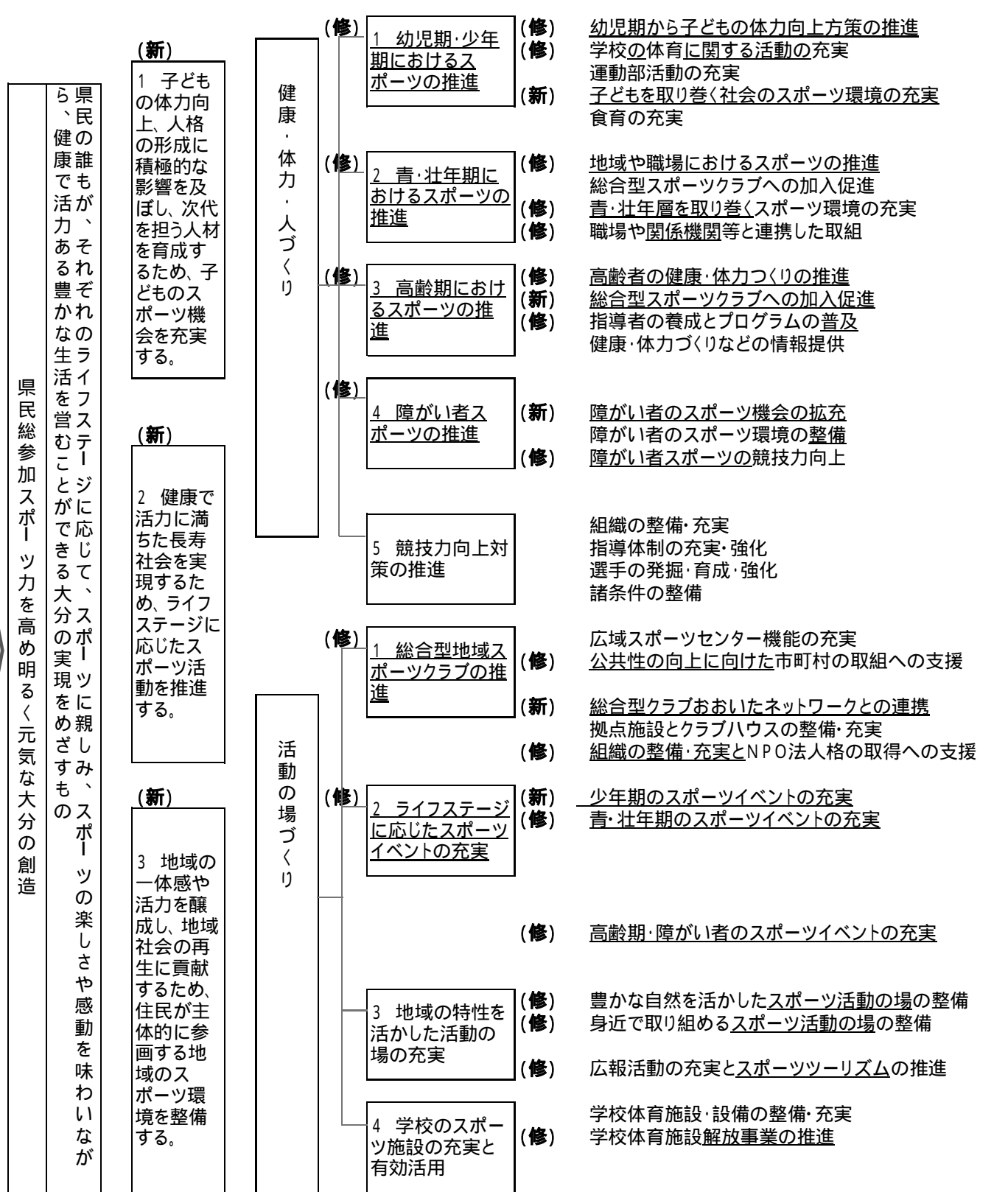
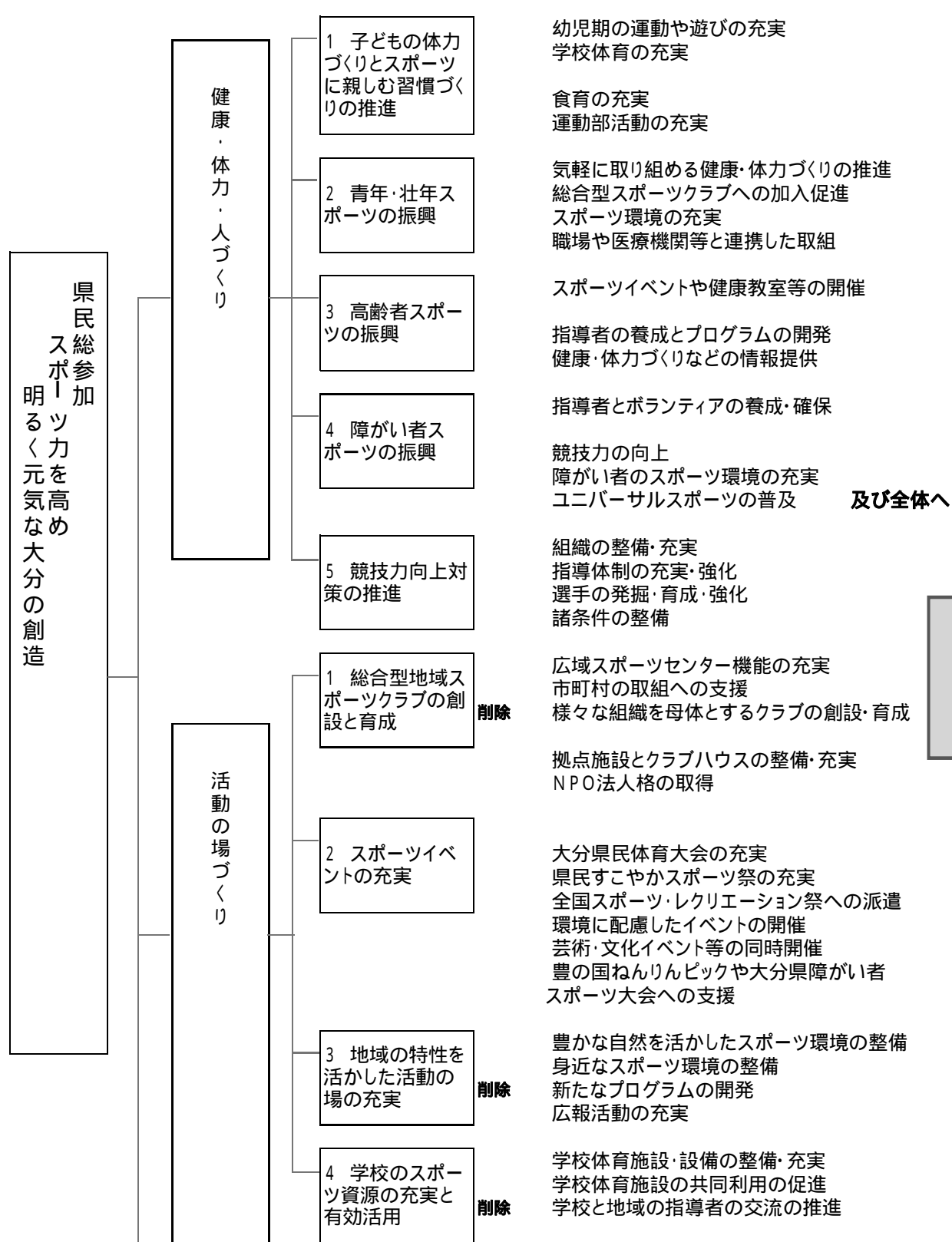
改訂版基本フレーム(案)新旧対照表

【現行】大分県スポーツ推進計画の施策体系

【新】大分県スポーツ推進計画(改訂版)の施策体系【案】

| 基本理念 | 基本的視点 | 項目 | 施策の方向 |
|------|-------|----|-------|
|------|-------|----|-------|

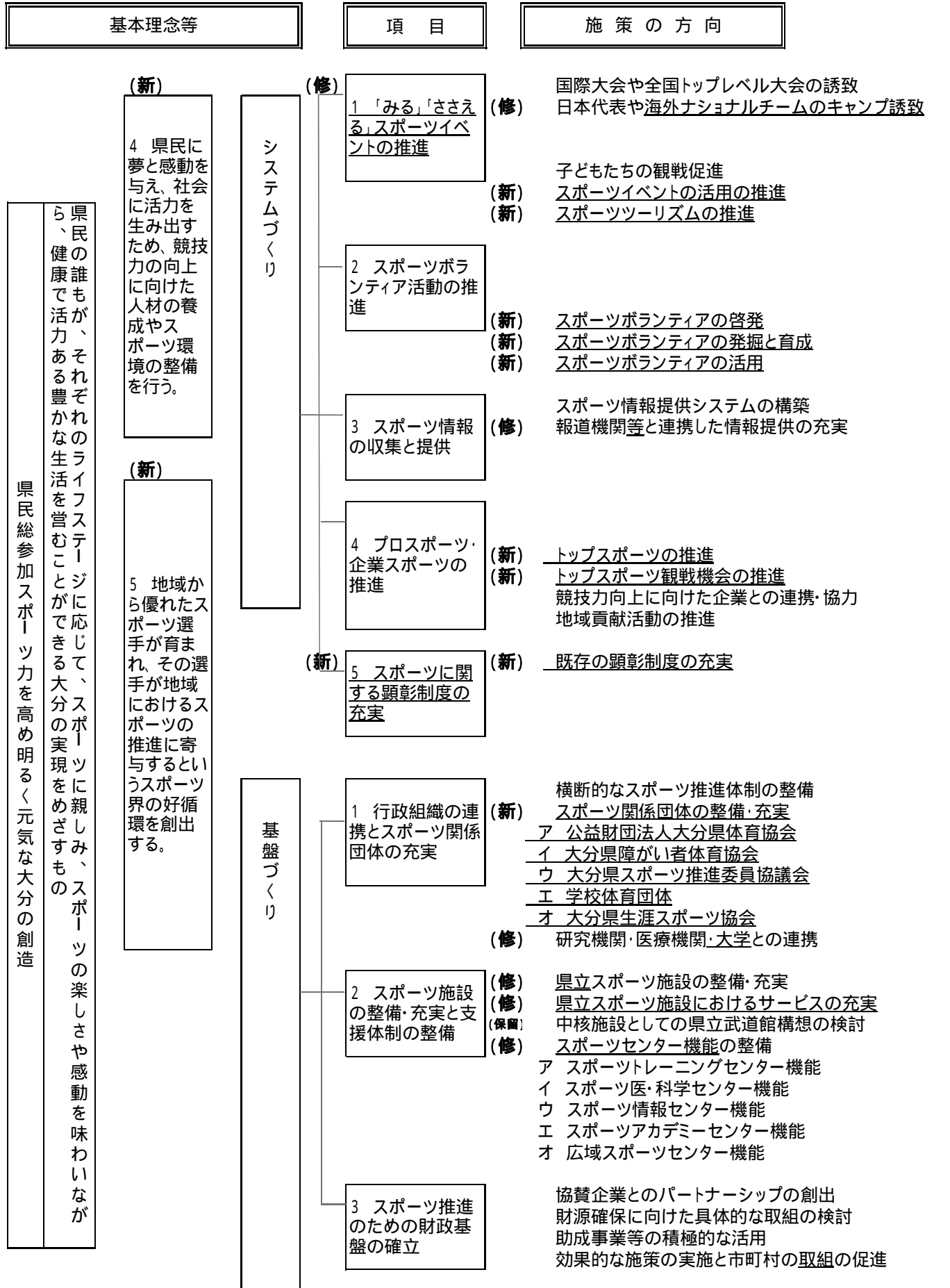
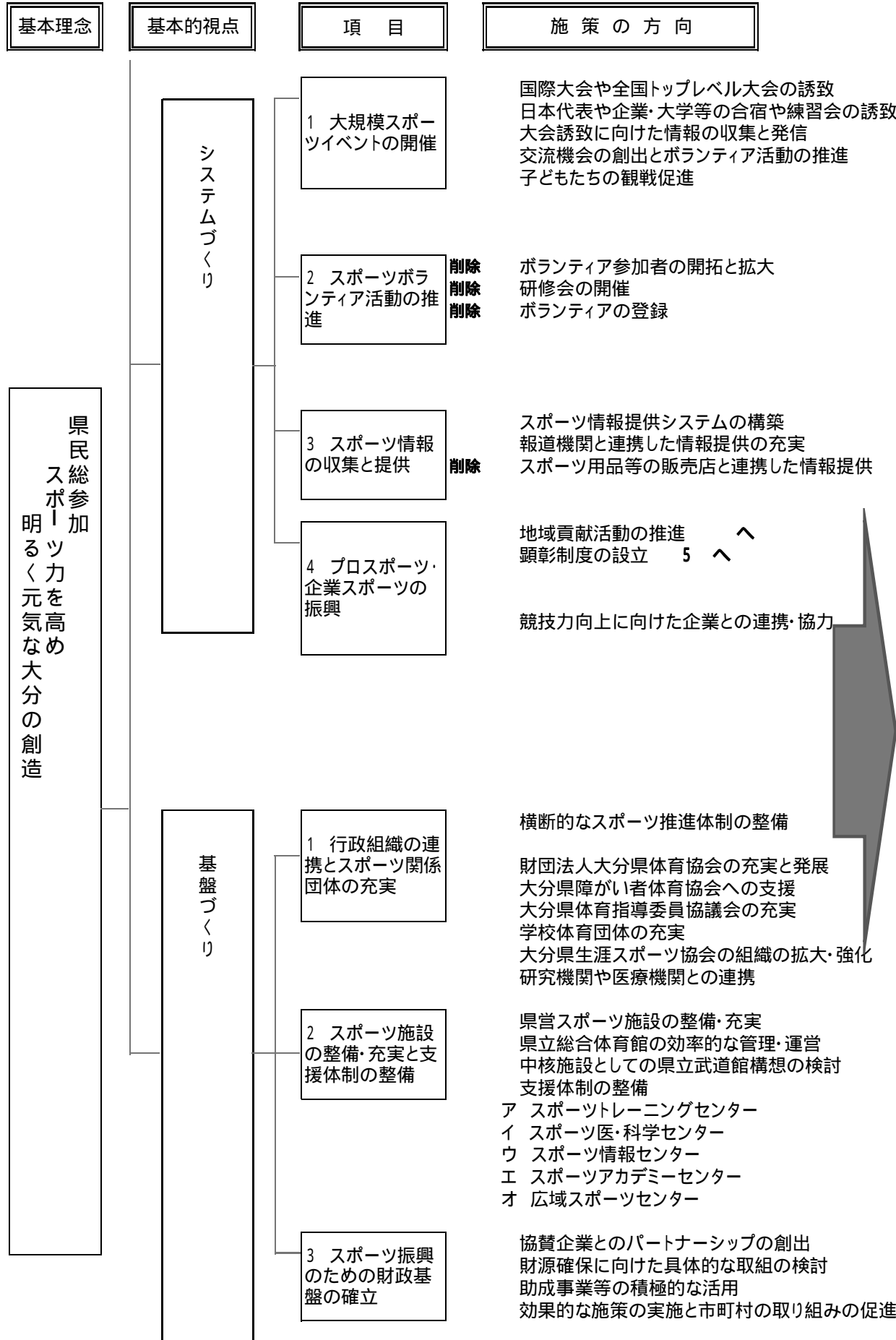
| 基本理念等 | 項目 | 施策の方向 |
|-------|----|-------|
|-------|----|-------|



改訂版基本フレーム(案)新旧対照表

【現行】大分県スポーツ推進計画の施策体系

【新】大分県スポーツ推進計画(改訂版)の施策体系【案】



大分県スポーツ推進計画（改訂版）素案

～ チャレンジ! おおいたスポーツプラン 2009（改訂版）～

第1章 大分県スポーツ推進計画の改訂策定にあたって

1 計画改訂策定の趣旨

本県では、平成6年3月に、21世紀大分の「スポーツ文化の創造」をめざした「大分県スポーツ推進計画～ネオ・スポルコロス21～」を策定しました。

さらに、平成21年7月には、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」及び、「新大分県総合教育計画」を踏まえるとともに、国の「スポーツ振興基本計画」を参酌した「大分県スポーツ推進計画」を策定し、「県民総参加、スポーツ力を高め、明るく元気な大分の創造」の基本理念のもと、各種施策を展開してきました。

平成23年6月には、これまで我が国のスポーツに関する基本理念等を規定した「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」が制定されました。

また、平成24年3月には、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が策定され、平成24年度から10年間を見通した基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されています。

スポーツ基本法の中で、「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と示されています。

このような国の動向に加え、社会情勢の変化に伴う県民を取り巻くスポーツ環境の変化に対応し、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分の実現をめざすため、今後の本県スポーツ推進の基本的な方向性を示した「大分県スポーツ推進計画（改訂版）」を策定することとしました。

近年、自由時間の増大や少子・高齢化の進行、また、高速交通体系の整備や高度情報化の進展等に伴う生活の利便化など、私たちを取り巻く社会や生活環境は変化し、ライフスタイルや価値観に影響を与えています。

国においては、青少年の体力・運動能力の低下傾向、身近なスポーツ環境の整備・充実の必要性の高まり、また、スポーツ振興投票制度の成立などの新たな状況を踏まえて、スポーツ振興施策を体系的・計画的に推進することにより、一層のスポーツ振興を図ることを目的に、平成12(2000)年9月(平成18年に一部改定)に「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

本県では、平成17(2005)年10月に策定された大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」(以下「安心・活力・発展プラン」という。)に基づき、「県民が主役」「県民の多様な価値観の尊重」「県民の発想と活動の支援」の理念のもと、諸施策が展開され、飛躍する大分県づくりが進められています。

スポーツの分野においては、平成6(1994)年3月に策定された「大分県スポーツ推進計画～

ネオ・スポルコロス21〜」(以下「ネオ・スポルコロス21」という。)また、安心・活力・発展プランとその教育分野の実施計画である新大分県総合教育計画「大分県教育改革プラン」に沿って、諸施策が展開され、相応の成果があげられてきました。

中でも、ネオ・スポルコロス21の計画最終年となる平成20(2008)年の「第63回国民体育大会“チャレンジ!おおいた国体”」(以下「“チャレンジ!おおいた国体”」という。)と「第8回全国障害者スポーツ大会“チャレンジ!おおいた大会”」(以下「“チャレンジ!おおいた大会”」という。)の開催により、県民のスポーツへの興味・関心は高まるとともに、本県の競技力は飛躍的に向上し、両大会を契機とした本県スポーツの一層の振興は、元気な県民の育成や地域の活性化に寄与するものと期待されています。

「大分県スポーツ推進計画～チャレンジ!おおいたスポーツプラン2009～」(以下「チャレンジ!おおいたスポーツプラン」という。)は、スポーツ振興施策を県民総参加で推進することにより、本県のスポーツ力を高め、明るく元気な大分の創造をめざして策定するものです。

2 計画の性格・特徴

(1)計画の性格

「大分県スポーツ推進計画(改訂版)」は、平成23年6月に文部科学省が制定したスポーツ基本法第10条に基づき、平成24年3月に策定された「スポーツ基本計画」を参酌し、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画として策定するものです。

また、これまでの取組の成果や現状を踏まえた上で、本県スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、県・市町村及びスポーツ団体等の関係者が、本計画の目標を共有し、その実現に向けて共に取り組む内容を明らかにするものです。

チャレンジ!おおいたスポーツプランは、これまでの取組の成果や現状を踏まえた上で、本県スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、県民・行政・スポーツ関係者(団体)等が、本計画の目標を共有し、その実現に向けて共に取り組む内容を明らかにするものです。

(2)計画の特徴
チャレンジ!おおいたスポーツプランが、現場の状況を踏まえたものとなるよう、大学や医療機関、また、ボランティア団体の関係者等で組織する「検討委員会」や「専門部会」での意見をできる限り計画に反映させています。

また、この計画は、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに親しむ機会が少なかった人にも気軽にスポーツを楽しんでもらえるよう、スポーツの概念を幅広くとらえています。

そのため、この計画における「スポーツ」とは、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行う軽い運動体操、自然に親しむアウトドアスポーツ、介護予防のためのトレーニング、さらには、学校で行われる体育や運動部活動などの各種活動など、多様な身体活動を「スポーツ」として扱っています。

3 計画の期間

「大分県スポーツ推進計画」は、平成21年度から概ね10年間を計画期間としており、今回中間見直しを行うものです。今後、「大分長期総合計画」や「新大分県総合教育計画」の見直し状況及び社会情勢や国の動向などを踏まえながら、「スポーツ基本計画」の改訂時期にあわせ、平成34年度頃に見直しを検討することを想定しています。

チャレンジ!おおいたスポーツプランは、平成21(2009)年度から概ね10年間を計画期

問とします。

なお、この計画の進捗状況については、県教育委員会が大分県スポーツ推進振興審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

また、この計画は社会状況の変化、国のスポーツ振興基本計画や県の安心・活力・発展プランの改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

チャレンジ! おおいたスポーツプランは、第1章から第3章までと、まとめにかえての4部構成となっています。

第1章の「計画の策定にあたって」では、計画策定の趣旨、計画の性格・特徴、計画の期間、計画の構成の順に示すとともに、計画の概要をまとめて体系図として示しています。

第2章の「計画策定の背景とめざす姿」では、スポーツ振興の意義と役割、本県スポーツの現状、スポーツ振興の基本的な考え方を示しています。

第3章の「これからのスポーツ振興方策」では、「健康・体力・人づくり」「活動の場づくり」「システムづくり」「基盤づくり」の4つのテーマを掲げています。また、テーマ毎に3から5種類の項目別テーマを設け、それぞれ現状と課題、目標、具体的な取組の順にまとめています。

例えば、「健康・体力・人づくり」の「子どもの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくり」では、本県の子どもの体力の現状と課題、課題解決に向けた今後10年間の目標、目標達成に向けた学校・家庭・地域の具体的な取組内容、といった順にまとめています。

まとめにかえてでは、この計画を総括する内容を示しています。

第2章 計画策定の背景とめざす姿

1 スポーツ推進振興の意義と役割

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。また、スポーツは人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿は、県民のスポーツへの関心を高め、県民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものです。

さらに、スポーツは、青少年の健全な育成や地域社会の再生、また、国際的な友好と親善に資するなど、社会的な意義を有しており、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、県や市町村の重要な役割の一つとなっています。

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとともに、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。今後のスポーツの推進に当たっては、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすというスポーツの内在的な価値とともに、前述のようなスポーツが果たす役割を常に念頭に置く必要があるとされています。

スポーツ推進計画では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出をめざしていくことが必要であり、その具体的な社会の姿として以下のも

のを掲げています。

青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会

健康で活力に満ちた長寿社会

地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会

国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会

平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

こうした社会をめざす課程において、スポーツの意義や価値が共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち互いに支え合う「新たなスポーツ文化」の確立をめざしていくことが必要です。

2 本県スポーツの現状

(1) スポーツを取り巻く環境

少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、国際的な協力・交流が活発になるなど社会環境や価値観は急激に変化し、スポーツには、青少年の健全育成や地域の活性化、心身の健康の保持増進など多面にわたる役割を担うことが期待されています。

さらに、スポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ界の透明性、公平・公正性の要請が高まるとともに、プロスポーツ及び障がい者スポーツの発展等、大きな環境変化が生じています。

| 項目 | 全体 | 性別 | | 年齢 | | | | | | | |
|---|------|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|--|
| | | 男性 | 女性 | 18-29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | |
| 身近なところにスポーツ施設や運動ができる場所があること | 54.3 | 50.3 | 58.5 | 72.2 | 69.4 | 58.8 | 59.0 | 52.6 | 45.3 | 33.7 | |
| 会費が安いこと | 52.8 | 42.6 | 62.5 | 67.0 | 74.9 | 66.4 | 56.5 | 55.5 | 37.6 | 21.4 | |
| 一緒に運動やスポーツをする仲間がいること | 49.9 | 47.1 | 52.9 | 72.7 | 58.3 | 50.8 | 44.2 | 51.8 | 46.4 | 33.5 | |
| 初心者や家族でも参加しやすいこと | 45.6 | 39.6 | 51.4 | 64.2 | 61.5 | 56.8 | 46.3 | 47.4 | 31.0 | 23.5 | |
| やりたい種目を選択し体験できること | 34.3 | 29.6 | 38.9 | 52.3 | 50.0 | 36.4 | 37.5 | 33.2 | 25.6 | 14.8 | |
| 駐車場が完備されていること | 33.9 | 31.2 | 36.7 | 42.6 | 53.2 | 43.6 | 40.4 | 31.3 | 21.7 | 14.0 | |
| 健康や体力チェックなどができる保健センターや施設(医療機関)と連携していること | 32.3 | 27.1 | 37.5 | 26.1 | 32.8 | 30.4 | 32.5 | 37.9 | 31.9 | 30.9 | |
| 年齢や技術レベルに応じたプログラムが用意されていること | 28.2 | 22.9 | 33.5 | 21.6 | 20.4 | 28.9 | 34.3 | 32.2 | 32.7 | 20.6 | |
| シャワーやサウナ、談話室、レストランなどがあること | 22.4 | 21.8 | 23.1 | 38.6 | 34.9 | 25.6 | 25.8 | 21.8 | 12.9 | 7.0 | |
| 簡単にスポーツ施設の予約ができること | 21.0 | 20.6 | 21.7 | 26.1 | 28.1 | 23.6 | 25.4 | 22.3 | 15.4 | 9.9 | |
| 専門的・親身になってくれる指導者がいること | 20.4 | 16.5 | 23.9 | 19.3 | 24.3 | 22.8 | 23.0 | 20.2 | 17.9 | 15.7 | |
| スポーツだけではなく他の文化的活動も並行して楽しむことができること | 20.1 | 17.0 | 23.1 | 15.9 | 14.9 | 16.9 | 20.1 | 24.5 | 24.2 | 19.3 | |
| 活動の情報が手軽に入手できること | 16.5 | 13.8 | 19.0 | 21.0 | 23.5 | 20.0 | 18.4 | 17.2 | 11.8 | 7.0 | |
| 他の世代の人たちと交流できること | 13.8 | 12.9 | 14.6 | 15.9 | 11.5 | 10.0 | 13.1 | 14.4 | 14.0 | 17.7 | |
| 託児所が備えてあること | 8.6 | 3.6 | 13.4 | 17.6 | 33.6 | 9.6 | 3.5 | 2.2 | 2.5 | 1.6 | |
| その他 | 3.3 | 4.9 | 1.8 | 0.6 | 0.4 | 3.6 | 4.3 | 2.5 | 4.1 | 6.6 | |

複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

表1 運動・スポーツの実践において必要と感じる条件(複数回答・%)

また、県民のスポーツとの関わり方も、「する」スポーツのみならず、「みる」「ささえる」スポーツが浸透してくるなど多様化しており、社会の変化や県民のニーズに適切にこたえることができるよう努める必要があります。

情報化の進展、高速交通体系の整備、少子・高齢化の進行、余暇時間の増加など、スポーツを取り巻く社会や人々の生活が変化する中、余暇時間を有効に活用し、スポーツを通して豊かなライフスタイルの構築を願う県民が増加しています。

また、本県では、“チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”の開催にあわせて県内各地にスポーツ施設や設備が整備されました。両大会で使用された施設等を拠点に、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブや地域密着型のプロスポーツチーム（クラブ）が相次いで創設されました。各施設はスポーツをする場、試合をみて楽しむ場、大会やクラブの運営をささえる場として活用されており、県民のスポーツとの関わり方も多様化しています。

このような状況の中、県民の主体的な取組を基本としながら、社会の変化や県民のニーズに適切にこたえることができるスポーツ環境を県内全域で整備する必要があります。

(2) 県民のスポーツ実態と意識

平成 20(2008)年度の児童生徒の体力・運動能力調査の結果によると、多くの項目(68.2%)において全国と比較して低い状況にあります。子どもの体力低下の原因として、生活の利便化などの生活環境の変化、睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少しているという点が指摘されています。

平成 25(2013)年度の「県民のスポーツに関する実態調査」(以下「スポーツ実態調査」という。)の結果によると、成人の定期的なスポーツ実施率は40.529.8%で、平成 19年度調査の29.8%と比較し高くなっていますが、国の目標とする数値(65%程度)に比べ低い状況にあります。また、平成 21(2008)年 9-8月に内閣府大臣官房政府広報室が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」(以下「内閣府調査」という。)の全国平均(58.344.4%)を下回っています。しかし、定期的な運動・スポーツの実施を希望している成人は70.652.3%で、前回調査(52.3%)よりも県民の運動・スポーツ活動に対する意識は高まっていることがわかりました。運動・スポーツ活動を好意的に捉えている割合を合わせると87.7%であることがわかりました。

また、日常生活の満足度と運動習慣の関連性では、運動習慣の有無と生活に対する満足度等の質問項目を集計・分析したところ日常的な運動習慣を有している人ほど、生活に対する満足感、幸福感、生きがいの程度が高い状況(図1、図2)にあり、ることがわかりました。このことから、「明るく元気な大分の創造」を実現させる上で、スポーツの推進は重要な要素であることがわかりました。

図1 日常的な運動習慣と「生活に対する満足度」(% p<.001)

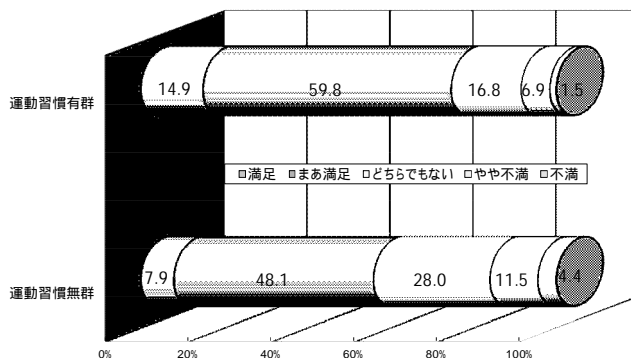
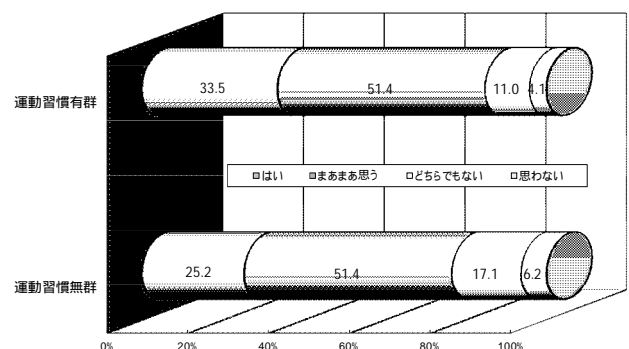


図2 日常的な運動習慣と「幸福感」(% p<.001)



さらに、運動・スポーツを実施する上で必要な事柄に関する質問では、「身近なところにスポーツ施設や運動ができる場所があること」(56.1%)がトップに上げられており、多くの県民が、身近な場所で運動・スポーツを行うことができる環境が整備されることを強く望んでいることもわかりました。

このような現状を踏まえ、県民の誰もが日常的にスポーツに親しめるよう、幅広い取組が必要です。

(3) これまでの取組の成果や現状について

スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”

本県児童の体力向上では、平成 25 年度の体力合計点から見る全国順位が、小5 男子 12 位、小5 女子 23 位、中2 男子 21 位と、全国平均を上回るなど改善傾向が見受けられます。

競技力向上対策では、国体の天皇杯順位 10 位台を目標としている。平成 23 年 24 位、平成 24 年 19 位、平成 25 年 22 位、平成 26 年 28 位と一定の成果は見受けられるが、徐々に順位が低下してきています。

誰もがスポーツに親しめる“活動の場づくり”

日常的なスポーツ活動の場となる総合型クラブは、平成 26 年 7 月時点で 42 クラブが全市町村に 1 つ以上育成され、県民の 1.7%にあたる約 1 万 7 千人が様々な活動に参画しています。

県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭は、各約 1 万人が参加するスポーツイベントとして毎年開催が定着し、地域間交流や地域の活性化に貢献しています。

スポーツを推進する“システムづくり”

平成 25 年に「北部九州総体」を開催し、全国から約 2 万 7 千人の高校生を迎え 29 競技を実施しました。また、「2019 ラグビーワールドカップ」開催誘致や「2020 東京オリンピック・パラリンピック」のキャンプ誘致に取り組めます。

県内の 4 つのトップチームを応援する気持ちを持っていますが、いずれかのチームを会場で観戦したことのある成人の県民は 14.0%でした。

豊かなスポーツライフを支援する“基盤づくり”

各種施策を推進するためには、行政組織間の連携や各種スポーツ関係団体との連携が必要ですが、十分とは言えない状況です。

県立総合体育館の中核スポーツ施設機能の低下や県立武道館建設への県民ニーズの高まりから、屋内スポーツ施設についての検討を始めました。

(3) “チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”の開催

本県では平成 20(2008)年秋に“チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”が開催されました。大分らしい大会の実現に向けて おもてなしの心のこもった大会、人と環境にやさしい大会、簡素な中にも夢と感動にあふれる大会、手づくり選手の活躍による天皇杯の獲得の 4 つの目標が掲げられ、県民総参加で目標の達成に向けて取り組まれました。“チャレンジ！おおいた国体”では、本県手づくり選手の活躍により 42 年ぶりとなる「天皇杯」並びに初の「皇后杯」を獲得することができました。また、北京オリンピック出場選手など多くのトップアスリートの参加や既存施設の活用、ボランティアの積極的な参加などにより、簡素な中にも夢と感動にあふれる充実した大会と県内外から高い評価を得ることができまし

た。

“チャレンジ! おおいた大会”でも、大会に参加したすべての選手が自己の能力の限界に挑戦する中で、本県は過去最高のメダル数を獲得することができました。また、各県選手団とボランティアとが様々な形で交流を深めたり、全力を尽くして競技する選手の姿が見る者にも勇気と感動を与えるなど、大きな成果を収めることができました。

今後も、県民総参加で取り組んだ両大会の成果を一過性に終わらせることなく、整備された施設をはじめ、蓄積したノウハウ、選手の育成・強化システムなどを有効に活用するとともに、障がい者スポーツの一層の振興を図り、社会参加の促進につなげていけるよう取り組んでいく必要があります。

3 スポーツ推進振興の基本的な考え方

(1) 本県スポーツ推進振興の基本方針理念

「大分県スポーツ推進計画(改訂版)」は、県民総参加、スポーツ力を高め、明るく元気な大分の創造という基本理念のもと「スポーツ基本計画」を参考にした5つの基本方針を設定し、次の項で示す視点ごとに各施策の推進に取り組みます。

子どもの体力向上、人格の形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実する。

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。

地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。

県民に感動と夢を与え、社会に活力を生み出すため、競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う。

地域から優れたスポーツ選手が生まれ、その選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。

チャレンジ! おおいたスポーツプランは、これからの本県スポーツのあるべき姿を展望し、スポーツを通じた「健康・体力・人づくり」、誰もがスポーツに親しめる「活動の場づくり」、スポーツを振興する「システムづくり」、豊かなスポーツライフを支援する「基盤づくり」の4つをテーマに、新しい時代にふさわしいスポーツ振興施策を県民総参加で推進し、本県のスポーツ力¹を高め、明るく元気な大分の創造をめざすものです。

(2) 本県スポーツ推進振興方策の4つの視点

スポーツを通じた“健康・体力・人づくり”

県民の誰もがそれぞれのライフステージにおいて、日常的にスポーツに親しむことは、心身ともに健康で、生涯をより豊かに生きていく上で大切なことです。また、トップレベルの競技者やその指導者たちが、技能を高め記録に挑戦する姿は、県民に大きな夢と感動を与えてくれます。

また、子どもたちは、学校や家庭、また、地域のスポーツクラブ等での遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに、仲間との触れ合いを通して、豊かな社会性や人間性が養われます。

このため、スポーツを通じた「健康・体力・人づくり」の視点から、スポーツの推進振興を図る必要があります。

誰もがスポーツに親しめる“活動の場づくり”

地域住民の日常的なスポーツの場となる総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）地域スポーツクラブの創設・育成や各種スポーツイベントの充実、また、地域の特性を活かした多様なスポーツの場を整備することにより、県内外から多くの人々が訪れ、スポーツを通して交流の輪が広がり、地域の活性化が図られます。

また、学校のスポーツ施設が、地域のコミュニティースペースとして有効に活用されることにより、学校、家庭、地域の連携が図られるとともに、地域の教育力向上にも寄与することが期待されます。

このため、誰もがスポーツに親しめる「活動の場づくり」の視点から、スポーツの推進振興を図る必要があります。

スポーツを推進振興する“システムづくり”

大規模スポーツイベントを計画的に開催することは、県民のスポーツに対する興味・関心を高め、競技力の向上に資するとともに、地域の活性化やスポーツボランティア活動の推進にも寄与することが期待されます。

また、多様化する県民のニーズに対応したスポーツ情報を収集・提供することは、県民のスポーツ実践のきっかけづくりにもつながります。

さらに、近年本県では、地域密着型のプロ、あるいは国内トップをめざす企業チームが相次いで創設されています。こうした「みるスポーツ」の推進振興は、「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の活性化へとつながり、本県スポーツの推進振興にも大きく貢献するものです。今後も引き続き「みるスポーツ」の推進振興を図り、トップレベルのチームの活動の定着と活性化を図ることが重要です。

このため、スポーツを推進振興する「システムづくり」の視点から、スポーツの推進振興を図る必要があります。

豊かなスポーツライフを支援する“基盤づくり”

スポーツの推進振興に係る行政組織の連携・協力した取組や、スポーツ関係団体の充実した活動は、県民の豊かなスポーツライフを支援する上で不可欠です。

県民の日常的なスポーツの場や大規模スポーツイベントの会場となる本県の中核スポーツ施設とスポーツ活動の支援体制の整備・充実が求められています。

また、長期的な視点に立ったスポーツ推進振興施策を展開するには、安定した財政基盤の確立が必要です。

このため、県民の豊かなスポーツライフを支援する「基盤づくり」の視点から、スポーツの推進振興を図る必要があります。

- 1 スポーツ力を構成する3つの要素
- (1) 多様な身体活動等を通して習得される知識・技能・体力、また、主体的にスポーツに親しむ意欲や、問題を解決する資質や能力まで含めた個人の中に形成される人間的な能力
- (2) スポーツが、家庭や地域（学校や企業等を含む）にもたらす社会的な影響力
- (3) 人々をひきつけるスポーツ自体が持つ文化的な存在力

りよく

「スポーツ力を構成する3つの要素」のイメージ



第3章 これからのスポーツ推進振興方策

健康・体力・人づくり

1 幼児期・少年期におけるスポーツの推進子どもの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりの推進

(1) 現状と課題

広い意味で、体力は「人間の体に関する総合的概念」であり、「人間としての生存、生活するための基礎的能力」であると理解されています。また、一般的に体力には、行動するために必要な能力としての「行動体力」と、体の外部環境や内部環境の変化に対応する能力としての「防衛体力」とがあると考えられています。

本県の子どもたちの体力の現状は、平成 2520(2008)年度の「大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」の結果では、ほとんど多くの項目で全国平均を下回っており、中でも中学生、高校生の女子が顕著です。(表1参照)

また、昭和 61(1986)年と平成 2620(2008)年の調査結果を比較すると、例えば、50m走 11歳男子で 0.20.16 秒、11歳女子で 0.290.25 秒遅くなっているなど、親世代に比べて明らかに体力が低下していることがわかります。(表2参照)

| 項目 | 校種 | 学年 | 権力 | 上体 | 基礎 | 反復 | 20m | 持久走 | 50m走 | 立ち | ボール | | | | | |
|-----|------|----|--------|-----|-----|------|--------|-----|------|-----|-----|--|--|--|--|--|
| | | | (kg) | 起こし | 体力 | 横どび | シヤトルラン | (秒) | (秒) | 幅どび | 投げ | | | | | |
| | | | 平均値の比較 | | | | | | | | | | | | | |
| 性別 | 校種 | 学年 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 男子 | 小学校 | 6 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 7 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 8 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 9 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 10 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 11 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 中学校 | 12 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 13 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 14 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 高等学校 | 15 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 16 | | | | | | | | | |
| | | | | | 17 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 女子 | 小学校 | 6 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 7 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 8 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高等学校 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 16 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 黒は、県平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないもの(P<0.05 フェルチ検定)
 ※2 H26県平均が全国平均以上(含:有意差が見られないもの)は79項目、達成率41.1% (79/192:持久走含まず)
 ※3 校種別達成率(全国平均以上の割合):小学校67.7%、中学校12.5%、高等学校16.7%

(表1 平成 2520年度体力・運動能力調査の結果)

小学校6年生の体格と体力

| 性別 | 調査年 | 身長 (cm) | 体重 (kg) | 50m走 (秒) | ボール投げ (m) |
|----|-------|---------|---------|----------|-----------|
| 男子 | 昭和61年 | 142.7 | 36.3 | 8.85 | 32.59 |
| | 平成26年 | 144.7 | 37.9 | 9.01 | 28.59 |
| 女子 | 昭和61年 | 145.3 | 38.0 | 9.11 | 20.34 |
| | 平成26年 | 145.9 | 38.3 | 9.36 | 17.13 |

大分県児童生徒の体力運動能力調査結果(身長・体重はH26)

(表2 昭和 61 年との比較本県の50m走推移)

小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に行われた平成 2520(2008)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本県の子どもたちの運動実施状況は、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られました。また、朝食を毎日食べる割合は、小学校 5 男子年生が 85.686.4%、小 5 女子が 86.9%、中学校 2 男子年生が 85.384.6%、中 2 女子が 83.4%と共にいずれも全国平均を下回っています。さらに、睡眠時間が 6 時間未満の割合は、小学生 5 男子が 8.85.7%、小 5 女子が 5.0%、中学生 2 男子が 12.846.4%、中 2 女子が

17.7%であり、睡眠時間が不足している児童生徒の割合が全国平均を上回っています。

子どもの体力低下は、生活の利便性の向上に伴い、日常的に体を動かす機会が減少したにもかかわらず、食生活が豊かになったことによる栄養の過剰摂取、塾通いやテレビ・ゲーム・携帯電話の長時間の視聴と利用による睡眠不足等の生活習慣の乱れ、さらにはスポーツや外遊びに必要な要素である時間、空間、仲間などの減少がその原因として考えられます。

なお、平成 14(2002)年 9 月の中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」においては、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。また、体力は、生活をする上での気力の源でもあり、体力・気力・知力が一体となって、人としての活動が行われていく。このように、体力は『生きる力』の極めて重要な要素となるものである。」と述べられています。平成 20(2008)年 1 月の中央教育審議会答申では、「体力は、人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、“生きる力”の重要な要素である」と述べられています。

このようなことから、子どもの体力を向上させることは、次代を担う人づくりに大きく寄与するものと考えられます。そのため、幼児期及び小学校学童期に適切な運動や遊びや多様な運動を通して、子どもの体力低下を防止するとともに、運動嫌いをなくす運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化を図っていく取組が必要です。

これらの取組を通して、体力を向上させるとともに、積極的に体を動かし、スポーツに親しむ子どもを育成することが重要です。

特に、指導にあたっては、心身ともに成長期にある子どもたちの特性を踏まえ、発育・発達の段階に応じた適切な取組が必要です。

また、日常的に子どもが体を動かし、睡眠や食生活など基本的な生活習慣を確立するには、家庭での取組は欠かせないことから、保護者をはじめとする大人の子どもの体力や健康に対する意識を高める取組が必要です。

中学校・高等学校の運動部活動においては、少子化に伴う運動部活動への参加者の減少や運動部活動を専門的に指導できる教員の不足などにより、学校によっては運動部活動が成り立たない状況が見受けられます。その対応策としてため、地域スポーツ指導者の活用促進や研修をはじめ複数校合同運動部活動の実施など、生徒の多様なスポーツニーズに対応するための取組が必要です。

(2) 目 標

学校、家庭、地域が連携した多様な活動を体験する中で、自ら運動する意欲を培い、積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や正しい生活習慣を子どもに身につけさせることにより、元気でたくましく生きる子どもたちを育成します。

数値目標

全国体力・運動能力・運動習慣等調査における体力テスト結果が、全国平均以上の調査項目の割合を、平成 32 年度までに 71.9%とする。(基準値、平成 25 年度 53.1%)

(3) 具体的な取組

幼児期の運動や遊びの充実幼児期から子どもの体力向上方策の推進

生涯にわたって計画的にスポーツに親しむ資質や能力を育成するためには、神経系の

発達著しい幼児期に、鬼ごっこや木登り、ボールを使った様々な遊びを体験させ、体を動かす楽しさや喜びを味わわせることが重要です。保護者や教員等がこのことを十分理解した上で子どもたちに接することが必要なことから、そこで、「幼児期運動指針」に基づき保護者や教員等を対象にした運動遊びや幼児期の運動プログラムを体験できる研修会や講習会を開催し、指導力の向上に取り組みます。

子どもの発育・発達段階に応じた適切な指導ができるよう、小児科医をはじめ、保育園や幼稚園、小学校との連携を促進します。の関係者と連携し、幼児期における運動・スポーツプログラムの開発を推進します。

学校の体育に関する活動の充実

運動に親しむ資質や能力を育成し、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることのできる基礎を培うことが学校体育の果たす役割です。そこで、児童生徒の発育・発達段階の特性を考慮し、個に応じた指導ができるよう、研究推進校の実践研究の推進や研修会・講習会の開催を通して教員の指導資質の向上を図り、学校体育の充実に努めます。

充実した体育の指導ができるよう体育専科教員の配置並びに校種間の連携、さらに体育の授業等に地域のスポーツ人材を活用する取組を推進します。

中学・高校生では明らかな運動の二極化が見られ、特に高校生女子が深刻な状況にあり、体育の授業以外ではほとんど運動していない実態が見られた。そこで、特に中学・高校生女子を対象とした新しい形態による運動機会の創出に努めます。

学校、家庭、地域での体力向上の取組が効果的に行われるよう、市町村や関係団体等と連携し、幼児期から高等学校期までの各期の発育・発達段階に応じた体力向上プログラムを研究・開発するとともに、その取組を支援します。

体力向上検討委員会を設置し、本県の子どもの体力向上の状況について調査・分析を行い、本県の子どもの体力指標等を明らかにして、体力向上のための総合的な取組を推進します。

運動部活動の充実

生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場として大きな意義を有している運動部活動の充実が必要です。そのため、県内外の優秀な指導者を招聘しスポーツ理論や実技指導、体罰根絶に向けた倫理等の講習会の開催などを通して指導者の資質の向上を図ります。

指導する教員の高齢化や専門種目を指導できる指導者が不足していることから、生徒の多様なスポーツニーズに対応するため、地域スポーツ指導者を積極的に活用するなど地域社会及び関係団体等との連携を図ります。

少子化や女子の運動離れ等による運動部活動への参加者の減少により、団体競技を中心に運動部活動の継続が困難な状況があることから、学校体育団体と連携して複数校合同運動部活動による取組を促進します。

運動部活動と総合型クラブの指導者や施設を相互に活用し、合同練習を行うなど地域の指導者との一層の連携を推進します。

子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

こころもからだも著しい発育期にある子どもたちが、生涯を通じてスポーツに親しむための発達段階に応じた適切な指導が行われるよう関係機関と連携し、指導者の資質向上や、体罰根絶のための倫理観向上に向けた定期的な研修の場の提供に努めます。

指導者数が減少傾向にあることから、競技者からリーダー、指導者という好循環のサイクルの構築に向け、スポーツ少年団の行うリーダー活動への支援を通じてスポーツとの多様な関わりの場の提供に努めます。

子どもがスポーツに参加する機会の充実を図るため、子どものスポーツに関する団体等が一堂に会して、子どもの指導に関する理念の共通理解する場の設定に努めます。障害を持つ子どもが安心してスポーツ活動を行うために障害の種類や程度に応じた配慮を行えるよう、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に関するニーズの把握に努めます。

— 食育の充実

食生活は、人間が生きる上での基本であり、望ましい生活習慣の形成や栄養バランスのとれた食生活を形成する観点から、栄養教諭や学校栄養職員、地域の生産者及び保護者などを積極的に活用、連携した学校での食育を推進します。

— 運動部活動の充実

生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場として大きな意義を有している運動部活動の充実が必要です。そのため、県内外の優秀な指導者を招聘しスポーツ理論や実技指導等を行う講習会の開催などを通して指導者の資質の向上を図ります。

指導する教員の高齢化や専門種目を指導できる指導者が不足していることから、生徒の多様なスポーツニーズに対応するため、外部指導者を積極的に活用するなど地域社会及び関係団体等との連携を図ります。

少子化等による運動部活動への参加者の減少により、団体競技を中心に運動部活動の継続が困難な状況があることから、学校体育団体と連携して複数校合同運動部活動の取組を促進します。

運動部活動と地域のスポーツクラブの指導者や施設を相互に活用し、合同練習を行うなど地域の指導者との一層の連携を推進します。

2 青年・壮年期におけるスポーツの推進振興

(1) 現状と課題

青年・壮年期の人々がスポーツに親しむことは、個人の楽しみや健康・体力づくりにとどまらず、職場や地域の活性化をはじめ、スポーツに親しむ子どもたちの増加にも寄与することが期待されます。

しかし、学校を卒業し、就職・結婚・育児など、ライフステージスタイルが変化する青年・壮年期は、一般的に、仕事や家事が生活の中心となるため、スポーツへの参加機会が減少する傾向がみられます。

本県では、平成 25(2013)年度の実態調査によると、平成 19(2007)年までの 4 年間で、定期的(週 1 日以上)に運動・スポーツを行った人は、年代別に 20 歳代 37.128.2%、30 歳代 32.824.9%、40 歳代 32.126.4%、50 歳代 34.329.9%と、各年代とも前回調査(平成 19 年度)より向上しています。(図 1 参照)

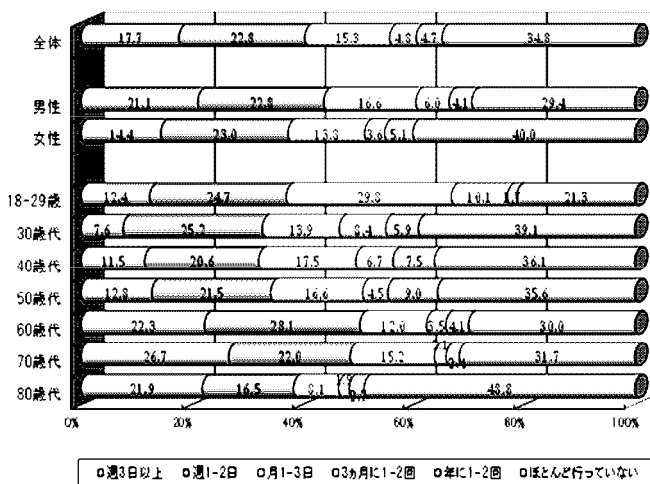
成人全体(20 歳代から 80 歳代)の定期的なスポーツ実施率は、40.5%で、前回調査の 29.8%より約 10 ポイント向上していますが、平成 24(2012)年度に文部科学省内閣府が調査した全国平均(47.544.4%)に比べて 7.044.6 ポイント低い状況です。

一方、県民の70.6%の者が定期的な運動実践を意向しており20歳代から50歳代の定期的（週1日以上）な運動・スポーツの実施意向は、全ての年代で50%を超えており、また、月に1日から3日の実施意向を加えると約80%に及ぶなど（図2参照）、前回調査の52.3%と比較すると県民の運動・スポーツ活動に対する意識は高まっていることが伺えます。

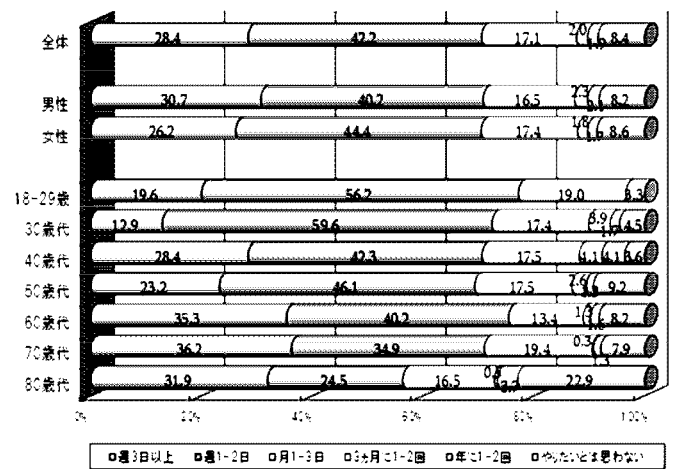
運動・スポーツに対する実施意向は決して低いものではないことが伺えます。

そのため、時間や場所を工夫した個人の主体的な取組を推進するとともに、職場・地域・家庭において、それぞれのライフステージスタイルに応じてスポーツに取り組める環境の整備が必要です。

また、定期的な運動・スポーツの実施は、生活習慣病の予防にも有効であることから、関係部局や関係医療機関等と連携した健康・体力づくりなどの取組を通して、社会全体でスポーツに対する意識を高めることが必要です。



(図1 成人の運動・スポーツ活動の実施状況 (H25%))



(図2 成人の今後の運動・スポーツの実施意向 (H25))

(2) 目標

個人の運動やスポーツへの主体的な取組の推進とライフステージスタイルに応じたスポーツ環境の整備、また、関係部局等と連携した取組を通して、定期的にスポーツに親しむ青・壮年夫人を育成します。

数値目標

成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率を、平成32年度までに47%とする。
(基準値、平成25年度40.5%)

(3) 具体的な取組

地域や職場におけるスポーツの推進気軽に取り組める健康・体力づくりの推進

運動不足を感じている人やスポーツに親しむ時間のない人が、スポーツに親しむきっかけとなるよう「ウォーキング推進週間(仮称)」や「階段利用推進週間(仮称)」を設定し、青・壮年の主体的な取組を促進します。

市町村毎のウォーキングコースの活用を促進するなど、1日の歩数増加に向けた取り組みを行います。

健康や体力への関心を高めるため、「出前健康・体力チェック」の開催に努めます。

自宅で簡単に行えるストレッチや筋力トレーニングなど、健康・体力づくりに関連づけたスポーツプログラムの開発・普及に努めます。

総合型地域スポーツクラブへの加入促進

個人や親子、また、初心者でも気軽に参加できるスポーツ教室の開催など、身近な地域で継続的にスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブへの加入を促進します。

青・壮年層を取り巻くスポーツ環境の充実

市町村等と連携し、公共スポーツ施設における託児機能の充実やスポーツイベント等での保育ボランティアの活用など、子育て世代のスポーツ環境の充実に取り組みます。青・壮年の生活実態を踏まえ、夜間のスポーツ教室の開催やスポーツ施設の利用時間帯の延長等について検討します。

スポーツを苦手としている人や、日頃スポーツに取り組んでいない人を対象としたスポーツ教室の開催に努めます。

— おおいた広域スポーツセンターのホームページ等を活用し、イベントや施設の情報を積極的に提供します。 —

職場や関係医療機関等と連携した取組

職場単位での体力測定の開催を促進するとともに、健康運動指導士などによる運動プログラムの提供や、健康教室の開催などを検討します。

福祉保健部局や成人病検診センター等の関係医療機関と連携を図り、それぞれの持つ多様な手段や機会を有効に活用して、生活習慣病の予防の観点から、日常生活の中で取り組める健康・体力づくりに関する情報発信や働きかけを行います。

3 高齢期における者スポーツの推進振興

(1) 現状と課題

高齢者が自らの健康管理に努め、スポーツを通して生きがいを見出し、社会活動に積極的に参画していくことは、高齢者自身、また、地域社会にとっても大きな意義を有しています。

本県では、全国平均を上回る早さで高齢化が進行し、ています。平成 25 年 3 月 1 日 20(2008)年 10 月 1 日現在の高齢者人口(65 歳以上)は 330,863,309,523 人、高齢化率は 27.625.8% で、県民の 4 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」に突入しています。おり、今後は老人医療費や介護費用の増加が懸念されています。

また、本県の平成 22 年の平均寿命の全国順位は、男性(80.14 年)8 位、女性(87.08 年)9 位と長寿県の一つとなっていますが、健康寿命¹は、男性(69.85 年)39 位、女性(73.19 年)34 位となっており、医療費や介護費用を削減し、元気に過ごすため、生活習慣の改善や運動習慣の定着を促進する健康寿命を延伸する取組が必要です。

また、高齢期は、ライフスタイルの違いにより健康や体力に関する個人差が一層拡大し、一般的には加齢に伴う身体的な老化現象が顕著になるとともに、体力・運動能力が低下し、疲労回復に時間がかかったり、体温調節機能も弱くなってきます。そのため、日常生活において、軽度の身体活動の機会をできるだけ増やすことが必要であり、歩行などの負荷の軽いものを疲労が残らない程度に積極的に行うことが必要です。

このような中、本県では、高齢者スポーツを振興するため、60 歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である豊の国ねんりんピックや、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる県民すこやかスポーツ祭を毎年開催しています。

また、平成 16(2004)年度から 2 年間にわたり関係 N P O 法人と連携し「高齢者のためのスポーツ活動推進モデル事業」を実施し、運動プログラムの開発や指導マニュアルの作成、また、指導者の養成に取り組んできました。指導者の養成については関係 N P O 法人が引き続き取り組んでおり、平成 26(2014)年 1 月現在、299494 人が知事認定のヘルスサポートトレーナーとして社会福祉施設や公民館等で活躍しています。

スポーツ実態調査の結果では、60 歳代以上の「今後行いたい運動・スポーツ種目」の上位項目には、ウォーキングや体操(ラジオ体操)グラウンド・ゴルフ等があげられています。また、50 歳代以上が期待する「運動・スポーツに関する情報」として、2 人に 1 人が健康・体力づくりなどの情報があげられています。さらに、60 歳代以上の「運動・スポーツ情報の入手方法」は他の年代とは異なり、市町村の広報や新聞・雑誌などが上位項目にあげられています。

今後は、高齢者が安全に、また、安心してスポーツに取り組めるよう、関係機関や市町村と連携し、各種イベントの充実をはじめ、ユニバーサルスポーツ²の普及・プログラムの開発や指導者の養成、また、高齢者のニーズに対応した情報の提供が一層必要です。

1 「日常生活に制限のない」健康な状態で生存する期間(健康日本 2 1)

2 様々な個性や能力に関わらず、あらゆる人にとって安心して楽しめるスポーツ(ユニバーサルスポーツ協会)

| | | 上位種目(下段は%) | | | | |
|-----|--------|----------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
| 全 体 | | ウォーキング 43.3 | 体操(ラジオ体操) 17.0 | 水泳 15.0 | 釣り 12.4 | 自転車(サイクリング含む) 12.3 |
| 性 別 | 男性 | ウォーキング 39.6 | 釣り 20.6 | ゴルフ 19.4 | グラウンドゴルフ 15.8 | 自転車(サイクリング含む) 14.8 |
| | 女性 | ウォーキング 47.2 | 体操(ラジオ体操) 21.8 | 水泳 19.1 | ダンス 12.5 | バドミントン 12.4 |
| 年 齢 | 18-29歳 | バドミントン 21.5 | ウォーキング 19.6 | 水泳 17.7 | ジョギング・ランニング 16.5 | スノーボード 15.2 |
| | 30歳代 | ウォーキング 28.1 | 水泳 19.9 | ゴルフ 17.3 | 自転車(サイクリング含む) 15.6 | バドミントン 14.1 |
| | 40歳代 | ウォーキング 40.6 | 自転車(サイクリング含む) 15.9 | 水泳 15.9 | ジョギング・ランニング 15 | ゴルフ 13 |
| | 50歳代 | ウォーキング 47.5 | 水泳 19.8 | 登山 16.9 | 自転車(サイクリング含む) 15.6 | ジョギング・ランニング 14.8 |
| | 60歳代 | ウォーキング 54.5 | 体操(ラジオ体操) 23.4 | 水泳 16.5 | 釣り 16.2 | ゴルフ 15 |
| | 70歳代 | ウォーキング 55.1 | グラウンドゴルフ 27.9 | 体操(ラジオ体操) 23.1 | 釣り 12.0 | 水泳 12.0 |
| | 80歳代 | ウォーキング 37.6 | 体操(ラジオ体操) 23.3 | グラウンドゴルフ 22.7 | ゲートボール 13.9 | 釣り 11.4 |

表1 今後行いたい運動・スポーツ種目(複数回答・%)

(2) 目 標

スポーツイベントや健康教室の開催、指導者の養成と効果的な運動プログラムの普及開発、健康・体力づくり等に関する情報提供などを行い、スポーツを通して健康でいきいきとした元気な高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を図ります。

(3) 具体的な取組

高齢者の健康・体力づくりの推進スポーツイベントや健康教室等の開催

高齢者のニーズに対応したスポーツ活動が身近な地域で日常的に行えるよう、関係団体や総合型クラブ等と連携し、スポーツイベントや健康教室等の開催を推進します。

総合型クラブへの加入促進

身近な地域で継続的にスポーツに親しめる総合型クラブへの加入を促進します。

指導者の養成とプログラムの普及開発

スポーツ関係NPO法人や医療関係者等と連携し、専門的な知識を有する指導者を養成するとともに、高齢者の健康・体力づくりや介護予防に効果のある運動プログラムの開発とその普及・啓発に取り組みます。「めじろん元気アップ体操」の全市町村への普及と住民主体の介護予防体操の取組を拡大します。

健康・体力づくりなどの情報提供

高齢者のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、日常的な活動へとつながるよう関係機関、市町村、報道機関と連携し、高齢者の情報収集手段等の実態を踏まえた上で、健康・体力づくりなどの情報を積極的に提供します。

4 障がい者スポーツの推進振興

(1) 現状と課題

障がい者スポーツを推進振興することは、障がい者のスポーツ参加を促すとともに、自立や社会参加の促進にもつながります。これらを通して社会の障がいに対する理解が一層深まり、ノーマライゼーション¹社会実現への一助となることも期待されます。

本県は、全国に先駆けて、昭和36(1961)年に「第1回大分県身体障害者体育大会」を開催しました。また、国際障害者年を記念して、昭和56(1981)年に、世界で初めて車いすだけのマラソン大会となる「大分国際車いすマラソン大会」を開催して以来、現在では世界最大、最高レベルの大会として国内外から高い評価を受けています。これらのスポーツイベントの開催が示すとおり、本県は、全国的にも障がい者スポーツの先進地として知られています。

また、「チャレンジ!おおいた大会」の開催に向けた取組により、障がい者スポーツの人口は増加傾向にあり、県民の障がい者スポーツに対する理解も深まりつつあります。

しかし、障がい者スポーツの普及や競技力の向上に不可欠な指導者やボランティアが不足していることや、障がいを持つ児童生徒がスポーツに親しめる環境が不十分であるため、一層の条件整備が必要です。

さらに、障がい者の社会参加を促進するには、ユニバーサルスポーツを普及させ、地域の障がい者と健常者がスポーツを通して気軽に交流できる場を創出することが必要です。

(2) 目 標

障がい者の多様なニーズに対応できる指導者やボランティアを養成するとともに、障がい者スポーツにおける競技力向上を支援します。また、障がいの程度に応じてスポーツに親しめる環境を整備するとともに、ユニバーサルスポーツ²を普及し、障がい者スポーツの推進振興と障がい者の社会参加を促進します。

(3) 具体的な取組

障がい者のスポーツ機会の拡充指導者とボランティアの養成・確保

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に取り組めるユニバーサルスポーツの普及に努め、健常者との交流機会の拡充と障がいに対する理解を促進します。

県民すこやかスポーツ祭におけるユニバーサルスポーツの実施や総合型地域スポー

ツクラブを活用した障がい者のスポーツ機会の拡大に努めます。

障がいを持つ児童生徒に各種スポーツ情報を提供し、スポーツへの参加を促進します。
大分県障害者スポーツ指導者協議会等の関係スポーツ団体や関係機関と連携し、中級障害者スポーツ指導員等の指導者やボランティアの養成と確保を図ります。

—競技力の向上

大分県障がい者体育協会や関係スポーツ団体との協力体制を構築し、障がい者スポーツにおける競技力向上の取組を支援します。

—障がい者のスポーツ環境の整備充実

地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者のニーズの把握に努めます。
大分県障害者スポーツ指導者協議会等の関係スポーツ団体や関係機関と連携し、中級障害者スポーツ指導員等の指導者やボランティアの養成と確保を図ります。

校庭の芝生化整備など、特別支援学校の児童生徒がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。
を推進するとともに、普通学級に通う障がいを持つ児童生徒にも各種スポーツ情報を提供し、スポーツへの参加を促進します。

障がい者スポーツの競技力向上

大分県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣を行います。
また、大分県障がい者体育協会等と連携して、競技力向上の取組を支援するとともに、競技団体の活動を支援します。

—ユニバーサルスポーツの普及

“チャレンジ！おおいた大会”でオープン競技として実施されたふうせんバレーボールや卓球バレーは、障がいの有無に関係なく、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に取り組めるユニバーサルスポーツの一つです。
そのため、県民すこやかスポーツ祭での実施や総合型地域スポーツクラブへの普及に努め、健常者との交流機会の拡充と障がいに対する理解を促進します。

- 1 障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常であり、本来の姿であるという考え方
 2 様々な個性や能力に関わらず、あらゆる人にとって安心して楽しめるスポーツ（ユニバーサルスポーツ協会）

5 競技力向上対策の推進

(1) 現状と課題

オリンピック等の国際競技会大会や国民体育大会等の日本トップレベルの大会で本県選手が活躍する姿は、多くの県民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味や関心を高め、郷土への誇りと県民の一体感を生みだすなど、活力ある健全な社会の形成にもつながるものです。

本県では、平成 20(2008)年に開催した、第 63 回国民体育大会大分県競技力向上対策本部を設置し、“チャレンジ！おおいた国体”において、「手づくり選手の活躍による天皇杯の獲得」という高い目標を掲げ、「チーム大分」として一丸となって競技力向上対策に取り組みました。

その結果、8 競技の競技別総合優勝と、団体・個人を合わせて 16 競技 28 種目の優勝を含む 35 競技 155 種別・種目で入賞し、都道府県別男女総合成績で優勝を果たすなど、ました。

“チャレンジ！おおいた国体”に向けた計画的かつ継続的な競技力向上対策は、国際大会や全国高等学校総合体育大会等の全国レベルの大会で、多くの選手やチームの活躍にみられ

たとおり、本県の競技力向上に大きな成果を上げました。

この成果を一過性のものとせず、今後も安定した競技力を維持するには、新たな目標を設定し、これまでの成果を生かした取組を切れ間なく引き継ぐことが重要です。

平成 32 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、本県出身選手の活躍を期待する声や、競技力の向上に対する関心が一層高まってくることが予想されます。

そのため、今後は、国民体育大会等の全国大会はもとより、オリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の育成強化に向けて、公益財団法人大分県体育協会をはじめ、市町村、競技団体、学校等と連携を図りながら、“チャレンジ！おおいた国体”に向けて培った強化システムを継承し、組織の整備・充実、指導体制の充実・強化、選手の発掘・育成・強化、諸条件の整備の4つを柱に、中・長期的な視点に立った各種施策の推進が必要です。

| 項目 | 全体 | 性別 | | 年齢 | | | | | | | |
|-----------------------|------|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|--|
| | | 男性 | 女性 | 18-29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | |
| 充実したスポーツ施設の整備 | 49.9 | 48.5 | 51.3 | 67.6 | 58.1 | 54.0 | 47.6 | 46.0 | 45.9 | 38.3 | |
| 優秀な指導者の育成 | 48.9 | 50.5 | 47.3 | 40.9 | 45.3 | 50.8 | 52.8 | 50.1 | 50.7 | 46.0 | |
| ジュニア期(子ども期)からの一貫指導体制 | 44.7 | 45.7 | 13.9 | 39.2 | 54.2 | 44.4 | 46.5 | 48.5 | 42.5 | 34.9 | |
| 選手への財政的な支援活動 | 37.7 | 36.2 | 39.3 | 39.8 | 43.6 | 44.8 | 44.6 | 34.8 | 32.9 | 25.5 | |
| スポーツの医科学研究施設の充実 | 18.2 | 18.9 | 17.5 | 18.8 | 46.6 | 21.0 | 19.6 | 45.6 | 19.7 | 16.2 | |
| トップアスリートを育成するプログラムの開発 | 14.4 | 14.4 | 14.6 | 19.9 | 24.6 | 20.2 | 15.7 | 10.4 | 9.9 | 5.1 | |
| その他 | 2.3 | 2.5 | 2.1 | 1.1 | 1.3 | 2.8 | 4.2 | 2.2 | 2.7 | 0.9 | |

複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

表1 大分県のスポーツがより強く、もっと盛んになるための条件整備とは(複数回答・%)

(2) 目標

組織の整備・充実、指導体制の充実・強化、選手の発掘・育成・強化、諸条件の整備などの取組を通して、国際大会や全国大会で活躍できるトップレベルの競技者を育成します。

数値目標

高校生の全国大会における上位入賞者数を、平成 32 年度までに 100 種目とする。
(基準値、平成 24 年度 90 種目)

(3) 具体的な取組

組織の整備・充実

関係競技団体や学校体育団体の組織の活性化と体制強化を推進するとともに、選手の育成方法や指導方法について、年代や競技の枠を超えて連携できる体制を整備するなど「チーム大分」としての取組を推進します。

指導体制の充実・強化

指導者の養成・確保と資質の向上を図るため、(財)公益財団法人大分県体育協会や競技団体、学校体育団体等と連携し、各種研修会の充実と公認スポーツ指導者の資格取得を推進します。

中学校・高等学校の運動部活動は競技者養成の重要な基盤となるため、各競技の強化拠点となる学校には、継続的に高い指導力を有する指導者を配置するなど、優秀な指導者がその能力を最大限に発揮できるよう、指導者の適正配置に努めます。

本県手づくり選手をはじめ競技力の向上に寄与できる優秀な人材が、本県において指

導者として活躍できるよう、関係機関等と連携し、その条件整備に努めます。

選手の発掘・育成・強化

競技スポーツ人口の増加や次代を担う子どもたちがスポーツに親しむことができる機会の拡充を図るため、競技団体や各市町村、また、総合型地域スポーツクラブや企業等と連携し、スポーツ教室やトップアスリートと触れあうことのできる体験イベント等の開催や競技人口の少ない競技において、ジュニアスポーツクラブの設立を支援します。

各競技団体や学校体育団体等と連携し、各競技の特性や選手の発達段階にあわせて一貫した指導理念に基づく指導が展開されるよう、一貫指導体制の確立と育成プログラムの普及・啓発に努めます。

公益財団法人(財)大分県体育協会と連携し、選手強化の拠点となる学校や企業、クラブチームなどを指定し、競技力向上に向けた取組を推進できる条件整備を図ります。また、国体候補選手による強化練習や強化合宿、県外遠征などの競技団体による選手強化事業を支援します。

素質のあるジュニア選手を早期に発掘できるよう、他県のタレント発掘事業の状況調査や国立スポーツ科学センター(JISS)等からの情報収集を通して、本県独自のトップアスリート発掘・育成システムの構築に努めます在り方を検討します。

諸条件の整備

選手が能力を最大限に発揮できるよう、スポーツ情報やスポーツ医・科学について、各分野の専門家と連携し、動作解析や戦略分析などの技術面をはじめ、メンタル面、栄養面、体力面、健康管理面等、競技者を総合的にサポートできる体制づくりを推進します。また、各分野での研究の成果や活用方法を広く関係者へ周知します。

公益財団法人(財)大分県体育協会や県薬剤師会等と連携し、ドーピング防止に関する研修会を開催するなど、ドーピング防止に関する啓発活動に取り組みます。

栄養や休養面については、家族の協力が重要となるため、選手の家族を対象とした栄養や休養に関する研修会を開催します。

優秀な本県出身選手が、大学卒業後県内企業に就職して、オリンピックや国民体育大会等を目指すことができる体制の整備に努めます。

活動の場づくり

1 総合型地域スポーツクラブの推進創設と育成

(1) 現状と課題

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域社会の再生において重要な意義を有するとともに、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものです。このような観点から、総合型クラブが地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらなる育成とその活動の充実を図ることが必要です。

現在、本県では、全市町村において合計42の総合型クラブが育成され、約17,000人の会員が地域の実情に応じた特色ある活動を展開しており、既に10クラブがNPO法人格を取得しています。県民の誰もが生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。そのため、本県では地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の創設・育成を推進しています。

また、本県では、総合型クラブの創設・育成を支援する「おおいた広域スポーツセンター」を県立総合体育館内に設置し、財団法人大分県体育協会、県教育委員会の三者で連携しながらクラブマネジャーの養成をはじめ、ホームページや広報誌を活用した情報提供、また、創設準備中の総合型クラブや未育成市町村への巡回指導訪問等に取り組んでいます。

今後も、総合型クラブを県内全域に定着させるためには、未育成地域での創設に加え、理念の理解、人材の発掘、拠点施設の整備、財源の確保など、様々な課題をの解決する取り組みが必要です。

さらに、スポーツ実態調査では、県民の総合型クラブに対する認知度は低いものの、身近に総合型クラブができ、良さそうであれば会員になりたいという意向を持つ県民が多いことから、本県がめざす総合型クラブを明らかにし、県と市町村の役割分担のもと、学校と連携した取組をはじめ、効果的な広報活動の実施や総合型クラブの質の向上を図る必要があります。

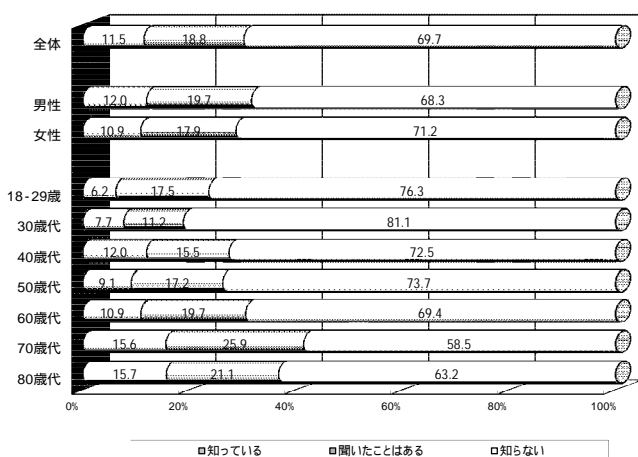


図1 総合型地域スポーツクラブの認知度 (%)

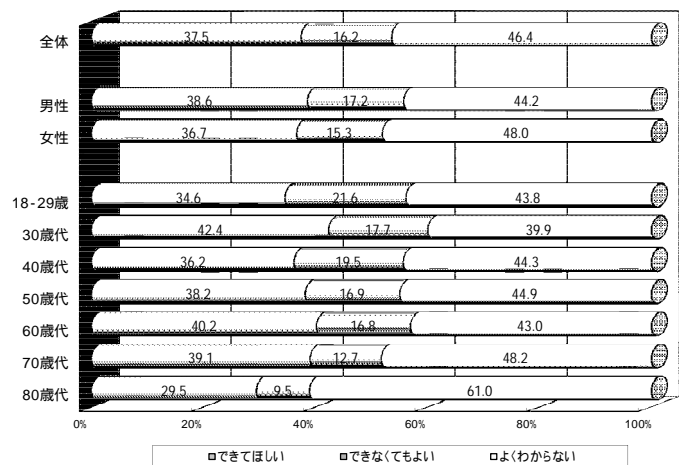


図2 総合型地域スポーツクラブの設立希望状況 (%)

(2) 目標

総合型クラブの未育成地域における新規創設や、育成された総合型クラブの活動エリアの

拡大に向けた市町村等の取り組みを支援し、総合型クラブの活動がスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核として県内全域で展開されることをめざし、地域住民の日常的なスポーツ活動の場づくりを推進します。

おおいた広域スポーツセンターの機能の充実を図るとともに、総合型クラブの育成に向けた市町村等の取組を支援し、総合型クラブをできるだけ早期に県内の全市町村に、また、将来的には中学校区程度に一つの育成をめざし、地域住民の日常的なスポーツ活動の場づくりを推進します。

数値目標

総合型クラブの会員数を、平成 32 年度までに 18,450 人とする。

(基準値：平成 25 年 15,614 人)

(3) 具体的な取組

おおいた広域スポーツセンターの機能の充実

総合型クラブの創設・育成に関する支援

クラブマネージャーや指導者等の人材の育成と活用

イベントや指導者等の多様なスポーツ情報の収集と提供

スポーツ参加機会向上に向けたイベントの総合型クラブ交流会の開催

トップレベルの競技者の育成

広域スポーツセンターの機能を有する拠点クラブ総合型クラブの育成

小中学校との連携を図るための支援「地域協育推進担当」¹の設置を推進

地域住民の多様なスポーツニーズに対応したプログラムの開発

大分県総合型クラブ連絡協議会と連携・協力したネットワークづくり

公共性の向上に向けた市町村の取組への支援

市町村がスポーツ推進振興計画を策定・改訂する際、総合型クラブの育成を計画に位置づけるよう働きかけます。また、市町村が行う総合型クラブの育成や安定的な運営に向けた地域住民への普及・啓発研修会の開催、熱意と能力のある人材の発掘、イベントやスポーツ教室の実施委託などを支援します。

総合型クラブおおいたネットワークとの連携様々な組織や機関を母体とするクラブの育成

総合型クラブの自立的運営及び経営を支援するため、総合型クラブおおいたネットワークに広域スポーツセンター機能の一部を移管するなど、一層の連携を推進します。

学校、スポーツ関係団体、地域づくり団体などの様々な組織や機関を母体とする総合型クラブの育成を推進します。

拠点施設とクラブハウスの整備・充実

総合型クラブの活動拠点となる地域の公共スポーツ施設の充実を支援するとともに、会員の交流の場となるクラブハウスの整備を促進します。なお、クラブハウスは新たに建設するほか、学校の余裕教室や既存の公共スポーツ施設の積極的な活用を促進します。

組織の充実と整備・NPO法人格の取得

総合型クラブに対し、組織の継続性、透明性を高め、地域のスポーツ振興という公益活動に一層貢献するため、特定非営利法人(NPO法人)等の法人格を取得することについて助言します。また、総合型クラブが公共スポーツ施設や公民館等の管理業務

及び指定管理者となれるよう市町村に働きかけます。

~~—1— 学校における地域の教育力の活用を推進するため、学校と地域をつなぐ役割を担っている担当者（教諭等）~~

2 ライフステージに応じたスポーツイベントの充実

(1) 現状と課題

県内各地で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果の発表の場、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツをはじめのきっかけとなる場、イベントの参加者相互や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、スポーツイベントの充実を図ることは、スポーツに親しむ県民の増加やイベントの開催を通じた地域の活性化にも寄与することが期待されます。

県では、広く県民を対象に大分県民体育大会や県民すこやかスポーツ祭を、また、主に高齢者を対象に豊の国ねんりんピック、障がい者を対象に大分県障がい者スポーツ大会を開催するなど、県民一人ひとりがそれぞれのライフステージスタイルに応じて主体的に参加できるイベントを開催しています。さらに、~~生涯を通じたスポーツ活動の振興に資することを目的に、毎年全国持ち回りで開催されている全国スポーツ・レクリエーション祭に本県代表選手を派遣しています。~~また、市町村でも校区対抗のマラソン大会や体育祭など、地域住民を対象に各種のスポーツイベントが開催されています。

イベント毎に、参加対象者や募集人数等は異なるものの、県民体育大会では市町村合併の影響等による参加者数はの一端減少後横ばいを続けています。~~また、県民すこやかスポーツ祭では参加者の年齢層の偏りが課題となっています。~~さらに、~~全国スポーツ・レクリエーション祭への選手の派遣にあたっては、参加者の固定化など参加者に関する課題があげられています。~~

そのため、さらに多くの県民が参加できるよう、スポーツイベントの実施方法や効果的な広報活動などについて検討するとともに、内容等の充実を図る必要があります。

(2) 目 標

実施方法の工夫・改善や効果的な広報活動の確立、また、環境に配慮したイベントの開催や文化イベントの同時開催など、スポーツイベントの充実と質の向上に努め、スポーツに親しむ県民の増加や地域の活性化に寄与できる活動の場づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

~~—大分県民体育大会の充実~~

少年期のスポーツイベントの充実

学校体育団体、総合型クラブ、スポーツ少年団、競技団体等と連携を図り、多様なスポーツに触れる機会の構築に努めます。

県民すこやかスポーツ祭では、子どもが気軽にスポーツを体験できる内容の検討を行い、少年期の積極的なスポーツ参加を図ります。

~~地域のアスリートが、日頃の練習の成果を発揮する場となる大分県民体育大会では、国民体育大会の動向を見ながら、その内容の充実を図ります。~~

~~—県民すこやかスポーツ祭の充実~~

青・壮年期のスポーツイベントの充実

地域のアスリートが、日頃の練習の成果を発揮する場となる大分県民体育大会では、

県内最大のスポーツイベントとして地域のスポーツ推進に貢献できるよう、地域の実情を見ながら開催の方法や選手の参加資格等の検討を行い、大会の充実・活性化に努めます。また、トップアスリートによるスポーツ教室の同時開催などにより、ジュニア選手の意識高揚につながるよう内容の充実を図ります。

県民すこやかスポーツ祭では、幅広い県民が地域で気軽にスポーツに親しむことができるよう関係団体等と連携を図り、大会数と種目数の拡大に努めます。

日常のスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表し、人々との交流の輪を広げる県民すこやかスポーツ祭では、障がいのある人を含め、幅広い県民が気軽に参加できるよう、ユニバーサルスポーツの積極的な導入など、内容の充実と種目数の拡大を図ります。また、県民がスポーツ・レクリエーション活動をはじめめるきっかけづくりの場を提供するため、当日に誰でもその場で参加できる体験型スポーツイベントの同時開催についても検討します。

—全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣

高年齢・障がい者のスポーツイベント

スポーツと文化の祭典「豊の国ねんりんピック」では、高齢者を中心とする県民の健康と生きがいの高揚を図るとともに、地域間・世代間交流を通じてふれあいと活力ある長寿社会づくりを推進します。

大分県障がい者スポーツ大会の開催や障がい者スポーツ団体の支援を通して、障がい者スポーツの普及と障がい者の社会参加を促進します。

全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣にあたっては、関係種目団体と連携し、多くの県民が参加の機会を得られるように努め、県民のスポーツ・レクリエーション活動への意欲を喚起します。

—環境に配慮したイベントの開催

会場周辺のクリーンアップ活動やゴミ分別の徹底、また、公共交通機関の活用など、自然を守り、省エネ・省資源を心がけたスポーツイベントの開催に努めます。

—芸術・文化イベント等の同時開催

スポーツイベントの質の向上を図るため、音楽や美術、また、観光などの芸術・文化イベントとの同時開催に努めます。

—豊の国ねんりんピックや大分県障がい者スポーツ大会の支援

高齢者や障がい者が主な参加対象となる豊の国ねんりんピックや大分県障がい者スポーツ大会などのイベントについて、関係機関・団体等と連携し、内容の充実が図れるよう支援します。

3 地域の特性を活かした活動の場の充実

(1) 現状と課題

自然等の地域の特性を活かしたスポーツ活動の場の充実を図ることは、県民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場の創出し、また、スポーツを通して地域の活性化に寄与する上で、大きな意義を有しています。

本県は、県土の約7割が森林で占められ、県面積の約3割が自然公園に指定されています。山あり海あり川ありの多様で豊かな自然は、国内でも有数のアウトドアスポーツのフィールドであり、本県の貴重なスポーツ資源です。

また、湧出量日本一を誇る別府温泉や国内でも有数の温泉町湯布院など、豊かな天然自然や観光資源にも恵まれた本県では、アフタースポーツも楽しむことができます。

今後は、市町村等と連携し、施設・設備の整備をはじめ、スポーツと観光とを合わせたプログラムを開発するなど、地域の特性を活かした活動の場として質の向上に取り組むとともに、県内の豊かなスポーツ資源が多くの人々に利用されるよう、広報活動の充実が必要です。

(2) 目標

市町村と連携し、地域の潜在的なスポーツ資源の発掘と関連設備の整備、また、観光資源等と組み合わせたスポーツツーリズムを推進するプログラムの開発を行うとともに、刊行物の作成やインターネット等を活用した情報提供を積極的に行い、広く県内外から多くの人々が集い、活動プレイし、交流できる活動の場づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

豊かな自然を活かしたスポーツ活動の場スポーツ環境の整備

市町村等と連携し、海・山・川などの豊かな自然を活かしたマリンスポーツやスカイスポーツ等のアウトドアスポーツ施設のフィールド、また、シャワー・トイレ・駐車場などの関連設備の整備を市町村等に働きかけます促進します。

身近で取り組めるなスポーツ活動の場環境の整備

大分川河川敷の県民トリムコースや大分スポーツ公園など県が整備を行う河川、道路、公園の遊歩道等において、自然の中で遊んだり、気軽にウォーキングやジョギング、また、自然の中で遊んだりできるよう、身近なスポーツ環境の整備に努めます。

また、公園や河川敷などを活用した身近なスポーツ活動の場の整備を市町村に働きかけます。

ウォーキングやジョギングなどが行えるよう、身近なスポーツ環境の整備に努めます。

新たなプログラムの開発

観光関係部局と連携し、各施設がスポーツツーリズム¹やグリーンツーリズム²等で活用されるよう新たなプログラムの開発を行います。

広報活動の充実とスポーツツーリズムの推進¹

県内各地の運動・スポーツ・レクリエーション施設を掲載した「大分県スポーツ・レクリエーションマップ(仮称)」の作成について検討するとともに、観光関係部局と連携し、各施設がスポーツツーリズム¹やグリーンツーリズム²等で活用されるようおおいだ広域スポーツセンターのホームページ等を活用して、積極的に情報提供を行います。

1 スポーツイベントへの参加・観戦、スポーツ関係施設の訪問などを目的とした滞在型の余暇活動

2 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

4 学校スポーツ施設資源の充実と有効活用

(1) 現状と課題

学校体育施設は、地域の最も身近なスポーツ施設であるとともに、住民の交流を生むコミュニティースペースとして重要な役割を担っています。

学校には、スポーツ施設・設備はもとより、指導者、プログラム、図書・資料等のスポーツ資源が集積されています。しかし、学校の施設は学校教育活動に使うことを主な目的とし

て整備されているため、地域のスポーツ資源として有効に活用されるよう、余裕教室を活用したクラブハウスの整備やユニバーサルデザイン¹化など、誰もが活用しやすい施設として一層の整備・充実が必要です。

また、本県の平成 26(2014)年度(平成 26年度から特別支援学校を含む)の学校体育施設は、小中学校ではほぼ 100%、県立高等学校(平成 26 年度から特別支援学校を含む)は 22.64%が地域住民に開放されています。

しかし、小中学校については、特定のスポーツ団体による利用が大部分で、新規団体の利用が困難な状況となっています。また、高等学校では、部活動での使用頻度が小中学校に比べ高いこと、生徒の通学範囲が広域であるため生徒の保護者等が気軽に利用しにくいこと、開放施設や利用方法などの情報が住民へ十分に提供されていないこと等が開放の進まない原因として考えられます。

今後は、市町村教育委員会や当該地域と連携し、ハード・ソフトの両面にわたる学校スポーツ資源の充実を図り、地域に根ざしたスポーツ活動の場として、有効な活用を図る必要があります。

- 1 年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など、人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そして、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

(2) 目 標

学校が地域のスポーツ資源として有効に活用されるよう、体育施設の整備・充実と共同利用の促進、また、学校と地域の指導者との交流を図るなど、地域住民が日常的にスポーツに取り組み、交流できる場づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

学校体育施設・設備の整備・充実

県や市町村の財政事情を考慮しながら、国の交付金や補助金等を有効に活用し、学校体育施設の整備・充実に努めます。また、既存体育施設の改修や新規に体育館などのスポーツ施設を建設する場合は、ユニバーサルデザイン等に配慮するなど、誰もが利用しやすい施設とします。

学校体育施設開放事業の推進学校体育施設の共同利用の促進

開放校では、利用者割当などの運用方法の見直しや地域住民への積極的な情報提供、また、未開放校への協力要請を行い、開放校・施設の増加を図るなど、学校体育施設の地域での共同利用を促進します。

学校と地域の指導者の交流の推進

学校と地域が連携し、高い専門性を有する教員を地域スポーツの指導者として派遣するとともに、総合型クラブ等の地域の指導者が運動部活動の指導に協力するなど、指導者の相互交流を推進します。

システムづくり

1 「みる」「ささえる」スポーツイベントの推進大規模スポーツイベントの開催

(1) 現状と課題

大規模スポーツイベントの開催は、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの魅力を広げるとともに、競技力の向上や地域の活性化にも寄与するものです。

本県では、平成 14(2002)年に日本と韓国の共同で開催された「2002 FIFA ワールドカップ™」や平成 20 年の“チャレンジ! おおいた国体”と“チャレンジ! おおいた大会”をはじめ、平成 25 年の北部九州総体などの大規模スポーツイベントを開催してきました。で、本県は九州唯一の競技会場地として、また、中津江村(現日田市)と佐伯市は出場国のキャンプ地として、世界中から注目を浴びました。特に中津江村とカメルーンの交流は大きなトピックとして取り上げられ、交流は現在でも続いています。この大会を契機に本県のサッカー人気は一層高まるとともに、サッカーを通じた国際交流の輪が広がりました。

また、“チャレンジ! おおいた国体”と“チャレンジ! おおいた大会”では、本県選手をはじめ、両大会のマスコットキャラクター「めじろん¹」おもてなしの心のこもったボランティアの活躍により、全国各地に大分の魅力をアピールすることができました。

このような、大規模スポーツイベントの開催には、競技会場の整備や競技運営に必要な財源の確保、また、関係市町村、競技団体、民間企業、報道機関等との協力体制の確立など、周到で長期的な準備が不可欠です。

そのため、これまでの大会の“チャレンジ! おおいた国体”の開催ノウハウ等を活かし、大規模大会の企画・計画・運営等を行うシステムを構築し、関係市町村や関係競技団体等と一体となった取組が必要です。

—1— 大分県の鳥「めじろ」をモチーフとした両大会のマスコット。大会終了後は大分県の応援団鳥(おうえんだんちょう)として活躍中

(2) 目 標

県民のスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、競技力の向上やスポーツを通じた地域の活性化に寄与できるよう、企画・計画・運営等を行うシステムを構築し、大規模スポーツイベントを計画的に誘致・開催します。

(3) 具体的な取組

国際大会や全国トップレベル大会の誘致

2019 年に日本で開催されるラグビーワールドカップや様々な国際大会や全国トップレベルの大会の誘致に取り組みます。また、これらの大会の誘致を契機に東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に取り組みます。中央競技団体をはじめ、本県の競技団体や市町村と連携して、サッカー日本代表戦や全国高等学校総合体育大会などの国際大会や全国トップレベルの大会の誘致に取り組みます。

日本代表や海外ナショナルチームのキャンプ企業・大学等の合宿や練習会の誘致

国体開催のノウハウと整備された施設を活用し、日本代表や海外ナショナルチームのキャンプ誘致に取り組みむとともに、国内の企業・大学等の合宿や練習会の誘致に取り組みます。

—1— 大会誘致に向けた情報の収集と発信

競技団体や市町村とのヒアリングを通して、大規模大会の誘致や開催に必要な情報を収集するとともに、スポーツ施設や宿泊施設等に関する情報を広く県内外へ発信します。

—交流機会の創出とボランティア活動の推進

民泊を実施するなど、大会関係者と地域住民との交流機会の創出に努めるとともに、スポーツボランティアの積極的な活動を推進します。

—子どもたちの観戦促進

子どもたちがトップアスリートの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるよう、キャンプや試合を行う大会を主催する関係団体等へ働きかけます。

—スポーツイベントの活用の推進

キャンプや大会の誘致に際し、地域住民との交流機会の創出を推進し、交流イベント等を通して県民がスポーツに親しむ機会を創出します。

—スポーツツーリズムの推進

会場確保や開催支援等を行うスポーツコミッションを設置し、日本代表や企業・大学等の合宿や練習会の誘致に取り組みます。

2 スポーツボランティア活動の推進

(1) 現状と課題

県民がスポーツボランティアとして活動することは、個人のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、生きがいづくりや職種、世代を超えた交流の輪の拡大にもつながることが期待されます。

“チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”では、会場案内や選手の誘導など、約15,000人のボランティアが大会運営を支えてくれました。

また、プロのサッカーやバスケットボールのゲームでも多くのボランティアが活躍しており、現在では、大会を円滑に運営する上で、ボランティアは必要不可欠な存在となっています。

平成25年度のスポーツ実態調査の結果では、過去1年間に平成18(2006)年から19(2007)年にかけての1年間でスポーツボランティア活動を行った人は、成人8.514.2%でと、内閣府調査が7.9%であることを考慮すると全国と比べても決して低くはないものの、前回調査(平成19年度)の14.2%から大きく後退しています。内閣府調査の7.9%に比べると高いことがわかりました。また、未成人の今後のボランティア活動への実施意向は「行ってみたい」「機会があれば行ってみたい」を合わせると53.253.8%で、この数字も前回調査での61.8%を下回っています。

この結果から、「2002 FIFA ワールドカップ™」、「チャレンジ！おおいた国体」・「チャレンジ！おおいた大会」により高まったスポーツボランティアへの意識は、徐々に低下しつつあると判断されます。今後、本県が希望しているラグビーワールドカップや、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ開催に向け、改めてスポーツボランティアの普及を目的とした啓発活動が必要と思われます。

しかし、そのうえで、活動意欲はあるものの具体的な活動内容や登録方法が分からない、登録しているが活動の機会に恵まれない、ボランティアを必要としている団体と活動を希望する人とのマッチングができていない等の諸課題の解決に取り組まなければなりません。があげられています。

今後は、一人でも多くの県民がスポーツボランティア活動に参加できるよう、関係部局や市町村等と連携し、希望者の登録と活動機会の提供、また、スポーツボランティアに関する研修会の開催等を行うシステムの構築が必要です。

(2) 目標

県民活動担当部局や競技団体、社会福祉協議会等と連携し、スポーツボランティアの発掘と活用や、継続した活動を支援するシステムを構築し、スポーツボランティアの志望者と、登録者数の増加とその活動の場の拡大をめざします。

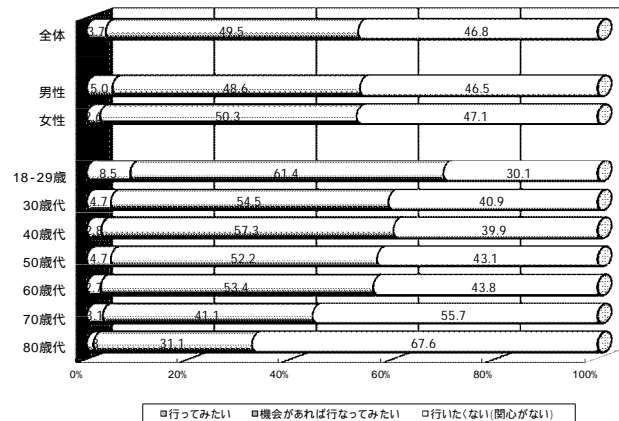
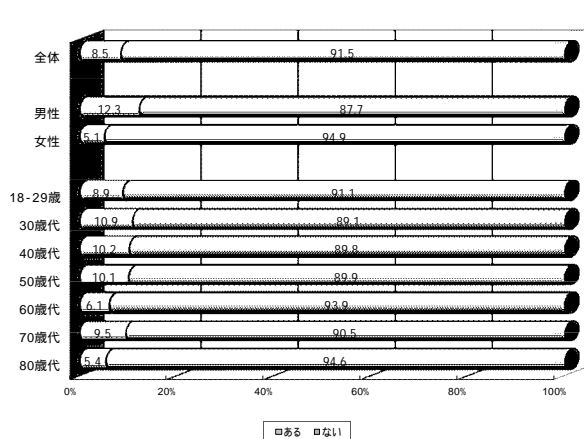


図1 スポーツにかかわるボランティア参加の状況 (%)

図2 今後のスポーツにかかわるボランティア参加意向 (%)

(3) 具体的な取組

スポーツボランティア参加者の啓発開拓と拡大

県や市町村のホームページを活用して、スポーツボランティアの活動内容や参加者の体験談等を積極的に紹介することにより、ボランティア未経験者への動機づけや意識啓発を図ります。

スポーツボランティアとして功績を称える顕彰制度の整備について検討します。

おおいた広域スポーツセンターのホームページや県・市町村の広報誌を活用して、スポーツボランティアの活動内容や募集情報等を紹介することにより、ボランティア未経験者への動機づけや意識啓発を図り、ボランティア活動への参加者を開拓・拡大します。また、スポーツ少年団等に所属する子どもたちのボランティア活動への参加を促進します。

スポーツボランティアの発掘と育成研修会の開催

スポーツボランティアに関する知識のない方や、関心はあるが経験のない方等を主なターゲットとして、スポーツボランティアの意義、活動内容やホスピタリティなどを学べる初心者向けの研修会や、スポーツ少年団や総合型クラブ、学校体育団体関係者を対象にした児童・生徒向けの研修会の開催を検討します。

スポーツボランティア活動を効果的、効率的に推進するため、スポーツ関係団体におけるスポーツボランティアへのニーズの把握に努めます。

関係団体等と連携し、ボランティア活動に必要な知識や技能等を身に付ける「スポーツボランティア研修会(仮称)」の開催に向けて検討します。

スポーツボランティアの活用ボランティアの登録

スポーツボランティア活動の推進に向け、現在、イベントの主催者やクラブの運営者

が保有しているボランティアの情報を一元的に管理するための組織の構築に向けスポーツ関係団体と協議を行います。

研修会の修了者やスポーツボランティア活動に理解と意欲がある人を登録する「大分スポーツボランティアバンク(仮称)」の設立に向けて検討します。

3 スポーツ情報の収集と提供

(1) 現状と課題

県民の多様なスポーツニーズに応えるためには、より多くの情報を収集するとともに、利用者にとってわかりやすい方法で提供できる情報提供システムの整備が必要です。

県は、教育委員会のホームページ(体育・スポーツ)において、学校体育、地域スポーツの推進、競技力向上対策の推進平成16(2004)年度から、おおいた広域スポーツセンターの設置に合わせてホームページを開設し、総合型クラブの紹介、スポーツ指導者の登録状況、イベントの開催予定などの情報を提供しています。また、市町村においては、スポーツ施設の予約状況が一目で分かり、施設に行かなくてもインターネットにより簡単に予約できるシステムを導入したり、広報誌を活用してイベントの開催予定を掲載するなど、スポーツ情報の内容や提供方法は、県や市町村によって様々です。

また、インターネットのホームページを活用して情報を提供するには、情報の定期的な更新や質の高い最新の情報を収集する必要があります。

一方、スポーツ実態調査では、県民がスポーツ情報として期待する内容や入手方法は、年齢や性別によって多様であり、中でも18歳～29歳、30歳代の大半がソーシャルネットワークサービス(以下SNS)を利用して知人や友人から高齢者の多くは、新聞や市町村の広報誌を活用してスポーツ情報を入手していることがわかりました。

そのため、県民のニーズや入手方法を踏まえたスポーツ情報の収集と提供を行うとともに県内全域の各種スポーツ情報が簡単に入手できるよう、報道機関との連携やSNSなどの多様な媒体を活用しネットワーク化を図るなど、市町村、スポーツ関係団体や民間企業等と連携したスポーツ情報提供システムの構築が必要です。

| 項目 | 全体 | 性別 | | 年齢 | | | | | | |
|-------------------------|------|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|
| | | 男性 | 女性 | 18-29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 |
| 健康・体力づくりなどの情報 | 47.0 | 44.5 | 49.4 | 29.8 | 34.6 | 40.0 | 45.6 | 57.5 | 53.8 | 53.9 |
| 新しいスポーツ、気軽にできるスポーツなどの情報 | 26.0 | 19.8 | 31.9 | 35.4 | 33.9 | 29.2 | 27.9 | 26.1 | 23.8 | 10.6 |
| スポーツ施設の案内 | 21.6 | 19.9 | 23.4 | 29.4 | 36.3 | 32.0 | 24.4 | 19.8 | 13.6 | 3.6 |
| 各種スポーツ教室の案内 | 20.6 | 15.8 | 25.3 | 19.7 | 35.5 | 30.0 | 24.8 | 21.5 | 11.4 | 5.5 |
| スポーツ行事・イベントの情報 | 19.6 | 24.7 | 14.9 | 31.5 | 29.5 | 20.5 | 25.8 | 16.6 | 12.3 | 9.4 |
| 参加できるスポーツ競技会の情報 | 15.0 | 16.7 | 13.6 | 21.5 | 21.8 | 14.8 | 17.8 | 10.9 | 14.7 | 8.3 |
| スポーツに関する医学的・科学的な情報 | 14.0 | 13.0 | 15.0 | 10.7 | 14.1 | 18.8 | 16.4 | 12.5 | 13.6 | 12.2 |
| クラブ同好会などの活動案内 | 13.2 | 13.3 | 13.2 | 21.9 | 17.5 | 12.8 | 14.6 | 16.0 | 8.4 | 4.7 |
| 各種スポーツ指導者の紹介 | 5.1 | 4.4 | 5.6 | 2.2 | 9.4 | 6.4 | 7.3 | 5.7 | 3.0 | 1.2 |
| その他 | 4.1 | 4.8 | 3.4 | 2.2 | 4.3 | 5.6 | 3.5 | 1.9 | 5.7 | 5.1 |

複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

(表1 県民が期待している運動・スポーツに関する情報 成人 (複数回答・%))

(2) 目標

県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、効果的な情報提供を行うシステムを構築し、ホームページや広報誌等の充実と情報の共有化、ネットワーク化を

めざします。

(3) 具体的な取組

スポーツ情報提供システムの構築

市町村、スポーツ関係団体、民間企業、報道各社等で組織する「スポーツ情報提供システム検討委員会（仮称）」を設置し、県民のニーズに対応したスポーツ情報提供システムを構築します。

報道機関と連携した情報提供の充実

県民のニーズに対応した最新のスポーツ情報の収集に努めるとともに、報道機関と連携し、新聞や広報誌、テレビ、やラジオ、ケーブルテレビ、広報誌やSNSなど、多様な媒体を活用した情報提供を行います。

スポーツ用品等の販売店と連携した情報提供

スポーツ用品等の販売店は、スポーツに興味・関心を持つ県民へのスポーツ情報の窓口となることが期待されることから、各種スポーツ情報の提供に努めます。

4 プロスポーツ・企業スポーツの推進振興

(1) 現状と課題

本県では、大分トリニータ（サッカー）、大分ヒートデビルズ（バスケットボール）、大分三好ヴァイセアドラー（バレーボール）、バサジィ大分（フットサル）の4チームが、日本のトップレベルのリーグに所属して活動しています。

各チームのホームゲームの開催により、我が国トップレベルの競技観戦が身近なものとなり、「みるスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着をはじめ、地元チームの活躍が地域を元気にし、また、地域がチームを支えるという相互関係ができつつあります。

また、県内の企業に所属し、各種大会で活躍している社会人の競技者やチームは、それぞれの競技を牽引する中心的な役割を担っており、本県の競技力向上においても、大きな戦力となっています。さらに、プロ・企業スポーツチームが、学校、地域、スポーツ少年団、総合型クラブ等と交流する地域貢献活動は、子どもたちに夢を与えると同時に、地域密着をめざす各チームにとっても地域との絆を深める意義ある取組となっています。です。

しかし、プロ・企業スポーツチームと学校や地域をつなぐシステムが構築されていないため、その取組はまだ十分とは言えず、ない状況です。観戦者が低位に推移している状況にあります。

(2) 目標

プロ・企業スポーツチームと学校や地域をつなぐシステムの構築など、各チームがの地域と協働できる環境整備を行い、地域がチームを支える機運を醸成し、「みるスポーツ」の定着を図るとともに、スポーツイベントの開催など企業が行う地域貢献活動を推進します。地域貢献活動を推進するとともに、本県の競技力の向上や地域の活性化に寄与する企業の社会的な評価の向上をめざします。

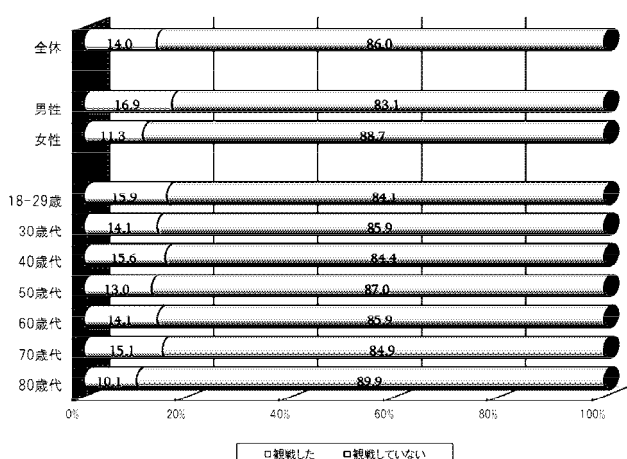


図 51 スポーツチームの試合観戦状況 (%)

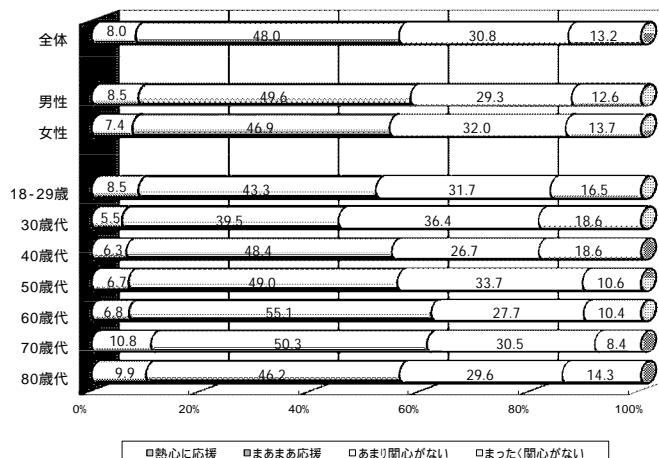


図 52 スポーツチームに対する応援度 (%)

(3) 具体的な取組

トップスポーツの推進

地域貢献活動を行うプロ・企業スポーツチームに対して、関係機関と連携・協力し、試合会場となるスポーツ施設の使用料の減免や、優先使用等の支援を行い、トップスポーツを推進します。

スポーツボランティアに関する事業を通じ、チーム運営を支えるボランティアの確保等の支援を行います。

県民のトップスポーツの観戦の推進

トップスポーツの試合誘致に積極的に取り組み、県民に様々なスポーツの観戦機会を提供するとともに、県内チームの試合日程等の広報や県民デーの開催等により観戦者の拡大を図ります。

競技力向上に向けた企業との連携・協力

県・企業・競技団体が情報交換を行うなど、連携・協力体制の構築を図り、雇用等の受け皿対策も含めた競技力向上の取組を働きかけます。

地域貢献活動の推進

関係機関と連携・協力し、県民との交流やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの指導や普及活動など、プロ・企業スポーツチームが行う取り組み地域貢献活動を推進します。

顕彰制度の設立

トップアスリートの育成や地域貢献活動の実施など、本県スポーツの振興に貢献した企業を対象とした顕彰制度の在り方について検討します。

競技力向上に向けた企業との連携・協力

県・企業・競技団体が情報交換を行うなど、連携・協力体制の構築を図り、雇用等の受け皿対策も含めた競技力向上の取組を働きかけます。

5 スポーツに関する顕彰制度の充実

(1) 現状と課題

国際大会や全国大会等で活躍する本県のアスリートの姿は、県民に希望と感動、特に子どもたちに夢と希望を与え、郷土を誇りに思う心を醸成します。これらの功績を称えるため、県賞詞などの制度を活用して、県民に広く発信しています。

(2) 目 標

国際大会等で活躍したアスリートやその指導者、またアスリートを輩出した企業等の功績を称えるとともに、県民の多様なスポーツ活動を支える個人や団体等、県民のスポーツ活動の励みとなる顕彰制度の充実に努めます。

(3) 具体的な取組

顕彰制度の充実

国際大会等で特に優秀な成績を収めたアスリートやその指導者の功績を称えるとともに、県民の多様なスポーツ活動の励みとなるよう、スポーツボランティアや障がい者スポーツの推進等に貢献する個人、団体の顕彰制度の充実に努めます。また、スポーツに関する顕彰制度の整備を市町村に働きかけます。

基 盤 づ く り

1 行政組織の連携とスポーツ関係団体の充実

(1) 現状と課題

社会状況の変化や多様化する県民のスポーツニーズに対応するには、体育・スポーツの推進振興に係る行政組織間の連携、また、健康・体力づくりや競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体の充実が不可欠です。

県は、平成 24(2012)年に行財政運営の長期的、総合的な指針となる「安心・活力・発展プラン 2005」改訂版を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、高齢者の健康・体力づくりの推進、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進、子どもの体力向上の推進やトップレベルの競技者の育成など、各種施策を推進しています。

また、「チャレンジ!おおいた国体」と「チャレンジ!おおいた大会」では、市町村との連携・協力や部局の枠を超えた取組により、多大な成果を上げることができました。

今後も、本県の体育・スポーツの推進振興施策を効果的・効率的に展開するため、関係部局の役割を明確にし、それぞれの特性を活かした横断的な連携・協力を図るとともに、競技力の向上や地域スポーツの推進など、本県スポーツ推進振興の一翼を担うスポーツ関係団体の一層の充実が必要です。

(2) 目 標

スポーツ推進振興に係る行政組織間の連携を強化し、横断的なスポーツ推進体制を整備するとともに、健康・体力づくりや競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体の充実を図り、県民の豊かなスポーツライフを支援します。

(3) 具体的な取組

横断的なスポーツ推進体制の整備

県民の健康・体力づくりやスポーツの推進振興に係る行政組織の連携・協力を一層推進するため、定期的な情報交換や会議の開催等を通して、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備します。

スポーツ関係団体の整備・充実

スポーツ関係団体と連携し、県民のスポーツ活動の一層の推進に努めます。

ア 公益財団法人大分県体育協会の充実と発展

財団法人大分県体育協会は、県内を統括する各種アマチュア競技団体、地域スポーツ団体、学校体育団体で組織され、本県スポーツの統括団体です。また、「競技力の向上」「スポーツ医・科学の研究」「スポーツ少年団の育成」「地域スポーツの振興」「総合型地域スポーツクラブの育成」など、広範にわたって事業を展開しているおり、本県スポーツ振興の中核を担う団体です。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整備・充実に、市町村や関係団体と連携して支援します。また、県内全域にわたる総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進するため、「おおいた広域スポーツセンター」との連携・協力を一層図ります。

イ 大分県障がい者体育協会への支援

障がい者スポーツの普及・振興を担う大分県障がい者体育協会に対して、関係競技団

体と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。

ウ 一大分県スポーツ推進体育指導委員協議会の充実

大分県スポーツ推進体育指導委員協議会は、スポーツ基本振興法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進体育指導委員等で組織された地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの役割実技指導に加え、総合型地域スポーツクラブの創設・育成にあたっては、地域住民と行政とを結ぶコーディネーターとしての役割が期待されています。そのため、研究大会等の開催を通してスポーツ推進体育指導委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。

エ 一学校体育団体の充実

大分県中学校体育連盟、大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校野球連盟は、学校における体育・スポーツの振興・発展を通して、生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基礎を培う観点から、総合型地域スポーツクラブと有機的に連携し、相互の機能の充実を図ります。

オ 一大分県生涯スポーツ協会の組織の拡大・強化

大分県生涯スポーツ協会は、県レクリエーション協会やニュースポーツ¹を中心とした種目団体が加盟する団体で、「県民すこやかスポーツ祭」の主管団体として活動しています。今後も同大会の充実・発展に寄与するとともに、多様化する県民のスポーツニーズを踏まえ、学校・地域のスポーツクラブ等を訪問し、実技に対応できるよう指導者の養成を行います。また、将来的には組織の自立をめざし、関係スポーツ団体の新規加盟の促進と組織の拡大・強化を図ります。

一 研究機関・や医療機関・大学との連携

スポーツ医・科学の研究成果を、競技力向上対策、スポーツの安全対策、子どもたちの発育・発達に及ぼす効果、疾病の予防対策などに活用するため、大学や学会等の研究機関・団体、また、県成人病検診センター等の医療機関との積極的な連携を図ります。

1 年齢や体力に左右されず、だれもが気軽に楽しめるとともに、ルールに弾力性があるなどの特徴を持ち、近年になって我が国で考案され、あるいは諸外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称

2 スポーツ施設の整備・充実と支援体制の整備（検討中）

（1）現状と課題

スポーツ施設の整備・充実と県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本県スポーツ推進振興の基盤として極めて重要です。

本県では、“チャレンジ！おおいた国体”と“チャレンジ！おおいた大会”の開催にあわせ、県と市町村の役割分担のもと、県内各地にスポーツ施設が整備されました。両大会終了後も、大分スポーツ公園や県立総合体育館等の県立県営スポーツ施設は、国際大会や国内トップレベルの大会が開催できる本県の中核スポーツ施設として、大きな期待が寄せられています。

そのため、県立総合体育館をはじめとする県立県営スポーツ施設は、引き続き最善の整備と効率的な管理・運営を行うとともに、長年にわたって建設が求められている県立武道館についても、具体的に構想を検討する必要があります。

また、トレーニング方法の医・科学的な調査・研究や、各種スポーツ指導者の養成などを行う各

種センターの設置など、県民のスポーツ活動を支援する体制についても検討する必要があります。

(2) 目 標

県立県営スポーツ施設の計画的な整備・充実を図るとともに、大分スポーツ公園を本県のスポーツ拠点施設として整備します。また、県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備とあわせて、本県スポーツ推進振興の基盤づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

県立県営スポーツ施設の整備・充実

県立県営スポーツ施設が、国内トップレベルの競技会場として、また、県民の日常的なスポーツ活動の場として、幅広く活用されるよう、施設・設備の整備・充実を図ります。

県立総合体育館の効率的な管理・運営

県立総合体育館の施設利用に関する事業については、指定管理者制度を導入してサービスの向上と経費の節減を図ります。なお、おおいた広域スポーツセンター事業・研修事業・調査研究事業などの中核事業については、引き続き充実に努めます。

中核施設としての県立武道館構想の検討

県立武道館については、県民のニーズに対応し、多目的に使用可能な本県の中核スポーツ施設となるよう、「県立武道館構想検討委員会(仮称)」を設置し、構想の検討と調査・研究を行います。

支援体制の整備

県民のスポーツ活動の支援体制の整備に向け、スポーツドクターや競技団体の代表等で組織する「支援体制検討委員会(仮称)」を設置し、次に示す各センター機能の在り方について、武道館構想の検討とあわせて、調査・研究を行います。

ア スポーツトレーニングセンター機能

—初心者からトップレベルの競技者まで、幅広い県民を対象とするトレーニング拠点

イ スポーツ医・科学センター機能

—トップレベルの競技者の育成・強化に必要な医・科学的分析やプログラムの開発

—スポーツ外傷・障害の予防対策、子どもの発達面におけるスポーツの効果、高齢者に適したスポーツ等の調査・研究とその成果の普及

—医療機関と連携した健康相談や運動指導の実施

ウ スポーツ情報センター機能

—インターネット等を活用した幅広いスポーツ情報の収集と提供

—国立スポーツ科学センター(JISS)、各都道府県、県内市町村等とのネットワーク化

—スポーツ医・科学等の研究成果の発信

エ スポーツアカデミーセンター機能

—教員、競技団体関係者、スポーツ指導者等を対象とした研修の実施

—指導方法やメンタルトレーニング等の調査・研究

オ 広域スポーツセンター機能

—総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援

—クラブ間のネットワークづくりの推進

3 スポーツ推進振興のための財政基盤の確立

(1) 現状と課題

スポーツ施設の整備・充実をはじめ、競技力向上対策事業の推進、大規模スポーツイベントの開催など、本計画に掲げる各種施策を推進するには、独自の財源確保をはじめとする財政基盤の確立が不可欠です。

県では、会場使用料など、個人がスポーツを行うための直接的な経費については、受益者負担を原則としていますが、その活動が社会的な意義を有し、社会的な利益を生み出すものについては、予算措置以外にも国やスポーツ振興くじ(toto)の補助金を活用するなど、多様な財源確保に取り組んでいます。

また、平成25年度全国高等学校総合体育大会では、大会の周知と開催機運の醸成を図るとともに、円滑な開催に資するため、幅広い協力を得て「2013北部九州総体OITA募金」、「2013北部九州総体OITA企業協賛」を実施することができました。「チャレンジ！おおいた国体」と「チャレンジ！おおいた大会」では、両大会の周知と開催機運の醸成を図るとともに、円滑な開催に資するため、県内外の幅広い協力を得て、「チャレンジ！おおいた国体・おおいた大会募金(愛称:めじろん募金)」を実施することができました。

日本経済の低迷、県予算の厳しい財政事情など、不安定な社会状況が続く中、三位一体改革の影響や景気の減速感の高まりなど、社会の状況が急激に変化する中、本計画に掲げる施策を長期的・安定的に推進するには、県と市町村が、それぞれの役割を踏まえ所要の財政上の措置を講じていく必要があります。

(2) 目 標

本県スポーツの推進に不可欠な財政基盤を確立し、限られた財源を適切かつ有効に活用します。

(3) 具体的な取組

協賛企業とのパートナーシップの創出

__協賛企業とのパートナーシップの創出に取り組むとともに、スポーツ振興のためのサポーター制度等、新たな支援システムの必要性等について検討します。

財源確保に向けた具体的な取組の検討

__市町村や競技団体等と連携・協力のもと、収益金の使途や目的を明確にした自動販売機の設置などの具体的な取組について検討するとともに、各種メディアを通して県民の理解と協力を求めます。

助成事業等の積極的な活用

__スポーツ振興くじ(toto)の助成事業をはじめ、スポーツ振興財団が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関やスポーツ関係団体へ提供し、積極的な活用を推進します。

効果的な施策の実施と市町村の取組みの促進

__限られた予算を最大限有効に活用するため、施策の選択と集中を行うとともに、コスト削減に取り組む、効果的な施策の実施を図ります。また、県と市町村の役割分担のもと、スポーツ振興のための財政基盤の確立に向けた市町村の取組を促進します。

まとめにかえて